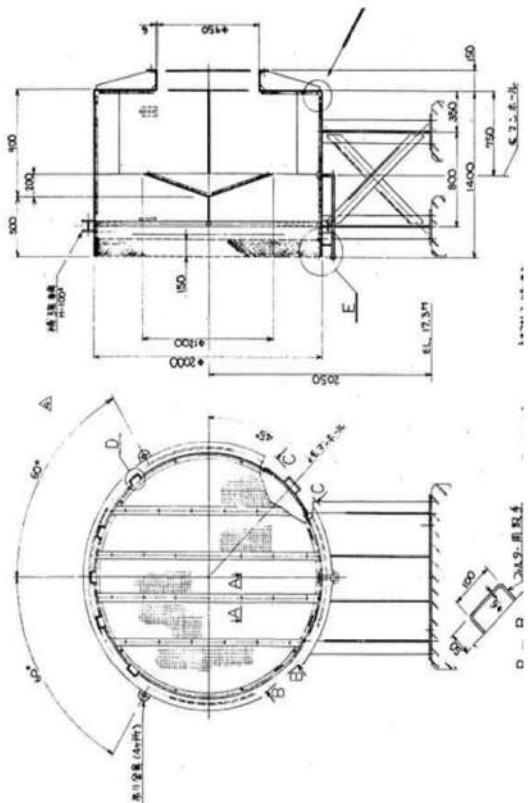


泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉



以上

女川原子力発電所2号炉



図2 バグフィルタ閉塞試験の結果

表2に吸気バグフィルタ閉塞までの保持容量の比較を示す。吸気バグフィルタの閉塞までの灰捕集容量は設計値である粉塵保持容量g/枚に対して□倍程度となった。

なお、本試験は現在継続中であり、今後実施予定の試験等についても適切に対応していく。

表2 吸気バグフィルタ閉塞までの保持容量の比較

	粉塵保持容量 ^{※1} (g/枚)	降下火砕物による 試験結果に基づく 灰捕集容量
① バグフィルタ ダスト保持容量 (g/枚)	□	□
② バグフィルタ 1枚あたりの定格 風量 (m ³ /h)	□	□
③ 降下火砕物の大気中濃度 (g/m ³)		2.7

※1：定格風量で最終圧力損失に達した時点においてバグフィルタが保持している粉塵量の設計値。（試験用粉体は換気エアフィルタユニットの性能試験方法（JIS B 9908）で用いられる、JIS Z 8901の試験粉体1～15種を使用）

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません

2. バグフィルタの閉塞に対する対応

非常用ディーゼル発電機の吸気バグフィルタは1系統あたり最大で48枚で構成されており、バグフィルタの取替え又は清掃に複雑な作業の必要はない。

ただし、参考濃度を想定した場合には取替え又は清掃時のバグフィルタの重量が通常時よりも重くなることで、時間や要員が多く必要になると考えられるため、取替え又は清掃に要する要員及び手順については、これらの結果を踏まえて今後検討を行うこととする。非常用ディーゼル発電機のバグフィルタの写真を図3に示す。

なお、今後実施予定の試験等についても適切に対応に反映していく。

泊発電所 3号炉

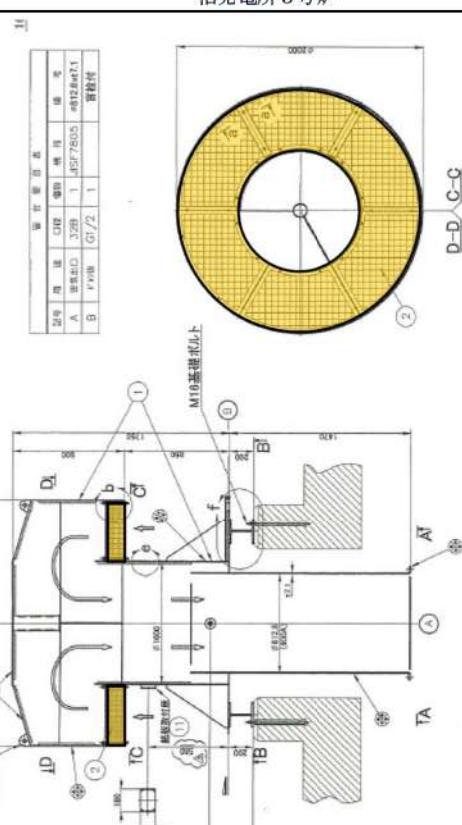


図2 ディーゼル発電機の吸気口

以上

相違理由

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

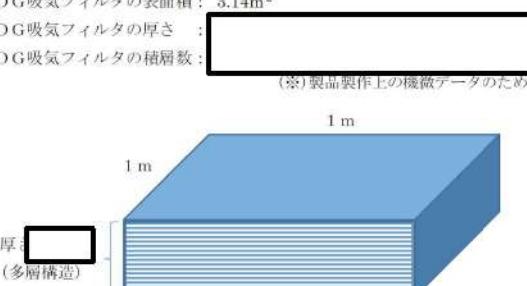
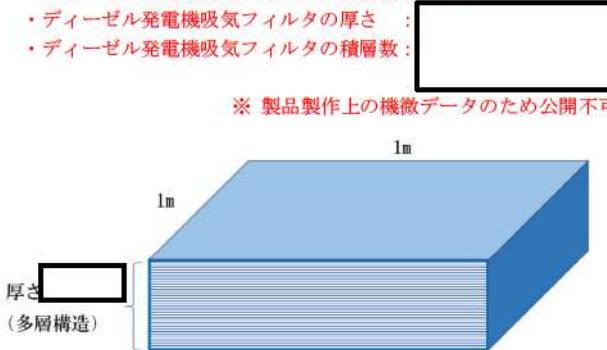
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>(バグフィルタ入口側)</p>  <p>(バグフィルタ出口側)</p> <p>図3 非常用ディーゼル発電機のバグフィルタ</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>		

参考資料

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>DG発電機吸気フィルタの火山灰捕集容量（捕集量）の算定方法について</p> <p>1. DG発電機吸気フィルタ火山灰捕集容量：1,000g/m²の算定方法</p> <p>DG吸気フィルタは鋼線を格子状に編み込んだフィルタが多層に積層された構造（図「DG吸気フィルタの多層構造（概念図）」参照）をしており、本フィルタの仕様は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> DG吸気フィルタの空間率：98.2%（フィルタメーカーのカタログ値） DG吸気フィルタの表面積：3.14m² DG吸気フィルタの厚さ：[REDACTED] DG吸気フィルタの積層数：[REDACTED] (※) 製品製作上の機微データのため公開不可  <p>図 DG吸気フィルタの多層構造（概念図）</p> <p>なお、本フィルタについて、火山灰の捕集容量に係る性能規定値等がないため、上記の仕様を用いて、以下の通り、単位面積当たりの火山灰捕集容量を試算し設定している。</p> <p>(1) 単位面積当たりのDG吸気フィルタの空間量 (m³/m²) [REDACTED]</p> <p>(2) 単位面積当たりのフィルタ灰捕集容量 (g/m²) 火山灰の捕集容量の想定に当たり、厚さ[REDACTED]のフィルタの全ての空間に火山灰が取り込まれたと想定すると、添付六記載の火山灰の最低密度 0.7g/cm³より、灰捕集容量は次の通りとなる。 [REDACTED]</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p>		<p>参考資料 ディーゼル発電機吸気フィルタの火山灰捕集容量（捕集量）の算定方法について</p> <p>1. ディーゼル発電機吸気フィルタ火山灰捕集容量：1,000g/m²の算定方法</p> <p>ディーゼル発電機吸気フィルタは鋼線を格子状に編み込んだフィルタが多層に積層された構造（図3「ディーゼル発電機吸気フィルタの多層構造（概念図）」参照）をしており、本フィルタの仕様は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機吸気フィルタの空間率：98.2%（フィルタメーカーのカタログ値） ディーゼル発電機吸気フィルタの表面積：2.3m² ディーゼル発電機吸気フィルタの厚さ：[REDACTED] ディーゼル発電機吸気フィルタの積層数：[REDACTED] (※) 製品製作上の機微データのため公開不可  <p>図3 ディーゼル発電機吸気フィルタの多層構造（概念図）</p> <p>なお、本フィルタについて、火山灰の捕集容量に係る性能規定値等がないため、上記の仕様を用いて、以下の通り、単位面積当たりの火山灰捕集容量を試算し設定している。</p> <p>(1) 単位面積当たりのディーゼル吸気フィルタの空間量 (m³/m²) [REDACTED]</p> <p>(2) 単位面積当たりのフィルタ灰捕集容量 (g/m²) 火山灰の捕集容量の想定に当たり、厚さ[REDACTED]のフィルタのすべての空間に火山灰が取り込まれたと想定すると、添付六記載の火山灰の最低密度●g/cm³より、火山灰捕集容量は次の通りとなる。 [REDACTED]</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p> <p>【上記●については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・泊は火山灰フィルタを設置する方針をしているため、バグフィルタの評価は行っていない</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

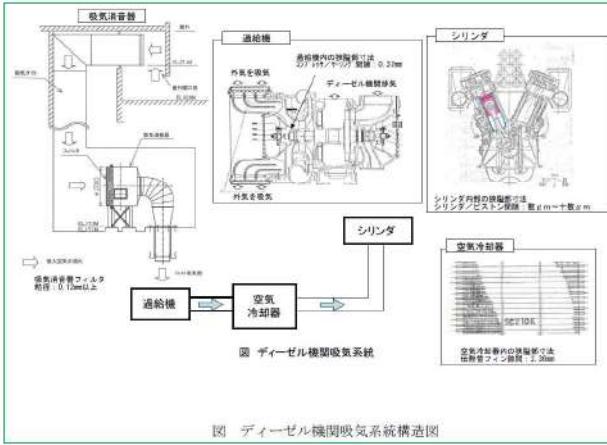
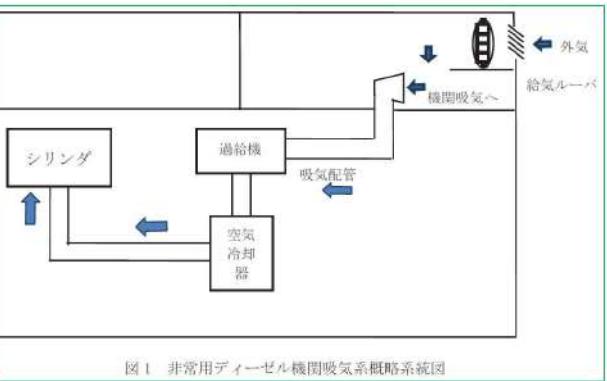
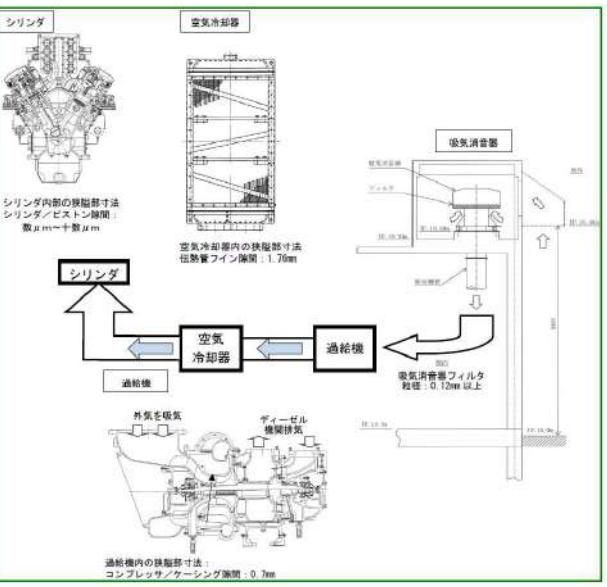
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p>しかしながら、理想的に全ての空間に火山灰が捕集されるとは考えにくいことから、ここでは、保守的に、多層フィルタのうち、表層1層目だけに灰の捕集が期待されるものと想定し、以下の通りフィルタの灰捕集容量を試算し設定している。</p> <p>①単位面積当たりの表層のフィルタ1層分の空間量 (m^3/m^2) [REDACTED]</p> <p>②単位面積当たりの表層のフィルタ1層分による灰捕集容量 (m^3/m^2) 火山灰の最低密度 0.7g/cm^3 より、灰捕集容量は次の通りとなる。 [REDACTED] (約 $1,000\text{g/m}^2$)</p> <p>この捕集容量を「ディーゼル発電機の吸気フィルタの閉塞時間の試算」に用いる火山灰の捕集容量として設定し、DG吸気フィルタの閉塞時間の試算を行っている。</p> <p>2. DGフィルタでのダスト捕集量：3,140g の算定方法</p> <p>DG吸気フィルタでのダスト捕集量は、前述の1.で設定した火山灰の捕集容量 $1,000\text{g/m}^2$ より、以下の通りDG吸気フィルタの表面積 3.14m^2 を乗じて算出している。 • DGフィルタでのダスト（火山灰）捕集量：$1,000\text{g/m}^2 \times 3.14\text{m}^2 = 3,140\text{g}$</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>しかしながら、理想的にすべての空間に火山灰が捕集されるとは考えにくいことから、ここでは、保守的に、多層フィルタのうち、表層1層目だけに灰の捕集が期待されるものと想定し、以下の通りフィルタの灰捕集容量を試算し設定している。</p> <p>①単位面積当たりの表層のフィルタ1層分の空間量 (m^3/m^2) [REDACTED]</p> <p>②単位面積当たりの表層のフィルタ1層分による灰捕集容量 (m^3/m^2) 火山灰の最低密度 ● 0.7g/cm^3 より、火山灰捕集容量は次の通りとなる。 [REDACTED] (約 $1,000\text{g/m}^2$)</p> <p>この捕集容量を「ディーゼル発電機の吸気フィルタの閉塞時間の試算」に用いる火山灰の捕集容量として設定し、ディーゼル発電機吸気フィルタの閉塞時間の試算を行っている。</p> <p>2. ディーゼル発電機吸気フィルタでのダスト捕集量：2,300g の算定方法</p> <p>ディーゼル発電機吸気フィルタでのダスト捕集量は、前述の1.で設定した火山灰の捕集容量 $1,000\text{g/m}^2$ より、以下の通りディーゼル発電機吸気フィルタの表面積 2.3m^2 を乗じて算出している。 • ディーゼル発電機吸気フィルタでのダスト（火山灰）捕集量：$1,000\text{g/m}^2 \times 2.3\text{m}^2 = 2,300\text{g}$</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p> <p>【上記●については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>しかしながら、理想的にすべての空間に火山灰が捕集されるとは考えにくいことから、ここでは、保守的に、多層フィルタのうち、表層1層目だけに灰の捕集が期待されるものと想定し、以下の通りフィルタの灰捕集容量を試算し設定している。</p> <p>①単位面積当たりの表層のフィルタ1層分の空間量 (m^3/m^2) [REDACTED]</p> <p>②単位面積当たりの表層のフィルタ1層分による灰捕集容量 (m^3/m^2) 火山灰の最低密度 ● 0.7g/cm^3 より、火山灰捕集容量は次の通りとなる。 [REDACTED] (約 $1,000\text{g/m}^2$)</p> <p>この捕集容量を「ディーゼル発電機の吸気フィルタの閉塞時間の試算」に用いる火山灰の捕集容量として設定し、ディーゼル発電機吸気フィルタの閉塞時間の試算を行っている。</p> <p>2. ディーゼル発電機吸気フィルタでのダスト捕集量：2,300g の算定方法</p> <p>ディーゼル発電機吸気フィルタでのダスト捕集量は、前述の1.で設定した火山灰の捕集容量 $1,000\text{g/m}^2$ より、以下の通りディーゼル発電機吸気フィルタの表面積 2.3m^2 を乗じて算出している。 • ディーゼル発電機吸気フィルタでのダスト（火山灰）捕集量：$1,000\text{g/m}^2 \times 2.3\text{m}^2 = 2,300\text{g}$</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p> <p>【上記●については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料-9 9. 火山灰侵入によるディーゼル機関空気冷却器への影響について</p> <p>ディーゼル機関空気冷却器への火山灰による冷却機能への影響について以下に示す。</p> <p>ディーゼル機関の吸気系統の構造は以下のようになっており、吸気消音器から給気された大気中の火山灰がフィルタや過給機を経て一部空気冷却器に侵入し、空気冷却器を通過する際に、仮に冷却器内が結露していた場合、伝熱管に火山灰が付着し冷却機能へ影響を及ぼす可能性があるが、空気冷却器出口温度は、吸入空気の温度（外気温度）より常に高い状態で運転されるため冷却器は結露することはなく、火山灰の付着による冷却機能への影響はない。</p>  <p>図 ディーゼル機関吸気系統構造図</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>補足資料-6 降下火碎物の侵入による非常用ディーゼル機関空気冷却器への影響について</p> <p>非常用ディーゼル機関空気冷却器への降下火碎物による冷却機能への影響について以下に示す。</p> <p>非常用ディーゼル機関の吸気系統の構造は以下のようになっており、給気ルーバから給気された大気中の降下火碎物がフィルタや過給機を経て一部空気冷却器に侵入し、空気冷却器を通過する際に、仮に冷却器内が結露していた場合、伝熱管に降下火碎物が付着し冷却機能へ影響を及ぼす可能性があるが、空気冷却器出口温度は、吸入空気の温度（外気温度）より常に高い状態で運転されるため冷却器は結露することはなく、降下火碎物の付着による冷却機能への影響はない。図1に非常用ディーゼル機関吸気系の概略系統図を示す。</p>  <p>図1 非常用ディーゼル機関吸気系概略系統図</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>補足資料-6 降下火碎物の侵入によるディーゼル発電機空気冷却器への影響について</p> <p>ディーゼル発電機空気冷却器への降下火碎物による冷却機能への影響について以下に示す。</p> <p>ディーゼル機関の吸気系統の構造は以下のようになっており、給気ガラリから給気された大気中の降下火碎物がフィルタや過給機を経て一部空気冷却器に侵入し、空気冷却器を通過する際に、仮に冷却器内が結露していた場合、伝熱管に降下火碎物が付着し冷却機能へ影響を及ぼす可能性があるが、空気冷却器出口温度は、吸入空気の温度（外気温度）より常に高い状態で運転されるため冷却器は結露することはなく、降下火碎物の付着による冷却機能への影響はない。図1にディーゼル機関吸気系の概略系統図を示す。</p>  <p>図1 ディーゼル機関吸気系概略系統図</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・名称の相違</p> <p>【大飯、女川】記載表現の相違 ・ディーゼル機関の吸気系統に相違はない</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p style="text-align: center;">補足資料-7 降下火碎物の侵入による潤滑油への影響について</p> <p>降下火碎物が、非常用ディーゼル発電機吸気口上流に設置されているバグフィルタを通過し、燃焼用空気とともに機関内に取り込まれ、潤滑油へ混入する場合を想定し、潤滑油に降下火碎物を混入させた状態での潤滑油の成分分析を実施した結果を以下に示す。</p> <p>1. 試験概要 非常用ディーゼル発電機に使用しているものと同様の潤滑油 (マリンT103) に降下火碎物を混入・攪拌させ、間接的影響で期待される運転期間である7日間保管した後、粘性等の成分分析を実施した。</p> <p>2. 試験条件 (1) 潤滑油中の降下火碎物濃度 想定される潤滑油中の降下火碎物の濃度は、表1より [] g/l となるが、本試験においては保守的に降下火碎物の濃度を [] g/l とした。 また、潤滑油中の降下火碎物の濃度依存性を確認するため、参考に [] g/l の降下火碎物の濃度においても試験を実施した。</p> <p style="text-align: center;">表1 想定される潤滑油中の降下火碎物濃度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①非常用ディーゼル発電機の吸気用として外気取込口から取込まれる降下火碎物の総量(g) =a×b×c</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>a. 非常用ディーゼル発電機の吸気風量(m³/h)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>b. 気中降下火碎物算定期に仮定する降灰堆積時間(h)</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>c. 火山影響評価ガイドに定める手法で算定した気中降下火碎物濃度(g/m³)^{※1}</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>②非常用ディーゼル発電機(機関)に取込まれる降下火碎物(g) =①×(100-d)/100×e/100</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>d. 非常用換気空調系のバグフィルタの除去効率(%)</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>e. 非常用換気空調系のバグフィルタを通過する降下火碎物の粒径割合(%)^{※2}</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>③非常用ディーゼル発電機潤滑油系の潤滑油量(l)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>④潤滑油中の降下火碎物濃度(g/l) =②÷③</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 降下火碎物の大気中濃度は、評価対象火山の一つである鳴子カルデラに対して、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」に示される気中降下火碎物濃度を数値シミュレーションにより推定する手法に基づき、算出される値2.7g/m³を用いた。 ※2: 2μm以下の降下火碎物の割合。</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</p> <p>(2) 粒径 混入させる降下火碎物の粒径は、原子炉補機室換気空調系のバグフィルタ (粒径約2μmに対し80%以上を捕獲する性能) を通過した際に想定される2μm程度とする。</p>		非常用ディーゼル発電機	①非常用ディーゼル発電機の吸気用として外気取込口から取込まれる降下火碎物の総量(g) =a×b×c	[]	a. 非常用ディーゼル発電機の吸気風量(m ³ /h)	[]	b. 気中降下火碎物算定期に仮定する降灰堆積時間(h)	24	c. 火山影響評価ガイドに定める手法で算定した気中降下火碎物濃度(g/m ³) ^{※1}	2.7	②非常用ディーゼル発電機(機関)に取込まれる降下火碎物(g) =①×(100-d)/100×e/100	[]	d. 非常用換気空調系のバグフィルタの除去効率(%)	80	e. 非常用換気空調系のバグフィルタを通過する降下火碎物の粒径割合(%) ^{※2}	[]	③非常用ディーゼル発電機潤滑油系の潤滑油量(l)	[]	④潤滑油中の降下火碎物濃度(g/l) =②÷③	[]	<p style="text-align: center;">補足資料-7 降下火碎物の侵入による潤滑油への影響について</p> <p>降下火碎物が、ディーゼル発電機吸気口上流に気中降下火碎物対策として設置する火山灰フィルタを通過し、燃焼用空気とともに機関内に取り込まれ、潤滑油へ混入する場合を想定し、潤滑油に降下火碎物を混入させた状態での潤滑油の成分分析を実施した結果を以下に示す。</p> <p>1. 試験概要 ディーゼル発電機に使用しているものと同様の潤滑油 (マリンT104) に降下火碎物を混入・攪拌させ、間接的影響で期待される運転期間である7日間保管した後、粘性等の成分分析を実施した。</p> <p>2. 試験条件 (1) 潤滑油中の降下火碎物濃度</p> <p style="text-align: right;">追而【地震津波側審査の反映】 (影響評価(層厚、密度及び粒径)に関する事項については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p> <p>(2) 粒径</p> <p style="text-align: right;">追而【地震津波側審査の反映】 (影響評価(層厚、密度及び粒径)に関する事項については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p>	<p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は気中降下火碎物対策として火山灰フィルタを設置する方針をしている</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違による使用する潤滑油の相違</p>
	非常用ディーゼル発電機																						
①非常用ディーゼル発電機の吸気用として外気取込口から取込まれる降下火碎物の総量(g) =a×b×c	[]																						
a. 非常用ディーゼル発電機の吸気風量(m ³ /h)	[]																						
b. 気中降下火碎物算定期に仮定する降灰堆積時間(h)	24																						
c. 火山影響評価ガイドに定める手法で算定した気中降下火碎物濃度(g/m ³) ^{※1}	2.7																						
②非常用ディーゼル発電機(機関)に取込まれる降下火碎物(g) =①×(100-d)/100×e/100	[]																						
d. 非常用換気空調系のバグフィルタの除去効率(%)	80																						
e. 非常用換気空調系のバグフィルタを通過する降下火碎物の粒径割合(%) ^{※2}	[]																						
③非常用ディーゼル発電機潤滑油系の潤滑油量(l)	[]																						
④潤滑油中の降下火碎物濃度(g/l) =②÷③	[]																						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、$2\mu\text{m}$程度は、潤滑油に有意な影響を与える非常用ディーゼル発電機の機関付メッシュ寸法 ($30\mu\text{m}$)と比べて十分小さいため本試験においても降下火砕物の粒径分布は設定しない。</p> <p>(3) 潤滑油温度 潤滑油の温度は、非常用ディーゼル発電機の運転時における潤滑油の最高温度である□とする。 非常用ディーゼル発電機の運転時における潤滑油の状況を考慮し、降下火砕物を潤滑油に混入させた後の保管期間(7日間)中は、潤滑油の温度を上記温度に保つとともに、定期的に攪拌を実施した。</p> <p>3. 試験項目及び判定基準等 降下火砕物が混入した際の潤滑油の粘性等への影響を確認する観点から、表2の試験項目について分析を実施した。 補足資料-2より、降下火砕物の影響としては、その粒子による機械的影響(閉塞等)や水に濡れると酸性を呈することによる化学的影响(腐食等)が想定される。そのため、表2の試験項目は、降下火砕物(酸性の可能性がある物質)が混入した場合における塩基価を確認することとした。 また、表2の試験項目については、非常用ディーゼル発電機の分解点検の際にも確認している項目であり、判定基準については分解点検の基準と同様とした。なお、各試験項目における分析方法については、JIS規格等に定まるそれぞれの方法にて実施した。 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</p>	<p>追而【地震津波側審査の反映】 (影響評価(層厚、密度及び粒径)に関する事項については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p> <p>(3) 潤滑油温度 潤滑油の温度は、ディーゼル発電機の運転時における潤滑油の最高温度である□とする。 ディーゼル発電機の運転時における潤滑油の状況を考慮し、降下火砕物を潤滑油に混入させた後の保管期間(7日間)中は、潤滑油の温度を上記温度に保つとともに、定期的に攪拌を実施した。</p> <p>3. 試験項目及び判定基準等 降下火砕物が混入した際の潤滑油の粘性等への影響を確認する観点から、表2の試験項目について分析を実施した。 補足資料-2より、降下火砕物の影響としては、その粒子による機械的影響(閉塞等)や水に濡れると酸性を呈することによる化学的影响(腐食等)が想定される。そのため、表2の試験項目は、降下火砕物(酸性の可能性がある物質)が混入した場合における塩基価を確認することとした。 また、表2の試験項目については、ディーゼル発電機の分解点検の際にも確認している項目であり、判定基準については分解点検の基準と同様とした。なお、各試験項目における分析方法については、JIS規格等に定まるそれぞれの方法にて実施した。 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</p>	<p>【女川】 設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違 による潤滑油の最高温度</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表2 測定項目及び判定基準</caption> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">測定項目</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">測定理由</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">判定基準</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">引火点・閃 光点度 (40°C)</td> <td style="padding: 5px;">本項目は1周潤滑油栓部に熱影響する直面ではな いが、自動給油装置の安全装置面で着火を要規避さ れ、自動給油装置が直面でできるかとより、測定した 日であるため規避した。熱伝導が低いため、温度度の異 常な付帯、熱伝導不足等の原因となり、熱伝導が低す るため熱伝導不足による異常停機が発生するこ とから規定した。</td> <td style="padding: 5px;">(JIS K2251) 引火点測定器を用いて、試料の引火 点を測定する。 (JIS K2253) 熱計を用いて、JCHの熱粘度を測 定する。</td> <td style="padding: 5px;">(JIS K2251) 引火点測定器を用いて、試料の引火 点を測定する。 (JIS K2253) 熱計を用いて、JCHの熱粘度を測 定する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水分 (蒸留法)</td> <td style="padding: 5px;">本は既往の既往となるとともに、潤滑油の変化を 促進させ、潤滑切れによる潤滑不良を起すことから 規定した。</td> <td style="padding: 5px;">(JST 8993) 試験管に潤滑油と水を混入して、ガラス管熱と 電気加熱器を用いて、電気加熱器と 電気加熱器を交互に切換えて、これに付随する液 体の蒸発量との関係を作図しめる。</td> <td style="padding: 5px;">(JST 8993) 試験管に溶剤と、ガラス管熱と 電気加熱器を交互に切換えて、これに付随する液 体の蒸発量との関係を作図しめる。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">塗装面</td> <td style="padding: 5px;">塗装面は潤滑油中に混入する潤滑油量を抑制する ために添加されている塗装成分を把握すること から規定した。</td> <td style="padding: 5px;">(JST 8993) 溶剤の不溶分が増加すると粘度の上昇、潤滑油基 本の活性度の悪化、フィルタ目盛り等を起こすこ とから規定した。</td> <td style="padding: 5px;">(JST 8993) 溶剤の不溶分が増加すると粘度の上昇、潤滑油基 本の活性度の悪化、フィルタ目盛り等を起こすこ とから規定した。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ベンソン不溶分 (A付)</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">(A付)</td> <td style="padding: 5px;">(A付)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">トルソン不溶分 (A付)</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">(A付)</td> <td style="padding: 5px;">(A付)</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定理由	判定基準	試験方法	引火点・閃 光点度 (40°C)	本項目は1周潤滑油栓部に熱影響する直面ではな いが、自動給油装置の安全装置面で着火を要規避さ れ、自動給油装置が直面でできるかとより、測定した 日であるため規避した。熱伝導が低いため、温度度の異 常な付帯、熱伝導不足等の原因となり、熱伝導が低す るため熱伝導不足による異常停機が発生するこ とから規定した。	(JIS K2251) 引火点測定器を用いて、試料の引火 点を測定する。 (JIS K2253) 熱計を用いて、JCHの熱粘度を測 定する。	(JIS K2251) 引火点測定器を用いて、試料の引火 点を測定する。 (JIS K2253) 熱計を用いて、JCHの熱粘度を測 定する。	水分 (蒸留法)	本は既往の既往となるとともに、潤滑油の変化を 促進させ、潤滑切れによる潤滑不良を起すことから 規定した。	(JST 8993) 試験管に潤滑油と水を混入して、ガラス管熱と 電気加熱器を用いて、電気加熱器と 電気加熱器を交互に切換えて、これに付随する液 体の蒸発量との関係を作図しめる。	(JST 8993) 試験管に溶剤と、ガラス管熱と 電気加熱器を交互に切換えて、これに付随する液 体の蒸発量との関係を作図しめる。	塗装面	塗装面は潤滑油中に混入する潤滑油量を抑制する ために添加されている塗装成分を把握すること から規定した。	(JST 8993) 溶剤の不溶分が増加すると粘度の上昇、潤滑油基 本の活性度の悪化、フィルタ目盛り等を起こすこ とから規定した。	(JST 8993) 溶剤の不溶分が増加すると粘度の上昇、潤滑油基 本の活性度の悪化、フィルタ目盛り等を起こすこ とから規定した。	ベンソン不溶分 (A付)		(A付)	(A付)	トルソン不溶分 (A付)		(A付)	(A付)	
測定項目	測定理由	判定基準	試験方法																							
引火点・閃 光点度 (40°C)	本項目は1周潤滑油栓部に熱影響する直面ではな いが、自動給油装置の安全装置面で着火を要規避さ れ、自動給油装置が直面でできるかとより、測定した 日であるため規避した。熱伝導が低いため、温度度の異 常な付帯、熱伝導不足等の原因となり、熱伝導が低す るため熱伝導不足による異常停機が発生するこ とから規定した。	(JIS K2251) 引火点測定器を用いて、試料の引火 点を測定する。 (JIS K2253) 熱計を用いて、JCHの熱粘度を測 定する。	(JIS K2251) 引火点測定器を用いて、試料の引火 点を測定する。 (JIS K2253) 熱計を用いて、JCHの熱粘度を測 定する。																							
水分 (蒸留法)	本は既往の既往となるとともに、潤滑油の変化を 促進させ、潤滑切れによる潤滑不良を起すことから 規定した。	(JST 8993) 試験管に潤滑油と水を混入して、ガラス管熱と 電気加熱器を用いて、電気加熱器と 電気加熱器を交互に切換えて、これに付随する液 体の蒸発量との関係を作図しめる。	(JST 8993) 試験管に溶剤と、ガラス管熱と 電気加熱器を交互に切換えて、これに付随する液 体の蒸発量との関係を作図しめる。																							
塗装面	塗装面は潤滑油中に混入する潤滑油量を抑制する ために添加されている塗装成分を把握すること から規定した。	(JST 8993) 溶剤の不溶分が増加すると粘度の上昇、潤滑油基 本の活性度の悪化、フィルタ目盛り等を起こすこ とから規定した。	(JST 8993) 溶剤の不溶分が増加すると粘度の上昇、潤滑油基 本の活性度の悪化、フィルタ目盛り等を起こすこ とから規定した。																							
ベンソン不溶分 (A付)		(A付)	(A付)																							
トルソン不溶分 (A付)		(A付)	(A付)																							

4. 試験結果

以下の表3のとおり、各試験項目における判定基準を満足していることから、潤滑油の各性状に影響がないことを確認した。

なお、降下火碎物が潤滑油に混入した際の影響の度合いは、降下火碎物の給源や非常用ディーゼル発電機の運転状態（非常用ディーゼル発電機が運転している状態においては、潤滑油に運転圧が加わる）によって異なる可能性があるが、系統内において常にその運転圧が加わることがないこと、また、想定される潤滑油中の降下火碎物の濃度より保守的な条件で実施した本試験においても潤滑油の性状に有意な変化がなかったことから、想定される降下火碎物の濃度に対して、非常用ディーゼル発電機の機能に影響はないと判断した。

追而【地震津波側審査の反映】
 (影響評価（層厚、密度及び粒径）に関する事項については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)

4. 試験結果

追而【地震津波側審査の反映】
 (影響評価（層厚、密度及び粒径）に関する事項については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>表3 調滑油の成分分析結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験結果</th> <th>代表性状</th> <th>判定基準^{※1}</th> <th>試験結果^{※2}</th> <th>判定</th> <th>参考^{※3}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点[℃]</td> <td>258</td> <td>208 以上</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動粘度 [mm²/s]</td> <td>97.9</td> <td>122 以下</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水分 [%]</td> <td>-</td> <td>0.5 以下</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基価[mgKOH/g]</td> <td>13</td> <td>6 以上</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンタン不溶[%]</td> <td>-</td> <td>5 以下</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 引火点及び動粘度については、構内に保管してある新油を基準値とするが、今後データ採取をする計画であるため、今回の比較では代表性状（カタログ値）を参照した。</p> <p>※ 2 引火点の試験結果が代表性状に比べて低い値となっているのは、代表性状を確認するため新油に対して実施される試験方法「C.O.C法」に比べ、今回実施した「P.M法（分解点検等の際に実施される）」では、引火点が測定値より10～20度程度低く示される。なお、試験結果の比較より、降下火砕物濃度が [] g/l より低い [] g/l の場合においても、引火点に大きい違いは見られなかったことから、降下火砕物の侵入による引火点への影響はなかったものと考えられる。</p> <p>※ 3 降下火砕物濃度: [] g/l</p> <p>※ 4 降下火砕物濃度: [] g/l</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</p>	試験結果	代表性状	判定基準 ^{※1}	試験結果 ^{※2}	判定	参考 ^{※3}	引火点[℃]	258	208 以上		○		動粘度 [mm ² /s]	97.9	122 以下		○		水分 [%]	-	0.5 以下		○		塩基価[mgKOH/g]	13	6 以上		○		ベンタン不溶[%]	-	5 以下		○		<p>追而【地震津波側審査の反映】 (影響評価（層厚、密度及び粒径）に関する事項については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</p>	
試験結果	代表性状	判定基準 ^{※1}	試験結果 ^{※2}	判定	参考 ^{※3}																																		
引火点[℃]	258	208 以上		○																																			
動粘度 [mm ² /s]	97.9	122 以下		○																																			
水分 [%]	-	0.5 以下		○																																			
塩基価[mgKOH/g]	13	6 以上		○																																			
ベンタン不溶[%]	-	5 以下		○																																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

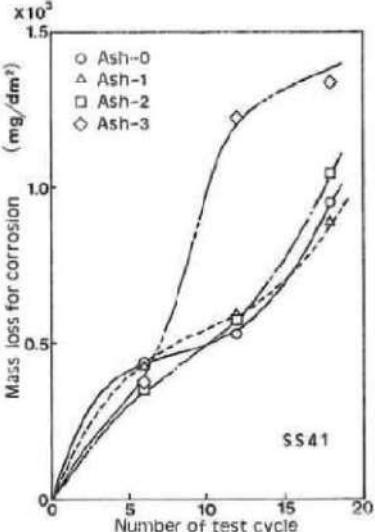
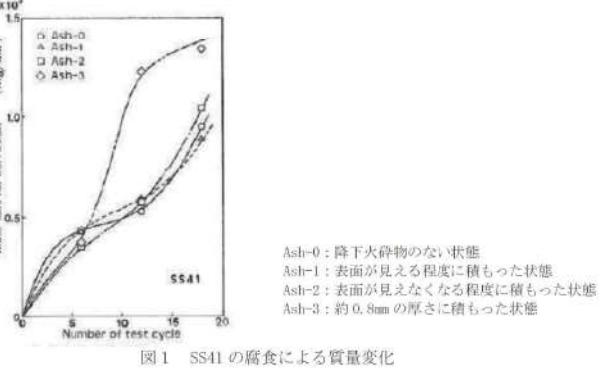
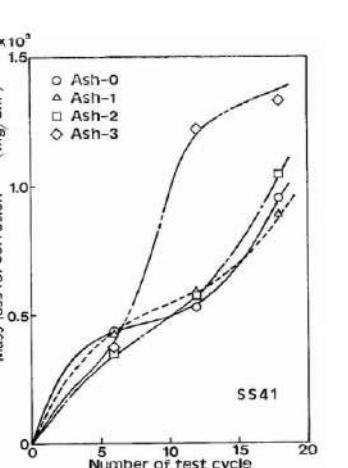
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料－5 5. 火山灰の金属腐食研究について</p> <p>桜島火山灰による金属腐食研究結果を大飯発電所における火山灰による金属腐食の影響評価に適用する考え方について以下に示す。</p> <p>1. 適用の考え方 火山灰による金属腐食については、主として火山ガス(SO₂)が付着した火山灰の影響によるものである。 火山灰による腐食影響において引用した研究文献「火山環境における金属材料の腐食」では、実火山灰である桜島火山灰を用いて、実際の火山環境に近い状態を模擬するため、高濃度の亜硫酸ガス(SO₂)雰囲気を保った状態で金属腐食試験を行なったものであり、火山灰の腐食成分濃度を高濃度で模擬した腐食試験結果であることから、当社が考慮する火山についても本研究結果が十分適用可能である。</p> <p>2. 研究文献「火山環境における金属材料の腐食」の概要 (1) 試験概要 「火山環境における金属材料の腐食（出雲茂人、末吉秀一他）、防食技術 Vol. 39, pp. 247-253, 1990」によると、火山灰を水で洗浄し、可溶性の成分を除去した後、金属試験片に堆積させ、高濃度のSO₂ガス雰囲気(150~200ppm)で、加熱(温度40°C、湿度95%を4時間)、冷却(温度20°C、湿度80%を2時間)を最大18回繰り返すことにより、結露、蒸発を繰り返し金属試験片の腐食を観察している。</p> <p>(2) 試験結果 図に示すとおり、火山灰の堆積量が多い場合は、火山灰の堆積なし又は堆積量が少ない場合と比較して、金属試験片の腐食が促進されるが、腐食量は表面厚さにして十数μm程度との結果が得られ、火山灰層では結露しやすいうこと、並びに保水効果が大きいことにより腐食が促進されると結論づけられている。</p> <p>(3) 試験結果からの考察 火山灰による腐食については、主として火山ガスが付着した火山灰の影響によるものであり、本研究においては、金属試験片の表面に火</p>	<p>補足資料－8 降下火砕物の金属腐食研究について</p> <p>火山灰を用いた火山ガス(SO₂)による金属腐食研究結果を女川原子力発電所における降下火砕物(火山灰)による金属腐食の影響評価に適用する考え方について以下に示す。</p> <p>1. 適用の考え方 降下火砕物による金属腐食については、主として火山ガス(SO₂)が付着した降下火砕物の影響によるものである。 降下火砕物による腐食影響において引用した研究文献「火山環境における金属材料の腐食」では、桜島の降下火砕物を用いて、実際の火山環境に近い状態を模擬するため、高濃度の亜硫酸ガス(SO₂)雰囲気を保った状態で金属腐食試験を行なったものである。 火山ガスの成分は亜硫酸ガス、硫化水素、フッ化水素などが挙げられ、成分構成は各火山、同一火山でも噴火ごとに異なるとされている^{*1}が、硫酸イオンが金属腐食の原因となることを踏まえた、降下火砕物の主要な腐食成分である亜硫酸ガスを高濃度で模擬した腐食試験結果であることから、特定の火山によらず、女川原子力発電所で考慮する火山についても本研究結果が十分適用可能である。</p> <p>2. 研究文献「火山環境における金属材料の腐食」の概要 (1) 試験概要 「火山環境における金属材料の腐食（出雲茂人、末吉秀一ほか）、防食技術 Vol. 39, pp. 247-253, 1990」によると、降下火砕物を水で洗浄し、可溶性の成分を除去した後、金属試験片(SS41, Cu, Al, Znめっき鋼板)に堆積させ、高濃度のSO₂ガス雰囲気(150~200ppm)で、加熱(温度40°C、湿度95%を4時間)、冷却(温度20°C、湿度80%を2時間)を最大18回繰り返すことにより、結露、蒸発を繰り返し金属試験片の腐食を観察している。</p> <p>(2) 試験結果 図1に例としてSS41の腐食による質量変化を示す。降下火砕物の堆積量が多い場合は、降下火砕物の堆積なし、又は堆積量が少ない場合と比較して、金属試験片の腐食が促進される。腐食量は表面厚さにして数十μm程度との結果が得られた。 これは火山灰が金属表面に堆積していると結露しやすいこと、並びに保水効果が大きいことにより腐食が促進されると結論づけられている。同様に、降下火砕物の堆積の影響は、Cu, Al, Znめっき鋼板とも降下火砕物の堆積量が多い場合のほうが、腐食が促進される傾向である。腐食量も表面厚さにして十数～数十μm程度である。</p> <p>(3) 試験結果からの考察 降下火砕物による腐食については、主として火山ガスが付着した降下火砕物の影響によるものであり、本研究においては、金属試験片の</p>	<p>補足資料－8 降下火砕物の金属腐食研究について</p> <p>火山灰を用いた火山ガス(SO₂)による金属腐食研究結果を泊発電所における降下火砕物(火山灰)による金属腐食の影響評価に適用する考え方について以下に示す。</p> <p>1. 適用の考え方 降下火砕物による金属腐食については、主として火山ガス(SO₂)が付着した降下火砕物の影響によるものである。 降下火砕物による腐食影響において引用した研究文献「火山環境における金属材料の腐食」では、桜島の降下火砕物を用いて、実際の火山環境に近い状態を模擬するため、高濃度の亜硫酸ガス(SO₂)雰囲気を保った状態で金属腐食試験を行なったものである。 火山ガスの成分は亜硫酸ガス、硫化水素、フッ化水素等が挙げられ、成分構成は各火山、同一火山でも噴火ごとに異なるとされている^{*1}が、硫酸イオンが金属腐食の原因となることを踏まえた、降下火砕物の主要な腐食成分である亜硫酸ガスを高濃度で模擬した腐食試験結果であることから、特定の火山によらず、泊発電所で考慮する火山についても本研究結果が十分適用可能である。</p> <p>2. 研究文献「火山環境における金属材料の腐食」の概要 (1) 試験概要 「火山環境における金属材料の腐食（出雲茂人、末吉秀一ほか）、防食技術 Vol. 39, pp. 247-253, 1990」によると、降下火砕物を水で洗浄し、可溶性の成分を除去した後、金属試験片(SS41, Cu, Al, Znめっき鋼板)に堆積させ、高濃度のSO₂ガス雰囲気(150~200ppm)で、加熱(温度40°C、湿度95%を4時間)、冷却(温度20°C、湿度80%を2時間)を最大18回繰り返すことにより、結露、蒸発を繰り返し金属試験片の腐食を観察している。</p> <p>(2) 試験結果 図1に例としてSS41の腐食による質量変化を示す。降下火砕物の堆積量が多い場合は、降下火砕物の堆積なし、又は堆積量が少ない場合と比較して、金属試験片の腐食が促進される。腐食量は表面厚さにして十数～数十μm程度との結果が得られた。 これは火山灰が金属表面に堆積していると結露しやすいこと、並びに保水効果が大きいことにより腐食が促進されると結論づけられている。同様に、降下火砕物の堆積の影響は、Cu, Al, Znめっき鋼板とも降下火砕物の堆積量が多い場合のほうが、腐食が促進される傾向である。腐食量も表面厚さにして十数～数十μm程度である。</p> <p>(3) 試験結果からの考察 降下火砕物による腐食については、主として火山ガスが付着した降下火砕物の影響によるものであり、本研究においては、金属試験片の</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>山灰を置き、実際の火山環境を模擬して高濃度のSO₂雰囲気中で暴露し、腐食実験を行っているものである。</p> <p>腐食の要因となる火山ガスを高濃度の雰囲気を常に保った状態で行っている試験であり、自然環境に存在する火山灰よりも高い腐食条件^{※1}で金属腐食量を求めており、当社で考慮する火山灰についても十分適用可能である。</p> <p>【※参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅島火山の噴火口付近の観測記録：20～30ppm（「宅島火山ガスに関する検討会報告書」より） ・桜島火山上空の噴煙中火山ガスの観測記録：17～68ppm（「京大防災研究所年報」より）  <p>図 SS41 の腐食による質量変化</p> <p>Ash-0: 火山灰のない状態 Ash-1: 表面が見える程度に積もった状態 Ash-2: 表面が見えなくなる程度に積もった状態 Ash-3: 約0.8mmの厚さに積もった状態</p> <p>以上</p> <p>表面に降下火砕物を置き、実際の火山環境を模擬して高濃度のSO₂雰囲気中で暴露し、腐食実験を行っているものである。</p> <p>腐食の要因となる火山ガスを高濃度の雰囲気を常に保った状態で行っている試験であり、自然環境に存在する火山灰よりも高い腐食条件^{※2}で金属腐食量を求めている。女川原子力発電所の評価対象施設等のうち、軽油タンク室及び軽油タンク室(H)のハッチ（ステンレス鋼）については、降下火砕物に付着した火山性ガスが水に濡れたときに生ずる硫酸イオン等により腐食が発生する可能性がある。このため、ハッチについては、外装塗装^{※3}を施すことによって、降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない設計とする。</p> <p>※ 1 : 「火山噴火等から電気設備を守るには（河内清高），電気設備学会誌 33巻(2013)3号」</p> <p>※ 2 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅島火山の噴火口付近の観測記録：20～30ppm（「三宅火山ガスに関する検討会報告書」より） ・桜島火山上空の噴煙中火山ガスの観測記録 17～68ppm（「京大防災研究所年報」より） <p>※ 3 : ハッチ（ステンレス鋼）部は酸、アルカリなどに水分の加わった強度腐食環境での塗装としてエポキシ樹脂系の塗装を実施</p> <p>表面に降下火砕物を置き、実際の火山環境を模擬して高濃度のSO₂雰囲気中で暴露し、腐食実験を行っているものである。</p> <p>腐食の要因となる火山ガスを高濃度の雰囲気を常に保った状態で行っている試験であり、自然環境に存在する火山灰よりも高い腐食条件^{※2}で金属腐食量を求めている。泊発電所の評価対象施設等のうち、A1、A2-燃料油貯油槽タンク室及びB1、B2-燃料油貯油槽タンク室の鋼製蓋（炭素鋼）については、降下火砕物に付着した火山性ガスが水に濡れたときに生ずる硫酸イオン等により腐食が発生する可能性がある。このため、鋼製蓋については、外装塗装^{※3}を施すことによって、降下火砕物による短期での腐食により機能に影響を及ぼすことはない設計とする。</p> <p>※ 1 : 「火山噴火等から電気設備を守るには（河内清高），電気設備学会誌 33巻(2013)3号」</p> <p>※ 2 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅島火山の噴火口付近の観測記録：20～30ppm（「三宅火山ガスに関する検討会報告書」より） ・桜島火山上空の噴煙中火山ガスの観測記録 17～68ppm（「京大防災研究所年報」より） <p>※ 3 : 鋼製蓋（炭素鋼）部は酸、アルカリ等に水分の加わった強度腐食環境での塗装としてエポキシ樹脂系及びシリコン系の塗装を実施</p>  <p>図 1 SS41 の腐食による質量変化</p> <p>Ash-0: 降下火砕物のない状態 Ash-1: 表面が見える程度に積もった状態 Ash-2: 表面が見えなくなる程度に積もった状態 Ash-3: 約0.8mmの厚さに積もった状態</p> <p>以上</p>  <p>図 SS41 の腐食による重量変化</p> <p>Ash-0: 火山灰のない状態 Ash-1: 表面が見える程度に積もった状態 Ash-2: 表面が見えなくなる程度に積もった状態 Ash-3: 約0.8mmの厚さに積もった状態</p> <p>以上</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">補足資料一 9 計測制御用電源設備及び非常用所内電気設備 への降下火砕物の影響について</p> <p>降下火砕物の建屋内侵入については、非常用換気空調系（外気取入口）からの侵入が考えられるが、バグフィルタは、粒径 $2\mu\text{m}$ 以上に対して 80% 以上を捕獲する性能を有していることから、系統内へ侵入する降下火砕物の影響は小さいと考えられるものの、ここでは降下火砕物の粒子が一部侵入した場合を想定し、その影響を確認する。</p> <p>屋内の電気系及び計測制御系の盤の設置されるエリアは空調管理されており、外気取入口にバグフィルタが設置されており、降下火砕物の侵入を防止することができる。</p> <p>しかしながら、屋内の電気系及び計測制御系の盤についてはその発生熱量に応じて盤内に換気ファンを設置している場合があり、強制的に盤内に室内空気を取り込むことから、仮に、降下火砕物が侵入することを考慮し、以下のとおり検討した。</p> <p>1. 侵入する降下火砕物の粒径 外気を取り込む屋内の電気系及び計測制御系の盤の設置されるエリアの換気空調系である、原子炉補機室換気空調系及び計測制御電源室換気空調系の外気取入口にはバグフィルタ（粒径 $2\mu\text{m}$ 以上に対して 80% 以上を捕獲する性能）が設置されている。 このため、仮に室内に侵入したとしても、降下火砕物の粒径は、$2\mu\text{m}$ 以下の細かな粒子であると推定される。</p> <p>2. 計測制御用電源設備及び非常用所内電気設備に対する降下火砕物の影響 計測制御用電源設備及び非常用所内電気設備において、数 μm 程度の線間距離となるのは、集積回路（ICなど）の内部であり、これら部品はモールド（樹脂）で保護されているため、降下火砕物が侵入することはない。また、端子台等の充電部が露出している箇所については、端子間の距離は数 mm 程度あることから、降下火砕物が付着しても、短絡等を発生させることはない。したがって、万が一、細かな粒子の降下火砕物が盤内に侵入した場合においても、降下火砕物の付着等により短絡等を発生させる可能性はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">補足資料一 9 安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置） への降下火砕物の影響について</p> <p>降下火砕物の建屋内侵入については、換気空調設備（外気取入口）からの侵入が考えられるが、平型フィルタは、粒径 $5\mu\text{m}$ 以上に対して 85% 以上を捕獲する性能を有していることから、系統内へ侵入する降下火砕物の影響は小さいと考えられるものの、ここでは降下火砕物の粒子が一部侵入した場合を想定し、その影響を確認する。</p> <p>屋内の電気系及び計測制御系の盤の設置されるエリアは空調管理されており、外気取入口に平型フィルタが設置されており、降下火砕物の侵入を防止することができる。</p> <p>しかしながら、屋内の電気系及び計測制御系の盤についてはその発生熱量に応じて盤内に換気ファンを設置している場合があり、強制的に盤内に室内空気を取り込むことから、仮に、降下火砕物が侵入することを考慮し、以下のとおり検討した。</p> <p>1. 侵入する降下火砕物の粒径 外気を取り込む屋内の電気系及び計測制御系の盤の設置されるエリアの換気空調設備である、安全補機開閉器室空調装置及び原子炉補助建屋空調装置の外気取入口には平型フィルタ（粒径 $5\mu\text{m}$ 以上に対して 85% 以上を捕獲する性能）に加えて下流側にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタ（粒径約 $2\mu\text{m}$ に対して 90% 以上を捕捉する性能）が設置されている。 このため、仮に室内に侵入したとしても、降下火砕物の粒径は、$5\mu\text{m}$ 以下の細かな粒子であると推定される。</p> <p>2. 安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）に対する降下火砕物の影響 安全保護系計装盤及び非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）において、数 μm 程度の線間距離となるのは、集積回路（IC等）の内部であり、これら部品はモールド（樹脂）で保護されているため、降下火砕物が侵入することはない。また、端子台等の充電部が露出している箇所については、端子間の距離は数 mm 程度あることから、降下火砕物が付着しても、短絡等を発生させることはない。したがって、万が一、細かな粒子の降下火砕物が盤内に侵入した場合においても、降下火砕物の付着等により短絡等を発生させる可能性はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 評価対象設備の相違 【女川】 ・名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 (火山灰の除去の観点では同等の性能を有する)</p> <p>【女川】 ・空調名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 (火山灰の除去の観点では同等の性能を有する) 【女川】 評価対象設備の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

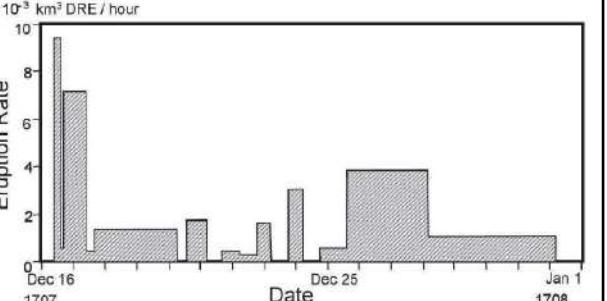
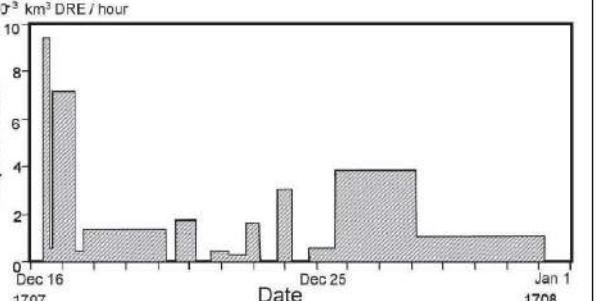
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>補足資料-14 1.4. 火山灰の除灰に要する時間について</p> <p>火山灰の除灰に要する概算時間について、土木工事の人力作業[*]を参考に試算した結果を以下に示す。</p> <table border="1"> <caption>表1 除灰に要する概算時間</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>評価諸元</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①堆積面積 (m²)</td><td>原子炉周辺建屋(3号機) 約 5,500m² 原子炉周辺建屋(4号機) 約 5,500m² 制御建屋 約 3,000m² 廃棄物処理建屋 約 3,000m² 合計 約 17,000m²</td></tr> <tr> <td>②堆積厚さ (m)</td><td>0.1m</td></tr> <tr> <td>③堆積量=①×② (m³)</td><td>約 1,700m³</td></tr> <tr> <td>④1 m³あたりの作業人工[†] (人／日)</td><td>0.39 人／日</td></tr> </tbody> </table> <p>1. 作業量 (上記のとおり) $0.39 \text{ 人／日} \times 1,700 \text{ m}^3 = \text{約 } 670 \text{ 人日 } (\text{※})$</p> <p>2. 作業日数 (試算例)</p> <p>(1) 作業人数: 72 人 (6人／組×12組) 【内訳】原子炉周辺建屋 (各4組)、制御建屋 (2組) 廃棄物処理建屋 (2組) [計 12組]</p> <p>(2) 所要日数: 約 10 日</p> <p>(※)「国土交通省土木工事積算基準(H24)」における人力掘削での人工を保守的に採用</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	項目	評価諸元	①堆積面積 (m ²)	原子炉周辺建屋(3号機) 約 5,500m ² 原子炉周辺建屋(4号機) 約 5,500m ² 制御建屋 約 3,000m ² 廃棄物処理建屋 約 3,000m ² 合計 約 17,000m ²	②堆積厚さ (m)	0.1m	③堆積量=①×② (m ³)	約 1,700m ³	④1 m ³ あたりの作業人工 [†] (人／日)	0.39 人／日	<p>補足資料-10 建屋等の降灰除去について</p> <p>降下火砕物の除灰に要する概算時間について、土木工事の人力作業[*]を参考に試算した結果を表1に示す。</p> <table border="1"> <caption>表1 除灰に要する概算時間</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>評価諸元</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①堆積面積 (m²)</td><td>原子炉建屋 6,620 制御建屋 1,860 タービン建屋 5,660 復水貯蔵タンク 320 軽油タンク室 650 軽油タンク室(H) 170 合計 15,280</td></tr> <tr> <td>②堆積厚さ (m)</td><td>0.15</td></tr> <tr> <td>③堆積量=①×② (m³)</td><td>2,292</td></tr> <tr> <td>④1 m³あたりの作業人工[†] (人／日)</td><td>0.39</td></tr> </tbody> </table> <p>1. 作業量 (上記のとおり) $0.39 \text{ 人／日} \times 2,292 \text{ m}^3 = \text{約 } 894 \text{ 人日 }$</p> <p>2. 作業日数 (試算例)</p> <p>(1) 作業人数: 60 人 (6人／組×10組) ・1組あたり6人体制とする。 原子炉建屋: 3組 制御建屋: 2組 タービン建屋: 3組 復水貯蔵タンク: 1組 軽油タンク室、軽油タンク室(H): 1組 合計: 10組</p> <p>(2) 所要日数: 約 15 日</p> <p>※「国土交通省土木工事積算基準(H24)」における人力掘削での人工を保守的に採用</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	項目	評価諸元	①堆積面積 (m ²)	原子炉建屋 6,620 制御建屋 1,860 タービン建屋 5,660 復水貯蔵タンク 320 軽油タンク室 650 軽油タンク室(H) 170 合計 15,280	②堆積厚さ (m)	0.15	③堆積量=①×② (m ³)	2,292	④1 m ³ あたりの作業人工 [†] (人／日)	0.39	<p>補足資料-10 建屋等の降灰除去について</p> <p>降下火砕物の除灰に要する概算時間について、土木工事の人力作業[*]を参考に試算した結果を表1に示す。</p> <table border="1"> <caption>表1 除灰に要する概算時間</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>評価諸元</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①堆積面積 (m²)</td><td>原子炉建屋 約 4,600m² 原子炉補助建屋 約 3,600m² ディーゼル発電機建屋 約 470m² 循環水ポンプ建屋 約 2,800m² A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 約 10m² B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 約 10m² 合計 約 11,504m²</td></tr> <tr> <td>②堆積厚さ (m)</td><td>●m</td></tr> <tr> <td>③堆積量=①×② (m³)</td><td>●m³</td></tr> <tr> <td>④1 m³あたりの作業人工[†] (人・日)</td><td>0.39 人・日</td></tr> </tbody> </table> <p>【上記●については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】</p> <p>【1. 作業量については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	項目	評価諸元	①堆積面積 (m ²)	原子炉建屋 約 4,600m ² 原子炉補助建屋 約 3,600m ² ディーゼル発電機建屋 約 470m ² 循環水ポンプ建屋 約 2,800m ² A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 約 10m ² B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 約 10m ² 合計 約 11,504m ²	②堆積厚さ (m)	●m	③堆積量=①×② (m ³)	●m ³	④1 m ³ あたりの作業人工 [†] (人・日)	0.39 人・日	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・プラント設計の相違による評価結果の相違</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違 ・プラント設計の相違による評価結果の相違</p>
項目	評価諸元																																
①堆積面積 (m ²)	原子炉周辺建屋(3号機) 約 5,500m ² 原子炉周辺建屋(4号機) 約 5,500m ² 制御建屋 約 3,000m ² 廃棄物処理建屋 約 3,000m ² 合計 約 17,000m ²																																
②堆積厚さ (m)	0.1m																																
③堆積量=①×② (m ³)	約 1,700m ³																																
④1 m ³ あたりの作業人工 [†] (人／日)	0.39 人／日																																
項目	評価諸元																																
①堆積面積 (m ²)	原子炉建屋 6,620 制御建屋 1,860 タービン建屋 5,660 復水貯蔵タンク 320 軽油タンク室 650 軽油タンク室(H) 170 合計 15,280																																
②堆積厚さ (m)	0.15																																
③堆積量=①×② (m ³)	2,292																																
④1 m ³ あたりの作業人工 [†] (人／日)	0.39																																
項目	評価諸元																																
①堆積面積 (m ²)	原子炉建屋 約 4,600m ² 原子炉補助建屋 約 3,600m ² ディーゼル発電機建屋 約 470m ² 循環水ポンプ建屋 約 2,800m ² A1, A2-燃料油貯油槽タンク室 約 10m ² B1, B2-燃料油貯油槽タンク室 約 10m ² 合計 約 11,504m ²																																
②堆積厚さ (m)	●m																																
③堆積量=①×② (m ³)	●m ³																																
④1 m ³ あたりの作業人工 [†] (人・日)	0.39 人・日																																

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料-19 1.9. 火山灰降灰時の平型フィルタ取替の手順について</p> <p>換気空調系の外気取入口のフィルタの取替作業を行う際は、対象となる系統の運転を停止し、ダンバを閉め、系統を隔離してから行う。また、フィルタの取替作業はガラリ内にて行うため、降灰の影響を受けにくい。</p> <p>フィルタ取替の手順書には、フィルタの取替前にガラリ内（床面及びダクトの吸込口）の養生を実施すること、並びに取替後はガラリ内を清掃することとしている。</p> <p>これらに加え、降灰時のフィルタ交換を行う場合には、以下の対応を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面に火山灰の回収用のポリシートを設置する。 フィルタを取り外す際は火山灰の付着状況を確認し、火山灰が回収用のポリシートの外に広がらないように注意して作業を行う。 ポリシートで回収できなかった火山灰については、掃除機等を用いて清掃する。 <p>図 外気取入口のフィルタ取替作業のイメージ</p> <p>以上</p>	<p>補足資料-11 降下火碎物降灰時のバグフィルタ取替手順について</p> <p>換気空調系の外気取入口のフィルタの取替作業を行う際は、以下の手順を実施することとしている。図1にバグフィルタの取替え・交換イメージを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> フィルタの取替作業はルーバ内にて行うため、降灰の影響を受けにくいと考えられるが、保護具（マスク、めがね）を装備する。 開口部に対して養生を行う。 設備影響を勘案し、必要に応じて対象となる系統の運転を停止し、系統を隔離してから取り替え作業を行う。 取り替え作業前に、空調機内への取り込み低減のため、周囲の降下火碎物を清掃する。 交換後、フィルタ差圧にて差圧が低下することを確認する。 作業終了後、降下火碎物の再浮遊の影響を低減させるため、作業エリアの降下火碎物は清掃する。 <p>以上</p>	<p>補足資料-11 降下火碎物降灰時の平型フィルタ取替手順について</p> <p>換気空調設備の外気取入口のフィルタの取替作業を行う際は、以下の手順を実施することとしている。図1に平型フィルタの取替え・交換イメージを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> フィルタの取替作業はガラリ内にて行うため、降灰の影響を受けにくいと考えられるが、保護具（防塵マスク、防塵ゴーグル）を装備する。 グレーチング及び柵に対して養生を行う。 設備影響を勘案し、必要に応じて対象となる系統の運転を停止し、系統を隔離してから取り替え作業を行う。 取り替え作業前に、換気空調設備内への取り込み低減のため、周囲の降下火碎物を清掃する。 交換後、フィルタ差圧にて差圧が低下することを確認する。 作業終了後、降下火碎物の再浮遊の影響を低減させるため、作業エリアの降下火碎物は清掃する。 <p>以上</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違 (火山灰の除去の観点では同等の性能を有する)</p> <p>【女川】設備の相違 【女川】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違によるフィルタ仕様の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																						
<p>補足資料-20 20. 観測された諸噴火の最盛期における噴煙柱の高度、噴出率と継続時間</p> <p>図1に示すとおり、富士山（宝永噴火 1707年）の噴出継続時間は、断続的に約16日間継続している。</p>  <p>図1 富士山（宝永噴火 1707年）の噴出率の推移（宮地・小山（2007））</p> <p>火山観測データが存在する最近の観測記録では、噴火の継続時間は殆どが数時間程度であり、長いものでも36時間程度である。</p> <p>表1に示すとおり、火山観測データが存在する最近の観測記録では、噴火の継続時間は殆どが数時間程度であり、長いものでも36時間程度である。</p> <p>表1 観測された諸噴火最盛期における噴出率と継続時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火年（地名）</th> <th>噴煙柱高度（km）</th> <th>噴出率（m³/s）</th> <th>継続時間（h）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Pinatubo 1991 (フィリピン)</td><td>35</td><td>250,000</td><td>9</td></tr> <tr><td>Bogosian 1956 (カムチャツカ)</td><td>36</td><td>230,000</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>Santa Maria 1902 (ダアテマラ)</td><td>34</td><td>17,000-38,000</td><td>24-36</td></tr> <tr><td>Hekla 1947 (アイスランド)</td><td>24</td><td>17,000</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>Soufriere 1979 (西インド諸島)</td><td>16</td><td>6,200</td><td>9</td></tr> <tr><td>Mt. St. Helens 1980 (アメリカ合衆国)</td><td>18</td><td>12,600</td><td>0.23</td></tr> <tr><td>伊豆大島 1986 (伊豆)</td><td>16</td><td>1,000</td><td>3</td></tr> <tr><td>Soufriere 1902 (西インド諸島)</td><td>14.5-16</td><td>11,000-15,000</td><td>2.5-3.5</td></tr> <tr><td>Hekla 1970 (アイスランド)</td><td>14</td><td>3,333</td><td>2</td></tr> <tr><td>駒ヶ岳 1929 (北海道)</td><td>13.9</td><td>15,870</td><td>7</td></tr> <tr><td>有珠山 1977-1 (北海道)</td><td>12</td><td>3,375</td><td>2</td></tr> <tr><td>Fuego 1971 (ダアテマラ)</td><td>10</td><td>640</td><td>10</td></tr> <tr><td>駒島 1914 (九州)</td><td>7-8</td><td>4,012</td><td>36</td></tr> <tr><td>三宅島 1983A-E (伊豆)</td><td>6</td><td>570</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Heimaey 1973 (アイスランド)</td><td>2-3</td><td>50</td><td>8.45</td></tr> <tr><td>Ngauruhoe 1974 (ニュージーランド)</td><td>1.5-3.7</td><td>10</td><td>14</td></tr> </tbody> </table> <p>【Wilson et al. (1978), Cas & Wright (1987), 遠藤ほか(1986), 早川(1991b), Pyle(2000)から編集】</p> <p>以上</p>	噴火年（地名）	噴煙柱高度（km）	噴出率（m³/s）	継続時間（h）	Pinatubo 1991 (フィリピン)	35	250,000	9	Bogosian 1956 (カムチャツカ)	36	230,000	0.5	Santa Maria 1902 (ダアテマラ)	34	17,000-38,000	24-36	Hekla 1947 (アイスランド)	24	17,000	0.5	Soufriere 1979 (西インド諸島)	16	6,200	9	Mt. St. Helens 1980 (アメリカ合衆国)	18	12,600	0.23	伊豆大島 1986 (伊豆)	16	1,000	3	Soufriere 1902 (西インド諸島)	14.5-16	11,000-15,000	2.5-3.5	Hekla 1970 (アイスランド)	14	3,333	2	駒ヶ岳 1929 (北海道)	13.9	15,870	7	有珠山 1977-1 (北海道)	12	3,375	2	Fuego 1971 (ダアテマラ)	10	640	10	駒島 1914 (九州)	7-8	4,012	36	三宅島 1983A-E (伊豆)	6	570	1.5	Heimaey 1973 (アイスランド)	2-3	50	8.45	Ngauruhoe 1974 (ニュージーランド)	1.5-3.7	10	14	<p>補足資料-12 観測された諸噴火の最盛期における噴出率と継続時間について</p> <p>図1に示すとおり、富士山（宝永噴火 1707年）の噴出継続時間は、断続的に約16日間継続している。</p>  <p>図1 富士山（宝永噴火 1707年）の噴出率の推移（宮地・小山（2007））</p> <p>表1に示すとおり、火山観測データが存在する最近の観測記録では、噴火の継続時間は殆どが数時間程度であり、長いものでも36時間程度である。</p> <p>表1 観測された諸噴火最盛期における噴出率と継続時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火年（地名）</th> <th>噴煙柱高度（km）</th> <th>噴出率（m³/s）</th> <th>継続時間（h）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Pinatubo 1991 (フィリピン)</td><td>35</td><td>250,000</td><td>9</td></tr> <tr><td>Bogosian 1956 (カムチャツカ)</td><td>36</td><td>230,000</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>Santa Maria 1902 (ダアテマラ)</td><td>34</td><td>17,000-38,000</td><td>24-36</td></tr> <tr><td>Hekla 1947 (アイスランド)</td><td>24</td><td>17,000</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>Soufriere 1979 (西インド諸島)</td><td>16</td><td>6,200</td><td>9</td></tr> <tr><td>Mt. St. Helens 1980 (アメリカ合衆国)</td><td>18</td><td>12,600</td><td>0.23</td></tr> <tr><td>伊豆大島 1986 (伊豆)</td><td>16</td><td>1,000</td><td>3</td></tr> <tr><td>Soufriere 1902 (西インド諸島)</td><td>14.5-16</td><td>11,000-15,000</td><td>2.5-3.5</td></tr> <tr><td>Hekla 1970 (アイスランド)</td><td>14</td><td>3,333</td><td>2</td></tr> <tr><td>駒ヶ岳 1929 (北海道)</td><td>13.9</td><td>15,870</td><td>7</td></tr> <tr><td>有珠山 1977-1 (北海道)</td><td>12</td><td>3,375</td><td>2</td></tr> <tr><td>Fuego 1971 (ダアテマラ)</td><td>10</td><td>640</td><td>10</td></tr> <tr><td>駒島 1914 (九州)</td><td>7-8</td><td>4,012</td><td>36</td></tr> <tr><td>三宅島 1983A-E (伊豆)</td><td>6</td><td>570</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Heimaey 1973 (アイスランド)</td><td>2-3</td><td>50</td><td>8.45</td></tr> <tr><td>Ngauruhoe 1974 (ニュージーランド)</td><td>1.5-3.7</td><td>10</td><td>14</td></tr> </tbody> </table> <p>【Wilson et al. (1978), Cas & Wright (1987), 遠藤ほか(1986), 早川(1991b), Pyle(2000)から編集】</p> <p>以上</p>	噴火年（地名）	噴煙柱高度（km）	噴出率（m³/s）	継続時間（h）	Pinatubo 1991 (フィリピン)	35	250,000	9	Bogosian 1956 (カムチャツカ)	36	230,000	0.5	Santa Maria 1902 (ダアテマラ)	34	17,000-38,000	24-36	Hekla 1947 (アイスランド)	24	17,000	0.5	Soufriere 1979 (西インド諸島)	16	6,200	9	Mt. St. Helens 1980 (アメリカ合衆国)	18	12,600	0.23	伊豆大島 1986 (伊豆)	16	1,000	3	Soufriere 1902 (西インド諸島)	14.5-16	11,000-15,000	2.5-3.5	Hekla 1970 (アイスランド)	14	3,333	2	駒ヶ岳 1929 (北海道)	13.9	15,870	7	有珠山 1977-1 (北海道)	12	3,375	2	Fuego 1971 (ダアテマラ)	10	640	10	駒島 1914 (九州)	7-8	4,012	36	三宅島 1983A-E (伊豆)	6	570	1.5	Heimaey 1973 (アイスランド)	2-3	50	8.45	Ngauruhoe 1974 (ニュージーランド)	1.5-3.7	10	14
噴火年（地名）	噴煙柱高度（km）	噴出率（m³/s）	継続時間（h）																																																																																																																																						
Pinatubo 1991 (フィリピン)	35	250,000	9																																																																																																																																						
Bogosian 1956 (カムチャツカ)	36	230,000	0.5																																																																																																																																						
Santa Maria 1902 (ダアテマラ)	34	17,000-38,000	24-36																																																																																																																																						
Hekla 1947 (アイスランド)	24	17,000	0.5																																																																																																																																						
Soufriere 1979 (西インド諸島)	16	6,200	9																																																																																																																																						
Mt. St. Helens 1980 (アメリカ合衆国)	18	12,600	0.23																																																																																																																																						
伊豆大島 1986 (伊豆)	16	1,000	3																																																																																																																																						
Soufriere 1902 (西インド諸島)	14.5-16	11,000-15,000	2.5-3.5																																																																																																																																						
Hekla 1970 (アイスランド)	14	3,333	2																																																																																																																																						
駒ヶ岳 1929 (北海道)	13.9	15,870	7																																																																																																																																						
有珠山 1977-1 (北海道)	12	3,375	2																																																																																																																																						
Fuego 1971 (ダアテマラ)	10	640	10																																																																																																																																						
駒島 1914 (九州)	7-8	4,012	36																																																																																																																																						
三宅島 1983A-E (伊豆)	6	570	1.5																																																																																																																																						
Heimaey 1973 (アイスランド)	2-3	50	8.45																																																																																																																																						
Ngauruhoe 1974 (ニュージーランド)	1.5-3.7	10	14																																																																																																																																						
噴火年（地名）	噴煙柱高度（km）	噴出率（m³/s）	継続時間（h）																																																																																																																																						
Pinatubo 1991 (フィリピン)	35	250,000	9																																																																																																																																						
Bogosian 1956 (カムチャツカ)	36	230,000	0.5																																																																																																																																						
Santa Maria 1902 (ダアテマラ)	34	17,000-38,000	24-36																																																																																																																																						
Hekla 1947 (アイスランド)	24	17,000	0.5																																																																																																																																						
Soufriere 1979 (西インド諸島)	16	6,200	9																																																																																																																																						
Mt. St. Helens 1980 (アメリカ合衆国)	18	12,600	0.23																																																																																																																																						
伊豆大島 1986 (伊豆)	16	1,000	3																																																																																																																																						
Soufriere 1902 (西インド諸島)	14.5-16	11,000-15,000	2.5-3.5																																																																																																																																						
Hekla 1970 (アイスランド)	14	3,333	2																																																																																																																																						
駒ヶ岳 1929 (北海道)	13.9	15,870	7																																																																																																																																						
有珠山 1977-1 (北海道)	12	3,375	2																																																																																																																																						
Fuego 1971 (ダアテマラ)	10	640	10																																																																																																																																						
駒島 1914 (九州)	7-8	4,012	36																																																																																																																																						
三宅島 1983A-E (伊豆)	6	570	1.5																																																																																																																																						
Heimaey 1973 (アイスランド)	2-3	50	8.45																																																																																																																																						
Ngauruhoe 1974 (ニュージーランド)	1.5-3.7	10	14																																																																																																																																						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">補足資料-13 重大事故等対処設備に対する考慮について</p> <p>設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）の要求を踏まえ、降下火砕物によって、設計基準事故対処設備の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、外殻となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必要な機能を維持できることを確認する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。</p> <p>(1) 重大事故防止設備は、降下火砕物によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</p> <p>(2) 重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること</p> <p>(3) 降下火砕物が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント安全性に関する主要な機能（未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能、使用済燃料プール注水機能）が維持できること（降下火砕物により重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認する）</p> <p>降下火砕物に対する重大事故等対処施設の影響評価フロー並びに方針(1)及び(2)に対する評価結果をそれぞれ図1,表1に示す。また、方針(3)に示したプラント安全性に関する主要な機能は、以下に例示するとおり重大事故等対処設備により維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未臨界移行機能: ATWS緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・燃料冷却機能: 低圧代替注水系 (可搬型) ・格納容器除熱機能: 原子炉補機代替冷却水系 ・使用済燃料プール注水機能: 燃料プール代替注水系 (可搬型) <p>なお、重大事故等対処施設の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p>	<p style="text-align: center;">補足資料-13 重大事故等対処設備に対する考慮について</p> <p>設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）の要求を踏まえ、降下火砕物によって、設計基準事故対処設備の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、外殻となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必要な機能を維持できることを確認する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。</p> <p>(1) 重大事故防止設備は、降下火砕物によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</p> <p>(2) 重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること</p> <p>(3) 降下火砕物が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント安全性に関する主要な機能（未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能、使用済燃料ピット注水機能）が維持できること（降下火砕物により重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認する）</p> <p>降下火砕物に対する重大事故等対処施設の影響評価フロー並びに方針(1)及び(2)に対する評価結果をそれぞれ図1,表1に示す。また、方針(3)に示したプラント安全性に関する主要な機能は、以下に例示するとおり重大事故等対処設備により維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未臨界移行機能: 手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制 (自動), 原子炉出力抑制 (手動), ほう酸水注入 ・燃料冷却機能: 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) ・格納容器除熱機能: 格納容器内自然対流冷却 ・使用済燃料ピット注水機能: 使用済燃料ピットへの注水 (可搬型大型送水ポンプ車) <p>なお、重大事故等対処施設の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・プラント設計の相違 による機能の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<pre> graph TD A[重大事故等対処設備] --> B[防止設備] A --> C[緩和設備] A --> D[防止でも緩和でもない設備] B --> E{降下火砕物に対する機能維持可能か?} E -- YES --> F[対策] E -- NO --> G{代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認} G -- YES --> H{降下火砕物に対する機能維持可能か?} H -- YES --> I[対策] H -- NO --> J{代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認} J -- YES --> K[対策] J -- NO --> L{重大事故等対処設備での遮断界移行、燃料冷却、使用済燃料ビット注入が可能か?} L -- YES --> M[評価完了(影響ないことを確認)] L -- NO --> N[対策] </pre> <p>※1：炉内設備については、当該設備を内包する建屋（原子炉建屋、制御建屋、緊急用重気吊運搬装置及び緊急対応建屋）の影響評価を実施し、安全機能が維持されることを確認 ※2：降下火砕物により重大事故等対処設備と設計基准対象程度の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認</p>	<pre> graph TD A[重大事故等対処設備] --> B[防止設備] A --> C[緩和設備] A --> D[防止でも緩和でもない設備] B --> E{降下火砕物に対する機能維持可能か?} E -- YES --> F[対策] E -- NO --> G{代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認} G -- YES --> H{降下火砕物に対する機能維持可能か?} H -- YES --> I[対策] H -- NO --> J{代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認} J -- YES --> K[対策] J -- NO --> L{重大事故等対処設備での遮断界移行、燃料冷却、使用済燃料ビット注入が可能か?} L -- YES --> M[評価完了(影響ないことを確認)] L -- NO --> N[対策] </pre> <p>※1：炉内設備については、当該設備を内包する建屋（原子炉建屋、原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋及び緊急対応建屋）の影響評価を実施し、安全機能が維持されることを確認 ※2：降下火砕物により重大事故等対処設備と設計基准対象程度の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認</p>	

図1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の評価フロー

図1 降下火砕物に対する重大事故等対処設備の評価フロー

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表1 降下火砲物に対する重大事故等対応設備の影響評価 (6/9)			
表1 降下火砲物に対する重大事故等対応設備の影響評価 (6/1-2)			
相違評価基準	評価結果	重大事故等対応設備	評価 相違箇所 相違内容
【女川】設計表現の相違			
・プラント設計の相違による対応手段等の相違 (左表については、43条の審査を踏まえ適宜反映する)			

発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

福井川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																			
		<p style="text-align: center;">表1 陸下火砕物に対する重大事故等対応設備の影響評価 (11/12)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備評価基準</th> <th>対応手段</th> <th>重大事故等対応設備</th> <th>予想</th> <th>併用設備 備考(%)</th> <th>大田(%)</th> <th>評議会(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">東谷条 (原子炉制御 系)</td> <td>電化炉の場合は、(半失却炉蓋監視 装置)の運転</td> <td>半失却炉蓋監視へし、半失却 炉蓋監視装置運転コマンド</td> <td>炉内設備 後回廊</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>電化炉の場合は、(失却炉蓋監視 装置)の運転</td> <td>失却炉蓋監視(台)</td> <td>炉内でも燃焼で るかの判断</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>電化炉の場合は、(失却炉蓋監視 装置)の運転</td> <td>脱却装置、二段階火災対策 計</td> <td>炉内でも燃焼で るかの判断</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>防護門立ち込み防止</td> <td>可燃煙探知(3台)</td> <td>防止でも燃焼で るかの判断</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)</td> <td>アニコラス生ガス化水ファン ■</td> <td>後回廊</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)</td> <td>後回廊</td> <td>後回廊</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>影響なし 後回廊</td> </tr> <tr> <td>防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)</td> <td>ローフニユラス着床床ヒコウ シヤン</td> <td>後回廊</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)</td> <td>待機室</td> <td>待機室</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>影響なし 危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)</td> <td>可燃煙モニタリングボスト 監視の警報</td> <td>防止でも燃焼で るかの判断</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)</td> <td>可燃煙モニタリングボスト 監視の警報</td> <td>防止でも燃焼で るかの判断</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東谷条 (監視装置監 視)</td> <td>防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)</td> <td>可燃煙モニタリングボスト 監視の警報</td> <td>防止でも燃焼で るかの判断</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>影響なし (機械に 連動)</td> </tr> <tr> <td>防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)</td> <td>可燃煙モニタリングボスト 監視の警報</td> <td>防止でも燃焼で るかの判断</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)</td> <td>可燃煙モニタリングボスト 監視の警報</td> <td>防止でも燃焼で るかの判断</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>東向、東側での他の点火条件 の喪失(可燃性ガス漏洩監視 による点火条件喪失の警報 なし)</td> <td>可燃煙点火監視装置</td> <td>防止でも燃焼で るかの判断</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> <tr> <td>東向、東側での他の点火条件 の喪失(可燃性ガス漏洩監視 による点火条件喪失の警報 なし)</td> <td>可燃煙点火監視装置</td> <td>防止でも燃焼で るかの判断</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>危機の 発生の 際</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 1号機原子炉槽蓋(原子炉槽蓋開閉装置)、2号機原子炉槽蓋監視、3号機ディーゼル発電機監視、4号機は荷重式ポンプ装置、TRXは蓄電池充放電 ※2 【評議】○: 陸下火砕物に対する対応を達成できる 又は陸下火砕物による機器を考慮した場合でも、必ずする防護装置が陸下火砕物に対し安全機能を維持できる(防護装置) 又は陸下火砕物による機器を考慮して、代替装置による機器が安全と主張のため防護装置の判断が可能 (代替装置、防止でもない装置)</p>	設備評価基準	対応手段	重大事故等対応設備	予想	併用設備 備考(%)	大田(%)	評議会(%)	東谷条 (原子炉制御 系)	電化炉の場合は、(半失却炉蓋監視 装置)の運転	半失却炉蓋監視へし、半失却 炉蓋監視装置運転コマンド	炉内設備 後回廊	△	○	危機の 発生の 際	電化炉の場合は、(失却炉蓋監視 装置)の運転	失却炉蓋監視(台)	炉内でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際	電化炉の場合は、(失却炉蓋監視 装置)の運転	脱却装置、二段階火災対策 計	炉内でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際	防護門立ち込み防止	可燃煙探知(3台)	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	アニコラス生ガス化水ファン ■	後回廊	△	○	危機の 発生の 際	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	後回廊	後回廊	△	○	影響なし 後回廊	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	ローフニユラス着床床ヒコウ シヤン	後回廊	△	○	危機の 発生の 際	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	待機室	待機室	△	○	影響なし 危機の 発生の 際	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	可燃煙モニタリングボスト 監視の警報	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	可燃煙モニタリングボスト 監視の警報	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際	東谷条 (監視装置監 視)	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	可燃煙モニタリングボスト 監視の警報	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	影響なし (機械に 連動)	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	可燃煙モニタリングボスト 監視の警報	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	可燃煙モニタリングボスト 監視の警報	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際	東向、東側での他の点火条件 の喪失(可燃性ガス漏洩監視 による点火条件喪失の警報 なし)	可燃煙点火監視装置	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際	東向、東側での他の点火条件 の喪失(可燃性ガス漏洩監視 による点火条件喪失の警報 なし)	可燃煙点火監視装置	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際	
設備評価基準	対応手段	重大事故等対応設備	予想	併用設備 備考(%)	大田(%)	評議会(%)																																																																																																
東谷条 (原子炉制御 系)	電化炉の場合は、(半失却炉蓋監視 装置)の運転	半失却炉蓋監視へし、半失却 炉蓋監視装置運転コマンド	炉内設備 後回廊	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																
	電化炉の場合は、(失却炉蓋監視 装置)の運転	失却炉蓋監視(台)	炉内でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																
	電化炉の場合は、(失却炉蓋監視 装置)の運転	脱却装置、二段階火災対策 計	炉内でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																
	防護門立ち込み防止	可燃煙探知(3台)	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																
	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	アニコラス生ガス化水ファン ■	後回廊	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																
	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	後回廊	後回廊	△	○	影響なし 後回廊																																																																																																
	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	ローフニユラス着床床ヒコウ シヤン	後回廊	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																
	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	待機室	待機室	△	○	影響なし 危機の 発生の 際																																																																																																
	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	可燃煙モニタリングボスト 監視の警報	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																
	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	可燃煙モニタリングボスト 監視の警報	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																
東谷条 (監視装置監 視)	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	可燃煙モニタリングボスト 監視の警報	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	影響なし (機械に 連動)																																																																																																
	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	可燃煙モニタリングボスト 監視の警報	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																
	防護門運転の喪失者(火災 熱力監視など保護装置が機能 してゐる場合)	可燃煙モニタリングボスト 監視の警報	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																
東向、東側での他の点火条件 の喪失(可燃性ガス漏洩監視 による点火条件喪失の警報 なし)	可燃煙点火監視装置	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																	
東向、東側での他の点火条件 の喪失(可燃性ガス漏洩監視 による点火条件喪失の警報 なし)	可燃煙点火監視装置	防止でも燃焼で るかの判断	△	○	危機の 発生の 際																																																																																																	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
		<p style="text-align: center;">表1 降下火砕物に対する重大事故等対応設備の影響評価 (12/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備評価基準</th> <th>対応手段</th> <th>重大事故対応設備</th> <th>分類</th> <th>保管状態 備蓄(OK)</th> <th>未記 設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新丸光（茨城時代東京電力）</td> <td>着陸性火砕流（茨城時代東京電力及び茨城時代東京電力社内）</td> <td>防護装置</td> <td>屋外</td> <td>○ 影響なし (実質的に無効)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃性ガス燃焼炉用炉内燃焼化炉アシスト送風機</td> <td>送れ装置</td> <td>TSC</td> <td>○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉内火</td> <td>防止でも燃焼石をもつて装置</td> <td>TSC</td> <td>○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">若狭本社・二酸化炭素発生炉 新規設置の廃炉計画が実現する見通し</td> <td>新規設置の廃炉計画工事リニア</td> <td>送れ装置</td> <td>TSC</td> <td>○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃炉の確認</td> <td>データ収集装置、2027年 送りバッテリー</td> <td>送れ装置</td> <td>A/B ○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃炉の監視</td> <td>データ収集装置、新規設置の廃炉計画</td> <td>送れ装置</td> <td>屋外 ○ 影響なし (実質的に無効)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東日本（福島第一原発）の避難準備を行なうため必要な設備</td> <td>避難場所設置、避難準備行 なうため必要な設備</td> <td>新規設置装置、新規設置電 気装置</td> <td>防止装置 送れ装置</td> <td>A/B、TSC ○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>防止装置 送れ装置</td> <td>TSC、屋外 ○ 影響なし (実質的に無効)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航行監視装置</td> <td>防止装置 送れ装置</td> <td>A/B ○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新規設置、新規設置電 気装置</td> <td>ゾンターワゴン、ナレッジ ズシステム、情報系、伸縮 用具</td> <td>防止装置 送れ装置</td> <td>TSC ○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ収集装置</td> <td>送れ装置</td> <td>上空 ○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ収集装置</td> <td>送れ装置</td> <td>TSC ○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新規設置、新規設置電 気装置</td> <td>新規設置装置、新規設置電 気装置</td> <td>送れ装置</td> <td>A/B、TSC ○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全操作力保持オットマー クに接続する避難準備装置</td> <td>防止装置 送れ装置</td> <td>A/B、TSC ○ 適應性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ収集装置、2025年 送りバッテリー</td> <td>防止装置 送れ装置</td> <td>A/B ○ 適應性</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1.2.3=原子炉建屋（原子炉建屋を含む）、4.5=原子炉建屋構造、6.6=ティーガル式電動装置、7.7.8=蓄電池ボンプ装置、10.11=安全地帯装置 ※2.【評価】○：降下火砕物に対する対応手段を確実できる 文は降下火砕物による損傷を考慮した場合で、対応する防護装置等が防護炉内炉外物に対し安全機能を維持できる（防止装置） 文は降下火砕物による損傷を考慮して、防護装置による遮蔽能を考慮する上止まりの範囲での効率等が維持可能（送れ装置、防止できない装置）</p>	設備評価基準	対応手段	重大事故対応設備	分類	保管状態 備蓄(OK)	未記 設備	新丸光（茨城時代東京電力）	着陸性火砕流（茨城時代東京電力及び茨城時代東京電力社内）	防護装置	屋外	○ 影響なし (実質的に無効)		可燃性ガス燃焼炉用炉内燃焼化炉アシスト送風機	送れ装置	TSC	○ 適應性		炉内火	防止でも燃焼石をもつて装置	TSC	○ 適應性		若狭本社・二酸化炭素発生炉 新規設置の廃炉計画が実現する見通し	新規設置の廃炉計画工事リニア	送れ装置	TSC	○ 適應性		廃炉の確認	データ収集装置、2027年 送りバッテリー	送れ装置	A/B ○ 適應性		廃炉の監視	データ収集装置、新規設置の廃炉計画	送れ装置	屋外 ○ 影響なし (実質的に無効)		東日本（福島第一原発）の避難準備を行なうため必要な設備	避難場所設置、避難準備行 なうため必要な設備	新規設置装置、新規設置電 気装置	防止装置 送れ装置	A/B、TSC ○ 適應性		トランシーバー	防止装置 送れ装置	TSC、屋外 ○ 影響なし (実質的に無効)		航行監視装置	防止装置 送れ装置	A/B ○ 適應性		新規設置、新規設置電 気装置	ゾンターワゴン、ナレッジ ズシステム、情報系、伸縮 用具	防止装置 送れ装置	TSC ○ 適應性		データ収集装置	送れ装置	上空 ○ 適應性		データ収集装置	送れ装置	TSC ○ 適應性		新規設置、新規設置電 気装置	新規設置装置、新規設置電 気装置	送れ装置	A/B、TSC ○ 適應性		安全操作力保持オットマー クに接続する避難準備装置	防止装置 送れ装置	A/B、TSC ○ 適應性		データ収集装置、2025年 送りバッテリー	防止装置 送れ装置	A/B ○ 適應性		【女川】設計表現の相違 ・プラント設計の相違による対応手段等の相違 (左表については、43条の審査を踏まえ適宜反映する)
設備評価基準	対応手段	重大事故対応設備	分類	保管状態 備蓄(OK)	未記 設備																																																																												
新丸光（茨城時代東京電力）	着陸性火砕流（茨城時代東京電力及び茨城時代東京電力社内）	防護装置	屋外	○ 影響なし (実質的に無効)																																																																													
	可燃性ガス燃焼炉用炉内燃焼化炉アシスト送風機	送れ装置	TSC	○ 適應性																																																																													
	炉内火	防止でも燃焼石をもつて装置	TSC	○ 適應性																																																																													
若狭本社・二酸化炭素発生炉 新規設置の廃炉計画が実現する見通し	新規設置の廃炉計画工事リニア	送れ装置	TSC	○ 適應性																																																																													
	廃炉の確認	データ収集装置、2027年 送りバッテリー	送れ装置	A/B ○ 適應性																																																																													
	廃炉の監視	データ収集装置、新規設置の廃炉計画	送れ装置	屋外 ○ 影響なし (実質的に無効)																																																																													
東日本（福島第一原発）の避難準備を行なうため必要な設備	避難場所設置、避難準備行 なうため必要な設備	新規設置装置、新規設置電 気装置	防止装置 送れ装置	A/B、TSC ○ 適應性																																																																													
	トランシーバー	防止装置 送れ装置	TSC、屋外 ○ 影響なし (実質的に無効)																																																																														
	航行監視装置	防止装置 送れ装置	A/B ○ 適應性																																																																														
新規設置、新規設置電 気装置	ゾンターワゴン、ナレッジ ズシステム、情報系、伸縮 用具	防止装置 送れ装置	TSC ○ 適應性																																																																														
	データ収集装置	送れ装置	上空 ○ 適應性																																																																														
	データ収集装置	送れ装置	TSC ○ 適應性																																																																														
新規設置、新規設置電 気装置	新規設置装置、新規設置電 気装置	送れ装置	A/B、TSC ○ 適應性																																																																														
	安全操作力保持オットマー クに接続する避難準備装置	防止装置 送れ装置	A/B、TSC ○ 適應性																																																																														
	データ収集装置、2025年 送りバッテリー	防止装置 送れ装置	A/B ○ 適應性																																																																														

以上

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足資料-14 水質汚染に対する補給水等への影響について</p> <p>1. 外部から供給される水源の概略系統及び供給先</p> <p>純水を補給する設備には、復水貯蔵タンク、ほう酸水貯蔵タンク、原子炉補機冷却水サージタンクがあるが、点検時の水張りや系統内でリークが生じた際に補給等が必要になるもので、降下火碎物襲来時に補給が必要となるものではない。</p> <p>しかし、降下火碎物が河川水に混入することによる、水質汚染（補給水等の汚染）が考えられることから以下のとおり確認した。</p> <p>図1に示すとおり、河川水はまず原水タンクに受け入れられる。原水タンクに受け入れられた水は、前処理装置の除濁槽とろ過器を経由してろ過水タンクへ移送されるが、この過程で降下火碎物粒子は除去される。プラント系統に補給される用水は純水装置を経由して純水タンクに移送されるが、この過程で降下火碎物が水に濡れた場合に溶出すると考えられるイオン成分は脱塩処理される。</p> <p>また、前処理装置のろ過器が降下火碎物粒子によって差圧が上昇した場合には逆洗により再生が可能であり、また、純水装置の脱塩装置がイオン成分処理によってイオン交換能力が低下した場合には再生剤による再生が可能である。</p> <p>さらに、ろ過水タンク及び純水タンクにおいて水質管理も行っていることから、河川水が適切に処理されていることを確認した上で使用することができる。</p> <p>以上から、河川水に降下火碎物が混入した場合にも、各負荷に補給される水の水質に影響を及ぼすことはない。</p> <p>図1 外部から供給される水源の概略系統図 (泊発電所3号炉)</p>	<p>補足資料-14 水質汚染に対する補給水等への影響について</p> <p>1. 外部から供給される水源の概略系統及び供給先</p> <p>純水を補給する設備には、燃料取替用水ピット及び原子炉補機冷却水サージタンクがあるが、点検時の水張りや系統内でリークが生じた際に補給等が必要になるもので、降下火碎物襲来時に補給が必要となるものではない。</p> <p>しかし、降下火碎物が海水に混入することによる、水質汚染（補給水等の汚染）が考えられることから以下のとおり確認した。</p> <p>泊発電所3号炉は海水を取水源としており、図1に示すとおり、海水はまず海水淡化設備に受け入れられる。海水淡化設備に受け入れられた海水は、海水淡化設備のろ過器と逆浸透膜を経由してろ過水タンクへ移送されるが、この過程で降下火碎物粒子は除去される。プラント系統に補給されるろ過水は純水装置及び真空脱気装置を経由し2次系純水タンクに移送されるが、この過程で降下火碎物が水に濡れた場合に溶出すると考えられるイオン成分は脱塩処理される。</p> <p>また、海水淡化設備のろ過器が降下火碎物粒子によって差圧が上昇した場合には逆洗により再生が可能であり、また、純水装置の脱塩装置がイオン成分処理によってイオン交換能力が低下した場合には再生剤による再生が可能である。</p> <p>さらに、ろ過水タンク及び2次系純水タンクにおいて水質管理も行っていることから、海水が適切に処理されていることを確認した上で使用することができる。</p> <p>以上から、海水に降下火碎物が混入した場合にも、各負荷に補給される水の水質に影響を及ぼすことはない。</p> <p>図1 外部から供給される水源の概略系統図 (泊発電所3号炉)</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は海水を取水しているが、水質管理により影響がないことを確認している点では同じ</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違 による設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違 による設備の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

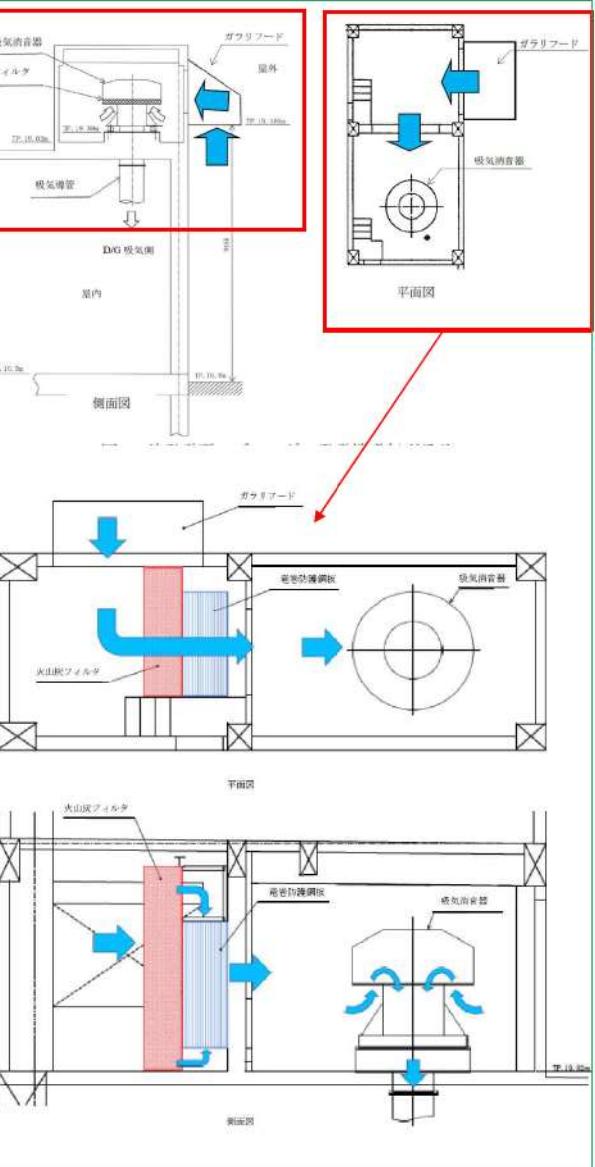
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
	<p style="text-align: center;">補足資料-15 気中降下火砕物の対策に係る検討状況について</p> <p>平成29年12月14日に実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）の一部改正で追加された、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備については、保安規定認可までに対応を図る。現在の対応状況を表1に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表1 実用炉規則の一部改正に関する対応状況</caption> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>規則</th> <th>対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第84条の2 第5項</td> <td>一 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要旨に守らせること。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イ 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大山灰の取り込みを抑制するために火山灰フィルタの設置等の対策を行う ・非常用ディーゼル発電機の吸気による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生」という。）における非常用交流動力電源設備の機能を踏まえて、機能維持のための対策を行う </td> </tr> <tr> <td>ロ イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するため必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</td> <td>炉心を冷却するための設備として、高圧代替注水系（HPAC）により対応する</td> </tr> <tr> <td>ハ ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</td> <td>原子炉隔離時冷却系（RCIC）を用いた全交流電源喪失時の対応手順により対応する</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「実用炉規則第84条の2第5項イ」の対応としては、図1の手段が考えられる。 今後、気中降下火砕物濃度の環境下において、非常用ディーゼル発電機の機能を維持するため最適な対策を検討し、保安規定認可までに対応を行う。</p>	条項	規則	対応状況	第84条の2 第5項	一 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要旨に守らせること。	—	イ 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・大山灰の取り込みを抑制するために火山灰フィルタの設置等の対策を行う ・非常用ディーゼル発電機の吸気による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生」という。）における非常用交流動力電源設備の機能を踏まえて、機能維持のための対策を行う 	ロ イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するため必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。	炉心を冷却するための設備として、高圧代替注水系（HPAC）により対応する	ハ ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	原子炉隔離時冷却系（RCIC）を用いた全交流電源喪失時の対応手順により対応する			<p style="text-align: center;">補足資料-15 気中降下火砕物の対策に係る検討状況について</p> <p>平成29年12月14日に実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）の一部改正で追加され、その後、令和2年1月23日に改正された、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備については、保安規定認可までに対応を図る。現在の対応状況を表1に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表1 実用炉規則の一部改正に関する対応状況</caption> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>規則</th> <th>対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第83条 第1号</td> <td>次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ロ 火山現象による影響</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生」という。）における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</td> <td>非常用ディーゼル発電機の吸気ラインに火山灰フィルタの設置等の対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>(1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するため必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</td> <td>炉心を冷却するための設備として、タービン動力辅助給水ポンプにより対応する。</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</td> <td>代替電源設備の吸気ラインに火山灰対策を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>「実用炉規則第83条第1号」の対応としては、図1の手段が考えられる。 今後、気中降下火砕物濃度の環境下において、ディーゼル発電機の機能を維持するため最適な対策を検討し、保安規定認可までに対応を行う。</p>	条項	規則	対応状況	第83条 第1号	次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。	—	ロ 火山現象による影響		(1)	火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生」という。）における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	非常用ディーゼル発電機の吸気ラインに火山灰フィルタの設置等の対策を行う。	(2)	(1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するため必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。	炉心を冷却するための設備として、タービン動力辅助給水ポンプにより対応する。	(3)	(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	代替電源設備の吸気ラインに火山灰対策を行う。	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・実用炉規則の改正に伴う条文番号の相違（内容に変更はない）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違による対応状況の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・実用炉規則の改正に伴う条文番号の相違（内容に変更はない）</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>
条項	規則	対応状況																																
第84条の2 第5項	一 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要旨に守らせること。	—																																
	イ 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・大山灰の取り込みを抑制するために火山灰フィルタの設置等の対策を行う ・非常用ディーゼル発電機の吸気による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生」という。）における非常用交流動力電源設備の機能を踏まえて、機能維持のための対策を行う 																																
	ロ イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するため必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。	炉心を冷却するための設備として、高圧代替注水系（HPAC）により対応する																																
	ハ ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	原子炉隔離時冷却系（RCIC）を用いた全交流電源喪失時の対応手順により対応する																																
条項	規則	対応状況																																
第83条 第1号	次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。	—																																
	ロ 火山現象による影響																																	
(1)	火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生」という。）における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	非常用ディーゼル発電機の吸気ラインに火山灰フィルタの設置等の対策を行う。																																
(2)	(1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するため必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。	炉心を冷却するための設備として、タービン動力辅助給水ポンプにより対応する。																																
(3)	(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	代替電源設備の吸気ラインに火山灰対策を行う。																																

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図1 実用炉規則第84条の2第5項イ（非常用ディーゼル発電機の2系統維持）対応案</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	 <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・女川、泊はディーゼル発電機の機能維持対策として火山灰フィルタの設置による対応とする</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足資料-16 女川原子力発電所における気中降下火砕物濃度の算出について</p> <p>1. 降下火砕物濃度の推定手法 試算に用いる大気中の降下火砕物濃度は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド（平成29年11月29日改正）」（以下「ガイド」という。）の添付1「気中降下火砕物濃度の推定手法について」に定められた手法により推定した気中降下火砕物濃度とする。ガイドに定められている手法は以下の2つである。</p> <p>a. 降灰継続時間を仮定して、降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法 b. 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法</p> <p>2. 気中降下火砕物濃度の算出 女川原子力発電所では、上記手法のうちaの手法により気中降下火砕物の濃度を推定した。本手法は、原子力発電所の敷地において発電所の運用期間中に想定される降下火砕物が降灰継続時間（24時間）に堆積したと仮定し、降下火砕物の粒径の割合から求められる粒径毎の堆積速度と終端速度から算出される粒径毎の気中濃度の総和を気中降下火砕物濃度として求める。以下に計算方法を示す。 女川原子力発電所における入力条件及び計算結果を表1, 2に示す。</p> <p>粒径 i の降下火砕物の降灰量 W_i は</p> $W_i = p_i W_T \quad (p_i : 粒径 i の割合 \quad W_T : 総降灰量) \cdots (A)$ <p>で表され、粒径 i の堆積速度 v_i は</p> $v_i = \frac{W_i}{t} \quad (t : 降灰継続時間) \cdots (B)$ <p>粒径 i の気中濃度 C_i は</p> $C_i = \frac{v_i}{r_i} \quad (r_i : 粒径 i の降下火砕物の終端速度) \cdots (C)$ <p>で表され、気中降下火砕物濃度 C_T は</p> $C_T = \sum_i C_i \cdots (D)$ <p>となる。</p>	<p>補足資料-16 泊発電所における気中降下火砕物濃度の算出について</p> <p>1. 降下火砕物濃度の推定手法 試算に用いる大気中の降下火砕物濃度は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド（令和元年12月18日改正）」（以下「ガイド」という。）の添付1「気中降下火砕物濃度の推定手法について」に定められた手法により推定した気中降下火砕物濃度とする。ガイドに定められている手法は以下の2つである。</p> <p>a. 降灰継続時間を仮定して、降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法 b. 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法</p> <p>2. 気中降下火砕物濃度の算出 泊発電所では、上記手法のうちaの手法により気中降下火砕物の濃度を推定した。本手法は、原子力発電所の敷地において発電所の運用期間中に想定される降下火砕物が降灰継続時間（24時間）に堆積したと仮定し、降下火砕物の粒径の割合から求められる粒径毎の堆積速度と終端速度から算出される粒径毎の気中濃度の総和を気中降下火砕物濃度として求める。以下に計算方法を示す。 泊発電所における入力条件及び計算結果を表1, 2に示す。</p> <p>粒径 i の降下火砕物の降灰量 W_i は</p> $W_i = p_i W_T \quad (p_i : 粒径 i の割合 \quad W_T : 総降灰量) \cdots (A)$ <p>で表され、粒径 i の堆積速度 v_i は</p> $v_i = \frac{W_i}{t} \quad (t : 降灰継続時間) \cdots (B)$ <p>粒径 i の気中濃度 C_i は</p> $C_i = \frac{v_i}{r_i} \quad (r_i : 粒径 i の降下火砕物の終端速度) \cdots (C)$ <p>で表され、気中降下火砕物濃度 C_T は</p> $C_T = \sum_i C_i \cdots (D)$ <p>となる。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・ガイドの改正年月の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																				
	<table border="1"> <caption>表1 気中降下火砕物濃度の入力条件及び計算結果</caption> <thead> <tr> <th>入力条件</th><th>数値</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 降灰継続時間 t [h]</td><td>24</td><td>ガイドより</td></tr> <tr> <td>② 堆積層厚 [cm]</td><td>15</td><td>女川原子力発電所で想定する降下火砕物堆積量</td></tr> <tr> <td>③ 降下火砕物密度 [g/cm^3]</td><td>1</td><td>Tephra2における設定値</td></tr> <tr> <td>④ 降下火砕物の総降灰量 W_t [g/m^2]</td><td>150,000</td><td>②×③×10⁴</td></tr> <tr> <td>⑤ 粒径ごとの降灰量 W_i [g/m^2]</td><td>表2参照</td><td>粒径の割合は Tephra2によるシミュレーション結果を使用</td></tr> <tr> <td>⑥ 粒径ごとの堆積速度 v_i [$g/s \cdot m^2$]</td><td>表2参照</td><td>(B)式</td></tr> <tr> <td>⑦ 粒径ごとの終端速度 r_i [m/s]</td><td>表2参照</td><td></td></tr> <tr> <td>⑧ 粒径ごとの気中濃度 C_i [g/m^3]</td><td>表2参照</td><td>(C)式</td></tr> <tr> <td>⑨ 気中降下火砕物濃度 C_f [g/m^3]</td><td>2.7</td><td>(D)式</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>表2 粒径ごとの入力条件及び計算結果</caption> <thead> <tr> <th>粒径 ϕ [μm]</th><th>-1~0 (1,414)</th><th>0~1 (707)</th><th>1~2 (354)</th><th>2~3 (177)</th><th>3~4 (88)</th><th>4~5 (44)</th><th>5~6 (22)</th><th>6~7 (11)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合 $p_i(\%)$</td><td>2.9×10^{-4}</td><td>14.0</td><td>59.0</td><td>17.0</td><td>7.9</td><td>2.2</td><td>0.26</td><td>0.032</td><td></td></tr> <tr> <td>降灰量 W_i (g/m^2)</td><td>0.044</td><td>21,000</td><td>88,500</td><td>25,500</td><td>11,850</td><td>3,300</td><td>390</td><td>48</td><td>$W_t=150,000$</td></tr> <tr> <td>堆積速度 v_i ($g/(s \cdot m^2)$)</td><td>5.1×10^{-7}</td><td>0.24</td><td>1.0</td><td>0.30</td><td>0.14</td><td>3.8×10^{-5}</td><td>4.5×10^{-5}</td><td>5.6×10^{-5}</td><td></td></tr> <tr> <td>終端速度 r_i (m/s)</td><td>250</td><td>180</td><td>100</td><td>50</td><td>35</td><td>10</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>気中濃度 C_i (g/m^3)</td><td>2.6×10^{-7}</td><td>0.14</td><td>1.0</td><td>0.59</td><td>0.39</td><td>0.38</td><td>0.15</td><td>5.6×10^{-7}</td><td>$C_f=2.7$</td></tr> </tbody> </table>	入力条件	数値	備考	① 降灰継続時間 t [h]	24	ガイドより	② 堆積層厚 [cm]	15	女川原子力発電所で想定する降下火砕物堆積量	③ 降下火砕物密度 [g/cm^3]	1	Tephra2における設定値	④ 降下火砕物の総降灰量 W_t [g/m^2]	150,000	②×③×10 ⁴	⑤ 粒径ごとの降灰量 W_i [g/m^2]	表2参照	粒径の割合は Tephra2によるシミュレーション結果を使用	⑥ 粒径ごとの堆積速度 v_i [$g/s \cdot m^2$]	表2参照	(B)式	⑦ 粒径ごとの終端速度 r_i [m/s]	表2参照		⑧ 粒径ごとの気中濃度 C_i [g/m^3]	表2参照	(C)式	⑨ 気中降下火砕物濃度 C_f [g/m^3]	2.7	(D)式	粒径 ϕ [μm]	-1~0 (1,414)	0~1 (707)	1~2 (354)	2~3 (177)	3~4 (88)	4~5 (44)	5~6 (22)	6~7 (11)	合計	割合 $p_i(\%)$	2.9×10^{-4}	14.0	59.0	17.0	7.9	2.2	0.26	0.032		降灰量 W_i (g/m^2)	0.044	21,000	88,500	25,500	11,850	3,300	390	48	$W_t=150,000$	堆積速度 v_i ($g/(s \cdot m^2)$)	5.1×10^{-7}	0.24	1.0	0.30	0.14	3.8×10^{-5}	4.5×10^{-5}	5.6×10^{-5}		終端速度 r_i (m/s)	250	180	100	50	35	10	3	1		気中濃度 C_i (g/m^3)	2.6×10^{-7}	0.14	1.0	0.59	0.39	0.38	0.15	5.6×10^{-7}	$C_f=2.7$	<table border="1"> <caption>表1 気中降下火砕物濃度の入力条件及び計算結果</caption> <thead> <tr> <th>入力条件</th><th>数値</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 降灰継続時間 t [h]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>② 堆積層厚 [cm]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>③ 降下火砕物密度 [g/cm^3]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>④ 降下火砕物の総降灰量 W_t [g/m^2]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑤ 粒径ごとの降灰量 W_i [g/m^2]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑥ 粒径ごとの堆積速度 v_i [$g/s \cdot m^2$]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑦ 粒径ごとの終端速度 r_i [m/s]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑧ 粒径ごとの気中濃度 C_i [g/m^3]</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑨ 気中降下火砕物濃度 C_f [g/m^3]</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>表2 粒径ごとの入力条件及び計算結果</caption> <thead> <tr> <th>粒径 ϕ [μm]</th><th>-1~0 (1,414)</th><th>0~1 (707)</th><th>1~2 (354)</th><th>2~3 (177)</th><th>3~4 (88)</th><th>4~5 (44)</th><th>5~6 (22)</th><th>6~7 (11)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合 $p_i(\%)$</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>降灰量 W_i (g/m^2)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>堆積速度 v_i ($g/(s \cdot m^2)$)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>終端速度 r_i (m/s)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>気中濃度 C_i (g/m^3)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	入力条件	数値	備考	① 降灰継続時間 t [h]			② 堆積層厚 [cm]			③ 降下火砕物密度 [g/cm^3]			④ 降下火砕物の総降灰量 W_t [g/m^2]			⑤ 粒径ごとの降灰量 W_i [g/m^2]			⑥ 粒径ごとの堆積速度 v_i [$g/s \cdot m^2$]			⑦ 粒径ごとの終端速度 r_i [m/s]			⑧ 粒径ごとの気中濃度 C_i [g/m^3]			⑨ 気中降下火砕物濃度 C_f [g/m^3]			粒径 ϕ [μm]	-1~0 (1,414)	0~1 (707)	1~2 (354)	2~3 (177)	3~4 (88)	4~5 (44)	5~6 (22)	6~7 (11)	合計	割合 $p_i(\%)$										降灰量 W_i (g/m^2)										堆積速度 v_i ($g/(s \cdot m^2)$)										終端速度 r_i (m/s)										気中濃度 C_i (g/m^3)										<p>【女川】設計方針の相違 ・立地地域による評価 結果の相違</p> <p>追面【地震津波側審査の反映】 (層厚、密度及び粒径について、 地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p>
入力条件	数値	備考																																																																																																																																																																																					
① 降灰継続時間 t [h]	24	ガイドより																																																																																																																																																																																					
② 堆積層厚 [cm]	15	女川原子力発電所で想定する降下火砕物堆積量																																																																																																																																																																																					
③ 降下火砕物密度 [g/cm^3]	1	Tephra2における設定値																																																																																																																																																																																					
④ 降下火砕物の総降灰量 W_t [g/m^2]	150,000	②×③×10 ⁴																																																																																																																																																																																					
⑤ 粒径ごとの降灰量 W_i [g/m^2]	表2参照	粒径の割合は Tephra2によるシミュレーション結果を使用																																																																																																																																																																																					
⑥ 粒径ごとの堆積速度 v_i [$g/s \cdot m^2$]	表2参照	(B)式																																																																																																																																																																																					
⑦ 粒径ごとの終端速度 r_i [m/s]	表2参照																																																																																																																																																																																						
⑧ 粒径ごとの気中濃度 C_i [g/m^3]	表2参照	(C)式																																																																																																																																																																																					
⑨ 気中降下火砕物濃度 C_f [g/m^3]	2.7	(D)式																																																																																																																																																																																					
粒径 ϕ [μm]	-1~0 (1,414)	0~1 (707)	1~2 (354)	2~3 (177)	3~4 (88)	4~5 (44)	5~6 (22)	6~7 (11)	合計																																																																																																																																																																														
割合 $p_i(\%)$	2.9×10^{-4}	14.0	59.0	17.0	7.9	2.2	0.26	0.032																																																																																																																																																																															
降灰量 W_i (g/m^2)	0.044	21,000	88,500	25,500	11,850	3,300	390	48	$W_t=150,000$																																																																																																																																																																														
堆積速度 v_i ($g/(s \cdot m^2)$)	5.1×10^{-7}	0.24	1.0	0.30	0.14	3.8×10^{-5}	4.5×10^{-5}	5.6×10^{-5}																																																																																																																																																																															
終端速度 r_i (m/s)	250	180	100	50	35	10	3	1																																																																																																																																																																															
気中濃度 C_i (g/m^3)	2.6×10^{-7}	0.14	1.0	0.59	0.39	0.38	0.15	5.6×10^{-7}	$C_f=2.7$																																																																																																																																																																														
入力条件	数値	備考																																																																																																																																																																																					
① 降灰継続時間 t [h]																																																																																																																																																																																							
② 堆積層厚 [cm]																																																																																																																																																																																							
③ 降下火砕物密度 [g/cm^3]																																																																																																																																																																																							
④ 降下火砕物の総降灰量 W_t [g/m^2]																																																																																																																																																																																							
⑤ 粒径ごとの降灰量 W_i [g/m^2]																																																																																																																																																																																							
⑥ 粒径ごとの堆積速度 v_i [$g/s \cdot m^2$]																																																																																																																																																																																							
⑦ 粒径ごとの終端速度 r_i [m/s]																																																																																																																																																																																							
⑧ 粒径ごとの気中濃度 C_i [g/m^3]																																																																																																																																																																																							
⑨ 気中降下火砕物濃度 C_f [g/m^3]																																																																																																																																																																																							
粒径 ϕ [μm]	-1~0 (1,414)	0~1 (707)	1~2 (354)	2~3 (177)	3~4 (88)	4~5 (44)	5~6 (22)	6~7 (11)	合計																																																																																																																																																																														
割合 $p_i(\%)$																																																																																																																																																																																							
降灰量 W_i (g/m^2)																																																																																																																																																																																							
堆積速度 v_i ($g/(s \cdot m^2)$)																																																																																																																																																																																							
終端速度 r_i (m/s)																																																																																																																																																																																							
気中濃度 C_i (g/m^3)																																																																																																																																																																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

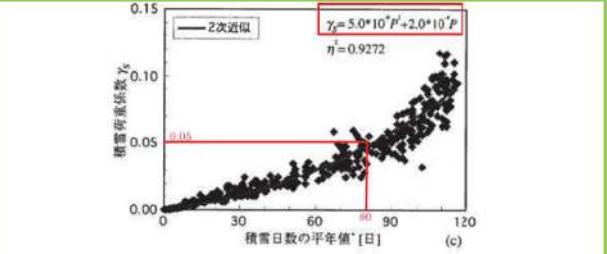
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料－7 7. 建屋及び屋外設備に対する荷重評価の基本的な考え方について</p> <p>1. 荷重評価の基本的な考え方 火山灰の荷重については、建築基準法の積雪の考え方を準拠し、30日を目処に速やかに除灰する運用とすることから、短期の荷重として取り扱う。 建屋は想定する堆積荷重と許容堆積荷重を比較し、また屋外設備は想定する堆積荷重に対する発生応力と許容応力を比較し裕度評価することにより、健全性を確認する。</p> <p>2. 評価方法 (1) 建屋 建設時の各建屋の構造計算書にある設計時の想定荷重を用いて、堆積荷重の影響を受ける各部位が短期許容応力度以下となるように建屋の許容堆積荷重を算出し、想定する堆積荷重がそれ以下となることを確認する。また、許容堆積荷重の算出方法について別紙に示す。 なお、建屋については、火山灰による荷重に、自重ならびに積載荷重を組み合わせる。 (2) 屋外設備 荷重を受ける部材構造が比較的単純である屋外設備については、部材構造に応じて一般的な材料力学に基づく評価式を用いて応力を算出する。 許容応力は原子力設備に対する評価基準として用いられる規格基準JEAG4601-1987に準拠し、保守的に弾性範囲内として許容応力状態Ⅲ_Sを用いる。 なお、屋外の防護対象施設である海水ポンプ（モータフレーム）については、火山灰による荷重、自重に加え、ポンプの運転に伴って重畳するポンプスラスト軸方向の運転時荷重を組み合わせる。</p> <p>3. 想定堆積荷重 荷重評価に用いる想定堆積荷重の考え方を以下に示す。 (1) 火山灰の堆積荷重 ・密度：1.5 g/cm^3（湿润）（火山灰の層厚1cm当たり 150 N/m^2）</p>	<p>補足資料－17 降下火砕物と積雪荷重との組合せについて</p> <p>火山（降下火砕物）と積雪は相関性が低い事象同士の組合せであるが、重畠した場合には堆積荷重が増加することになるため、組合せを考慮することとしている。以下に火山（降下火砕物）と組み合わせる際の積雪荷重の設定について整理する。</p> <p>1. 関連する基準要求に対する適合確認 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）のうち「外部事象の考慮」において、火山の影響（降下火砕物）と積雪を安全施設に影響を及ぼすおそれがある自然現象として抽出しており、荷重の組合せの要否の検討を実施している。具体的な荷重の組合せの考え方は以下のとおり。</p> <p>(1)荷重の組合せの考え方 降下火砕物及び積雪による堆積荷重は、同時に発生する場合を考慮し、設計上考慮すべき荷重評価における自然現象の組合せとして、降下火砕物による荷重及び積雪による荷重の組合せを設定している。荷重の組合せは、主たる作用（主事象）の最大値と、従たる作用（副事象）の任意時点の値（平均値）の和として作用の組合せを考慮するTurkstraの法則^{※1}の考え方に基づき設定している。この考え方は、日本建築学会「建築物荷重指針・同解説」や建築基準法、土木学会「性能設計における土木構造物に対する作用の指針」、国土交通省「土木・建築にかかる設計の基本」、EN1990（ユーロコード）、ASCE 7-02（米国土木学会）、ANSI（米国国家規格協会）、ISO等でも採用されている。 降下火砕物による荷重は積雪荷重に対して、発生頻度が相対的に低いが荷重が大きく、安全機能への影響が大きくなると考えられることから主事象として扱い、設計基準で想定している降下火砕物による荷重（層厚15cm）を設定する。積雪は発生頻度が主荷重（降下火砕物）と比べて相対的に高いものの、荷重は主荷重に比べて小さく安全機能への影響も主荷重に比べて小さいと考えられるため、主事象に対して考慮する副事象として扱うこととする。なお、別紙－1に積雪荷重を主荷重、降下火砕物による荷重を従荷重と想定した場合の確認結果を示す。</p> <p>2. 従荷重として組み合わせる積雪荷重の設定方法 主荷重である降下火砕物に対して組み合わせる積雪荷重の平均値について関連する規格・基準等を踏まえて、以下のとおり検討を行った。</p> <p>(1)確率過程的に平均値な積雪量を求める 副事象として想定する積雪荷重の考え方として高橋^{※2}がTurkstraの法則に従って、荷重の組合せを考える際の積雪荷重の係数を求めていた。高橋^{※2}の論文によると、年最深積雪の100年再現期間期待値と積雪荷重の荷重係数の関係に対して、積雪日数の年平値を横軸とした場合の関係を示している。（第1図参照）これは、一年間のうち、いつ</p>	<p>補足資料－17 降下火砕物と積雪荷重との組合せについて</p> <p>火山（降下火砕物）と積雪は相関性が低い事象同士の組合せであるが、重畠した場合には堆積荷重が増加することになるため、組合せを考慮することとしている。以下に火山（降下火砕物）と組み合わせる際の積雪荷重の設定について整理する。</p> <p>1. 関連する基準要求に対する適合確認 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）のうち「外部事象の考慮」において、火山の影響（降下火砕物）と積雪を安全施設に影響を及ぼすおそれがある自然現象として抽出しており、荷重の組合せの要否の検討を実施している。具体的な荷重の組合せの考え方は以下のとおり。</p> <p>(1)荷重の組合せの考え方 【上記●については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計基準値の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・堆積量：10cm $\text{火山灰荷重} = 150 \text{ (N/m}^2 \cdot \text{cm}) \times 10 \text{ (cm)} = 1,500 \text{ (N/m}^2)$</p> <p>(2) 火山灰と積雪の組み合わせによる堆積荷重</p> <p>①火山灰 - 密度：1.5g/cm³（湿潤）（火山灰の層厚1cm当たり150N/m²） - 堆積量：10cm $\text{火山灰荷重} = 150 \text{ (N/m}^2 \cdot \text{cm}) \times 10 \text{ (cm)} = 1,500 \text{ (N/m}^2)$</p> <p>②積雪 - 密度：0.3g/cm³（積雪の単位荷重は1cm当たり30N/m²）※1 - 積雪量：100cm※2 $\text{積雪荷重} = 30 \text{ (N/m}^2 \cdot \text{cm}) \times 100 \text{ (cm)} = 3,000 \text{ (N/m}^2)$</p> <p>※1：福井県 建築基準法施行細則に基づく積雪の単位荷重を用いる。 ※2：火山事象と積雪事象は独立の関係にあることから、組み合わせる積雪量については同建築基準法の設計積雪「100cm」を用いる。</p> <p>③火山灰と積雪の組み合わせ荷重 $\text{火山灰荷重} + \text{積雪荷重} = 4,500 \text{ (N/m}^2)$</p> <p>以上より、火山灰と積雪を組み合わせた堆積荷重が大きく保守的であることから、組合せによる堆積荷重（4,500N/m²）を想定する堆積荷重として評価する。</p> <p>【別紙】建屋の許容堆積荷重の算出方法について</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>襲来するか明らかでない荷重（例えば地震荷重等）と積雪荷重を組み合わせる場合の荷重係数を示している。女川原子力発電所の近隣である石巻特別地域気象観測所の観測データより、積雪日数の最大値が80日（観測期間1962年～2017年において）であることを踏まえると、この場合の荷重係数は近似式より約0.05となる。設計基準値の積雪量を考慮した場合には、組み合わせる積雪量は約2.2cm（43cm×0.05）と算出される。</p>  <p>第1図 積雪荷重が従となる場合に掛け合わせる荷重係数※2（赤線・赤字は追記）</p> <p>(2) 建築基準法の考え方を準用して平均値を求めた場合 建築基準法では、多雪地域において主荷重である地震・暴風と組み合わせる場合の平均的な積雪量として、短期積雪荷重の0.35倍の積雪量を考慮することとしており、算出される平均的な積雪量は約15.1cm（設計基準積雪量43cm×0.35）であることを確認した。</p> <p>(3) 観測記録により年最深積雪の平均値を求めた場合 副事象として想定する積雪荷重について、平均的な積雪荷重の一般的な設定方法として最寄りの気象観測所における年最深積雪の平均値を求める方法がある。女川原子力発電所の最寄りの気象観測所である石巻における年最深積雪の平均値は気象観測データ（観測期間：1962年～2017年）より17.0cmであることを確認した。</p> <p>検討の結果、算出される平均的な積雪量は、観測記録により年最深積雪の平均値を求めた場合（17.0cm）が最も大きな値となることを確認した。</p> <p>3. 火山影響評価ガイドを踏まえて考慮すべき事項 「原子力発電所の火山影響評価ガイド」（以下、火山影響評価ガイドという）において、降雨、積雪などの自然現象は、火山灰等の堆積物の静的負荷を著しく増大させる可能性があるとしていることから、乾燥状態の降下火砕物の密度（0.7g/cm³）に対して、同時期に想定される降雨等による荷重影響として、湿潤状態の降下火砕物の密度（1.5g/cm³）を設定し、更に17cmの積雪荷重を組み合わせることとしている。</p>		<p>【女川】記載表現の相違 - プラント及び観測所名称の相違 立地の相違による積雪日数、観測期間及び評価結果の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 - 設計基準積雪量の相違による評価結果の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 - プラント及び観測所の相違 立地の相違による年最深積雪の平均値、観測期間及び評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 評価結果の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<p>別紙</p> <p>建屋の許容堆積荷重の算出方法について</p> <p>火山灰堆積による建屋の荷重評価における許容堆積荷重の算出過程を以下に示す。ここでは、制御建屋の屋根部を例として説明する。</p> <p>1. 建屋の許容堆積荷重の求め方</p> <p>建屋の屋根部は、鉄筋コンクリートで構成されている。このため、屋根部の許容堆積荷重は、鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）で規定される鉄筋の長期及び短期許容応力度の比1.5（短期／長期）に基づき、設計時に考慮されている常時荷重（自重、積載荷重、積雪荷重）から算出する。</p> <p>具体的な算出方法は下表に示すとおり、設計時に考慮されている自重（屋根）、積載荷重及び積雪荷重はそれぞれ構造計算書より、$10,650\text{N/m}^2$、$1,350\text{N/m}^2$、$3,000\text{N/m}^2$であり、設計時の長期荷重は合計$15,000\text{N/m}^2$である。この長期荷重に鉄筋の許容応力度の比として1.5倍することにより、短期で負担できる許容荷重$22,500\text{N/m}^2$が導出できる。自重及び積載荷重は長期と短期で同一の設定であることから、自重及び積載荷重を短期で負担できる許容荷重から差し引くことで、火山灰と積雪による許容堆積荷重$10,500\text{N/m}^2$が算出される。建屋の影響評価では、火山灰と積雪による想定堆積荷重$4,500\text{N/m}^2$が許容堆積荷重以下となることを確認する。</p> <p>表 建屋の許容堆積荷重の算出過程（制御建屋の例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">設計時</th> <th rowspan="2">今回評価</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>長期</th> <th>（短期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自重</td> <td>① N/m²</td> <td>10,650</td> <td>10,650</td> <td>10,650</td> <td>長期、短期で同一設定</td> </tr> <tr> <td>積載</td> <td>② N/m²</td> <td>1,350</td> <td>1,350</td> <td>1,350</td> <td>長期、短期で同一設定</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>③ N/m²</td> <td>3,000 (100cm)</td> <td>3,000 (100cm)</td> <td>3,000 (100cm) 比重0.3</td> <td>長期、短期で同一設定 比重0.3</td> </tr> <tr> <td>火山灰</td> <td>④ N/m²</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7,500 比重1.5(満面)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>①～④ N/m²</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td>22,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許容荷重</td> <td>⑤ N/m²</td> <td>15,000以上</td> <td>22,500以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>許容堆積荷重</td> <td>③+④ N/m²</td> <td>- 1.5倍 -</td> <td>10,500</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以上</p>		単位	設計時		今回評価	備考	長期	（短期）	自重	① N/m ²	10,650	10,650	10,650	長期、短期で同一設定	積載	② N/m ²	1,350	1,350	1,350	長期、短期で同一設定	積雪	③ N/m ²	3,000 (100cm)	3,000 (100cm)	3,000 (100cm) 比重0.3	長期、短期で同一設定 比重0.3	火山灰	④ N/m ²	0	0	7,500 比重1.5(満面)		合計	①～④ N/m ²	15,000	15,000	22,500		許容荷重	⑤ N/m ²	15,000以上	22,500以上			許容堆積荷重	③+④ N/m ²	- 1.5倍 -	10,500			<p>また、降下火砕物による荷重と積雪による荷重の組合せにおいては、除灰の効果は期待しないものとし、積雪については適切に除雪を行い、雪を長期間堆積状態にしない方針とすることで、積雪荷重に対する設計裕度を確保する。</p> <p>以上の検討より、女川原子力発電所における降下火砕物の荷重に組み合わせる積雪荷重の積雪量は、発電所立地の最寄りの気象観測所である石巻地域における年最深積雪の平均値（17.0cm）を採用する方針とする。</p> <p>以上</p> <p>[参考文献]</p> <p>※1:建築物荷重指針・同解説(2015) (2章荷重の種類と組合せ、付5.5 許容応力度設計に用いる組合せ荷重のための荷重係数)</p> <p>※2:高橋 徹:積雪荷重の推移過程モデルに関する一考察 (日本建築学会 構造工学論文集 Vol. 44B(1998年3月))</p>	<p>【上記●については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント及び観測所の相違</p> <p>【女川】 設計基準値の相違</p>
			単位	設計時			今回評価	備考																																													
	長期	（短期）																																																			
自重	① N/m ²	10,650	10,650	10,650	長期、短期で同一設定																																																
積載	② N/m ²	1,350	1,350	1,350	長期、短期で同一設定																																																
積雪	③ N/m ²	3,000 (100cm)	3,000 (100cm)	3,000 (100cm) 比重0.3	長期、短期で同一設定 比重0.3																																																
火山灰	④ N/m ²	0	0	7,500 比重1.5(満面)																																																	
合計	①～④ N/m ²	15,000	15,000	22,500																																																	
許容荷重	⑤ N/m ²	15,000以上	22,500以上																																																		
許容堆積荷重	③+④ N/m ²	- 1.5倍 -	10,500																																																		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

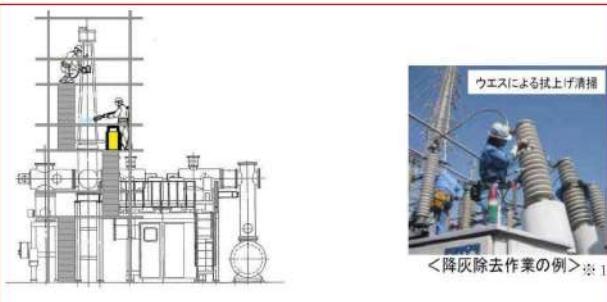
赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: center;">別紙-1 (参考) 積雪荷重を主荷重、降下火砕物による荷重を従荷重と想定した場合の確認結果</p> <p>火山（降下火砕物）と積雪の組合せは補足資料-19に示すように、降下火砕物による荷重を主荷重、積雪荷重を従荷重として設定している。 これに対して、積雪荷重を主事象（主荷重）、降下火砕物による荷重を副事象（従荷重）と想定した場合について確認する。</p> <p>1. 評価条件 主事象である積雪荷重は設計基準値（43cm）の荷重とする。また、副事象である降下火砕物による荷重は、積雪荷重のように平均値を求めることが困難であるため、副事象として考慮する場合は、基準降下火砕物堆積量（15cm）の設定において想定する火山噴火規模（VEI5～6）※1から1段階下げた火山噴火規模（VEI4～5相当）を考慮した荷重を想定する。</p> <p>2. 評価結果 評価結果は第1表に示すとおりであり、積雪荷重を主事象（主荷重）、降下火砕物による荷重を副事象（従荷重）と想定した場合の評価（ケース2）は、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）のうち「外部事象の考慮」の荷重の組合せで設定している評価（ケース1）に対して十分小さいことを確認した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>第1表 組合せ荷重の評価結果</caption> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>主事象</th> <th>副事象</th> <th>堆積荷重 (N/m²)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>降下火砕物 (15cm)</td> <td>積雪 (17cm)</td> <td>2547</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>積雪 (43cm)</td> <td>降下火砕物 (1.5cm) ※2</td> <td>1081</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 基準降下火砕物堆積量の設定時に行った降下火砕物シミュレーションにおいて想定する鳴子カルデラの既往最大の噴火規模はVEI5～6（第446回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（平成29年2月24日）にてご説明済） ※2: 基準降下火砕物堆積量（15cm）の設定において想定する火山噴火規模（VEI5～6）から1段階噴火規模を下げた VEI4～5 相当を考慮して想定</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	ケース	主事象	副事象	堆積荷重 (N/m ²)	備考	1	降下火砕物 (15cm)	積雪 (17cm)	2547	—	2	積雪 (43cm)	降下火砕物 (1.5cm) ※2	1081	—		<p>【大飯】記載方針の相違 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計基準値の相違</p> <p>【女川】 設計基準値の相違</p> <p>【上記●については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・評価結果の相違</p>
ケース	主事象	副事象	堆積荷重 (N/m ²)	備考														
1	降下火砕物 (15cm)	積雪 (17cm)	2547	—														
2	積雪 (43cm)	降下火砕物 (1.5cm) ※2	1081	—														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料-22 2.2. アクセスルートの復旧への影響について</p> <p>火山灰の降灰により外部電源喪失が考えられることから、火山影響評価として、降灰時におけるタンクローリーによる燃料輸送機能に影響が生じないことを確認するため、アクセスルートの復旧に要する概算時間について評価する。</p> <p>ここでは保守的に降灰と積雪時におけるアクセスルートへの火山灰等の堆積状況を想定し、要員1名にてブルドーザーを操作するとし、ディーゼル発電機の燃料油輸送ルートの復旧時間が、燃料油の移送が必要となるディーゼル発電機の起動後3日（保安電源において評価）に対し、復旧時間が概算213分（3.5時間程度）であり、3日以内に充分な余裕を確保して実施できることを確認した。</p> <p>1. ブルドーザ仕様（50t） • 一回の押し出し可能量 23.3t • ブレードの全幅 4.300m • 走行速度 前進：1速 60m/min 後進：1速 78m/min</p> <p>2. 降灰及び降雪への対応について (1) 降灰については、降灰予報の情報を受けた際に要員を確保する。降灰が確認された場合はアクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。積雪については、通常時から、気象予報、積雪状況に応じて構内道路の除雪作業を行うこととしており、SA対策時においても車両等の積雪時の走行性能を勘案した上で、必要に応じて除雪作業を行うことにより対処が可能である。 (2) 降灰及び降雪除去速度の算出 1) 降灰条件 • 厚さ：0.1m • 単位堆積重量：1.5t/m³（湿潤状態） 2) 降雪条件 • 厚さ：1m（福井県建築基準法施行細則） • 単位堆積重量：0.3t/m³（福井県建築基準法施行細則） (3) 除去方法 • アクセスルート上に降り積もった火山灰及び雪を、ブルドーザで道路脇へ押し出し除去する。 • 一回の押し出し可能量を23.3tとし、23.3tの火山灰及び雪を集め、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 • 一回の集積で進める距離X $= 23.3t \div ((\text{雪厚さ } 1m \times 0.3t/m^3 + \text{火山灰厚さ } 0.1m \times 1.5t/m^3) \times 4.300m)$ </p>	<p>補足資料-18 降灰時の外部支援及び開閉所の除灰の成立性検討について</p> <p>女川原子力発電所2号炉における降灰時の間接的影響（長期間の外部電源喪失及び交通の途絶）に対して、外部からの支援については、技術的能力1.0支援に係わる事項において、事象発生後6日間までに発電所外からの支援受けられるよう支援計画を定め、体制を整備する。また、支援を受けるまでの7日間については、設置許可基準規則解釈第33条第7項の要求として7日間分の非常用交流電源設備の燃料を有しており、軽油タンクへの燃料補給なしで運転が継続できる。その後は外部からの軽油タンクへの燃料補給や開閉所の除灰を実施し、外部電源の受電を行うことで、継続して電源を確保することとしているが、外部からの支援を受け入れるために開閉所の除灰、及び所内の燃料補給ルート確保が必要であることから、これらの成立性について検討を行った。</p> <p>1. 開閉所の降灰除去 降灰後に外部電源を受電するため、開閉所の除灰の成立性検討を行った。ガス絶縁開閉装置は筐体内に母線が内蔵されており降灰の影響を受けない構造となっているが、外部電源を受電する送電線引込部の碍子（ブッシング）は、降灰の影響を受ける可能性がある。ただし、降灰による汚損碍子は清掃により機能回復が可能であることから、図1のとおり足場を構築し、碍子（ブッシング）の清掃（洗浄、乾拭き）を実施する。検討の結果、開閉所の清掃作業のタイムチャートは図2のとおりである。女川原子力発電所の開閉所（5回線）については、平行作業が可能であることから、外部電源の復旧状況に合わせて清掃作業を実施する。</p>  <p>図1 碾子（ブッシング）清掃のイメージ</p> <p>※1 写真出典：産業構造審議会 保安分科会 電力安全小委員会 電気設備自然災害等対策ワーキンググループ-中間報告書（平成26年6月24日経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課）</p>	<p>補足資料-18 降灰時の外部支援及び開閉所の除灰の成立性検討について</p> <p>泊発電所3号炉における降灰時の間接的影響（長期間の外部電源喪失及び交通の途絶）に対して、外部からの支援については、技術的能力1.0支援に係わる事項において、事象発生後6日間までに発電所外からの支援受けられるよう支援計画を定め、体制を整備する。また、支援を受けるまでの7日間については、設置許可基準規則解釈第33条第7項の要求として7日間分の非常用交流電源設備の燃料を有しており、燃料油貯油槽への燃料補給なしで運転が継続できる。その後は外部からの燃料油貯油槽への燃料補給や開閉所の除灰を実施し、外部電源の受電を行うことで、継続して電源を確保することとしているが、外部からの支援を受け入れるために開閉所の除灰、及び所内の燃料補給ルート確保が必要であることから、これらの成立性について検討を行った。</p> <p>1. 開閉所の降灰除去 泊発電所の開閉所は、高台に建設されており、送電線との接続部は屋根付き構造の遮風建屋で覆われており、降下火砕物による影響は受けにくくなっている。 また、遮風建屋は屋上へのアクセスが可能であり、必要に応じて除灰が可能である。 引込み線の碍子に降下火砕物が付着することが考えられるが、系統隔離の上、清掃することにより、影響を緩和できる。</p>  <p>図1 開閉所（遮風建屋）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント及び観測所の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・設備名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違による設備の相違（泊の開閉所は高台に屋根付き構造の遮風建屋を設置しており、降下火砕物の影響を受けにくい構造である）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は屋根付き構造の遮風建屋を設置しており、降下火砕物の影響を受けにくい構造である</p>

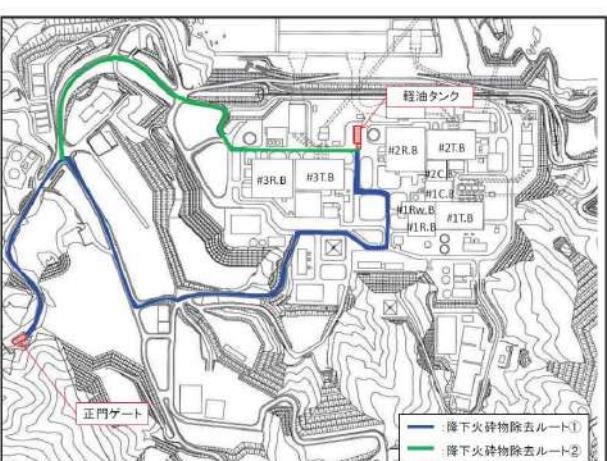
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p>=12.04m≈12m</p> <p>・1サイクル当たりの作業時間は、1速の走行速度（60m/min）で作業を実施すると仮定する。</p> <p>A：押し出し（①→②→③）： $(11m + 9m) \div 60m/min = 0.333min \approx 0.34min$</p> <p>B：ギア切り替え：0.1min</p> <p>C：後進（③→②）：$9m \div 78m/min = 0.115 \approx 0.12min$</p> <p>1サイクル当たりの作業時間（A+B+C+B）=0.34min+0.1min+0.12min+0.1m=0.66min</p> <p>降灰および降雪の撤去概念図</p> <p>約4.3m</p> <p>1回の集積で進める距離 23.3(1回の押し出し可能量)</p> <p>+((雪厚さ1m×0.3t/m²)+(火山灰厚さ0.1m×1.5t/m²)×4.300m)=約12.0m</p> <p>保守性を見込み11mと設定</p> <p>(4) 降灰及び降雪除去速度</p> <p>1サイクル当たりの除去延長÷1サイクル当たりの除去時間 =11m÷0.66min=1.000km/h≈1.0km/h</p> <p>3. 復旧時間について</p> <p>下図のアクセスルートについて上記の速度を用いて復旧することを想定する。ブルドーザーは配置場所よりスタートし、1.0km/hにて復旧を開始する。なお、一度復旧が終わったルートについては2km/hで移動可能とする。</p> <p>想定時間については下表のとおりとなり、約3時間30分程度で復旧が可能である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート番号</th> <th>総距離(m)</th> <th>1.0km/hにて復旧する距離(m)</th> <th>2km/hにて復旧する距離(m)</th> <th>時間(分)</th> <th>合計時間(分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①→②</td> <td>665</td> <td>665</td> <td>0</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>379</td> <td>297</td> <td>82</td> <td>21</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>③→④</td> <td>695</td> <td>553</td> <td>142</td> <td>38</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>④→⑤</td> <td>684</td> <td>404</td> <td>280</td> <td>33</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>⑤→⑥</td> <td>449</td> <td>366</td> <td>83</td> <td>25</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>⑥→①</td> <td>1051</td> <td>812</td> <td>239</td> <td>56</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table>	ルート番号	総距離(m)	1.0km/hにて復旧する距離(m)	2km/hにて復旧する距離(m)	時間(分)	合計時間(分)	①→②	665	665	0	40	40	②→③	379	297	82	21	61	③→④	695	553	142	38	99	④→⑤	684	404	280	33	132	⑤→⑥	449	366	83	25	157	⑥→①	1051	812	239	56	213	<p>図2 碓子（ブッシング）の清掃・復旧のタイムチャート</p> <p>2. 燃料補給ルートの除灰</p> <p>燃料補給ルートの確保については、敷地内に設計層厚である15cmの降下火砕物が堆積した場合において、タンクローリ等による燃料の陸送を想定し、正門ゲートから軽油タンクまでの燃料補給ルートの除灰成立性検討を行った。</p> <p>【上記●については、地震・津波側審査の火山影響評価結果を反映】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・守衛所及び設備名称の相違</p>
ルート番号	総距離(m)	1.0km/hにて復旧する距離(m)	2km/hにて復旧する距離(m)	時間(分)	合計時間(分)																																							
①→②	665	665	0	40	40																																							
②→③	379	297	82	21	61																																							
③→④	695	553	142	38	99																																							
④→⑤	684	404	280	33	132																																							
⑤→⑥	449	366	83	25	157																																							
⑥→①	1051	812	239	56	213																																							

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

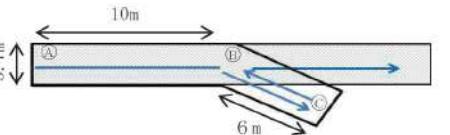
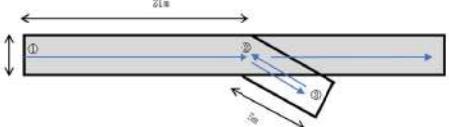
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>(1) 除灰方法の概要</p> <p>図3に示す正門ゲートから軽油タンクまでの燃料補給ルートに降り積もった灰を当社所有のブルドーザで道路脇へ押土する。なお、正門ゲートから軽油タンクまでの燃料補給ルートは2ルートあるが、距離が長いルート①（約1.7km）で評価を行うこととする。</p>  <p>図3 燃料補給ルート</p> <p>(2) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 降下火砕物条件 <ul style="list-style-type: none"> ・堆積量：15cm, 密度：1.5g/cm^3（湿潤密度） ・ブルドーザの仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・ブレード幅：約3.7m ・速度（1速）：前進3.3km/h, 後進4.4km/h ・除灰距離 <ul style="list-style-type: none"> ・正門ゲートから軽油タンクまでの燃料補給ルート：1.7km ・除灰時間の算出方法 <p>ブルドーザが降下火砕物を道路脇に押し出す作業を1サイクルとして、ブルドーザの除灰能力から、除灰速度を算出し、燃料補給ルートの除灰時間を算出する。</p> 	<p>(1) 除灰方法の概要</p> <p>図2に示す茶津守衛所から燃料油貯油槽までの燃料補給ルートに降り積もった灰を当社所有のホイールローダで道路脇へ押土する。なお、茶津守衛所から燃料油貯油槽までの燃料補給ルートを含むアクセスルート（車両）全体で評価を行うこととする。</p>  <p>図2 燃料補給ルート</p> <p>(2) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 降下火砕物条件 <ul style="list-style-type: none"> ・堆積量：●cm, 密度：●g/cm³（湿潤密度） ・ホイールローダの仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・最大押し出し可能重量：4.5t (がれき撤去試験より4.5t押し出せることを確認済み) ・パケット全幅：337cm ・走行速度（1速）：前進11.6km/h, 後進11.6km/h ・除灰距離 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策要員①作業ルート：3.3km ・災害対策要員②作業ルート：2.3km ・除灰時間の算出方法 <p>ホイールローダが降下火砕物を道路脇に押し出す作業を1サイクルとして、ホイールローダの除灰能力から、除灰速度を算出し、燃料補給ルートを含むアクセスルート（車両）全体の除灰時間を算出する。なお、災害対策要員2名が別々のルートを並行して除灰する。</p> 	<p>【女川】記載表現の相違 ・使用する重機の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は、可搬型設備が通行するアクセスルート全域の除灰時間を評価</p> <p>・泊は、要員2名（重機2台）での復旧時間を評価</p> <p>【女川】設計基準値の相違 ・復旧用重機の仕様の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は、可搬型設備が通行するアクセスルート全域の除灰時間を評価</p> <p>・泊は、要員2名（重機2台）での復旧時間を評価</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>(3) 算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ブルドーザの1サイクル当たりの最大押し出し可能重量</td><td>9.12 (t) 土砂撤去実証試験により確認済み</td></tr> <tr> <td>② ブルドーザの単位長さ当たりの除灰可能重量</td><td>0.83 (t/m) ブレードの形状及び火山灰の条件により算定</td></tr> <tr> <td>③ 1サイクルで除灰できる距離</td><td>10 (m) ①／②を切捨て</td></tr> <tr> <td>④ 1サイクル当たりの除灰時間</td><td>0.5 (min) 注1参照</td></tr> <tr> <td>⑤ 1サイクル当たりの除灰速度</td><td>1.3 (km/h) ③／④を切上げ</td></tr> <tr> <td>⑥ 燃料補給ルートの距離</td><td>1.7 (km)</td></tr> <tr> <td>⑦ 燃料補給ルートの除去時間</td><td>80 (min) ⑥／⑤を切上げ</td></tr> </tbody> </table> <p>注1：1サイクルの除灰時間の考え方 • 1サイクル当りの作業時間は、作業速度(前進3.3km/h, 後進4.4km/h)で作業すると仮定して</p> <p>A:押し出し (Ⓐ→Ⓑ→Ⓒ) : $(10m+6m) \div 3.3km/h = 0.3\text{ min}$ B:ギア切り替え : 0.1 min C:後進 (Ⓒ→Ⓑ) : $6m \div 4.4km/h = 0.09\text{ min}$ 1サイクル当りの作業時間 (A+B+C) = $0.3 + 0.1 + 0.09 = 0.5\text{ min}$</p>  <p>(3) 算出結果</p> <p>注1：1サイクルの除灰時間の考え方 • 1サイクル当りの作業時間は、作業速度 (1速の走行速度である前進11.6 km/h, 後進11.6km/hの平均5.8km/h(前進), 5.8km/h(後進))で作業すると仮定して</p> <p>A:押し出し (Ⓐ→Ⓑ→Ⓒ) : $(2m+5m) \div 5.8km/h = 4.3\text{ 秒} \approx 5\text{ 秒}$ B:ギア切り替え : 3秒 C:後進 (Ⓒ→Ⓑ) : $5m \div 5.8km/h = 3.1\text{ 秒} \approx 4\text{ 秒}$ D:ギア切り替え : 3秒 1サイクル当りの作業時間 (A+B+C+D) = $5\text{ 秒} + 3\text{ 秒} + 4\text{ 秒} + 3\text{ 秒} = 15\text{ 秒}$</p> 	作業内容	備考	① ブルドーザの1サイクル当たりの最大押し出し可能重量	9.12 (t) 土砂撤去実証試験により確認済み	② ブルドーザの単位長さ当たりの除灰可能重量	0.83 (t/m) ブレードの形状及び火山灰の条件により算定	③ 1サイクルで除灰できる距離	10 (m) ①／②を切捨て	④ 1サイクル当たりの除灰時間	0.5 (min) 注1参照	⑤ 1サイクル当たりの除灰速度	1.3 (km/h) ③／④を切上げ	⑥ 燃料補給ルートの距離	1.7 (km)	⑦ 燃料補給ルートの除去時間	80 (min) ⑥／⑤を切上げ		<p>【女川】記載方針の相違 • 泊の除灰作業に関する作業の除灰時間評価結果は(4)にて記載</p> <p>【女川】記載内容の相違 • 除灰条件、復旧用重機の相違</p>
作業内容	備考																		
① ブルドーザの1サイクル当たりの最大押し出し可能重量	9.12 (t) 土砂撤去実証試験により確認済み																		
② ブルドーザの単位長さ当たりの除灰可能重量	0.83 (t/m) ブレードの形状及び火山灰の条件により算定																		
③ 1サイクルで除灰できる距離	10 (m) ①／②を切捨て																		
④ 1サイクル当たりの除灰時間	0.5 (min) 注1参照																		
⑤ 1サイクル当たりの除灰速度	1.3 (km/h) ③／④を切上げ																		
⑥ 燃料補給ルートの距離	1.7 (km)																		
⑦ 燃料補給ルートの除去時間	80 (min) ⑥／⑤を切上げ																		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(4) 燃料補給ルートの除灰成立性検討結果

除灰作業に関する作業のタイムチャートを図4に示す。記載のとおり約5時間で除灰が可能であることを確認した。



(4) アクセスルート（車両）全体の除灰成立性検討結果

除灰作業に関する作業の除灰時間表を表1, 2に示す。記載のとおり約10時間で除灰が可能であることを確認した。

表1 災害対策要員①による除灰時間評価

区間	距離(約m)	時間評価項目	速度(km/h)	所要時間(分)	累積(分)
①→②	360	徒歩移動	4.0	6	6
②→③	260	降灰除去	0.4	44	50
③→④	260	重機移動	11.6	2	52
④→⑤	420	降灰除去	0.4	70	122
⑤→⑥	90	重機移動	11.6	1	123
⑥→⑦	340	降灰除去	0.4	57	180
⑦→⑧	490	重機移動	11.6	3	183
⑧→⑨	210	降灰除去	0.4	35	218
⑨→⑩	250	重機移動	11.6	2	220
⑩→⑪	560	降灰除去	0.4	94	314

以上

【女川】設計方針の相違

・泊は、アクセスルート（車両）全体の除灰作業時間で評価した。

今後、茶津の入構ルートが確定次第、女川と同様の評価を行なうが、現状検討しているルートであれば、追加の除灰範囲はごくわずかであり、これを足したとしてもアクセスルート全体で半日程度で除灰可能であると考える

【女川】

記載表現の相違

表2 災害対策要員②による除灰時間評価

区間	距離(約m)	時間評価項目	速度(km/h)	所要時間(分)	累積(分)
①→②	160	降灰除去	0.4	27	27
②→③	160	重機移動	11.6	1	28
③→④	300	降灰除去	0.4	50	78
④→⑤	50	重機移動	11.6	1	79
⑤→⑥	510	降灰除去	0.4	85	164
⑥→⑦	40	重機移動	11.6	1	165
⑦→⑧	30	降灰除去	0.4	5	170
⑧→⑨	210	重機移動	11.6	2	172
⑨→⑩	440	降灰除去	0.4	74	246
⑩→⑪	80	重機移動	11.6	1	247
⑪→⑫	270	降灰除去	0.4	45	292

以上

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
	<p style="text-align: center;">補足資料-19 降下火碎物による摩耗や融解の影響について</p> <p>降下火碎物はマグマを起源とする火山ガラス、鉱物結晶片にて構成されるものであり、想定する火山により、主成分組成が異なることから、女川原子力発電所2号炉で想定する火山の主成分組成を整理し、降下火碎物による摩耗や融解の影響について確認した。</p> <p>1. 降下火碎物の組成 (1) 火山ガラス</p> <p>降下火碎物の主成分である火山ガラスは、地下深部の高温高圧のマグマが噴火時大気中に噴出されることによる急激な減圧・冷却によって結晶化できずに非晶質化したものである。東北地方の主要なテフラの火山ガラスの主成分組成を表1に示す。</p> <p>表1 宮城県中・北部のテフラ（火山ガラス）の主成分組成について^{※1}（赤枠は追記）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>土壤テフラ</th> <th>試料採取地</th> <th>SiO₂</th> <th>TiO₂</th> <th>Al₂O₃</th> <th>PaO</th> <th>MnO</th> <th>MgO</th> <th>CaO</th> <th>K₂O</th> <th>Na₂O</th> <th>Total</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">愛島輝石 (K-MD)</td> <td>田嶋町安達</td> <td>M: 76.94 SD: 9.53</td> <td>0.11 0.02</td> <td>14.47 0.44</td> <td>1.01 0.03</td> <td>— —</td> <td>0.03 0.06</td> <td>1.79 0.07</td> <td>1.27 0.07</td> <td>3.88 0.94</td> <td>100.00 0.22</td> </tr> <tr> <td>青森町の原 (HJ)</td> <td>M: 77.31 SD: 0.73</td> <td>0.16 0.08</td> <td>12.76 0.38</td> <td>1.05 0.01</td> <td>— —</td> <td>0.44 0.20</td> <td>1.09 1.11</td> <td>3.10 0.12</td> <td>2.61 0.12</td> <td>100.00 0.12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳴子熱海-上原 テフラ(NK-U)</td> <td>鳴子町上ノ原</td> <td>M: 77.98 SD: 0.31</td> <td>0.22 0.01</td> <td>12.38 0.12</td> <td>1.22 0.06</td> <td>— —</td> <td>1.01 0.01</td> <td>1.59 0.01</td> <td>1.47 0.10</td> <td>4.23 0.13</td> <td>100.00 0.13</td> </tr> <tr> <td>鳴子-柳沢ニ ラク (N-T)</td> <td>M: 79.11 SD: 0.41</td> <td>0.17 0.03</td> <td>12.98 0.41</td> <td>1.28 0.07</td> <td>— —</td> <td>0.49 0.08</td> <td>1.52 0.06</td> <td>1.93 0.04</td> <td>2.57 0.12</td> <td>99.99 0.12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳴子-度戸ニ リテ (N-D)</td> <td>鳴子山町度戸</td> <td>M: 79.01 SD: 0.25</td> <td>0.13 0.01</td> <td>12.93 0.13</td> <td>1.29 0.06</td> <td>— —</td> <td>27.0 0.02</td> <td>1.28 0.01</td> <td>1.88 0.01</td> <td>4.13 0.01</td> <td>100.00 0.01</td> </tr> <tr> <td>北原丸山 (KO)</td> <td>一迫町千文字</td> <td>M: 77.60 SD: 0.03</td> <td>0.10 0.01</td> <td>13.07 0.15</td> <td>1.35 0.05</td> <td>— —</td> <td>0.33 0.07</td> <td>1.60 0.04</td> <td>1.70 0.02</td> <td>3.89 0.29</td> <td>100.00 0.29</td> </tr> <tr> <td>一迫輝石 (IaP)</td> <td>一迫村千文字</td> <td>M: 76.99 SD: 0.13</td> <td>0.13 0.03</td> <td>13.07 0.15</td> <td>1.35 0.05</td> <td>— —</td> <td>0.33 0.07</td> <td>1.60 0.04</td> <td>1.71 0.02</td> <td>4.26 0.40</td> <td>100.00 0.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>東北地方の主要なテフラの火山ガラスの主成分組成は、SiO₂が約77～78%，Al₂O₃が約12～14%，K₂Oが約1～4%程度の範囲であることを確認した。</p> <p>(2) 鉱物結晶片</p> <p>鉱物結晶片は、地下深部のマグマが徐々に冷却される過程で結晶化した造岩鉱物である。東北地域の主要なテフラに対する鉱物組成は表2に示すように石英、(斜方・单斜)輝石、角閃石、カミントン閃石、磁鐵鉱及び黒雲母が含まれていることを確認した。</p> <p>また、女川原子力発電所の降下火碎物の調査^{※2}では主な鉱物として(斜方・单斜)輝石、角閃石、黒雲母、磁鐵鉱を確認した。</p>	土壤テフラ	試料採取地	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	PaO	MnO	MgO	CaO	K ₂ O	Na ₂ O	Total	愛島輝石 (K-MD)	田嶋町安達	M: 76.94 SD: 9.53	0.11 0.02	14.47 0.44	1.01 0.03	— —	0.03 0.06	1.79 0.07	1.27 0.07	3.88 0.94	100.00 0.22	青森町の原 (HJ)	M: 77.31 SD: 0.73	0.16 0.08	12.76 0.38	1.05 0.01	— —	0.44 0.20	1.09 1.11	3.10 0.12	2.61 0.12	100.00 0.12	鳴子熱海-上原 テフラ(NK-U)	鳴子町上ノ原	M: 77.98 SD: 0.31	0.22 0.01	12.38 0.12	1.22 0.06	— —	1.01 0.01	1.59 0.01	1.47 0.10	4.23 0.13	100.00 0.13	鳴子-柳沢ニ ラク (N-T)	M: 79.11 SD: 0.41	0.17 0.03	12.98 0.41	1.28 0.07	— —	0.49 0.08	1.52 0.06	1.93 0.04	2.57 0.12	99.99 0.12	鳴子-度戸ニ リテ (N-D)	鳴子山町度戸	M: 79.01 SD: 0.25	0.13 0.01	12.93 0.13	1.29 0.06	— —	27.0 0.02	1.28 0.01	1.88 0.01	4.13 0.01	100.00 0.01	北原丸山 (KO)	一迫町千文字	M: 77.60 SD: 0.03	0.10 0.01	13.07 0.15	1.35 0.05	— —	0.33 0.07	1.60 0.04	1.70 0.02	3.89 0.29	100.00 0.29	一迫輝石 (IaP)	一迫村千文字	M: 76.99 SD: 0.13	0.13 0.03	13.07 0.15	1.35 0.05	— —	0.33 0.07	1.60 0.04	1.71 0.02	4.26 0.40	100.00 0.40	<p style="text-align: center;">補足資料-19 降下火碎物による摩耗や融解の影響について</p> <p>降下火碎物はマグマを起源とする火山ガラス、鉱物結晶片にて構成されるものであり、想定する火山により、主成分組成が異なることから、泊発電所3号炉で想定する火山の主成分組成を整理し、降下火碎物による摩耗や融解の影響について確認した。</p> <p style="text-align: right;">追而【地震津波側審査の反映】 (地震津波側審査結果（立地評価）を受けて反映のため)</p>	<p style="text-align: center;">補足資料-19 降下火碎物による摩耗や融解の影響について</p> <p>降下火碎物はマグマを起源とする火山ガラス、鉱物結晶片にて構成されるものであり、想定する火山により、主成分組成が異なることから、泊発電所3号炉で想定する火山の主成分組成を整理し、降下火碎物による摩耗や融解の影響について確認した。</p>	<p style="color: blue;">【大飯】記載方針の相違 女川審査実績の反映</p> <p style="color: green;">【女川】記載表現の相違 ・プラント名称の相違</p>
土壤テフラ	試料採取地	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	PaO	MnO	MgO	CaO	K ₂ O	Na ₂ O	Total																																																																																							
愛島輝石 (K-MD)	田嶋町安達	M: 76.94 SD: 9.53	0.11 0.02	14.47 0.44	1.01 0.03	— —	0.03 0.06	1.79 0.07	1.27 0.07	3.88 0.94	100.00 0.22																																																																																							
	青森町の原 (HJ)	M: 77.31 SD: 0.73	0.16 0.08	12.76 0.38	1.05 0.01	— —	0.44 0.20	1.09 1.11	3.10 0.12	2.61 0.12	100.00 0.12																																																																																							
鳴子熱海-上原 テフラ(NK-U)	鳴子町上ノ原	M: 77.98 SD: 0.31	0.22 0.01	12.38 0.12	1.22 0.06	— —	1.01 0.01	1.59 0.01	1.47 0.10	4.23 0.13	100.00 0.13																																																																																							
	鳴子-柳沢ニ ラク (N-T)	M: 79.11 SD: 0.41	0.17 0.03	12.98 0.41	1.28 0.07	— —	0.49 0.08	1.52 0.06	1.93 0.04	2.57 0.12	99.99 0.12																																																																																							
鳴子-度戸ニ リテ (N-D)	鳴子山町度戸	M: 79.01 SD: 0.25	0.13 0.01	12.93 0.13	1.29 0.06	— —	27.0 0.02	1.28 0.01	1.88 0.01	4.13 0.01	100.00 0.01																																																																																							
	北原丸山 (KO)	一迫町千文字	M: 77.60 SD: 0.03	0.10 0.01	13.07 0.15	1.35 0.05	— —	0.33 0.07	1.60 0.04	1.70 0.02	3.89 0.29	100.00 0.29																																																																																						
一迫輝石 (IaP)	一迫村千文字	M: 76.99 SD: 0.13	0.13 0.03	13.07 0.15	1.35 0.05	— —	0.33 0.07	1.60 0.04	1.71 0.02	4.26 0.40	100.00 0.40																																																																																							

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表2 宮城県中・北部のテフラの岩相について^① (赤枠・赤字は追記)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>示標テフラ</th> <th>鉱物組成</th> <th>火山ガラスの形態</th> <th>結晶率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川前スコリア (Z-K) 愛島軽石 (K-MD)</td> <td>opx>cpx cum+qt</td> <td>pm</td> <td>opx (γ) : 1.700-1.704 gl : 1.504-1.507 (1.505-1.506) cum (n) : 1.660-1.665</td> </tr> <tr> <td>鳴子蒸留-上原テフラ (NK-U) 斜折輝石 (H)</td> <td>opx>cpx=mt opx>ho+qt</td> <td>pm</td> <td>gl : 1.492-1.500 opx (γ) : 1.711-1.715 gl : 1.499-1.501 opx (γ) : 1.712-1.714 ho (n) : 1.669-1.671</td> </tr> <tr> <td>鳴子-御沢テフラ (N-Y)</td> <td>opx>ho, mt (bi, cpx); qt</td> <td>pm>bw</td> <td>gl : 1.500-1.503 opx (γ) : 1.717-1.722 (1.719) ho (n) : 1.673-1.676</td> </tr> <tr> <td>鳴子-青板テフラ (N-N)</td> <td>opx>mt: qt</td> <td>pm</td> <td>gl : 1.509-1.502 (1.501) opx (γ) : 1.724-1.728</td> </tr> <tr> <td>北原火山 (Kt) 一造輕石 (IcP)</td> <td>poor (mt>opx, cum) opx>mt</td> <td>pm</td> <td>gl : 1.499-1.502 opx (γ) : 1.728-1.733</td> </tr> </tbody> </table> <p>鉱物組成の凡例 • opx: 斜方輝石 • ho: 角閃石 • mt: 硅鉄鉄 • qt: 石英 • cum: カミントン閃石 • bi: 黑雲母 • epix: 单斜輝石</p>	示標テフラ	鉱物組成	火山ガラスの形態	結晶率	川前スコリア (Z-K) 愛島軽石 (K-MD)	opx>cpx cum+qt	pm	opx (γ) : 1.700-1.704 gl : 1.504-1.507 (1.505-1.506) cum (n) : 1.660-1.665	鳴子蒸留-上原テフラ (NK-U) 斜折輝石 (H)	opx>cpx=mt opx>ho+qt	pm	gl : 1.492-1.500 opx (γ) : 1.711-1.715 gl : 1.499-1.501 opx (γ) : 1.712-1.714 ho (n) : 1.669-1.671	鳴子-御沢テフラ (N-Y)	opx>ho, mt (bi, cpx); qt	pm>bw	gl : 1.500-1.503 opx (γ) : 1.717-1.722 (1.719) ho (n) : 1.673-1.676	鳴子-青板テフラ (N-N)	opx>mt: qt	pm	gl : 1.509-1.502 (1.501) opx (γ) : 1.724-1.728	北原火山 (Kt) 一造輕石 (IcP)	poor (mt>opx, cum) opx>mt	pm	gl : 1.499-1.502 opx (γ) : 1.728-1.733		
示標テフラ	鉱物組成	火山ガラスの形態	結晶率																								
川前スコリア (Z-K) 愛島軽石 (K-MD)	opx>cpx cum+qt	pm	opx (γ) : 1.700-1.704 gl : 1.504-1.507 (1.505-1.506) cum (n) : 1.660-1.665																								
鳴子蒸留-上原テフラ (NK-U) 斜折輝石 (H)	opx>cpx=mt opx>ho+qt	pm	gl : 1.492-1.500 opx (γ) : 1.711-1.715 gl : 1.499-1.501 opx (γ) : 1.712-1.714 ho (n) : 1.669-1.671																								
鳴子-御沢テフラ (N-Y)	opx>ho, mt (bi, cpx); qt	pm>bw	gl : 1.500-1.503 opx (γ) : 1.717-1.722 (1.719) ho (n) : 1.673-1.676																								
鳴子-青板テフラ (N-N)	opx>mt: qt	pm	gl : 1.509-1.502 (1.501) opx (γ) : 1.724-1.728																								
北原火山 (Kt) 一造輕石 (IcP)	poor (mt>opx, cum) opx>mt	pm	gl : 1.499-1.502 opx (γ) : 1.728-1.733																								

2. 降下火碎物の影響について

(1) 摩耗

降下火碎物中に酸化アルミニウムの鉱物相が存在する可能性は極めて低い(添付資料-1参照)。一方、摩耗の影響は降下火碎物の硬度の影響を受けることから、女川原子力発電所で想定する降下火碎物の硬度について確認を実施した。

a. 火山ガラス

火山ガラスの硬度については、鹿児島県垂水市における火山ガラスについて調査を実施しており、表3に示す主元素組成(SiO₂:約73%, Al₂O₃:約14%, K₂O:約3%)の火山ガラスは表4に示すようにモース硬度5であることを確認した。

これは東北地方の主要なテフラの火山ガラスの主成分組成(SiO₂:約77~78%, Al₂O₃:約12~14%, K₂O:約1~4%程度)と比較しても大きな差異がないことから、女川原子力発電所で想定する火山ガラスのモース硬度も同様に5程度と考えられる。

表3 火山ガラスの主成分組成^② (赤枠は追記)

Chemical composition (wt%)											
SiO ₂	Al ₂ O ₃	CaO	MgO	Fe ₂ O ₃	TiO ₂	Na ₂ O	K ₂ O	P ₂ O ₅	MnO	ig. loss	Total
72.73	13.69	1.44	0.23	1.82	0.18	3.46	3.42	0.01	0.06	3.16	100.2

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																						
	<p>表4 火山ガラスの特性^{※3} (赤枠は追記)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">Shirasu glass</th></tr> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">No. 1</th><th style="text-align: center;">No. 2</th><th style="text-align: center;">No. 3</th><th style="text-align: center;">No. 4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Specific gravity</td><td style="text-align: center;">2.70</td><td style="text-align: center;">2.77</td><td style="text-align: center;">2.75</td><td style="text-align: center;">2.76</td></tr> <tr> <td>Hardness (mohrs)</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr> <td>Softening point(°C)</td><td style="text-align: center;">873</td><td style="text-align: center;">868</td><td style="text-align: center;">875</td><td style="text-align: center;">870</td></tr> </tbody> </table> <p>b. 鉱物結晶片</p> <p>東北地方の主要なテフラに対する文献^{※1}及び発電所敷地内及び敷地周辺の地質調査^{※2}の結果から確認された造岩鉱物は、石英、(斜方・単斜)輝石、角閃石、カミントン閃石、黒雲母、磁鐵鉱である。各造岩鉱物のモース硬度は表5、6に示すとおりであり、最大値は石英のモース硬度7である。</p> <p>表5 造岩鉱物の特徴及び硬度^{※4} (赤枠は追記)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>造岩鉱物名</th> <th>色調・透明度・光沢など</th> <th>外形範囲の形</th> <th>割れ口</th> <th>モース硬度^{※5}</th> <th>比重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石英</td> <td>無色透明、白色半透明、ガラス光沢</td> <td>單六方柱、六角柱状</td> <td>不規則</td> <td style="background-color: red;">7</td> <td>2.65</td> </tr> <tr> <td>カリ長石</td> <td>白色、淡いピンク～黄色、半透明、</td> <td>四角柱状</td> <td>直方体の弱開</td> <td style="background-color: red;">6</td> <td>2.57</td> </tr> <tr> <td>斜長石</td> <td>無色透明、白色半透明、ガラス光沢</td> <td>四角柱状</td> <td>直方体の弱開</td> <td style="background-color: red;">6.5-5</td> <td>2.6-2.8</td> </tr> <tr> <td>白雲母</td> <td>無色透明、白色半透明、ガラス光沢</td> <td>六角板状</td> <td>一方に向いて弱開</td> <td style="background-color: red;">2.5-3</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>黒雲母</td> <td>黒色不透明、黒褐色～褐色半透明、ガラス光沢</td> <td>六角板状</td> <td>一方に向いて弱開</td> <td style="background-color: red;">2.5-3</td> <td>2.7-3.3</td> </tr> <tr> <td>角閃石</td> <td>黒色不透明、暗緑～褐色半透明、</td> <td>長柱状</td> <td>60°/120°に斜交する弱開</td> <td style="background-color: red;">3</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>輝石</td> <td>黒色不透明、綠色一褐色半透明、</td> <td>長柱状</td> <td>ほぼ直交する2方向に弱開</td> <td style="background-color: red;">5-6</td> <td>3.2-3.5</td> </tr> <tr> <td>かんらん石</td> <td>綠色透明、褐黃褐色半透明、</td> <td>短柱状</td> <td>不規則</td> <td style="background-color: red;">6.5-7</td> <td>3.2-4.4</td> </tr> <tr> <td>磁鐵鉱</td> <td>黒色不透明、亞金属半透明、磁磁性</td> <td>八面体</td> <td>不規則</td> <td style="background-color: red;">5.5-6</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>方解石</td> <td>無色透明、白色半透明、ガラス光沢</td> <td>菱面体、六角板～柱状、六方柱</td> <td>斜交する三方向に弱開</td> <td style="background-color: red;">3</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>柘榴石</td> <td>赤色、紫褐色、褐色半透明、</td> <td>二十四面体、十二面体</td> <td>不規則</td> <td style="background-color: red;">6.5-7</td> <td>3.2-4.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>表6 造岩鉱物の硬度 (抜粋)^{※6} (赤枠は追記)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>和名(英名)</th> <th>晶系</th> <th>理想化学組成</th> <th>色</th> <th>条痕</th> <th>光沢</th> <th>モース硬度</th> <th>比重</th> <th>種類</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カミントン閃石(cummingtonite)</td> <td>单</td> <td>(Mg, Fe)₂Si₂O₅(OH)₂</td> <td>青、绿</td> <td>自</td> <td>ガラス</td> <td style="background-color: red;">[110]</td> <td style="background-color: red;">6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以上のことから、女川原子力発電所で想定する降下火碎物のモース硬度の最大値は7程度である。また、一般的な砂は石英、長石類、雲母類を主成分^{※6}としており、砂のモース硬度も石英が最大で7程度であることから、設備への影響は砂と同等であると考える。</p>	Shirasu glass						No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	Specific gravity	2.70	2.77	2.75	2.76	Hardness (mohrs)	5	5	5	5	Softening point(°C)	873	868	875	870	造岩鉱物名	色調・透明度・光沢など	外形範囲の形	割れ口	モース硬度 ^{※5}	比重	石英	無色透明、白色半透明、ガラス光沢	單六方柱、六角柱状	不規則	7	2.65	カリ長石	白色、淡いピンク～黄色、半透明、	四角柱状	直方体の弱開	6	2.57	斜長石	無色透明、白色半透明、ガラス光沢	四角柱状	直方体の弱開	6.5-5	2.6-2.8	白雲母	無色透明、白色半透明、ガラス光沢	六角板状	一方に向いて弱開	2.5-3	2.9	黒雲母	黒色不透明、黒褐色～褐色半透明、ガラス光沢	六角板状	一方に向いて弱開	2.5-3	2.7-3.3	角閃石	黒色不透明、暗緑～褐色半透明、	長柱状	60°/120°に斜交する弱開	3	2.8	輝石	黒色不透明、綠色一褐色半透明、	長柱状	ほぼ直交する2方向に弱開	5-6	3.2-3.5	かんらん石	綠色透明、褐黃褐色半透明、	短柱状	不規則	6.5-7	3.2-4.4	磁鐵鉱	黒色不透明、亞金属半透明、磁磁性	八面体	不規則	5.5-6	5.2	方解石	無色透明、白色半透明、ガラス光沢	菱面体、六角板～柱状、六方柱	斜交する三方向に弱開	3	2.7	柘榴石	赤色、紫褐色、褐色半透明、	二十四面体、十二面体	不規則	6.5-7	3.2-4.2	和名(英名)	晶系	理想化学組成	色	条痕	光沢	モース硬度	比重	種類	種類	カミントン閃石(cummingtonite)	单	(Mg, Fe) ₂ Si ₂ O ₅ (OH) ₂	青、绿	自	ガラス	[110]	6					
Shirasu glass																																																																																																																									
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4																																																																																																																					
Specific gravity	2.70	2.77	2.75	2.76																																																																																																																					
Hardness (mohrs)	5	5	5	5																																																																																																																					
Softening point(°C)	873	868	875	870																																																																																																																					
造岩鉱物名	色調・透明度・光沢など	外形範囲の形	割れ口	モース硬度 ^{※5}	比重																																																																																																																				
石英	無色透明、白色半透明、ガラス光沢	單六方柱、六角柱状	不規則	7	2.65																																																																																																																				
カリ長石	白色、淡いピンク～黄色、半透明、	四角柱状	直方体の弱開	6	2.57																																																																																																																				
斜長石	無色透明、白色半透明、ガラス光沢	四角柱状	直方体の弱開	6.5-5	2.6-2.8																																																																																																																				
白雲母	無色透明、白色半透明、ガラス光沢	六角板状	一方に向いて弱開	2.5-3	2.9																																																																																																																				
黒雲母	黒色不透明、黒褐色～褐色半透明、ガラス光沢	六角板状	一方に向いて弱開	2.5-3	2.7-3.3																																																																																																																				
角閃石	黒色不透明、暗緑～褐色半透明、	長柱状	60°/120°に斜交する弱開	3	2.8																																																																																																																				
輝石	黒色不透明、綠色一褐色半透明、	長柱状	ほぼ直交する2方向に弱開	5-6	3.2-3.5																																																																																																																				
かんらん石	綠色透明、褐黃褐色半透明、	短柱状	不規則	6.5-7	3.2-4.4																																																																																																																				
磁鐵鉱	黒色不透明、亞金属半透明、磁磁性	八面体	不規則	5.5-6	5.2																																																																																																																				
方解石	無色透明、白色半透明、ガラス光沢	菱面体、六角板～柱状、六方柱	斜交する三方向に弱開	3	2.7																																																																																																																				
柘榴石	赤色、紫褐色、褐色半透明、	二十四面体、十二面体	不規則	6.5-7	3.2-4.2																																																																																																																				
和名(英名)	晶系	理想化学組成	色	条痕	光沢	モース硬度	比重	種類	種類																																																																																																																
カミントン閃石(cummingtonite)	单	(Mg, Fe) ₂ Si ₂ O ₅ (OH) ₂	青、绿	自	ガラス	[110]	6																																																																																																																		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 融解 降下火碎物中に酸化カリウムの鉱物相が存在する可能性は極めて低い(添付資料-1参照)。一方、融解の影響は降下火碎物の融点の影響を受けることから、女川原子力発電所で想定する降下火碎物の融解について確認を実施した。</p> <p>a. 火山ガラス 火山ガラスの融解については、鹿児島県垂水市における火山ガラスについて分析^{※3}を実施しており、表3に示す主元素組成(SiO₂:約73%:Al₂O₃:約14%, K₂O:約3%)の火山ガラスは約700°Cからガラスが転移し、軟化温度は表4に示すように868~875°Cであることが認められた。これは東北地方の主要なテフラの火山ガラスの主元素組成(SiO₂:約77~78%, Al₂O₃:約12~14%, K₂O:約1~4%程度)と比較しても大きな差異がないことから、女川原子力発電所で想定する火山ガラスの軟化温度は同様に約860~880°C程度と考えられる。よって火山ガラスの融解温度は860°C以上であると推定される。</p> <p>b. 鉱物結晶片 鉱物結晶片は火成岩の構成鉱物であることから、火成岩(マグマ)の融点と同等と考えられる。火成岩の融点は表6のとおり850~1125°C^{※7}であることを確認した。</p>		

表6 実測された溶岩の温度と粘性係数^{※7} (赤枠は追記)

火山	堆積物	岩石名	温度(℃)	粘性(η)
三宅島	1940	玄武岩	900	—
三宅島(伊豆大島)	1950	玄武岩	956~1100	5.6×10^5
	1951	玄武岩	1125	1.8×10^5
	1951	玄武岩	1108	1.8×10^5
	1951	玄武岩	1053	7.1×10^5
	1951	玄武岩	1038	2.3×10^5
幕島	1946	安山岩	850~1000	—
佐田駒ヶ岳	1970	玄武岩	1000	—
昭和新山	1945	デイサイト	1000~900	$10^5 - 10^6$
マウナロア(ハワイ)	1959	玄武岩	1070	4×10^5
	1959	玄武岩	940	7×10^5
キラウエア(ハワイ)	1953	玄武岩	—	2×10^5
	1955	玄武岩	1100	2×10^5
	1955	玄武岩	1050	2×10^5
パリティン(メキシコ)	1946~48	玄武岩質安山岩	1070	$10^5 - 10^6$
エトナ(イタリア)	1956	玄武岩質安山岩	1050~1090	5.1×10^5 -3.8×10^5
	1966	玄武岩質安山岩	—	0.4×10^5 $\sim 1.5 \times 10^5$
ペテラ(アイスランド)	1947	安山岩	—	$10^5 - 10^6$
ベスビオ(イタリア)	1959	デイサイト	—	7.6×10^5
トライアン(フランス)	1953	デイサイト	—	0.3×10^5

以上のことから、女川原子力発電所で想定する降下火碎物の融点は850°C以上であると考えられる。火山灰の融解の影響について、非常用ディーゼル発電機のシリンダから排出される排気ガス温度が約500°Cであり、シリンダ内の金属表面付近はシーリング冷却水及びピストン冷却用潤滑油の効果により冷却されていることを踏まえると、火山灰は融解に至らないと考える。

以上

[参考文献]

※1: 八木浩司・早田勉, 宮城県中部及び北部に分布する後期更新世広域テフラとその層位, 地学雑誌 1989, P48 (別添資料-1)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
	<p>※2: 第446回 審査会会員資料(女川原子力発電所2号炉 火山影響評価について(コメント回答), (補足説明資料)), 2017.2.24, P67 ※3: 恒松修二・井上耕三・松田応作, シラスを主原料とする結晶化ガラス, 窯業協会誌 84[6], 1976, P32-40 (別添資料-2) ※4: 青木正博・目代邦康, 増補改訂版 地層の見方がわかるフィールド図鑑, 謹文堂新光社, 2017, P200 ※5: 理科年表, 国立天文台編 第91冊, 平成30年, P668 ※6: 小田匡寛・榎本文勇ほか, 砂粒子の形状・組成が砂の土質工学的性質に及ぼす影響に関する研究, 土と基礎, 19-2, 1971, P7 (別添資料-3) ※7: 下鶴大輔・荒牧重雄ほか, 火山の事典 第2版, 朝倉書店, 2008, P147</p> <p style="text-align: center;">添付資料-1 降下火碎物中の主元素組成が示す影響について</p> <p>降下火碎物の主元素組成については、酸化物 (SiO_2, Al_2O_3, K_2O 等) の重量%として示されていることが多い。これらの主元素組成が及ぼす影響について、以下の確認を実施した。</p> <p>1. 降下火碎物の組成に関する調査</p> <p>東北地方のテフラを調査している文献^{※1}において、表1に示すようにテフラ(火山ガラス)の主元素組成を示している。本論文の著者である山形大学の八木浩司教授に主元素組成が示す酸化物の影響について確認した結果を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山ガラスの主元素組成を示しているのは、非晶質の火山ガラスの主要元素の割合を把握することでテフラの同定もしくは、マグマ組成を推定するために非晶質の火山ガラスの主成分を分析したものであり、酸化物(二酸化珪素、酸化アルミニウム、酸化カリウム等)の鉱物相が存在していることを示しているものではない。 降下火碎物は酸素に飽和しているため、成分分析の際に構成元素を酸化物として表示し、量比を求めているに過ぎない。 <p>表1 宮城県中・北部のテフラ(火山ガラス)の主成分組成について^{※1} (赤字は追記)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>采集地</th> <th>試料採取期</th> <th>SiO_2</th> <th>TiO_2</th> <th>Al_2O_3</th> <th>FeO</th> <th>MnO</th> <th>MgO</th> <th>CaO</th> <th>K_2O</th> <th>Na_2O</th> <th>Total</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗原市栗原 (K-MD)</td> <td>川崎町安達</td> <td>M: 76.84 SD: 0.12</td> <td>0.12 0.03</td> <td>14.47 0.44</td> <td>1.01 0.03</td> <td>— —</td> <td>0.01 0.00</td> <td>1.75 0.00</td> <td>1.27 0.00</td> <td>3.88 0.00</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>阿賀野川 (HJ)</td> <td>宮崎町台の原</td> <td>M: 77.78 SD: 0.77</td> <td>0.10 0.09</td> <td>22.76 6.39</td> <td>1.05 0.01</td> <td>— —</td> <td>0.44 0.20</td> <td>1.05 1.15</td> <td>2.10 0.12</td> <td>3.01 0.85</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>仙台高瀬・上郷 タフ (NKU)</td> <td>仙台村上ノ原</td> <td>M: 77.44 SD: 0.30</td> <td>0.25 0.01</td> <td>12.39 0.42</td> <td>1.28 0.00</td> <td>— —</td> <td>1.01 0.01</td> <td>1.55 0.02</td> <td>1.47 0.13</td> <td>4.23 100.00</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>鳴子一帯(タフ (N-Y)</td> <td>鳴子町安房</td> <td>M: 78.11 SD: 0.17</td> <td>0.17 0.03</td> <td>12.99 0.41</td> <td>1.28 0.07</td> <td>— —</td> <td>0.43 0.08</td> <td>1.52 0.05</td> <td>1.93 0.04</td> <td>3.57 100.00</td> <td>99.99</td> </tr> <tr> <td>鳴子一帯(タフ (N-N)</td> <td>鳴子町安房</td> <td>M: 78.01 SD: 0.33</td> <td>0.12 0.01</td> <td>17.93 0.15</td> <td>1.29 0.00</td> <td>— —</td> <td>32.76 0.03</td> <td>1.38 0.04</td> <td>4.12 0.24</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>北原水山原 (Kc)</td> <td>一関市十文字</td> <td>M: 77.61 SD: 0.32</td> <td>0.07 0.02</td> <td>13.37 0.14</td> <td>0.65 0.00</td> <td>— —</td> <td>0.32 0.03</td> <td>0.76 0.05</td> <td>3.89 0.23</td> <td>3.07 100.00</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>一迫林立 (IP)</td> <td>一迫町十文字</td> <td>M: 76.99 SD: 0.41</td> <td>0.18 0.02</td> <td>13.07 0.15</td> <td>1.91 0.00</td> <td>— —</td> <td>0.53 0.07</td> <td>1.86 0.04</td> <td>1.21 0.02</td> <td>4.28 100.00</td> <td>100.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、文献^{※2}においても、マグマによる火成岩をつくる珪酸塩鉱物(表2参照)を示しており、鉱物の多くはアルミニウムやカリウム等を含む化学組成を示している。これらに関してマグマの代表的</p>	采集地	試料採取期	SiO_2	TiO_2	Al_2O_3	FeO	MnO	MgO	CaO	K_2O	Na_2O	Total	栗原市栗原 (K-MD)	川崎町安達	M: 76.84 SD: 0.12	0.12 0.03	14.47 0.44	1.01 0.03	— —	0.01 0.00	1.75 0.00	1.27 0.00	3.88 0.00	100.00	阿賀野川 (HJ)	宮崎町台の原	M: 77.78 SD: 0.77	0.10 0.09	22.76 6.39	1.05 0.01	— —	0.44 0.20	1.05 1.15	2.10 0.12	3.01 0.85	100.00	仙台高瀬・上郷 タフ (NKU)	仙台村上ノ原	M: 77.44 SD: 0.30	0.25 0.01	12.39 0.42	1.28 0.00	— —	1.01 0.01	1.55 0.02	1.47 0.13	4.23 100.00	100.00	鳴子一帯(タフ (N-Y)	鳴子町安房	M: 78.11 SD: 0.17	0.17 0.03	12.99 0.41	1.28 0.07	— —	0.43 0.08	1.52 0.05	1.93 0.04	3.57 100.00	99.99	鳴子一帯(タフ (N-N)	鳴子町安房	M: 78.01 SD: 0.33	0.12 0.01	17.93 0.15	1.29 0.00	— —	32.76 0.03	1.38 0.04	4.12 0.24	100.00	100.00	北原水山原 (Kc)	一関市十文字	M: 77.61 SD: 0.32	0.07 0.02	13.37 0.14	0.65 0.00	— —	0.32 0.03	0.76 0.05	3.89 0.23	3.07 100.00	100.00	一迫林立 (IP)	一迫町十文字	M: 76.99 SD: 0.41	0.18 0.02	13.07 0.15	1.91 0.00	— —	0.53 0.07	1.86 0.04	1.21 0.02	4.28 100.00	100.00
采集地	試料採取期	SiO_2	TiO_2	Al_2O_3	FeO	MnO	MgO	CaO	K_2O	Na_2O	Total																																																																																						
栗原市栗原 (K-MD)	川崎町安達	M: 76.84 SD: 0.12	0.12 0.03	14.47 0.44	1.01 0.03	— —	0.01 0.00	1.75 0.00	1.27 0.00	3.88 0.00	100.00																																																																																						
阿賀野川 (HJ)	宮崎町台の原	M: 77.78 SD: 0.77	0.10 0.09	22.76 6.39	1.05 0.01	— —	0.44 0.20	1.05 1.15	2.10 0.12	3.01 0.85	100.00																																																																																						
仙台高瀬・上郷 タフ (NKU)	仙台村上ノ原	M: 77.44 SD: 0.30	0.25 0.01	12.39 0.42	1.28 0.00	— —	1.01 0.01	1.55 0.02	1.47 0.13	4.23 100.00	100.00																																																																																						
鳴子一帯(タフ (N-Y)	鳴子町安房	M: 78.11 SD: 0.17	0.17 0.03	12.99 0.41	1.28 0.07	— —	0.43 0.08	1.52 0.05	1.93 0.04	3.57 100.00	99.99																																																																																						
鳴子一帯(タフ (N-N)	鳴子町安房	M: 78.01 SD: 0.33	0.12 0.01	17.93 0.15	1.29 0.00	— —	32.76 0.03	1.38 0.04	4.12 0.24	100.00	100.00																																																																																						
北原水山原 (Kc)	一関市十文字	M: 77.61 SD: 0.32	0.07 0.02	13.37 0.14	0.65 0.00	— —	0.32 0.03	0.76 0.05	3.89 0.23	3.07 100.00	100.00																																																																																						
一迫林立 (IP)	一迫町十文字	M: 76.99 SD: 0.41	0.18 0.02	13.07 0.15	1.91 0.00	— —	0.53 0.07	1.86 0.04	1.21 0.02	4.28 100.00	100.00																																																																																						

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																			
	<p>な化学組成(表3参照)を示しており、文献では、以下のような記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山岩の組成は酸化物の形で示したからといって、岩石中において個々の酸化物が必ずしもそのままの状態で入っていることを意味しているわけではない。また、液体(マグマ)においても各々の酸化物がそのまま入り混じってはいない。 ・酸化物の形で示したのは、たんなる分析技術上の制約からくる便宜的なものである。 <p>表2 火成岩をつくる珪酸塩鉱物の代表例^{※2}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉱物族名</th><th>鉱物名</th><th>化学組成</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリカ族</td><td>石英 クリストバル石</td><td>SiO_4 SiO_2</td></tr> <tr> <td>長石族</td><td>斜長石 カリ長石</td><td>$\text{Ca}_{1-x}\text{Na}_{x-1}\text{Al}_{2-x}\text{Si}_{2-x}\text{O}_8$ (K, Na) AlSi_3O_8</td></tr> <tr> <td>準長石族</td><td>ネフェリン</td><td>NaAlSiO_4</td></tr> <tr> <td>雲母族</td><td>黒雲母 白雲母</td><td>$\text{K}(\text{Mg}, \text{Fe})_3(\text{AlSi}_3\text{O}_10)(\text{OH})_2$ $\text{KA}_2(\text{AlSi}_3\text{O}_10)(\text{OH})_2$</td></tr> <tr> <td>角閃石族</td><td>普通角閃石</td><td>$\text{NaCa}_2(\text{Mg}, \text{Fe}^{2+}, \text{Al})_3(\text{Si}, \text{Al})_6\text{O}_2(\text{OH})_2$</td></tr> <tr> <td>輝石族</td><td>斜方輝石 單斜輝石</td><td>$(\text{Mg}, \text{Fe}^{2+})\text{SiO}_3$ $(\text{Ca}, \text{Mg}, \text{Fe}^{2+})\text{SiO}_3$</td></tr> <tr> <td>ざくろ石族</td><td>アルマンデイン</td><td>$\text{Fe}^{2+} \text{Al}_2\text{Si}_3\text{O}_12$</td></tr> <tr> <td>かんらん石族</td><td>かんらん石</td><td>$(\text{Mg}, \text{Fe}^{2+})_2\text{SiO}_4$</td></tr> </tbody> </table> <p>表3 マグマ(火山岩)の代表的な化学組成(単位は重量%)^{※2}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>船形山 玄武岩</th><th>桜島 安山岩</th><th>昭和新山 ディサイト</th><th>神津島 流紋岩</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SiO_2</td><td>49.56</td><td>57.11</td><td>69.74</td><td>76.06</td></tr> <tr> <td>TiO_2</td><td>0.72</td><td>0.82</td><td>0.45</td><td>0.22</td></tr> <tr> <td>Al_2O_3</td><td>17.88</td><td>16.94</td><td>15.59</td><td>13.62</td></tr> <tr> <td>Fe_2O_3</td><td>2.82</td><td>1.91</td><td>1.52</td><td>0.21</td></tr> <tr> <td>FeO</td><td>7.54</td><td>6.09</td><td>2.59</td><td>0.57</td></tr> <tr> <td>MnO</td><td>0.16</td><td>0.13</td><td>0.08</td><td>0.08</td></tr> <tr> <td>MgO</td><td>7.03</td><td>3.87</td><td>0.85</td><td>0.08</td></tr> <tr> <td>CaO</td><td>10.92</td><td>8.42</td><td>3.63</td><td>0.73</td></tr> <tr> <td>Na_2O</td><td>1.50</td><td>3.09</td><td>3.43</td><td>4.25</td></tr> <tr> <td>K_2O</td><td>0.22</td><td>1.37</td><td>1.36</td><td>3.29</td></tr> <tr> <td>P_2O_5</td><td>0.06</td><td>0.15</td><td>0.22</td><td>0.02</td></tr> <tr> <td>H_2O^+</td><td>1.16</td><td rowspan="2">0.14</td><td>0.67</td><td>0.81</td></tr> <tr> <td>H_2O</td><td>0.86</td><td>0.23</td><td>0.38</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>100.43</td><td>100.04</td><td>100.36</td><td>100.32</td></tr> </tbody> </table> <p>よって、降下火碎物の主元素組成においては、酸化アルミニウム、酸化カリウム等を重量%として示すことが通例であるが、これらが鉱物相として存在することを示すものではない。</p>	鉱物族名	鉱物名	化学組成	シリカ族	石英 クリストバル石	SiO_4 SiO_2	長石族	斜長石 カリ長石	$\text{Ca}_{1-x}\text{Na}_{x-1}\text{Al}_{2-x}\text{Si}_{2-x}\text{O}_8$ (K, Na) AlSi_3O_8	準長石族	ネフェリン	NaAlSiO_4	雲母族	黒雲母 白雲母	$\text{K}(\text{Mg}, \text{Fe})_3(\text{AlSi}_3\text{O}_10)(\text{OH})_2$ $\text{KA}_2(\text{AlSi}_3\text{O}_10)(\text{OH})_2$	角閃石族	普通角閃石	$\text{NaCa}_2(\text{Mg}, \text{Fe}^{2+}, \text{Al})_3(\text{Si}, \text{Al})_6\text{O}_2(\text{OH})_2$	輝石族	斜方輝石 單斜輝石	$(\text{Mg}, \text{Fe}^{2+})\text{SiO}_3$ $(\text{Ca}, \text{Mg}, \text{Fe}^{2+})\text{SiO}_3$	ざくろ石族	アルマンデイン	$\text{Fe}^{2+} \text{Al}_2\text{Si}_3\text{O}_12$	かんらん石族	かんらん石	$(\text{Mg}, \text{Fe}^{2+})_2\text{SiO}_4$		船形山 玄武岩	桜島 安山岩	昭和新山 ディサイト	神津島 流紋岩	SiO_2	49.56	57.11	69.74	76.06	TiO_2	0.72	0.82	0.45	0.22	Al_2O_3	17.88	16.94	15.59	13.62	Fe_2O_3	2.82	1.91	1.52	0.21	FeO	7.54	6.09	2.59	0.57	MnO	0.16	0.13	0.08	0.08	MgO	7.03	3.87	0.85	0.08	CaO	10.92	8.42	3.63	0.73	Na_2O	1.50	3.09	3.43	4.25	K_2O	0.22	1.37	1.36	3.29	P_2O_5	0.06	0.15	0.22	0.02	H_2O^+	1.16	0.14	0.67	0.81	H_2O	0.86	0.23	0.38	合計	100.43	100.04	100.36	100.32
鉱物族名	鉱物名	化学組成																																																																																																				
シリカ族	石英 クリストバル石	SiO_4 SiO_2																																																																																																				
長石族	斜長石 カリ長石	$\text{Ca}_{1-x}\text{Na}_{x-1}\text{Al}_{2-x}\text{Si}_{2-x}\text{O}_8$ (K, Na) AlSi_3O_8																																																																																																				
準長石族	ネフェリン	NaAlSiO_4																																																																																																				
雲母族	黒雲母 白雲母	$\text{K}(\text{Mg}, \text{Fe})_3(\text{AlSi}_3\text{O}_10)(\text{OH})_2$ $\text{KA}_2(\text{AlSi}_3\text{O}_10)(\text{OH})_2$																																																																																																				
角閃石族	普通角閃石	$\text{NaCa}_2(\text{Mg}, \text{Fe}^{2+}, \text{Al})_3(\text{Si}, \text{Al})_6\text{O}_2(\text{OH})_2$																																																																																																				
輝石族	斜方輝石 單斜輝石	$(\text{Mg}, \text{Fe}^{2+})\text{SiO}_3$ $(\text{Ca}, \text{Mg}, \text{Fe}^{2+})\text{SiO}_3$																																																																																																				
ざくろ石族	アルマンデイン	$\text{Fe}^{2+} \text{Al}_2\text{Si}_3\text{O}_12$																																																																																																				
かんらん石族	かんらん石	$(\text{Mg}, \text{Fe}^{2+})_2\text{SiO}_4$																																																																																																				
	船形山 玄武岩	桜島 安山岩	昭和新山 ディサイト	神津島 流紋岩																																																																																																		
SiO_2	49.56	57.11	69.74	76.06																																																																																																		
TiO_2	0.72	0.82	0.45	0.22																																																																																																		
Al_2O_3	17.88	16.94	15.59	13.62																																																																																																		
Fe_2O_3	2.82	1.91	1.52	0.21																																																																																																		
FeO	7.54	6.09	2.59	0.57																																																																																																		
MnO	0.16	0.13	0.08	0.08																																																																																																		
MgO	7.03	3.87	0.85	0.08																																																																																																		
CaO	10.92	8.42	3.63	0.73																																																																																																		
Na_2O	1.50	3.09	3.43	4.25																																																																																																		
K_2O	0.22	1.37	1.36	3.29																																																																																																		
P_2O_5	0.06	0.15	0.22	0.02																																																																																																		
H_2O^+	1.16	0.14	0.67	0.81																																																																																																		
H_2O	0.86		0.23	0.38																																																																																																		
合計	100.43	100.04	100.36	100.32																																																																																																		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 東北地方のテフラに対する調査</p> <p>降下火碎物内に鉱物相として、酸化アルミニウムや酸化カリウムが存在する可能性を確認するため、文献調査を実施した。</p> <p>文献^{※3}の、東北地方のテフラを構成する主な鉱物は、石英、(斜方・单斜)輝石、角閃石、カミントン閃石、緑簾石、カンラン石、黒雲母、黒曜石、アルカリ長石であり、構成する鉱物中に、酸化アルミニウム及び酸化カリウムの鉱物相の存在は確認されなかった（別添資料-5参照）。</p> <p>また、女川原子力発電所の降下火碎物の調査^{※4}では主な鉱物として(斜方・单斜)輝石、角閃石、黒雲母、磁鐵鉱を確認しており、酸化アルミニウム及び酸化カリウムの鉱物相は確認されなかった。</p> <p>3. まとめ</p> <p>降下火碎物の主元素組成については、酸化物 (SiO_2, Al_2O_3, K_2O 等) の重量%として示されていることが多いが、これらの主元素組成が及ぼす影響について確認した結果を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降下火碎物の成分を示す場合には、構成元素を酸化物の重量%として示すことが通例であるが、酸化物の鉱物相の存在を示すものではないことを確認した。 東北地方のテフラを調査した結果、降下火碎物中に鉱物相として、酸化アルミニウムや酸化カリウムが存在する可能性は極めて低いことから、摩耗や融解の影響も極めて小さいと考えられる。 <p style="text-align: center;">以 上</p> <p>[参考文献]</p> <p>※1：八木浩司・早田勉、宮城県中部及び北部に分布する後期更新世 広域テフラとその層位、地学雑誌、1989, P48 (別添資料-1)</p> <p>※2：谷口宏充、マグマ科学への招待、裳華房、2001, P28-30 (別添資料 -4)</p> <p>※3：町田洋・新井房夫、新編 火山灰アトラス [日本列島とその周 辺]、東京大学出版会、2011, P144-153 (別添資料-5)</p> <p>※4：第446回 審査会合資料 (女川原子力発電所2号炉 火山影響評 価について (コメント回答)、(補足説明料))、2017.2.24, P67</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別添資料-1</p> <p style="text-align: center;">地学報誌 98-7 (1989)</p> <p style="text-align: center;">宮城県中部および北部に分布する 後期更新世広域テフラとその層位</p> <p style="text-align: center;">八木 浩司* 早田 勉**</p> <p style="text-align: center;">A stratigraphical study on the Late Pleistocene widespread tephras occurring in central and northern part of Miyagi Prefecture</p> <p style="text-align: center;">Hiroshi YAGI* and Tautomu SODA **</p> <p>Abstract</p> <p>Widespread Tephra is a valuable time marker for tephrochronology and archaeology. Several fine ash fall deposit are distributed in central and northern part of Miyagi Pref. The authors have correlated them to widespread tephras by means of following methods. They are lithological description of tephras, measurements of reflective indices of glass shards and heavy minerals, and analyses of major elements chemical composition of glass shards using a microprobe analyzer. As a results, four late Pleistocene widespread tephras are discovered in this study area. They are AT, Aso-4, On-Pml and Toya. The authors described the stratigraphic positions of these widespread tephras in detail. And furthermore, they mentioned the significance that four late Pleistocene widespread tephras were discovered in this study area. The results are summarized as follows.</p> <p>1) In central part of Miyagi Pref., the stratigraphic sequence of AT ash, Kawasaki scoria layer, Aso-4 ash and Medeshima pumice layer occur in ascending order is confirmed. Kawasaki scoria and Medeshima Pumice are valuable marker tephras in that region.</p> <p>In northern part of Miyagi Pref., 10 tephras or tephra formations and their stratigraphic positions are recognized. They are, in ascending order, Hijiori pumice layer, Norugo-Katamna-Uehara tephra, AT ash, Narito-Yanagisawa tephra layer, Aso-4, Nango-Nisaka tephra layer, Kitahara ash layer, On-Pml, Toya ash and Ichihama pumice layer. Consequently, the late Pleistocene tephra stratigraphy in Miyagi Prefecture is linked with those in central and southwestern part of Japan.</p> <p>2) The stratigraphic relating between On-Pml and Toya ash is revealed for the first time to implicate the occurrence of marine terrace developed in ca 100 ka in a tectonically active region.</p> <hr/> <p>* 防衛大学校・地質科学教室 Department of Geoscience, National Defense Academy ** ジオノン・オーディオ・リサーチ (株)研究所 Institute of Palynosurvey Co., Ltd.</p> <p style="text-align: center;">— 39 —</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

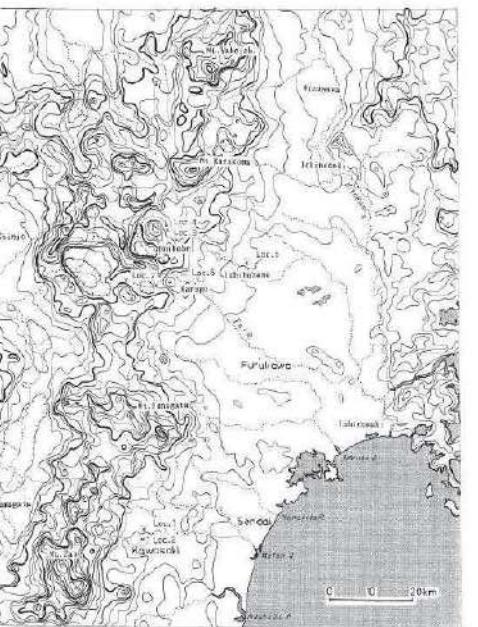
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
	<p>822</p> <p>八木浩司・早田一義</p> <p>I.はじめに</p> <p>近年、豪雨更新世の成層テフラに関する知見が蓄積されてきた（町田ほか、1985、1987ほか多数）。成層テフラは、多くの放射年代資料に加えて、本邦沿岸地域で発達する同地形面としての溶け面及びその構造層との層序関係をもとに、堆積的表面変動に着目する時間スケールで噴出時期が母かれている。このため、信頼性の高い噴出時間からかたなった成層テフラとの層序関係から従来年代不詳のローカルな示標テフラについても、その噴出時期を推定することが可能となってきた。</p> <p>宮城県内においても巣E、鳩子、鬼首、栗駒の各火山周辺部で複数の豪雨更新世の成層テフラが認められてきた（表1）。それらの示標テフラの多くは、地形変遷史的観点のみならず、最近古地図内で発見の相次ぐ前期日石器の福牛学的中心から比較年代が得られている（町田ほか、1981；市川、1985、1986、1987；馬水、1983、1986、1987ほか多数）。しかし、それらの年代値は、ばらつきが大きいことから、信頼性に不安があった。このため官統系に分布する示標テフラと成層テフラとの層序関係を明らかにし、それらが成層テフラの層序を全国的な第四紀層序の枠組みに組み込むことが必要と考えられていた。</p> <p>筆者らは、宮城県中部の仙台西部地域と北部の鬼首郡延地区（図1）においてローカルな示標テフラを</p> <p>表1 宮城県中・北部の示標テフラとそれらの噴出年代</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">宮城県中部</th> <th colspan="2">宮城県北部</th> </tr> <tr> <th>マフク</th> <th>年代</th> <th>マフク</th> <th>年代</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>時折輪石（Hij）</td> <td>9.7-10.7ka^a（宇津ほか、1973）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鬼子浜泥-上原（NK-U）</td> <td>26ka^b（庄子ほか、1983）</td> </tr> <tr> <td>岩戸 Tn・穴山（AT）</td> <td>21-22ka^c（町田・新井、1983） 25ka^d（佐々木ほか、1987）</td> <td>岩戸 Tn・穴山 戻（AT）</td> <td>21-22ka^e（町田・新井、1983） 28ka^f（松本ほか、1987）</td> </tr> <tr> <td>川宿ミリニマ（Z-K）</td> <td>26-31ka^g（板垣ほか、1981） ca 30ka^h（Arai et al., 1986）</td> <td>栗駒-頭沢テラ リ屋（N-V）</td> <td>40.6kaⁱ, 41.8ka^j, 43.5ka^k, 43.9ka^l（市 川、1986）, 40.3ka^m, 42.0kaⁿ, 44.1ka^o, 23.4ka^p（鬼首、1983） 30.5ka^q（中井、1988）</td> </tr> <tr> <td>阿武隈火山灰 (Aso-4)</td> <td>70ka^r（町田ほか、1986）</td> <td>阿武隈火山灰 (Aso-4)</td> <td>70ka^s（町田ほか、1986）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>桃子-唐坂テラ リ屋（N-N）</td> <td>72.6ka^t, 72.9ka^u（市川、1983） 41.4ka^v（Omotō, 1983） 30.1ka^w（中井、1988） 45.5ka^x（市川、1986） 64.0ka^y（鬼首、1988）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鬼首火山灰 (Ki)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>眞名瀬-蛭石 (On-Hi) I</td> <td>80ka^z（町田ほか、1985）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>利根火山灰 (Teyu)</td> <td>90-100ka^{aa}（町田ほか、1987）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一泊鉱石 (I-P)</td> <td>124.3ka^{ab}, 122.4ka^{ac}（市川、1986） 135.6ka^{ad}, 108ka^{ae}（鬼首、1986, 1988）</td> </tr> </tbody> </table> <p>^a: 14C 年代 ^b: TL 年代 ^c: FT 年代 ^d: 層序年代 ^e: ESR 年代</p> <p>^f: 14C 年代 ^g: TL 年代 ^h: FT 年代 ⁱ: 層序年代 ^j: ESR 年代</p> <p>^k: 14C 年代 ^l: TL 年代 ^m: FT 年代 ⁿ: 層序年代 ^o: ESR 年代</p> <p>^p: 14C 年代 ^q: TL 年代 ^r: FT 年代 ^s: 層序年代 ^t: ESR 年代</p> <p>^v: 14C 年代 ^w: TL 年代 ^x: FT 年代 ^y: 層序年代 ^z: ESR 年代</p>	宮城県中部		宮城県北部		マフク	年代	マフク	年代							時折輪石（Hij）	9.7-10.7ka ^a （宇津ほか、1973）			鬼子浜泥-上原（NK-U）	26ka ^b （庄子ほか、1983）	岩戸 Tn・穴山（AT）	21-22ka ^c （町田・新井、1983） 25ka ^d （佐々木ほか、1987）	岩戸 Tn・穴山 戻（AT）	21-22ka ^e （町田・新井、1983） 28ka ^f （松本ほか、1987）	川宿ミリニマ（Z-K）	26-31ka ^g （板垣ほか、1981） ca 30ka ^h （Arai et al., 1986）	栗駒-頭沢テラ リ屋（N-V）	40.6ka ⁱ , 41.8ka ^j , 43.5ka ^k , 43.9ka ^l （市 川、1986）, 40.3ka ^m , 42.0ka ⁿ , 44.1ka ^o , 23.4ka ^p （鬼首、1983） 30.5ka ^q （中井、1988）	阿武隈火山灰 (Aso-4)	70ka ^r （町田ほか、1986）	阿武隈火山灰 (Aso-4)	70ka ^s （町田ほか、1986）							桃子-唐坂テラ リ屋（N-N）	72.6ka ^t , 72.9ka ^u （市川、1983） 41.4ka ^v （Omotō, 1983） 30.1ka ^w （中井、1988） 45.5ka ^x （市川、1986） 64.0ka ^y （鬼首、1988）			鬼首火山灰 (Ki)				眞名瀬-蛭石 (On-Hi) I	80ka ^z （町田ほか、1985）			利根火山灰 (Teyu)	90-100ka ^{aa} （町田ほか、1987）			一泊鉱石 (I-P)	124.3ka ^{ab} , 122.4ka ^{ac} （市川、1986） 135.6ka ^{ad} , 108ka ^{ae} （鬼首、1986, 1988）
宮城県中部		宮城県北部																																																							
マフク	年代	マフク	年代																																																						
		時折輪石（Hij）	9.7-10.7ka ^a （宇津ほか、1973）																																																						
		鬼子浜泥-上原（NK-U）	26ka ^b （庄子ほか、1983）																																																						
岩戸 Tn・穴山（AT）	21-22ka ^c （町田・新井、1983） 25ka ^d （佐々木ほか、1987）	岩戸 Tn・穴山 戻（AT）	21-22ka ^e （町田・新井、1983） 28ka ^f （松本ほか、1987）																																																						
川宿ミリニマ（Z-K）	26-31ka ^g （板垣ほか、1981） ca 30ka ^h （Arai et al., 1986）	栗駒-頭沢テラ リ屋（N-V）	40.6ka ⁱ , 41.8ka ^j , 43.5ka ^k , 43.9ka ^l （市 川、1986）, 40.3ka ^m , 42.0ka ⁿ , 44.1ka ^o , 23.4ka ^p （鬼首、1983） 30.5ka ^q （中井、1988）																																																						
阿武隈火山灰 (Aso-4)	70ka ^r （町田ほか、1986）	阿武隈火山灰 (Aso-4)	70ka ^s （町田ほか、1986）																																																						
		桃子-唐坂テラ リ屋（N-N）	72.6ka ^t , 72.9ka ^u （市川、1983） 41.4ka ^v （Omotō, 1983） 30.1ka ^w （中井、1988） 45.5ka ^x （市川、1986） 64.0ka ^y （鬼首、1988）																																																						
		鬼首火山灰 (Ki)																																																							
		眞名瀬-蛭石 (On-Hi) I	80ka ^z （町田ほか、1985）																																																						
		利根火山灰 (Teyu)	90-100ka ^{aa} （町田ほか、1987）																																																						
		一泊鉱石 (I-P)	124.3ka ^{ab} , 122.4ka ^{ac} （市川、1986） 135.6ka ^{ad} , 108ka ^{ae} （鬼首、1986, 1988）																																																						

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

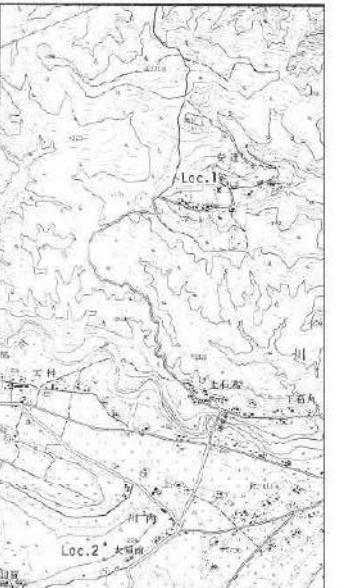
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>宮城県中部および北部に分布する後期更新世山麓アラフマの層位 873</p>  <p>図1 宮城県中・北部及びその周辺地域の地質概要 2km以下の谷筋剖面図等高線距離は100m</p> <p>核立地層中に、従未報告のなかった4枚の広域テフラを発見した。小浴谷にさすそれら広域テフラの新北の相持とヨーロッパの標準テフラとの層位関係を報告する。次に広域テフラの層位からみた第四紀層年上の意義についても言及する。</p> <p>II. 宮城県中・北部における後期更新世の不規テフラと並列年代帯</p> <p>宮城県中部の仙台付近においては後期更新世の示標テフラとして、上位より田崎スコリア層、安島（あしま）層、石巻層が知られている（表1）。</p> <p>川崎スコリア層は、巣鴨火山起源の固結した培養色火成砂岩である（板垣 1980）。その上下層の¹⁴C</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

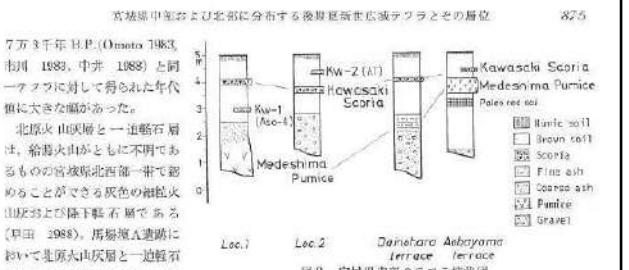
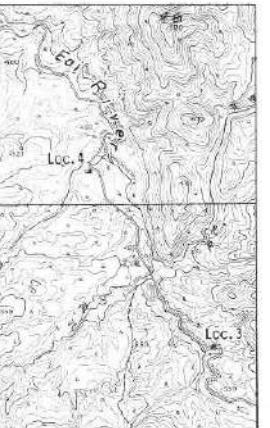
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>87-1 八木音司・早田 敏</p> <p>年代が2万6千年前 B.P. および3万1千年 B.P. であることから（坂井ほか 1981），約3万年前 B.P. の隣下年代が推定されている（ARAI et al. 1986）。</p> <p>愛島絆石層は、川崎町内に於て火口が位置する 安達火山から噴出した隣下隕石で、カミングストン隕石を含む（坂井 1980, 岩沢 1985）。愛島絆石層は、仙台付近の台ノ原段丘より上位の段丘を覆い、青葉山B道跡において愛島絆石層下位の段丘から前期旧石器の出土が報告されている（坂井ほか 1985）。その年には、奥ルムネッセンス年代で6万4千年前 B.P. (古川 1987), ESR 年代で5万4千年前 B.P. - 8万3千年 B.P. (佐藤 1987), フィンシヨン・トフック年代で8万年前 B.P. (西水 1987) の既出年代が報告されているが（表1）。統一的見解はない。</p> <p>鳴子・鬼首周辺の宮城県北部においては、後期更新世の示標テフラとして上位より則折隕石層、鳴子海岸—上原テフラ層、鳴子—柳沢テフラ層、鳴子—荷坂テフラ層、北仄火山灰層、一迫隕石層（早田 1984）が知られている（表1）。</p> <p>則折隕石層は、山形県則折カルデラ起源とする隣下隕石（米地・菊池 1966）で、¹⁴C 年代から約1万5千年前 B.P. の隣下とされている（宇井ほか 1973）。</p> <p>鳴子海岸—上原テフラ層は、鳴子火山海沿部の灰白色細粒火山灰（早田 1989）で、¹⁴C 年代から約2万6千年前 B.P. 以前に隣下したとされてきた（宇井ほか 1983）。</p> <p>鳴子—柳沢テフラ層と鳴子—荷坂テフラ層は、鳴子カルデラ起源で火葬場埋植物および隣下火山灰層・隕石層のユニットから構成される（早田 1984）。火葬場の地盤面は江合川流域に広く台地を形成する。馬場塙 A 洗浄において鳴子—柳沢テフラ層の上面や鳴子—柳沢テフラ層と鳴子—荷坂テフラ層に挟まれた層間に前現旧石器が出土している（東北歴史資料館・石跡文化部語会 1986）。これらを2つのテフラ層に対しても C 年代 黒ルミネッセンス年代、フィンシヨン・トフック年代からそれぞれ年代値が求められてきた（表1）。しかし鳴子—柳沢テフラ層で4万年前 B.P. ~ 6万3千年 B.P. (古川 1983, 西水 1983, 中井 1988), 鳴子—荷坂テフラ層で4万1千年 B.P. ~</p>  <p>図2 宮城県中部の広域テフラ層出発点（Loc. 1, 2）と周辺の地形 使用した地形図は、国土総動員図（1/25,000「雄物川橋」図版）（NJJ-54-21-7-2） Loc. 1は、桑島絆石の発見と考えられている安達火山の中心付近に位置する。安達火山は、能登付近の最高級隕石層である本朝金綱層（中川ほか, 1960）の最も丘陵内に位置した軽石丘である。 Loc. 2は、川崎町北に位置する川内段丘（中川ほか, 1960）上に位置する。</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

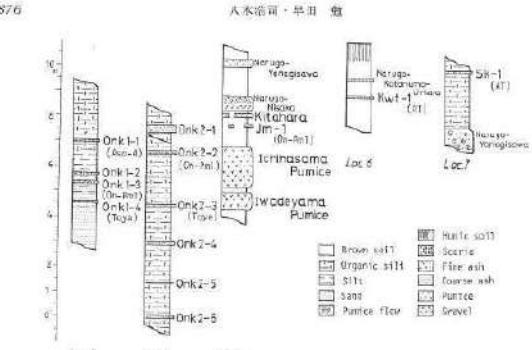
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>宮城県中部および北部に分布する後見夏新世広域テフラとその層位。 7万3千年 B.P.(Omoto 1983)、市川 1989、中井 1988)と同一テフラに対応する年代層に大きな幅があった。</p> <p>北原火山灰層と一連軽石層は、船瀬火山がともに不明であるものの宮城県北西第一帶で認めることができる灰色の細粒火山灰層および降下軽石層である(早田 1988)。馬場原A遺跡において北原火山灰層と一連軽石層に挟まれた層位および一連軽石層下位に前期田石器が出土している(東北歴史資料館・石器文化講習会 1986)。一連軽石層の熱ルミネッセンス年代、フィッシュマントラック年代は、10万8千年 B.P.～14万6千年 B.P.の範囲を示している(市川 1986、奥水 1986, 1988)。</p> <p>III. 船瀬原中・北部に認められる複数ガラス質火山灰</p> <p>現地調査においては、広域テフラの可能性がある複数ガラス質火山灰について層相とローカルな平野テフラとの層序関係を記載した。以下地域ごとに述べる。</p> <p>宮城県中部</p> <p>仙台西方約 15km にある川崎町安達の露頭 Loc. 1 (図2)においては、葛玉火山起源の川崎久里ア層と安達火山を給源とする奥森軽石層に挟まれた褐色風化火山灰中に層厚4cm の褐色ガラス質細粒火山灰 (Kw 1) がバッタ状に認められる(図3)。川崎町川内のLoc. 2 (図2)においては、川崎スコリア層上位の褐色火山灰土中に層厚2cm の黄色ガラス質細粒火山灰 (Kw 2) がバッタ状に認められる(図3)。</p> <p>宮城県北部</p> <p>鬼首の江合川最上流部(図4)には、中～細粒砂層から粘土層で構成される末層階の細粒堆積物が認められる。この細粒堆積物は、対象、鬼首湖流域(加藤、萬川 1959、小元 1964、Yamada 1972)と呼ばれできた但東堆積物を不要合で覆っている。この細粒堆積物を切るLoc. 3において上下2.5m の堆積物中に、4枚のガラス質次山灰層(上位より Onk 1-1～1-4)が挟まれている(図5)。Onk 1-1は層厚5cm の褐色白色火山灰層である。Onk 1-2は層厚4cm の灰白色火山灰層で、下部に火山豆石が認められる。火</p>  		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

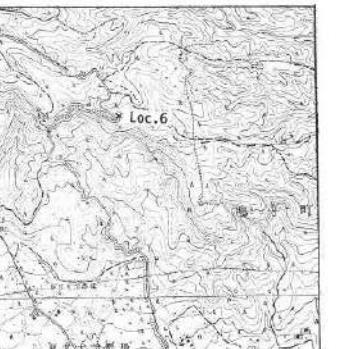
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Figure 5 shows a geological cross-section from the northern part of Miyagi Prefecture. The diagram illustrates various volcanic ash layers (Loc. 1-1 to Loc. 2-6) and their thicknesses. Key locations labeled include Natori, Kitaarara, Iwanasoma, Iwadaya, and Yonezawa. A legend identifies different soil types: Brown soil, Scoria, Organic soil, Silt, Sand, Pumice, and Gravel.</p> <p>Figure 6: Map of the area around the Tōchōjōjiji site (Loc. 5), showing the distribution of volcanic ash layers and terrain features.</p> <p>Figure 6 notes:</p> <ul style="list-style-type: none"> Loc. 3 to Loc. 4: 1.5 km downstream, showing brownish-yellow volcanic ash layers (Loc. 1-3) and white volcanic ash layers (Loc. 1-4). Loc. 5: Located near the Tōchōjōjiji site, showing brownish-yellow volcanic ash layers (Loc. 2-1 to Loc. 2-6). Loc. 6: Located upstream, showing brownish-yellow volcanic ash layers (Loc. 2-1). Loc. 7: Located downstream, showing brownish-yellow volcanic ash layers (Loc. 2-1). <p>Figure 6 also includes a note about the 'Iwadaya' layer (NJ-34-20-1).</p> <p>Text description:</p> <p>山豆石の最大長径は8 mmである。Loc. 1-3は層厚4 cmの白色火山灰層、Loc. 1-4は層厚8 cmの白色火山灰層で、ともに上部に二次堆積層を有する。この二次堆積層には週辺に広く分布する洪積テフラ層、花山火成堆積物（早田 1988）が混在する。</p> <p>Loc. 3から1.5km下流側のLoc. 4では、有機質な泥炭堆積物中に6枚のグラス質細粒火山灰層（上位よりLoc. 2-1～Loc. 2-6）が認められる（図5）。Loc. 2-1は層厚22cmの淡黄灰色の細粒的火山灰層で、本火山灰層を含む堆積物は、地滑り移動ブロックとして下位の層を覆う。Loc. 2-2は層厚3cmの青灰色火山灰層である。Loc. 2-3は層厚10cmの白色火山灰層である。Loc. 2-4、Loc. 2-5およびLoc. 2-6はそれぞれ層厚1～2cmの灰白色火山灰層である。</p> <p>鬼首から東へ約10km離れた一迫町十文字付近のLoc. 5では北房火山灰層と一迫輕石層に挟まれた褐色火山灰層中に粗粒ガラス質火山灰（Im-1）がバッヂ状に認められる（図5、図6）。</p> <p>鳴子町・川畠の東北大村温泉湯北（Loc. 6）では鳴子湯沼一上原カフラの下位に粗粒ガラス質火山灰（Kt-1）が認められる（図5、図7）。また、鳴子湯沼一上原カフラの下位に粗粒ガラス質火山灰層（Loc. 6）が認められるが、その黒ボク土底下に、約1万年B.P.に降下した財前砾石の碎屑層があることが知られている（庄子ほか 1983）。</p> <p>鳴子の西7kmの位置にある吉城・山形県境付近の最上町界田（Loc. 7；図5、図8）では、棒状穴跡</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>宮城県中部および北部に分布する後期更新世広域テフラとその層位 877</p> <p>流堆積物を不整合に覆う玄武岩中に、層厚3cmの白色細粒ガラス質火山灰層（Sk-1）が認められる。</p> <p>IV. 細粒ガラス質火山灰の広域テフラへの対比</p> <p>広域テフラは、珪長質マグマに由来する巨大火成流紋岩ブリュー式噴火などの多量の本質的噴火に起源を持つ。遠隔地にまで達する細粒の火山ガラスを主体とする（町田・新井 1983）。このため広域テフラの対比・同定に際して、火山ガラスの形態的特徴の記載、疎折率測定及び主成分分析は有効な手法となる。本報ではこれらの手法を用いて、採取した細粒ガラス質火山灰の対比・同定を行った。なお、火山ガラスの疎折率は新井先生の新井研究室において算出した。火山ガラスの主成分分析では、東北大守谷理学部青木研究室のニネルギー分光型EPMA（日立X500S・Keyes Quantex 7000）を使用させていただいた。このEPMAにて、標準試料分析や多くの文献試料に対するトータル・ストライオメトリの点検から分析値の信頼性、再現性が確認されている（東北大学理学部岩盤教室藤巻和歌博一論）。</p> <p>主成分分析に供した火山ガラスは、火山灰を超音波洗浄器で水洗いし、風化物を除去したのち粒径0.088–0.125mmのものについて実体顕微鏡下で直線分離した。分離した火山ガラスは、エバシン樹脂で固定・研磨・炭素被膜の蒸着の後、加速電圧20KV、ビーム電流2×10^{-14}A、ビーム径約2μmまで試料につき10粒子ずつ分析した。1粒子あたりの計測時間は400~500秒である。</p> <p>上述の細粒ガラス質火山灰について行った疎折率測定、主成分分析の測定・分析結果を表1、表2に示した。主成分組成の各分析値は、10粒子の平均値ですべて脱水に換算した後にその標準偏差とともに記してある。一部の試料を除いて以下の通りから MnOを抜いた分析結果を示した。なぜなら、分析に供した大山ガラス中の MnOの含有率は低く（0.1%以下）、その差異は（山田・庄司 1983）も大きいことから MnOが対比の鍵となりに</p>  <p>図7 水子町川底における広域テフラの産出地点 [Loc. 6] と周辺の地形 使用した地形図は、国土技術研究所 1/25,000 「磐梯湖」 地図 (NJ-54-20-4-1) および「川底」 地図 (NJ-54-20-4-2) Loc. 6は、小川 (1996) の三等面上に位置する。</p>  <p>図8 盐竈・山形県境・町田における広域テフラの産出地点 [Loc. 7] と周辺の地形 使用した地形図は、国土技術研究所 1/25,000 「鳥子」 地図 (NJ-54-20-8-2) および「羽前赤倉」 地図 (NJ-54-20-8-4)</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p style="text-align: center;">S78 八木謙司・平田 勉 表2 掘削ガラス質火山灰の岩相記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>露頭位置</th> <th>テフラ</th> <th>鉱物組成</th> <th>太山ガラスの組成</th> <th>屈折率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中 部 Loc. 1 (川崎町安達)</td> <td>Kw-1</td> <td>vitric (ho, m, opx)</td> <td>bw 合有色ガラス</td> <td>gl : 1.507~1.510</td> </tr> <tr> <td>Loc. 2 (川崎町川内)</td> <td>Kw-2</td> <td>vitric</td> <td>bw>pm</td> <td>gl : 1.499~1.501</td> </tr> <tr> <td>Loc. 3 (舟子町鬼音)</td> <td>Oak1-1 Oak1-2 Oak1-3 Oak1-4</td> <td>vitric (ho, opa, zu) vitric (opa) vitric (bi> ho, opa) vitric</td> <td>bw 合有色ガラス pm pm pm>bw</td> <td>gl : 1.500~1.512 gl : 1.500~1.502 gl : 1.500~1.503 gl : 1.496~1.498</td> </tr> <tr> <td>北 部 Loc. 4 (舟子町鬼音)</td> <td>Oak2-1 Oak2-2 Oak2-3 Oak2-4 Oak2-5 Oak2-6</td> <td>vitric (opx, ho, bi) vitric (bi> ho, epx) vitric vitric qt, pl (epx) qt, pl (epx)</td> <td>pm pm<bw pm pm pm pm</td> <td>gl : 1.502~1.505 gl : 1.500~1.509 gl : 1.498~1.498 gl : 1.527~1.530 gl : 1.505~1.508 gl : 1.505~1.508</td> </tr> <tr> <td>Loc. 5 (一迫町十文字)</td> <td>Jnw-1</td> <td>vitric (ops, bi)</td> <td>pm</td> <td>gl : 1.502~1.504</td> </tr> <tr> <td>Loc. 6 (舟子町川底)</td> <td>Kwi-1</td> <td>vitric (ops, zu, m0)</td> <td>bw>pm</td> <td>gl : 1.499~1.501 (1.500)</td> </tr> <tr> <td>Loc. 7 (道上町原口)</td> <td>Sk-1</td> <td>vitric</td> <td>bw>pm</td> <td>gl : 1.499~1.501 (1.500)</td> </tr> </tbody> </table> <p>くいからである。さらに、エネルギー分散型EPMAの特性として、含水率が0.1%以下と低い成分について精度の高い測定には計測時間を長く取る必要があり、限られた分析機器使用時間内での效率を考慮したからである。</p> <p>これらの組成ガラス質火山灰を対比するため、宮城県中・北部の示差テフラおよび後期更新世の広域テフラの岩相記録と主成分組成を表に示した(表4, 5, 6, 7)。テフラの岩相記録は、新井・町田(1980), 町田ほか(1984), 町田(1986), Araki <i>et al.</i> (1986) に従った。主成分組成は無着色のオリゴナカルなデータで、上記の方法で分析した。表に示した各テフラの主成分組成は、一部のものを除いてそれぞれ固有の組成を示す(表5, 7)。各成分とも組成が類似する鳴子-御浜テフラ層と鳴子-坂板テフラ層および忠庭-鶴谷と支笏湖下野石-1の2組についても、各テフラの鉱物組成や鉱物の屈折率を比較すれば同定可能である(表4, 5)。このようにテフラの同定に際しては、岩相と主成分組成を組み合わせることが有利と考案作業を進めた。その結果、磐良 Tn 大山灰(ATA)、阿蘇4大山灰(Aso-4)、掛岳第1斜石(Op-Pml)、洞爺火山灰(Toya)に対比されるテフラを認めることができた。以下各出地域テフラに対比される組成ガラス質火山灰(試料名)と対比の状況を述べる。</p> <p>磐良 Tn 大山灰(ATA)</p> <p>Kw-2, Kw-1, Sk-1は、屈折率が1.499~1.501の薄いパブルウォール型火山ガラスからなる。主成分組成は SiO_2 が57.5~78.0%, $\text{K}_2\text{O} + \text{Na}_2\text{O}$ が7%と高く、TiO_2 が0.09~0.11%, Al_2O_3 が12.91~13.46%と低い。このためこれらの火山灰は磐良 Tn 大山灰(ATA)に対比される。</p> <p>阿蘇4大山灰(Aso-4)</p> <p>Kw-1以上 Oak1-1は、ともに有色のパブルウォール型火山ガラスを含み、火山ガラスの屈折率は</p>	露頭位置	テフラ	鉱物組成	太山ガラスの組成	屈折率	中 部 Loc. 1 (川崎町安達)	Kw-1	vitric (ho, m, opx)	bw 合有色ガラス	gl : 1.507~1.510	Loc. 2 (川崎町川内)	Kw-2	vitric	bw>pm	gl : 1.499~1.501	Loc. 3 (舟子町鬼音)	Oak1-1 Oak1-2 Oak1-3 Oak1-4	vitric (ho, opa, zu) vitric (opa) vitric (bi> ho, opa) vitric	bw 合有色ガラス pm pm pm>bw	gl : 1.500~1.512 gl : 1.500~1.502 gl : 1.500~1.503 gl : 1.496~1.498	北 部 Loc. 4 (舟子町鬼音)	Oak2-1 Oak2-2 Oak2-3 Oak2-4 Oak2-5 Oak2-6	vitric (opx, ho, bi) vitric (bi> ho, epx) vitric vitric qt, pl (epx) qt, pl (epx)	pm pm<bw pm pm pm pm	gl : 1.502~1.505 gl : 1.500~1.509 gl : 1.498~1.498 gl : 1.527~1.530 gl : 1.505~1.508 gl : 1.505~1.508	Loc. 5 (一迫町十文字)	Jnw-1	vitric (ops, bi)	pm	gl : 1.502~1.504	Loc. 6 (舟子町川底)	Kwi-1	vitric (ops, zu, m0)	bw>pm	gl : 1.499~1.501 (1.500)	Loc. 7 (道上町原口)	Sk-1	vitric	bw>pm	gl : 1.499~1.501 (1.500)	— 46 —	
露頭位置	テフラ	鉱物組成	太山ガラスの組成	屈折率																																							
中 部 Loc. 1 (川崎町安達)	Kw-1	vitric (ho, m, opx)	bw 合有色ガラス	gl : 1.507~1.510																																							
Loc. 2 (川崎町川内)	Kw-2	vitric	bw>pm	gl : 1.499~1.501																																							
Loc. 3 (舟子町鬼音)	Oak1-1 Oak1-2 Oak1-3 Oak1-4	vitric (ho, opa, zu) vitric (opa) vitric (bi> ho, opa) vitric	bw 合有色ガラス pm pm pm>bw	gl : 1.500~1.512 gl : 1.500~1.502 gl : 1.500~1.503 gl : 1.496~1.498																																							
北 部 Loc. 4 (舟子町鬼音)	Oak2-1 Oak2-2 Oak2-3 Oak2-4 Oak2-5 Oak2-6	vitric (opx, ho, bi) vitric (bi> ho, epx) vitric vitric qt, pl (epx) qt, pl (epx)	pm pm<bw pm pm pm pm	gl : 1.502~1.505 gl : 1.500~1.509 gl : 1.498~1.498 gl : 1.527~1.530 gl : 1.505~1.508 gl : 1.505~1.508																																							
Loc. 5 (一迫町十文字)	Jnw-1	vitric (ops, bi)	pm	gl : 1.502~1.504																																							
Loc. 6 (舟子町川底)	Kwi-1	vitric (ops, zu, m0)	bw>pm	gl : 1.499~1.501 (1.500)																																							
Loc. 7 (道上町原口)	Sk-1	vitric	bw>pm	gl : 1.499~1.501 (1.500)																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	<p style="text-align: center;">宮城県中磐谷より北側に分布する後期更新世広域テフラとその層位 829</p> <p style="text-align: center;">表 3 須賀火山灰（火山ガラス）の主成分組成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>テフラ</th> <th>SiO₂</th> <th>TiO₂</th> <th>Al₂O₃</th> <th>FeO</th> <th>MnO</th> <th>MgO</th> <th>CaO</th> <th>K₂O</th> <th>Na₂O</th> <th>Total</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Kw-1 M</td> <td>72.70</td> <td>0.35</td> <td>15.62</td> <td>1.44</td> <td>0.04</td> <td>0.54</td> <td>1.09</td> <td>4.76</td> <td>3.45</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.22</td> <td>0.02</td> <td>0.17</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.03</td> <td>0.09</td> <td>0.34</td> <td>0.32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Kw-2 M</td> <td>77.27</td> <td>0.09</td> <td>12.87</td> <td>1.05</td> <td>.....</td> <td>0.47</td> <td>1.09</td> <td>3.42</td> <td>3.75</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.31</td> <td>0.01</td> <td>0.12</td> <td>0.04</td> <td>.....</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.13</td> <td>0.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Onk1-1 M</td> <td>71.78</td> <td>0.37</td> <td>15.60</td> <td>1.45</td> <td>0.05</td> <td>0.56</td> <td>1.05</td> <td>4.89</td> <td>3.34</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.38</td> <td>0.02</td> <td>0.14</td> <td>0.03</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td>0.01</td> <td>0.09</td> <td>0.18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Onk1-2 M</td> <td>78.36</td> <td>0.08</td> <td>13.17</td> <td>1.12</td> <td>.....</td> <td>0.31</td> <td>1.04</td> <td>3.36</td> <td>3.96</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.22</td> <td>0.01</td> <td>0.08</td> <td>0.05</td> <td>.....</td> <td>0.06</td> <td>0.15</td> <td>0.09</td> <td>0.22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Onk1-3 M</td> <td>76.44</td> <td>0.18</td> <td>13.91</td> <td>1.09</td> <td>.....</td> <td>0.57</td> <td>1.32</td> <td>3.82</td> <td>3.67</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.30</td> <td>0.02</td> <td>0.44</td> <td>0.06</td> <td>.....</td> <td>0.12</td> <td>0.10</td> <td>0.14</td> <td>0.34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Onk1-4 M</td> <td>78.36</td> <td>0.07</td> <td>13.43</td> <td>0.79</td> <td>.....</td> <td>0.28</td> <td>0.40</td> <td>2.97</td> <td>3.79</td> <td>99.99</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.33</td> <td>0.03</td> <td>0.06</td> <td>0.04</td> <td>.....</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.10</td> <td>0.61</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Onk2-1 M</td> <td>75.84</td> <td>0.03</td> <td>14.45</td> <td>0.45</td> <td>.....</td> <td>0.38</td> <td>0.66</td> <td>4.12</td> <td>4.06</td> <td>100.01</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.39</td> <td>0.02</td> <td>0.12</td> <td>0.04</td> <td>.....</td> <td>0.05</td> <td>0.03</td> <td>0.08</td> <td>0.96</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Onk2-2 M</td> <td>76.14</td> <td>0.12</td> <td>14.32</td> <td>0.89</td> <td>.....</td> <td>0.46</td> <td>1.42</td> <td>3.66</td> <td>3.68</td> <td>99.99</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.45</td> <td>0.02</td> <td>0.30</td> <td>0.06</td> <td>.....</td> <td>0.02</td> <td>0.28</td> <td>0.14</td> <td>0.13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Onk2-3 M</td> <td>78.17</td> <td>0.05</td> <td>13.55</td> <td>0.84</td> <td>.....</td> <td>0.33</td> <td>0.29</td> <td>2.97</td> <td>3.70</td> <td>100.01</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.50</td> <td>0.01</td> <td>0.08</td> <td>0.04</td> <td>.....</td> <td>0.05</td> <td>0.02</td> <td>0.11</td> <td>0.47</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Onk2-4 M</td> <td>70.17</td> <td>0.55</td> <td>15.49</td> <td>3.83</td> <td>.....</td> <td>1.41</td> <td>3.74</td> <td>1.02</td> <td>3.84</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.60</td> <td>0.03</td> <td>0.19</td> <td>0.13</td> <td>.....</td> <td>0.14</td> <td>0.11</td> <td>0.55</td> <td>0.56</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Onk2-5 M</td> <td>76.50</td> <td>0.13</td> <td>13.89</td> <td>1.96</td> <td>.....</td> <td>0.64</td> <td>2.00</td> <td>1.25</td> <td>3.91</td> <td>100.01</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.45</td> <td>0.02</td> <td>0.29</td> <td>0.63</td> <td>.....</td> <td>0.29</td> <td>0.36</td> <td>0.08</td> <td>0.20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Onk2-6 M</td> <td>76.78</td> <td>0.15</td> <td>14.03</td> <td>1.70</td> <td>.....</td> <td>0.50</td> <td>2.05</td> <td>1.17</td> <td>3.61</td> <td>99.99</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.29</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>0.15</td> <td>.....</td> <td>0.06</td> <td>0.07</td> <td>0.05</td> <td>0.81</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Jm-1 M</td> <td>75.54</td> <td>0.20</td> <td>13.95</td> <td>1.11</td> <td>.....</td> <td>0.57</td> <td>1.36</td> <td>3.78</td> <td>3.29</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.17</td> <td>0.02</td> <td>0.22</td> <td>0.02</td> <td>.....</td> <td>0.05</td> <td>0.03</td> <td>0.07</td> <td>0.32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Kwt-1 M</td> <td>77.24</td> <td>0.19</td> <td>12.91</td> <td>1.13</td> <td>.....</td> <td>0.36</td> <td>1.02</td> <td>3.58</td> <td>3.66</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.29</td> <td>0.02</td> <td>0.11</td> <td>0.08</td> <td>.....</td> <td>0.04</td> <td>0.03</td> <td>0.09</td> <td>0.28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SK-1 M</td> <td>78.26</td> <td>0.11</td> <td>13.12</td> <td>1.22</td> <td>0.03</td> <td>0.34</td> <td>1.12</td> <td>3.32</td> <td>2.47</td> <td>99.99</td> </tr> <tr> <td>SD</td> <td>0.34</td> <td>0.02</td> <td>0.13</td> <td>0.04</td> <td>0.01</td> <td>0.05</td> <td>0.02</td> <td>0.21</td> <td>0.23</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1試料あたり10枚以下の平均値と標準偏差 M: 平均値 SD: 標準偏差</p> <p>1.S09-1.512と非常に高い。主成分鉱物は、SiO₂が72%前後と低い。これに対し TiO₂ が 0.35~0.37%、Al₂O₃ が15.5~15.62%、K₂O+Na₂O が 9 %以上と高い。特に K₂O が4.8%前後と分析試料中最も高い。以上の特徴から、これらは阿蘇4火山灰（Aso-4）に対比される。</p> <p>御岳第1巣石（On-Pml）</p> <p>Onk1-5, Onk2-2, Jm-1は、黒雲母、角閃石および鐵鋅斜輝石型火山ガラスを含む火山灰である。火山ガラスの屈折率は1.502~1.504である。主成分組成は、SiO₂が75%強、MgO と CaO がこれで0.5%以上で1.4%前後と中間的な値を示すことに對し、Al₂O₃が1.3%前後、K₂O+Na₂O が7~7.5%前後と高めである。以上の特徴から、これらは御岳第1巣石（On-Pml）に対比される。</p> <p>御岳火山灰（Tuya）</p> <p>Onk1-4, Onk2-3は、屈折率1.496~1.498の鐵鋅束状の径石型および少量のバブルヴォール型火山</p>	テフラ	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	FeO	MnO	MgO	CaO	K ₂ O	Na ₂ O	Total	Kw-1 M	72.70	0.35	15.62	1.44	0.04	0.54	1.09	4.76	3.45	100.00	SD	0.22	0.02	0.17	0.01	0.01	0.03	0.09	0.34	0.32		Kw-2 M	77.27	0.09	12.87	1.05	0.47	1.09	3.42	3.75	100.00	SD	0.31	0.01	0.12	0.04	0.01	0.01	0.13	0.10		Onk1-1 M	71.78	0.37	15.60	1.45	0.05	0.56	1.05	4.89	3.34	100.00	SD	0.38	0.02	0.14	0.03	0.02	0.02	0.01	0.09	0.18		Onk1-2 M	78.36	0.08	13.17	1.12	0.31	1.04	3.36	3.96	100.00	SD	0.22	0.01	0.08	0.05	0.06	0.15	0.09	0.22		Onk1-3 M	76.44	0.18	13.91	1.09	0.57	1.32	3.82	3.67	100.00	SD	0.30	0.02	0.44	0.06	0.12	0.10	0.14	0.34		Onk1-4 M	78.36	0.07	13.43	0.79	0.28	0.40	2.97	3.79	99.99	SD	0.33	0.03	0.06	0.04	0.01	0.01	0.10	0.61		Onk2-1 M	75.84	0.03	14.45	0.45	0.38	0.66	4.12	4.06	100.01	SD	0.39	0.02	0.12	0.04	0.05	0.03	0.08	0.96		Onk2-2 M	76.14	0.12	14.32	0.89	0.46	1.42	3.66	3.68	99.99	SD	0.45	0.02	0.30	0.06	0.02	0.28	0.14	0.13		Onk2-3 M	78.17	0.05	13.55	0.84	0.33	0.29	2.97	3.70	100.01	SD	0.50	0.01	0.08	0.04	0.05	0.02	0.11	0.47		Onk2-4 M	70.17	0.55	15.49	3.83	1.41	3.74	1.02	3.84	100.00	SD	0.60	0.03	0.19	0.13	0.14	0.11	0.55	0.56		Onk2-5 M	76.50	0.13	13.89	1.96	0.64	2.00	1.25	3.91	100.01	SD	0.45	0.02	0.29	0.63	0.29	0.36	0.08	0.20		Onk2-6 M	76.78	0.15	14.03	1.70	0.50	2.05	1.17	3.61	99.99	SD	0.29	0.02	0.03	0.15	0.06	0.07	0.05	0.81		Jm-1 M	75.54	0.20	13.95	1.11	0.57	1.36	3.78	3.29	100.00	SD	0.17	0.02	0.22	0.02	0.05	0.03	0.07	0.32		Kwt-1 M	77.24	0.19	12.91	1.13	0.36	1.02	3.58	3.66	100.00	SD	0.29	0.02	0.11	0.08	0.04	0.03	0.09	0.28		SK-1 M	78.26	0.11	13.12	1.22	0.03	0.34	1.12	3.32	2.47	99.99	SD	0.34	0.02	0.13	0.04	0.01	0.05	0.02	0.21	0.23	
テフラ	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	FeO	MnO	MgO	CaO	K ₂ O	Na ₂ O	Total																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
Kw-1 M	72.70	0.35	15.62	1.44	0.04	0.54	1.09	4.76	3.45	100.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.22	0.02	0.17	0.01	0.01	0.03	0.09	0.34	0.32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Kw-2 M	77.27	0.09	12.87	1.05	0.47	1.09	3.42	3.75	100.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.31	0.01	0.12	0.04	0.01	0.01	0.13	0.10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Onk1-1 M	71.78	0.37	15.60	1.45	0.05	0.56	1.05	4.89	3.34	100.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.38	0.02	0.14	0.03	0.02	0.02	0.01	0.09	0.18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Onk1-2 M	78.36	0.08	13.17	1.12	0.31	1.04	3.36	3.96	100.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.22	0.01	0.08	0.05	0.06	0.15	0.09	0.22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Onk1-3 M	76.44	0.18	13.91	1.09	0.57	1.32	3.82	3.67	100.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.30	0.02	0.44	0.06	0.12	0.10	0.14	0.34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Onk1-4 M	78.36	0.07	13.43	0.79	0.28	0.40	2.97	3.79	99.99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.33	0.03	0.06	0.04	0.01	0.01	0.10	0.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Onk2-1 M	75.84	0.03	14.45	0.45	0.38	0.66	4.12	4.06	100.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.39	0.02	0.12	0.04	0.05	0.03	0.08	0.96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Onk2-2 M	76.14	0.12	14.32	0.89	0.46	1.42	3.66	3.68	99.99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.45	0.02	0.30	0.06	0.02	0.28	0.14	0.13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Onk2-3 M	78.17	0.05	13.55	0.84	0.33	0.29	2.97	3.70	100.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.50	0.01	0.08	0.04	0.05	0.02	0.11	0.47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Onk2-4 M	70.17	0.55	15.49	3.83	1.41	3.74	1.02	3.84	100.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.60	0.03	0.19	0.13	0.14	0.11	0.55	0.56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Onk2-5 M	76.50	0.13	13.89	1.96	0.64	2.00	1.25	3.91	100.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.45	0.02	0.29	0.63	0.29	0.36	0.08	0.20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Onk2-6 M	76.78	0.15	14.03	1.70	0.50	2.05	1.17	3.61	99.99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.29	0.02	0.03	0.15	0.06	0.07	0.05	0.81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Jm-1 M	75.54	0.20	13.95	1.11	0.57	1.36	3.78	3.29	100.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.17	0.02	0.22	0.02	0.05	0.03	0.07	0.32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
Kwt-1 M	77.24	0.19	12.91	1.13	0.36	1.02	3.58	3.66	100.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.29	0.02	0.11	0.08	0.04	0.03	0.09	0.28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
SK-1 M	78.26	0.11	13.12	1.22	0.03	0.34	1.12	3.32	2.47	99.99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
SD	0.34	0.02	0.13	0.04	0.01	0.05	0.02	0.21	0.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																		
	<p style="text-align: center;">880 八木善司・早田 勲 表4 宮城県中・北部の岩相テフラの最相鉱</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>示標テフラ</th> <th>鉱物組成</th> <th>火口ガラスの形態</th> <th>固有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎スカリフ (Z-K) 愛島壁石 (K-MD)</td> <td>opx>cpx cum:qt</td> <td>pca</td> <td>opx (gr): 1.700-1.704 gl: 1.504-1.507 (1.505-1.506) cum (n): 1.660-1.665</td> </tr> <tr> <td>鳴子-鶴沢テフラ (NK-U) 村折壁石 (Hj)</td> <td>opx>cpx=mt opx>ho, qt</td> <td>pca</td> <td>gl: 1.432-1.500 opx (gr): 1.711-1.715 gl: 1.429-1.501 opx (gr): 1.712-1.714 ho (n): 1.683-1.671</td> </tr> <tr> <td>鳴子-鶴沢テフラ (N-Y)</td> <td>opx>ho, mt (bi, cpx); qt</td> <td>pm>bw</td> <td>gl: 1.601-1.503</td> </tr> <tr> <td>鳴子-萬坂テフラ (N-N)</td> <td>opx>mt; qt</td> <td>pca</td> <td>gl: 1.500-1.502 (1.501) opx (gr): 1.724-1.728</td> </tr> <tr> <td>北風大山灰 (Kd) -油麻石 (IcP)</td> <td>por (mt>opx, cum) opx>mt</td> <td>pca</td> <td>gl: 1.499-1.502 opx (gr): 1.728-1.733</td> </tr> </tbody> </table> <p>ARAI et al. (1986) による</p> <p style="text-align: center;">表5 宮城県中・北部の岩相テフラ（火山ガラス）主成分推定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>示標テフラ</th> <th>試料採取地</th> <th>SiO₂</th> <th>TiO₂</th> <th>Al₂O₃</th> <th>FeO</th> <th>MnO</th> <th>MgO</th> <th>CaO</th> <th>K₂O</th> <th>Na₂O</th> <th>Total</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛島壁石 (K-MD)</td> <td>川崎町安達</td> <td>M: 76.94 0.12 14.47 1.01</td> <td>SD: 0.89 0.02</td> <td>0.34 0.03</td> <td>....</td> <td>0.03</td> <td>1.79</td> <td>1.27</td> <td>3.88</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宮崎町若の原</td> <td>M: 77.79 0.16 12.76 1.05</td> <td>SD: 0.77 0.05</td> <td>0.38 0.01</td> <td>....</td> <td>0.44</td> <td>1.09</td> <td>3.10</td> <td>3.61</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>鳴子-鶴沢テフラ (NK-U)</td> <td>鳴子町上ノ原</td> <td>M: 77.98 0.22 12.28 1.22</td> <td>SD: 0.80 0.01</td> <td>0.32 0.04</td> <td>....</td> <td>1.01</td> <td>1.59</td> <td>1.47</td> <td>4.23</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>鳴子-鶴沢テフラ (N-Y)</td> <td>磐田山町安沢</td> <td>M: 78.11 0.17 12.98 1.28</td> <td>SD: 0.40 0.00</td> <td>0.41 0.07</td> <td>....</td> <td>0.43</td> <td>1.52</td> <td>1.93</td> <td>3.57</td> <td>99.99</td> </tr> <tr> <td>鳴子-萬坂テフラ (N-N)</td> <td>磐田山町安沢</td> <td>M: 78.01 0.12 12.93 1.29</td> <td>SD: 0.33 0.01</td> <td>0.15 0.02</td> <td>....</td> <td>37.0</td> <td>1.28</td> <td>1.88</td> <td>4.12</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>北風大山灰 (Kd)</td> <td>一迫町十文字</td> <td>M: 77.91 0.07 13.37 0.61</td> <td>SD: 0.32 0.02</td> <td>0.14 0.03</td> <td>....</td> <td>0.32</td> <td>0.79</td> <td>3.89</td> <td>3.43</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>-油麻石 (IcP)</td> <td>一迫町十文字</td> <td>M: 76.99 0.16 13.07 1.93</td> <td>SD: 0.41 0.02</td> <td>0.15 0.05</td> <td>....</td> <td>0.53</td> <td>1.85</td> <td>1.21</td> <td>4.26</td> <td>100.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>1試料あたり10粒子の平均値と標準偏差 M: 平均値 SD: 標準偏差 ガラスを含む。主成分組成は、SiO₂が78%と高く、TiO₂が0.06%、MgOが0.2%、FeOとCaOが1%以下と他の火山灰に比べ低い。2.5%程度のK₂Oに比べNa₂Oが0.7%強と高い。以上の特徴からこれらは泊島火山灰 [Toya] に對比される。 なお、Oink 1~2は火山巨石を含むことから鉱脈が近いローカルなテフラと予想された。火山ガラスの主成分組成では、SiO₂が78%と高く、K₂Oが2%以下と低いことから鳴子-鶴沢テフラ層あるいは鳴子-萬</p>	示標テフラ	鉱物組成	火口ガラスの形態	固有率	川崎スカリフ (Z-K) 愛島壁石 (K-MD)	opx>cpx cum:qt	pca	opx (gr): 1.700-1.704 gl: 1.504-1.507 (1.505-1.506) cum (n): 1.660-1.665	鳴子-鶴沢テフラ (NK-U) 村折壁石 (Hj)	opx>cpx=mt opx>ho, qt	pca	gl: 1.432-1.500 opx (gr): 1.711-1.715 gl: 1.429-1.501 opx (gr): 1.712-1.714 ho (n): 1.683-1.671	鳴子-鶴沢テフラ (N-Y)	opx>ho, mt (bi, cpx); qt	pm>bw	gl: 1.601-1.503	鳴子-萬坂テフラ (N-N)	opx>mt; qt	pca	gl: 1.500-1.502 (1.501) opx (gr): 1.724-1.728	北風大山灰 (Kd) -油麻石 (IcP)	por (mt>opx, cum) opx>mt	pca	gl: 1.499-1.502 opx (gr): 1.728-1.733	示標テフラ	試料採取地	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	FeO	MnO	MgO	CaO	K ₂ O	Na ₂ O	Total	愛島壁石 (K-MD)	川崎町安達	M: 76.94 0.12 14.47 1.01	SD: 0.89 0.02	0.34 0.03	0.03	1.79	1.27	3.88	100.00		宮崎町若の原	M: 77.79 0.16 12.76 1.05	SD: 0.77 0.05	0.38 0.01	0.44	1.09	3.10	3.61	100.00	鳴子-鶴沢テフラ (NK-U)	鳴子町上ノ原	M: 77.98 0.22 12.28 1.22	SD: 0.80 0.01	0.32 0.04	1.01	1.59	1.47	4.23	100.00	鳴子-鶴沢テフラ (N-Y)	磐田山町安沢	M: 78.11 0.17 12.98 1.28	SD: 0.40 0.00	0.41 0.07	0.43	1.52	1.93	3.57	99.99	鳴子-萬坂テフラ (N-N)	磐田山町安沢	M: 78.01 0.12 12.93 1.29	SD: 0.33 0.01	0.15 0.02	37.0	1.28	1.88	4.12	100.00	北風大山灰 (Kd)	一迫町十文字	M: 77.91 0.07 13.37 0.61	SD: 0.32 0.02	0.14 0.03	0.32	0.79	3.89	3.43	100.00	-油麻石 (IcP)	一迫町十文字	M: 76.99 0.16 13.07 1.93	SD: 0.41 0.02	0.15 0.05	0.53	1.85	1.21	4.26	100.00			
示標テフラ	鉱物組成	火口ガラスの形態	固有率																																																																																																																		
川崎スカリフ (Z-K) 愛島壁石 (K-MD)	opx>cpx cum:qt	pca	opx (gr): 1.700-1.704 gl: 1.504-1.507 (1.505-1.506) cum (n): 1.660-1.665																																																																																																																		
鳴子-鶴沢テフラ (NK-U) 村折壁石 (Hj)	opx>cpx=mt opx>ho, qt	pca	gl: 1.432-1.500 opx (gr): 1.711-1.715 gl: 1.429-1.501 opx (gr): 1.712-1.714 ho (n): 1.683-1.671																																																																																																																		
鳴子-鶴沢テフラ (N-Y)	opx>ho, mt (bi, cpx); qt	pm>bw	gl: 1.601-1.503																																																																																																																		
鳴子-萬坂テフラ (N-N)	opx>mt; qt	pca	gl: 1.500-1.502 (1.501) opx (gr): 1.724-1.728																																																																																																																		
北風大山灰 (Kd) -油麻石 (IcP)	por (mt>opx, cum) opx>mt	pca	gl: 1.499-1.502 opx (gr): 1.728-1.733																																																																																																																		
示標テフラ	試料採取地	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	FeO	MnO	MgO	CaO	K ₂ O	Na ₂ O	Total																																																																																																										
愛島壁石 (K-MD)	川崎町安達	M: 76.94 0.12 14.47 1.01	SD: 0.89 0.02	0.34 0.03	0.03	1.79	1.27	3.88	100.00																																																																																																											
	宮崎町若の原	M: 77.79 0.16 12.76 1.05	SD: 0.77 0.05	0.38 0.01	0.44	1.09	3.10	3.61	100.00																																																																																																											
鳴子-鶴沢テフラ (NK-U)	鳴子町上ノ原	M: 77.98 0.22 12.28 1.22	SD: 0.80 0.01	0.32 0.04	1.01	1.59	1.47	4.23	100.00																																																																																																											
鳴子-鶴沢テフラ (N-Y)	磐田山町安沢	M: 78.11 0.17 12.98 1.28	SD: 0.40 0.00	0.41 0.07	0.43	1.52	1.93	3.57	99.99																																																																																																											
鳴子-萬坂テフラ (N-N)	磐田山町安沢	M: 78.01 0.12 12.93 1.29	SD: 0.33 0.01	0.15 0.02	37.0	1.28	1.88	4.12	100.00																																																																																																											
北風大山灰 (Kd)	一迫町十文字	M: 77.91 0.07 13.37 0.61	SD: 0.32 0.02	0.14 0.03	0.32	0.79	3.89	3.43	100.00																																																																																																											
-油麻石 (IcP)	一迫町十文字	M: 76.99 0.16 13.07 1.93	SD: 0.41 0.02	0.15 0.05	0.53	1.85	1.21	4.26	100.00																																																																																																											

枠囲み部は本資料における抜粋又は参照箇所を示す

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>宮城県中海および北潟に分布する後期更新世火成テフラとその帰宿 表 6 広域テフラの岩相記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広域テフラ</th><th>鉱物組成</th><th>火山ガラスの形態</th><th>層序</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十和田-火成岩 (To-a)</td><td>pl; opx; cpx</td><td>pm > bw</td><td>gl : 1.490-1.504 opx (r) : 1.705-1.708</td></tr> <tr> <td>十和田-中僅火成岩 (To-Cu)</td><td>opx > cpx</td><td>pm</td><td>gl : 1.501-1.512 opx : 1.706-1.708 (1.707)</td></tr> <tr> <td>奥森-アカホキ火成岩 (K-Ah)</td><td>pl; opx, cpx, (ho, qt)</td><td>bw > pm</td><td>gl : 1.508-1.514 opx (q) : 1.709-1.712</td></tr> <tr> <td>遠庭-8軽石 (En-a)</td><td>cpx, cpx</td><td>pm</td><td>gl : 1.496-1.500 opx : 1.710-1.715 (1.715)</td></tr> <tr> <td>磐戸-Tn 火成岩 (AT)</td><td>pl; opx, cpx, (ho, qt)</td><td>bw > pm</td><td>gl : 1.490-1.501 opx (q) : 1.728-1.734</td></tr> <tr> <td>文忽降下輕石 1 (Spit1)</td><td>opx > cpx, ho (ol)</td><td>pm</td><td>gl : 1.501-1.505 opx : 1.722-1.735 (1.725) ho : 1.688-1.691</td></tr> <tr> <td>天山-寶吉熱石 (DKP)</td><td>pl; ho, oox, bi</td><td>pm</td><td>opx (r) : 1.702-1.708</td></tr> <tr> <td>阿蘇-4 火成岩 (Aso-4)</td><td>pl; ho, oox, cpx</td><td>bw > pm</td><td>gl : 1.506-1.514 opx (r) : 1.599-1.701 ho (n) : 1.685-1.691</td></tr> <tr> <td>東磐-葛原火成岩 (K-Tz)</td><td>pl, qt; opx, cpx</td><td>bw > pm</td><td>gl : 1.496-1.500 opx (r) : 1.705-1.709</td></tr> <tr> <td>御岳第1軽石 (Oo-Pm 1)</td><td>ho, bi, (opx) (Rhyorite)</td><td>pm</td><td>gl : 1.501-1.503 opx (r) : 1.706-1.711 (1.708) ho (n) : 1.681-1.690</td></tr> <tr> <td>阿多火成岩 (Ata)</td><td>pl; opx, cpx</td><td>bw > pm</td><td>gl : 1.508-1.513 opx (r) : 1.704-1.706</td></tr> <tr> <td>洞爺火成岩 (Toya)</td><td>pl, qt; opx</td><td>pm > bw</td><td>gl : 1.494-1.497 opx (r) : 1.756-1.751</td></tr> <tr> <td>阿蘇-3火成岩 (Aso-3)</td><td>pl, cpx, opx</td><td>pm, bw</td><td>gl : 1.501-1.518</td></tr> </tbody> </table> <p>新井・町田 (1980), 町田ほか (1984), 町田 (1986) および ARAI et al. (1986) による</p> <p>坂テフラ層の可能性が考えられた。しかし Onk 1-2 は、角閃石を含まないことおよび斜方輝石の屈折率から鳴子-荷坂テフラ層に対比された。Onk 2-1, Onk 2-4 に対比されるテフラは見いだせなかった。Onk 2-5, 6 は、化学組成からいざりも一過巣石層に一致するが、上位の Onk 2-5 は再燃噴出物質と考えられる。</p> <p>V. 宮流域中・北部に認められる広域テフラの層位と第四紀後期氷河上の意義</p> <p>以上のように後期更新世の広域テフラに対比された各細粒ガラス質火成岩について、その産出層位をまとめれば以下のようになる（図9）。</p> <p>磐戸-Tn 火成岩 (AT) は、宮城県中部で川崎スコリア層の上位に、同北潟で鳴子潟沿い上原テフラ層の下位⁶⁾、鳴子-柳沢テフラ層の上位に挟まれる（図9）。</p> <p>阿蘇-4 火成岩 (Aso-4) は、宮城県中南部で川崎スコリア層の下位、安長軽石層の上位に挟まれ⁶⁾、同北潟では鳴子-柳沢テフラ層の下位、番子-荷坂テフラ層の上位に認められる（図9）。鳴子-荷坂テフラ層の</p>	広域テフラ	鉱物組成	火山ガラスの形態	層序	十和田-火成岩 (To-a)	pl; opx; cpx	pm > bw	gl : 1.490-1.504 opx (r) : 1.705-1.708	十和田-中僅火成岩 (To-Cu)	opx > cpx	pm	gl : 1.501-1.512 opx : 1.706-1.708 (1.707)	奥森-アカホキ火成岩 (K-Ah)	pl; opx, cpx, (ho, qt)	bw > pm	gl : 1.508-1.514 opx (q) : 1.709-1.712	遠庭-8軽石 (En-a)	cpx, cpx	pm	gl : 1.496-1.500 opx : 1.710-1.715 (1.715)	磐戸-Tn 火成岩 (AT)	pl; opx, cpx, (ho, qt)	bw > pm	gl : 1.490-1.501 opx (q) : 1.728-1.734	文忽降下輕石 1 (Spit1)	opx > cpx, ho (ol)	pm	gl : 1.501-1.505 opx : 1.722-1.735 (1.725) ho : 1.688-1.691	天山-寶吉熱石 (DKP)	pl; ho, oox, bi	pm	opx (r) : 1.702-1.708	阿蘇-4 火成岩 (Aso-4)	pl; ho, oox, cpx	bw > pm	gl : 1.506-1.514 opx (r) : 1.599-1.701 ho (n) : 1.685-1.691	東磐-葛原火成岩 (K-Tz)	pl, qt; opx, cpx	bw > pm	gl : 1.496-1.500 opx (r) : 1.705-1.709	御岳第1軽石 (Oo-Pm 1)	ho, bi, (opx) (Rhyorite)	pm	gl : 1.501-1.503 opx (r) : 1.706-1.711 (1.708) ho (n) : 1.681-1.690	阿多火成岩 (Ata)	pl; opx, cpx	bw > pm	gl : 1.508-1.513 opx (r) : 1.704-1.706	洞爺火成岩 (Toya)	pl, qt; opx	pm > bw	gl : 1.494-1.497 opx (r) : 1.756-1.751	阿蘇-3火成岩 (Aso-3)	pl, cpx, opx	pm, bw	gl : 1.501-1.518		
広域テフラ	鉱物組成	火山ガラスの形態	層序																																																								
十和田-火成岩 (To-a)	pl; opx; cpx	pm > bw	gl : 1.490-1.504 opx (r) : 1.705-1.708																																																								
十和田-中僅火成岩 (To-Cu)	opx > cpx	pm	gl : 1.501-1.512 opx : 1.706-1.708 (1.707)																																																								
奥森-アカホキ火成岩 (K-Ah)	pl; opx, cpx, (ho, qt)	bw > pm	gl : 1.508-1.514 opx (q) : 1.709-1.712																																																								
遠庭-8軽石 (En-a)	cpx, cpx	pm	gl : 1.496-1.500 opx : 1.710-1.715 (1.715)																																																								
磐戸-Tn 火成岩 (AT)	pl; opx, cpx, (ho, qt)	bw > pm	gl : 1.490-1.501 opx (q) : 1.728-1.734																																																								
文忽降下輕石 1 (Spit1)	opx > cpx, ho (ol)	pm	gl : 1.501-1.505 opx : 1.722-1.735 (1.725) ho : 1.688-1.691																																																								
天山-寶吉熱石 (DKP)	pl; ho, oox, bi	pm	opx (r) : 1.702-1.708																																																								
阿蘇-4 火成岩 (Aso-4)	pl; ho, oox, cpx	bw > pm	gl : 1.506-1.514 opx (r) : 1.599-1.701 ho (n) : 1.685-1.691																																																								
東磐-葛原火成岩 (K-Tz)	pl, qt; opx, cpx	bw > pm	gl : 1.496-1.500 opx (r) : 1.705-1.709																																																								
御岳第1軽石 (Oo-Pm 1)	ho, bi, (opx) (Rhyorite)	pm	gl : 1.501-1.503 opx (r) : 1.706-1.711 (1.708) ho (n) : 1.681-1.690																																																								
阿多火成岩 (Ata)	pl; opx, cpx	bw > pm	gl : 1.508-1.513 opx (r) : 1.704-1.706																																																								
洞爺火成岩 (Toya)	pl, qt; opx	pm > bw	gl : 1.494-1.497 opx (r) : 1.756-1.751																																																								
阿蘇-3火成岩 (Aso-3)	pl, cpx, opx	pm, bw	gl : 1.501-1.518																																																								

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

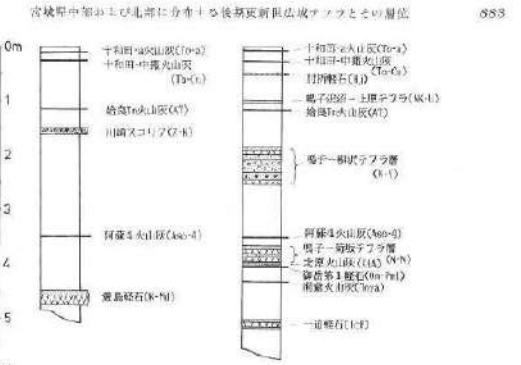
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																									
	<p style="text-align: center;">表7 広域テフラ（火山ガラス）の生成と組成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広域テフラ</th> <th>試料採取地</th> <th>SiO₂</th> <th>TiO₂</th> <th>Al₂O₃</th> <th>FeO</th> <th>MnO</th> <th>MgO</th> <th>CaO</th> <th>K₂O</th> <th>Na₂O</th> <th>Total</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十和田-a火山灰 (To-a)</td> <td>十和田湖畔 盛岡市</td> <td>M SD</td> <td>75.94 0.28</td> <td>0.33 0.03</td> <td>13.45 0.05</td> <td>1.89 0.04</td> <td>... ...</td> <td>0.62 0.04</td> <td>2.14 0.06</td> <td>1.41 0.02</td> <td>4.30 0.02</td> <td>100.01 100.01</td> </tr> <tr> <td>十和田-b津軽火 山灰 (To-Cu)</td> <td>十和田湖畔 十勝郡 青森市</td> <td>M SD</td> <td>74.98 0.43</td> <td>0.40 0.03</td> <td>14.11 0.15</td> <td>2.31 0.13</td> <td>... ...</td> <td>0.90 0.08</td> <td>2.79 0.14</td> <td>1.32 0.04</td> <td>3.40 0.04</td> <td>100.01 100.01</td> </tr> <tr> <td>鬼界-a阿蘇 火山灰 (K-Alo)</td> <td>島原市</td> <td>M</td> <td>76.88</td> <td>0.31</td> <td>12.98</td> <td>2.46</td> <td>...</td> <td>0.49</td> <td>2.04</td> <td>2.77</td> <td>3.87</td> <td>99.99</td> </tr> <tr> <td>鬼界-a阿蘇 火山灰 (En-a)</td> <td>日高町三郷</td> <td>M SD</td> <td>77.65 0.25</td> <td>0.11 0.02</td> <td>13.06 0.16</td> <td>1.30 0.06</td> <td>...</td> <td>0.43 0.02</td> <td>1.41 0.10</td> <td>2.54 0.03</td> <td>3.31 0.03</td> <td>99.99 99.99</td> </tr> <tr> <td>始点-Tn火山灰 (AT)</td> <td>入戸水無瀬</td> <td>M</td> <td>77.40</td> <td>0.10</td> <td>12.98</td> <td>1.26</td> <td>0.05</td> <td>0.34</td> <td>1.12</td> <td>2.43</td> <td>3.38</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>支点降下煙石 (Spa-1)</td> <td>門別町高田川</td> <td>M SD</td> <td>77.32 0.29</td> <td>0.15 0.02</td> <td>13.08 0.09</td> <td>1.38 0.02</td> <td>...</td> <td>0.30 0.03</td> <td>1.41 0.03</td> <td>2.57 0.06</td> <td>3.53 0.06</td> <td>100.00 100.00</td> </tr> <tr> <td>阿蘇4火山灰 (Aso-4)</td> <td>竹田市庄上</td> <td>M SD</td> <td>71.71 0.16</td> <td>0.32 0.02</td> <td>15.51 0.15</td> <td>1.44 0.02</td> <td>0.05 0.02</td> <td>0.54 0.02</td> <td>1.04 0.03</td> <td>5.02 0.14</td> <td>4.32 0.07</td> <td>100.00 100.00</td> </tr> <tr> <td>鬼界-莫莫 火山灰 (K-Ts)</td> <td>国分町</td> <td>M</td> <td>79.37</td> <td>0.17</td> <td>12.82</td> <td>0.96</td> <td>...</td> <td>0.50</td> <td>1.04</td> <td>3.03</td> <td>2.11</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>御岳第一鮮石 (On-Pm-1)</td> <td>小山町生土</td> <td>M SD</td> <td>75.34 0.90</td> <td>0.11 0.02</td> <td>14.61 0.22</td> <td>0.91 0.03</td> <td>...</td> <td>0.52 0.10</td> <td>1.56 0.03</td> <td>3.46 0.15</td> <td>3.48 0.79</td> <td>100.01 100.01</td> </tr> <tr> <td>阿多火山灰 (Ata)</td> <td>国分町</td> <td>M</td> <td>73.96</td> <td>0.44</td> <td>13.84</td> <td>2.06</td> <td>...</td> <td>0.70</td> <td>1.83</td> <td>3.16</td> <td>4.09</td> <td>99.99</td> </tr> <tr> <td>御嶽火山灰 (Toya)</td> <td>江差町御川</td> <td>M SD</td> <td>78.10 0.24</td> <td>0.07 0.02</td> <td>13.07 0.10</td> <td>0.89 0.22</td> <td>0.08 0.06</td> <td>0.22 0.10</td> <td>0.37 0.06</td> <td>2.95 0.20</td> <td>3.84 0.18</td> <td>99.99 99.99</td> </tr> <tr> <td>阿蘇3火山灰 (Aso-3)</td> <td>竹田市</td> <td>M SD</td> <td>69.88 0.19</td> <td>0.49 0.02</td> <td>15.72</td> <td>2.04</td> <td>...</td> <td>0.77</td> <td>1.66</td> <td>5.23</td> <td>4.22</td> <td>100.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 試料あたり10枚の平均値と標準偏差 M: 平均値 SD: 標準偏差</p>	広域テフラ	試料採取地	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	FeO	MnO	MgO	CaO	K ₂ O	Na ₂ O	Total	十和田-a火山灰 (To-a)	十和田湖畔 盛岡市	M SD	75.94 0.28	0.33 0.03	13.45 0.05	1.89 0.04	0.62 0.04	2.14 0.06	1.41 0.02	4.30 0.02	100.01 100.01	十和田-b津軽火 山灰 (To-Cu)	十和田湖畔 十勝郡 青森市	M SD	74.98 0.43	0.40 0.03	14.11 0.15	2.31 0.13	0.90 0.08	2.79 0.14	1.32 0.04	3.40 0.04	100.01 100.01	鬼界-a阿蘇 火山灰 (K-Alo)	島原市	M	76.88	0.31	12.98	2.46	...	0.49	2.04	2.77	3.87	99.99	鬼界-a阿蘇 火山灰 (En-a)	日高町三郷	M SD	77.65 0.25	0.11 0.02	13.06 0.16	1.30 0.06	...	0.43 0.02	1.41 0.10	2.54 0.03	3.31 0.03	99.99 99.99	始点-Tn火山灰 (AT)	入戸水無瀬	M	77.40	0.10	12.98	1.26	0.05	0.34	1.12	2.43	3.38	100.00	支点降下煙石 (Spa-1)	門別町高田川	M SD	77.32 0.29	0.15 0.02	13.08 0.09	1.38 0.02	...	0.30 0.03	1.41 0.03	2.57 0.06	3.53 0.06	100.00 100.00	阿蘇4火山灰 (Aso-4)	竹田市庄上	M SD	71.71 0.16	0.32 0.02	15.51 0.15	1.44 0.02	0.05 0.02	0.54 0.02	1.04 0.03	5.02 0.14	4.32 0.07	100.00 100.00	鬼界-莫莫 火山灰 (K-Ts)	国分町	M	79.37	0.17	12.82	0.96	...	0.50	1.04	3.03	2.11	100.00	御岳第一鮮石 (On-Pm-1)	小山町生土	M SD	75.34 0.90	0.11 0.02	14.61 0.22	0.91 0.03	...	0.52 0.10	1.56 0.03	3.46 0.15	3.48 0.79	100.01 100.01	阿多火山灰 (Ata)	国分町	M	73.96	0.44	13.84	2.06	...	0.70	1.83	3.16	4.09	99.99	御嶽火山灰 (Toya)	江差町御川	M SD	78.10 0.24	0.07 0.02	13.07 0.10	0.89 0.22	0.08 0.06	0.22 0.10	0.37 0.06	2.95 0.20	3.84 0.18	99.99 99.99	阿蘇3火山灰 (Aso-3)	竹田市	M SD	69.88 0.19	0.49 0.02	15.72	2.04	...	0.77	1.66	5.23	4.22	100.01			
広域テフラ	試料採取地	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	FeO	MnO	MgO	CaO	K ₂ O	Na ₂ O	Total																																																																																																																																																																	
十和田-a火山灰 (To-a)	十和田湖畔 盛岡市	M SD	75.94 0.28	0.33 0.03	13.45 0.05	1.89 0.04	0.62 0.04	2.14 0.06	1.41 0.02	4.30 0.02	100.01 100.01																																																																																																																																																																
十和田-b津軽火 山灰 (To-Cu)	十和田湖畔 十勝郡 青森市	M SD	74.98 0.43	0.40 0.03	14.11 0.15	2.31 0.13	0.90 0.08	2.79 0.14	1.32 0.04	3.40 0.04	100.01 100.01																																																																																																																																																																
鬼界-a阿蘇 火山灰 (K-Alo)	島原市	M	76.88	0.31	12.98	2.46	...	0.49	2.04	2.77	3.87	99.99																																																																																																																																																																
鬼界-a阿蘇 火山灰 (En-a)	日高町三郷	M SD	77.65 0.25	0.11 0.02	13.06 0.16	1.30 0.06	...	0.43 0.02	1.41 0.10	2.54 0.03	3.31 0.03	99.99 99.99																																																																																																																																																																
始点-Tn火山灰 (AT)	入戸水無瀬	M	77.40	0.10	12.98	1.26	0.05	0.34	1.12	2.43	3.38	100.00																																																																																																																																																																
支点降下煙石 (Spa-1)	門別町高田川	M SD	77.32 0.29	0.15 0.02	13.08 0.09	1.38 0.02	...	0.30 0.03	1.41 0.03	2.57 0.06	3.53 0.06	100.00 100.00																																																																																																																																																																
阿蘇4火山灰 (Aso-4)	竹田市庄上	M SD	71.71 0.16	0.32 0.02	15.51 0.15	1.44 0.02	0.05 0.02	0.54 0.02	1.04 0.03	5.02 0.14	4.32 0.07	100.00 100.00																																																																																																																																																																
鬼界-莫莫 火山灰 (K-Ts)	国分町	M	79.37	0.17	12.82	0.96	...	0.50	1.04	3.03	2.11	100.00																																																																																																																																																																
御岳第一鮮石 (On-Pm-1)	小山町生土	M SD	75.34 0.90	0.11 0.02	14.61 0.22	0.91 0.03	...	0.52 0.10	1.56 0.03	3.46 0.15	3.48 0.79	100.01 100.01																																																																																																																																																																
阿多火山灰 (Ata)	国分町	M	73.96	0.44	13.84	2.06	...	0.70	1.83	3.16	4.09	99.99																																																																																																																																																																
御嶽火山灰 (Toya)	江差町御川	M SD	78.10 0.24	0.07 0.02	13.07 0.10	0.89 0.22	0.08 0.06	0.22 0.10	0.37 0.06	2.95 0.20	3.84 0.18	99.99 99.99																																																																																																																																																																
阿蘇3火山灰 (Aso-3)	竹田市	M SD	69.88 0.19	0.49 0.02	15.72	2.04	...	0.77	1.66	5.23	4.22	100.01																																																																																																																																																																

直下には北源火山灰層があるが、さらにその下位に御岳第1鮮石（On-Pm1）が認められる（図9）。御岳火山灰（Toya）は、御岳第1鮮石（On-Pm1）の下位、一道輕瓦層の上位に認められる（図9）。このように本研究において、宮城県に分布する示準テフラと広域テフラとの層序関係を明らかにした結果、宮城県の示準テフラの層序およびそれに基づく印旛郡蔵山層位（東北歴史資料館・石器文化調査会、1986）を全国的な第四紀層位の枠組みに組み込むことができた。特に鬼界において、On-Pm1とToyaとの間に明確な上下関係を確認できることは、東北日本北部の重要な示準テフラであるToyaの層位を、宮開東における後更新世宮城テフラ層位に組み込んだ点で意義がある。同時にこの成果は、これまで Aso-4およびToyaと海成面-段丘構造層との層位関係から組み立てられてきた東北日本北部における後期更新世海成層（宮内、1988）をより確かなものとする。すなわち東北地方北部沿岸の垂直堆積量の大きな地域において、最終間氷期後期海成段丘（12.5万年 B.P. 岩形成）の下位に発達する海成面（たとえば後代平野の焼谷II面、八戸付近の多賀面）は、Toyaに風成で覆われ、その下位の海成面が Aso-4で風成で覆われることから10万年前噴火の難水と考えられてきた（八木・宮内、1986；宮内、1988）。南開東において既に明らかにされているとおり On-Pm1は、8万年前頃難水した小原台面構成層の最上部に披まれる（町田・鈴木、1971；町田ほか、1985）。從って On-Pm1の下位に Toyaがあることは、既記地域において Toyaを風成で覆わせる最も下位の御城層が、12.5万年 B.P.（下末古面進）以降8万年 B.P.（小原台

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図9 宮城県中・北東のテフラ統合地図 (複数) 以前に浸水したことにより破壊に至る。</p> <p>VI. まとめ 本研究で明らかになった事項を要約すれば次のようになる。 1. 宮城県中・北部に分布する Tn 火山灰 (AT), 阿蘇4火山灰 (Aso-4), 舟首岩1層石 (Oa-Pml), 沼泽火山灰 (Toya) の4枚の後期更新世広域テフラが、層切火山灰層の示標テフラに挟まれて存在する。特に東洋では後期更新世の広域テフラである Aso-4, Oa-Pml, Toya 層を含む1.5m の堆積物中に認められる。堆積点で見ると、Oa-Pml および Toya の分布のはば北限と南限に当るが、各テフラの層厚からより遠い地点にまで分布すると予想される。 2. 宮城県中部の後期更新世テフラ層序は、上位より順に船岡 Tn 火山灰 (AT), 川崎スコリア層, 阿蘇4火山灰 (Aso-4), 舟首岩石層である。同北端では、上位より舟首湯沼—上原テフラ層, 船岡 Tn 火山灰 (AT), 鳴子—柳沢テフラ層, 阿蘇4火山灰 (Aso-4), 鳴子—舟首テフラ層, 北原火山灰層, 伊勢第1層石 (Oa-Pml), 沼泽火山灰 (Toya), 一道峰石層の順で認められる。この結果、宮城県中・北部におけるテフラ層序は全国的に最も複雑な層序に組み込まれた。特に東洋において、御岳第1層石 (Oa-Pml) と沼泽火山灰 (Toya) との間に明確な上下関係を確認できたことは、Toya の層位を、南関東における後期更新世広域テフラ層序に組み込んだ上で意義がある。またこれより東北地方北部沿岸の東北陸起成の大規模における後期更新世における12.5万年 B.P. から8万年 B.P. の間に遡達した海成面の存在が支持される。</p> <p>謝 評 小論の作成に際し、東北大大学理学部岩盤教諭の吉木謙一郎教授には EPMA の使用を許して顶いた。また同教諭室蔵書和参考書には EPMA の使用にあたり直接御指導頂いた。群馬大学教育学部の折井利夫教授には、火山ガラスの分析率を測定して顶いた。小論は、筆者1人である早稲田の東京都立大学大学院在学中の研究に基づくところが大きく、その源 町田 哲気教授にご指導頂いた。現地調査にあたって、宮城県立紫波上葉苗穂の指導、該教諭には強く宿泊の便宜をはかって頂いた。培養調査</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>884</p> <p>八木裕司・早田一雄</p> <p>所の東村晃史博士には、誠に有能なご技術ご討論をいただいた。以上の指摘にここに記して感謝の意を表します。</p> <p>此後に1989年3月に東北大学生理学者を退官された後、笠原先生に小稿を掲げます。</p> <p>注</p> <p>1) 今回発見した底盤テフラ以外に、対比の可能なあるテフラとして分析したもの全てについてその結果を示した。 2) ATの上位にある鳥島層—上原テフラ層は、第一近似的に2万年前の噴出と考えられる。 3) Aso-4の下位にある愛島層石層は、第一近似的に8～9万年前の噴出と考えられる。 4) Aso-4と On-Fm 1との間の層準に認められる熊子—前坂テフラ層と北原火成山層は、第一近似的にそれぞれ7～8万年前の噴出と考えられる。 5) 一連性石層はその上位に Toyama が認められ、馬場塙A進跡においてその下位に赤色土壁が發達している（山口ほか、1996）。従って一連性石層の噴出年代は、第一近似的に10～11万年前頃と考えられる。 6) 直接的に10万年 B.P. 前の樹木とする資料はないが、シングル地層で明らかにされた地層更新堆積成因地層にあてはめられたものの中の南成層に対比される。 7) その後の調査の結果、On-Fm 1の分市の北端は岩手県胆沢郡赤地であることが明らかとなった（早田、1989）。</p> <p>文献</p> <p>新井房夫・町田一洋（1980）：日本のテフラ・カタログ—I 西南日本～東北地方のみ図記後期火成テフラの岩石記載的研究、轟石学論誌、6, 65-76. ARAI, T., MACHIDA, H., OKUMURA, K., MIYACHI, T., SODA, T., and YAMAGATA, K. (1986): Catalogue for late Quaternary maar-tephrae in Japan II -Tephrae occurring in northeast Honshu and Hokkaido. Geogr. Rep. Tokyo Metropol. Univ., 21, 223-250. 市川光太（1983）：昭和乱木遺跡ヒトの歴史遺跡の築成とキャラクタ年代、有志文化談話会報「南蔵見木遺跡Ⅱ」、95-96. ——（1986）：馬場塙A進跡裏面の TL 年代、東北歴史資料館、石器文化談話会編「馬場塙A進跡 I—前期旧石器時代の研究—」、東北歴史資料館資料集、14, 131-132. ——（1987）：青葉山遺跡B進跡の TL 年代、東北大學理農文化財測定年表、2, 127-128. 枝原直義（1980）：仙台周辺の2つの火成テフラについて、東北地誌、32, 46. ——、豊島正幸・今戸昌也（1981）：仙台およびその周辺地帯に分布する火成岩のスコリア層、東北地誌、33, 49-53. 鎌谷義定（1985）：仙台市及び周辺に分布する愛島層とその形成岩質岩片について—噴出源の推定と噴出に乏しいトーラル岩の存在—、祭献会誌、80, 352-362. 加藤勝也・鷹匠景郎（1983）：更新大山西山系 豊島層灰岩層成の堆積及び特に三道川、舟曳湖成層における、岩鉄会誌、39, 190-194. 美水浩司（1983）：慈眼乳木遺跡とその周辺のフィッシュン・トラック年代、石器文化談話会編「慈眼乳木遺跡Ⅲ」、97-99. ——（1985）：馬場塙A進跡の火成層のフィッシュン・トラック年代、東北歴史資料館、石器文化談話会編「馬場塙A進跡 I—前期旧石器時代の研究—」、東北歴史資料館資料集、14, 133-138. ——（1987）：愛島層石層のフィッシュン・トラック年代、東北大学理農文化財測定年表、2, 133-135. ——（1988）：馬場塙A進跡およびその周辺のフィッシュン・トラック年代、東北歴史資料館、石器文化談話会編「馬場塙A進跡 I—前期旧石器時代の研究—」、東北歴史資料館資料集、23, 55-64. 司田（1986）：地史上新第三紀上部地層となるケラマ層、横須賀市地誌、地質調査会編「柏原層の地層・地質調査報告書」、第3稿、4-7. ——、新井房夫（1983）：宮城キララ考古学、箭弓紀研究、22, 123-148. ——、鈴木正男（1971）：火山灰の種別年代と第四紀後期の層年— フィッシュン・トラック法による読み、科学、41, 253-270. ——、新井房夫・吉瀬 寛（1985）：阿慈・火成山層—分布の広域性と後期更新世堆積層としての意義</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>宮城県中部および北部に分布する後期更新世盆地テフラとその層位 885 義: 火山, 第2集, 30, 129-145</p> <p>—・—・吉内信一・奥村光美 (1987) : 北日本を広く覆う調査火山灰, 第四紀研究, 26, 129-139.</p> <p>—・—・小田柳大・達藤裕彦・杉原重夫 (1984) : テフラと日本考古学—考古学研究と関連するテフラのカタログ—, 泊辺直輝編「古文化街に関する保存研究と文献, 自然歴史」, 86, 5-928.</p> <p>佐木英二・前田恵太・竹村恵二・西野史朗 (1987) : 烧成土 (AT) の ^{14}C 年代, 第四紀研究, 26, 79-83.</p> <p>宮内俊裕 (1988) : 東北地方北部における後期更新世海底堆積の対比と細千・地堪層, 61, 404-422.</p> <p>中井智之 (1988) : 放射性炭素年代測定技術の報告, 東北歴史資料館・石器文化研究所会報「島根県A遺跡II—前田石器時代の研究—」, 東北歴史資料館資料集, 23, 52.</p> <p>小元久仁夫 (1964) : 宮城県東北盆地の地形第2集, 東北地理, 16, 61-70.</p> <p>(1966) : 宮城県鳴子盆地の地形発達史, 地理評, 39, 321-337.</p> <p>OMOTO (1983) : Radiocarbon dating using a low-background liquid scintillation counting system, <i>Sci. Rep. Tohoku Univ., 7th ser.</i>, 33, 23-43.</p> <p>佐藤尚樹 (1987) : 青森山道跡B地点の火山灰の ESR 年代, 東北火葬埋葬文化財調査年報, 2, 129-130.</p> <p>平田 雄 (1984) : 鳴子衣山から発出した第四紀地殻のテフラ, 火山, 第2集, 29, 358.</p> <p>(1989) : 四石器時代の示標テフラ, 日本第四紀学会講演要旨集, 18, 14-17.</p> <p>(1989) : テフラカムノロギによる並塙日暮時代遺物自存層の検討—仙台平野北部の遺跡を中心に, 第4紀研究, (未掲載).</p> <p>王子貞雄・山田一郎・高橋 重 (1983) : 亂敷乱木遺跡を中心とした遺跡土壤の土壤学的研究, 石器文化研究所会報「麻枝乱木遺跡III」, 80-94.</p> <p>須藤 隆・櫻原 伸・佐川正敏 (1985) : 青森山道跡の調査成果, 日本考古学会第3回総会研究発表要旨, 13-14.</p> <p>東北歴史資料館・石器文化研究所 (1986) : 馬場塙A遺跡と層序, 東北歴史資料館・石器文化研究所会報「島根県A遺跡I—前田石器時代の研究—」, 東北歴史資料館資料集, 14, 1-25.</p> <p>宇井忠寿・杉村 新・芝崎敏一 (1973) : 叶折木森遺跡植物の ^{14}C 年代, 火山, 第2集, 8, 171-172.</p> <p>八木治司・高内恭裕 (1988) : 施代平野北部における蒲原大山灰の発見とその蘊藏学上の意義, 東北地理, 38, 230-237.</p> <p>YAMADA, E. (1972) : Study on the stratigraphy of Onitsuke area, Miyagi Prefecture, Japan—with special reference to the development of the Onitsuke Basin, <i>Geol. Surv. Japan Bull.</i>, 28, 217-231.</p> <p>山田一郎・庄子貞雄 (1983) : 衣山ガラスの性質からばに火山灰とテフラの性質との関係について, 日本国境科学雑誌, 54, 311-318.</p> <p>—・—・阿部 雄 (1986) : 馬場塙A遺跡を中心とする旧石器時代遺跡土壤の土壤学的検討, 東北歴史資料館・石器文化研究所会報「島根県A遺跡I—前田石器時代の研究—」, 東北歴史資料館資料集, 14, 118-122.</p> <p>米地丈次・青池潤一 (1983) : 尾花沢銀石層について, 東北地理, 18, 23-28. (1989年5月30日受付, 1989年10月10日受理)</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別添資料一2</p> <p style="text-align: center;">論文・Paper</p> <p style="text-align: center;">シラスを主原料とする結晶化ガラス</p> <p style="text-align: center;">恒松修二・井上耕三・松田応作 (九州工業技術研究所)</p> <p style="text-align: center;">Crystallized Glasses Produced by the Use of a Volcanic Ash "Shirasu"</p> <p style="text-align: center;">By Shuji TSUNEMATSU, Kono INOUE and Osaku MATSUDA (National Industrial Research Institute of Kyushu)</p> <p>"Shirasu" is a sort of volcanic ash broadly deposited in southern Kyushu and consists mostly of glassy aluminum silicate.</p> <p>In this paper, the authors describe the crystallizing behavior of some glasses produced by using "Shirasu" as a raw material without addition of any crystal nucleus and discuss the correlations between the structures of crystallized glasses and their strengths.</p> <p>The results obtained are summarized as follows:</p> <ol style="list-style-type: none"> Heat treatments of the glasses in the systems "Shirasu-CaO-MgO", "Shirasu-CaO-ZnO" and "Shirasu-CaO-MgO-ZeO" caused the formation of the crystals of diopside, hardystone β-wollastonite and diopside-hardystone-β-wollastonite respectively. An unknown crystal was detected in each of almost all of the specimens. All the crystals grew from the surface to the inside of the glass specimen. By the crystallization, the softening temperature of all of the glasses examined rose from about 870°C to about 1200°C and their hardness in Mohrs increased from 5 to 8. The glasses in the systems "Shirasu-CaO-MgO" and "Shirasu-CaO-MgO-ZnO", in which diopside precipitated on heating, did not show an increase in strength by any crystallization procedure, whereas the strength of the glasses in the system "Shirasu-CaO-ZnO" heat-treated for 2 hours were 2 to 3 times as high as those of the original glasses respectively. As the heating time was further increased, however, their once increased strengths dropped rapidly, regaining their original values. The high strengths achieved by crystallization were discussed in terms of the shape of the formed crystals, the processes of the crystal growth, the appearance of crystal grain boundary, etc. <p style="text-align: center;">[Received September 29, 1975]</p> <p style="text-align: center;">I. 緒 言</p> <p>"シラスとは、南九州に広く分布する厚い珪石層(珪石岩灰岩)およびこれらとの二次堆積層で、第三紀から第四紀にかけて給食、阿多火山などから噴出したものである。"と定義されている。</p> <p>従来、熱処理ガラスの製造法としては、熱処理法が用いられていた。</p> <p style="text-align: right;">S. TSUNEMATSU et al. 22</p> <p style="text-align: right;">山口信郎、白瀬豊吉、ヒラミツアキ、8,355-37(1971). 12) 大庭辰、村田清、島田照平、耐火物 11, 19-22 (1966). 13) 吉澤信行、前田利一、14, 10 (1972). 14) S.M. Zobkov and A.M. Ulyukov, <i>Ognistoy No.</i> 9, 54-60 (1972). 15) M.E. Fine, <i>Am. Ceram. Soc. Bull.</i> 41, 510-15 (1962). (G7481370 完成)</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

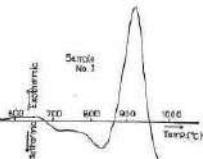
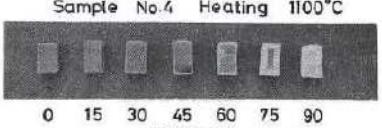
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																			
	<p>3.9 加工技術 として Al₂O₃, CaO, Cuなどを加え外観、ガラス一端を 削断する方法、P、Rである時は ZrO₂, TiO₂を用いる 方法などがある¹⁾。</p> <p>シラスを止歛料として、これに CaO, MgO, ZnO など を添加して得られるガラスは、結晶化抑制剤を添加する ことなく通常の熱処理によって結晶化する。</p> <p>本報では、これらガラス組成、熱処理によって生成す る結晶の種類、結晶生成過程などと、得られた結晶化ガ ラスの物性との関係について検討したものである。</p> <p>2. 実験方法</p> <p>2.1 ガラス試料の調製</p> <p>ガラスの止歛料として使用したシリカは、鹿児島県垂 水市新城のシリカ原鉱をカルミルで粉砕、粉砕物を -149 μm としたものである。表1にその化学成分および 微物組成を示す。ガラス質と結晶質との分離は均化度の 水溶液を用いる浮遊分離方法によった。他の原料とし ては CaO, ZnO および MgO を用いた。CaO は市販 の試薬級均化酸カルシウムをシリコット管炉にて 1100°C、2時間熱処理した。ZnO および MgO は、市販の試薬一級酸化錫、試薬重質錫化マグネシウ ムをそれぞれ用いた。</p> <p>表2 における組成に相当したパッタ 2kg をボーナミル で 30 分間混合したものをアルミニナ坩堝に入り、カン クメスルーパー電気炉で 1600°C、3時間加熱熔融し、水中 に投入急冷してガラスをつくり、その後ガラスを、西脅 カンクメスルーパー電気炉で 1300°C、1時間熱処理した のち、カーボンブーストに沈し込み電気炉で溶融した。 溶融ガラスをダイヤモンドカッターで切削し、カーボ ランジ、800 プレート研磨して 3×5×50 mm の大きさの標 式試験体を作成した。</p> <p>2.2 熱膨張測定</p> <p>ガラス試料の形状を調べるために理学電機製白金電 線熱分析装置により示差熱分析を行った。基準物質と して Al₂O₃を用いた。昇温速度は 10°C/min. とし た。</p> <p>2.3 結晶化のための熱処理</p> <p>2.4 熱に耐えた方法によって作成した複数ガラス試験 体を、平均 700°C および 900°C における融点温度は 4.1 測定法）に設定した電気の均熱炉にて置き、それを 約 10 分間熱処理した後、さらに 5°C/min. で昇 温し、1000°C および 1100°C で一定時間熱処理を行っ た。その後熱処理条件を表3 に示す。熱処理の後、電気 炉内に置いたガラス試験体を、表3 に示すように Table 1. Chemical composition of Shirane glasses (wt%).</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>Silicon</th> <th>CaO</th> <th>MgO</th> <th>ZnO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1*</td> <td>76</td> <td>20</td> <td>35</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>76</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>76</td> <td>26</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>76</td> <td>20</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>Table 2. Heat treatment conditions for glass samples.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>Heating</th> <th>Heating rate</th> <th>Hold time</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>900°C/0.5h</td> <td>5°C/min</td> <td>1000°C, 2, 6, 24, 48 h</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>~ 2 *</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>~ 0.5 *</td> <td>*</td> <td>1100°C</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>~ 2 *</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1000°C/0.5h</td> <td>*</td> <td>1000°C</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>~ 2 *</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>~ 0.5 *</td> <td>*</td> <td>1100°C</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>~ 2 *</td> <td>*</td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <p>炉より取り出し空冷したものを結晶化ガラスの曲げ強度 用試験体とした。</p> <p>2.4 曲げ強度</p> <p>曲げ強度試験は、中央上部から荷重を加える三点荷重 法を行った。支点間距離を 3 cm と L_c、試験により曲げ 強度 (ε) を求めた。 $\epsilon = 3LP/2b^3$</p> <p>ε: 曲げ強度 (kg/cm²), L: ブラン (cm), P: 荷重荷 重 (kg), b: 幅 (cm), L: 距離 (cm)</p> <p>曲げ強度 (ε) は試験体 5 個の平均値である。</p> <p>2.5 X線回折</p> <p>結晶化により生ずる結晶の確認、結晶生成過程を知 るために結晶化ガラスのX線回折を行った。これは理学 電機製白金電線熱炉（CuK_α, λ= 0.154 nm, 15 mA）を 用いた。試料に瑪瑙乳鉢で粉砕して適度まで微粉 砕したものを使いた。</p> <p>2.6 細微鏡観察</p> <p>結晶化ガラスを 3% 市販水溶液で約 1 分間キッティング し、反射型光学顕鏡で観察した。</p> <p>2.7 結晶化ガラスの特性</p> <p>結晶化によるガラス特性的変化を知るために物性測定 の実験。観察および軟化温度を調べた。</p> <p>結晶化ガラスは、ガラス試験を表3 の No. 8 の条件 で 3 時間熱処理したもの用いた。比重は粒度 250~ 425 μm としたもの用いた。ピクノメータによって測定し た。密度測定にはモース硬度計を用いた。軟化温度はリ トルトン軟化点測定器によって測定した²⁾。</p> <p>Table 3. Chemical composition and mineral component of the Shirane.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">Chemical composition (wt%)</th> <th colspan="10">Mineral component (wt%)</th> </tr> <tr> <th>SiO₂</th> <th>Al₂O₃</th> <th>CaO</th> <th>MgO</th> <th>Fe₂O₃</th> <th>TiO₂</th> <th>Na₂O</th> <th>K₂O</th> <th>P₂O₅</th> <th>MoO₃</th> <th>In loss</th> <th>Total</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71.70</td> <td>15.60</td> <td>1.44</td> <td>0.29</td> <td>1.07</td> <td>0.11</td> <td>3.48</td> <td>1.42</td> <td>0.11</td> <td>1.05</td> <td>2.13</td> <td>100.2</td> <td>25.05</td> <td>21.41</td> </tr> </tbody> </table> <p>枠囲み部は本資料における抜粋又は参照箇所を示す</p>	No.	Silicon	CaO	MgO	ZnO	1*	76	20	35	3	2	76	20	5	10	3	76	26	0	5	4	76	20	7	3	No.	Heating	Heating rate	Hold time	1	900°C/0.5h	5°C/min	1000°C, 2, 6, 24, 48 h	2	~ 2 *	*	*	3	~ 0.5 *	*	1100°C	4	~ 2 *	*	*	5	1000°C/0.5h	*	1000°C	6	~ 2 *	*	*	7	~ 0.5 *	*	1100°C	8	~ 2 *	*	*	Chemical composition (wt%)	Mineral component (wt%)										SiO ₂	Al ₂ O ₃	CaO	MgO	Fe ₂ O ₃	TiO ₂	Na ₂ O	K ₂ O	P ₂ O ₅	MoO ₃	In loss	Total	71.70	15.60	1.44	0.29	1.07	0.11	3.48	1.42	0.11	1.05	2.13	100.2	25.05	21.41			
No.	Silicon	CaO	MgO	ZnO																																																																																																		
1*	76	20	35	3																																																																																																		
2	76	20	5	10																																																																																																		
3	76	26	0	5																																																																																																		
4	76	20	7	3																																																																																																		
No.	Heating	Heating rate	Hold time																																																																																																			
1	900°C/0.5h	5°C/min	1000°C, 2, 6, 24, 48 h																																																																																																			
2	~ 2 *	*	*																																																																																																			
3	~ 0.5 *	*	1100°C																																																																																																			
4	~ 2 *	*	*																																																																																																			
5	1000°C/0.5h	*	1000°C																																																																																																			
6	~ 2 *	*	*																																																																																																			
7	~ 0.5 *	*	1100°C																																																																																																			
8	~ 2 *	*	*																																																																																																			
Chemical composition (wt%)	Mineral component (wt%)																																																																																																					
	SiO ₂	Al ₂ O ₃	CaO	MgO	Fe ₂ O ₃	TiO ₂	Na ₂ O	K ₂ O	P ₂ O ₅	MoO ₃	In loss	Total																																																																																										
71.70	15.60	1.44	0.29	1.07	0.11	3.48	1.42	0.11	1.05	2.13	100.2	25.05	21.41																																																																																									

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
	<p>280 <i>Vegar-Kyokai-Shi</i> 94 [6] 3276</p> <p>3. 実験結果</p> <p>3.1 示差熱分析</p> <p>一例として試料 No. 3 の示差熱分析結果を図 1 に示す。700°C の温度はガラスの軟化によると考えられる。900°C の発熱は結晶析出による熟熱である。これは、910°C で処理したガラスのX線回折によって β-wollastonite が検出していることと一致する。他のガラス試料の軟化温度および結晶析出温度も類似していた。</p> <p>3.2 肉眼観察および顕微鏡観察</p> <p>各ガラス試料の結晶化過程を肉眼および顕微鏡によって観察した。そのいくつかの結果を図 2～3 に示す。</p>  <p>Fig. 1 Differential thermal analysis of the "Shinsui" glass.</p> <p>図 2 は試料 No. 4 (試料の大きさ、約 $15 \times 10 \times 15$ mm) を熱処理した後ダイヤセンドスターで切削した断面であり、結晶層が試料表面から内部に向って最もくわづかに進展を示す。なお、試料 No. 3 の熱処理条件は、4, 7 および 8 以外は、すべて図 2 と同様の熱処理条件をもつた。</p> <p>図 3 はダイヤモンド試料を熱処理する前に熱処理した試料表面についての顕微鏡写真である。結晶層が試料表面から内部に向って最もくわづかに進展を示す。なお、試料 No. 3 の熱処理条件は、4, 7 および 8 以外は、すべて図 2 と同様の熱処理条件をもつた。</p> <p>たとえば 図 3 に示す [4-4] では、すでに 3 時間で形状結晶層は試料内部まで生成しており、その後の時間</p>  <p>Fig. 2 Crystallization process from outside to inside of "Shinsui" glass.</p> <p>S. TSUNEMATSU et al. 31</p> <p>の経過に伴って結晶層が厚膜になる。[4-7] についてもほぼ同様の結果を示すが、熱処理時間がやや大きく、形状を呈する。一方、図 4 [9-1] および [3-6] の結晶層は、図 2 に示したと同様にガラス表面より成長し、熱処理 2 時間では結晶層によってエーティングされた状態となることと同様により軟化された。[3-5] および [3-6] はガラス表面から内部に向って形状結晶層が形成される。図 5 [2-4] では 0 時間以上経過するとそれまでの形状結晶層が微細な粒子状結晶に変化し、[3-7] ではすでに 2 時間で形状結晶層と粒子状結晶が混在した状態となる。</p> <p>なお、顕微鏡観察による再加熱前のガラス表面には開口による底最近の部分にキズが多数認められたが、再加熱した試料には全く認められなかった。また、形状結晶層も認められていた。</p> <p>3.3 X線回折</p> <p>各ガラス試料を 900°C から 1100°C まで昇温し、1100°C で 48 時間保持し、得られた結晶化ガラスのX線回折図を図 6 に示す。試料 No. 1 は diopside ($\text{Ca}_2\text{MgSi}_2\text{O}_7$) と β-s が 27.8° の未知結晶（この結晶は現在不明）、試料 No. 2 は hardystonite ($\text{Ca}_2\text{ZnSi}_2\text{O}_7$)、試料 No. 3 は β-wollastonite ($\text{Ca}_2\text{Si}_2\text{O}_7$)、hardystonite および未知結晶、試料 No. 4 は diopside, hardystonite および未知結晶がそれぞれ認められた。</p> <p>つぎに、結晶化による音速を示すことのある試料 No. 2 および No. 3 の結晶化グラフについて顕微鏡写真を行い、熱処理条件と結晶化品の種類との関係について調べた。その結果を 図 7 および 8 に示す。図 7 [2-2] 上にれば、36 時間の熱処理によって hardystonite の結晶成長が止む。そのためと見られる。また、6 時間以上での熱処理では結晶成長が停止する。[3-6] の結晶化ガラスは、5 時間でもシーザーで hardystonite のピークが見られ、2 時間から 48 時間までの結晶化ピークまでの差はほとんどない。この結晶化ガラスに結晶化層は認められなかった。図 8 [3-5] では、熱処理 2 時間から 6 時間の間に β-wollastonite, hardystonite および未知結晶が成長している。[3-7] C は 2 時間でシャープな β-wollastonite が見られるが、時間の推進と共に結晶ピークは小さくなり、逆に hardystonite が成長している。また、2 時間まで認められなかった未知結晶が 48 時間ではかなり成長している。</p> <p>3.4 結晶化による性特性的変化</p> <p>各結晶化ガラスの音速を 図 4 に示す。試料 No. 1 の熱処理前後の比重量は試料中最も大きく、その</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

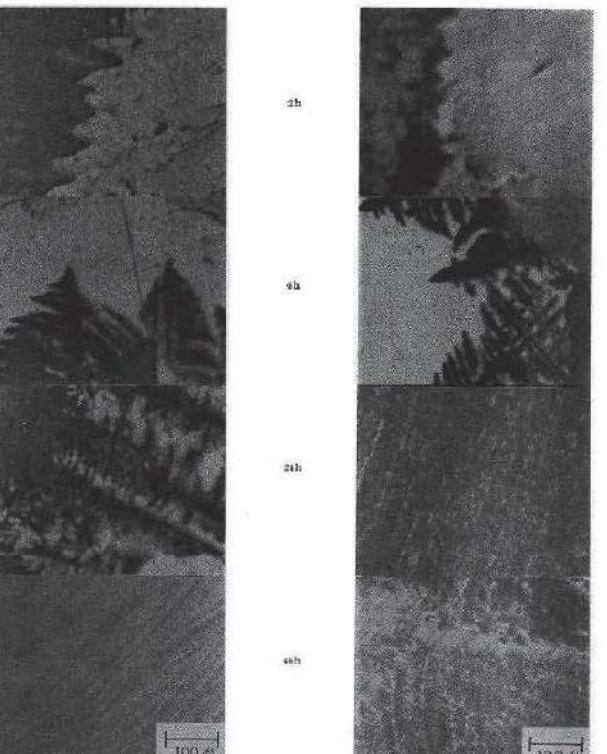
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>93 信頼度二枚式 [1-4]</p>  <p>[1-5]</p> <p>常熟試験室 94 [6] 1993.281 a.b 6h 24h 48h</p>  <p>[4-2]</p>		

Fig. 3 Photo-micrographs of crystallized glasses.

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">282 Copper-Kopstein, Sit 44 [6] 1965 S. TSUNEMATSU et al., 19</p>  <p>[2-5] : sample 2 heat treatment condition 5 [2-6] : sample 3 heat treatment condition 6</p> <p>Fig. 4. Photo-micrographs of crystallized glasses</p>		

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>47 硬化後二重か [a-2]</p>  <p>[a-2]: sample 2, heat-treatment condition 7</p> <p>47 硬化後二重か [D-7]</p>  <p>[D-7]: sample 3, heat-treatment condition 7</p> <p>Fig. 5. Photo-micrographs of crystallized glasses.</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

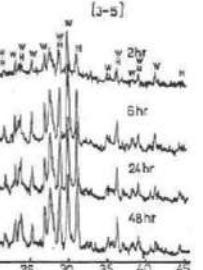
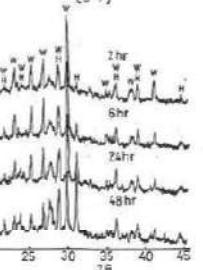
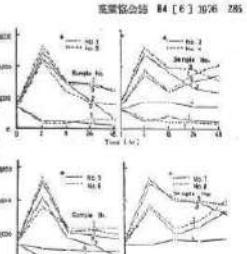
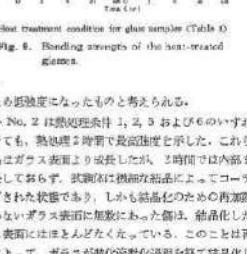
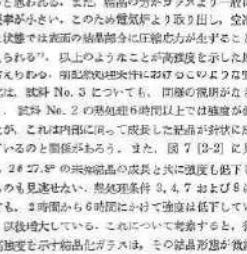
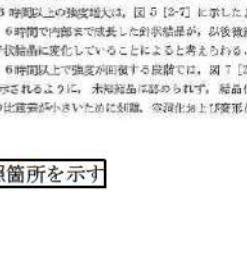
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>264 Vogov,Kyokai,Shi' 14 [6] 1676 S. TSUNEMATSU et al. 38</p> <p>Heat treatment condition No. 6 Crystalline phase D: diopside, CaO·MgO·SiO₄ W: wollastonite, CaO·SiO₄ H: harytianite, 2CaO·ZnO·2SiO₄</p> <p>Fig. 6. X-ray diffraction patterns of the heat-treated glasses.</p> <p>(2-2)</p> <p>(2-2) Heat treatment condition No. 2 Crystalline phase H: harytianite, 2CaO·ZnO·2SiO₄</p> <p>Fig. 7. X-ray diffraction patterns of the heat-treated glass sample No. 2.</p> <p>熱処理度は結晶化前後において475°Cから1200°C以上（測定誤差2200°C）となった。他の試料の熱処理度の変化も、ほぼ近似したものであった。モース硬度はいずれの試料も、結晶化によって5から8に向上した。</p> <p>3.5 曲げ強度</p> <p>結晶化ガラスの曲げ強度を図9に示す。試料No.1およびNo.4は全般的に低強度で、熱処理条件による強度変化は小さい。試料No.2およびNo.3について結晶化のための再加熱を行わない場合（図9のTime 0に相当）の曲げ強度は700~800 kg/cm²であったが、何れの熱処理条件においても、熱処理2時間で曲げ強度は1800~2700 kg/cm²に達するピークを示した。これは、結晶化のための再加熱を行ないガラスの2~3倍の値である。その後の熱処理時間の経過に伴い、曲げ強度は全然的に低下の傾向を示すが、試料No.2（2試料熟処理条件3, 4, 7および8による結晶化ガラスは、一旦1000 kg/cm²程度に強度が低下した後再び2000 kg/cm²程度まで増大した。</p> <p>4. 考 察</p> <p>以下、結晶化ガラスの曲げ強度について考察する。</p> <p>試料No.1の結晶化ガラスでは、図3 [1-6]に見られるように斜安灰のdiopsideの結晶粒界が発生したこと、それに表4に示したように、結晶化前のモース硬度が大きいために剥離、空洞および剥離などの現象がお</p> <p>[2-8]</p> <p>2 hr 8 hr 24 hr 48 hr</p> <p>25 30 35 40 45 2θ</p> <p>Heat treatment condition No. 2 Crystalline phase H: harytianite, 2CaO·ZnO·2SiO₄</p> <p>Fig. 7. X-ray diffraction patterns of the heat-treated glass sample No. 2.</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>39 低吸水性 [3-5]</p>  <p>[3-6] Heat treatment condition No. 5</p> <p>39 低吸水性 [3-7]</p>  <p>[3-7] Heat treatment condition No. 7</p> <p>Crystalline phase W: β- wollastonite, β-CaO·SiO₂ H: Instrument, 2 CaO·SiO₂·2MgO</p> <p>Fig. 8. X-ray diffraction patterns of the heat-treated glass sample No. 3.</p> <p>Table 4. Properties of crystallized glass and Shirayama glass.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Shirayama glass</th> <th>Crystallized glass</th> </tr> <tr> <th>No. 1 No. 2 No. 3 No. 4</th> <th>No. 1 No. 2 No. 3 No. 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Specific gravity</td> <td>2.79 2.77 2.76 2.75 2.75 2.75</td> </tr> <tr> <td>Hardness (Vickers)</td> <td>8 8 8 8 8 8</td> </tr> <tr> <td>Softening point (°C)</td> <td>673 668 655 670 ever ever ever ever</td> </tr> </tbody> </table> <p>*Heat treatment condition No. 8</p> <p>枠囲み部は本資料における抜粋又は参照箇所を示す</p> <p>低吸水性 [3-5]</p>  <p>低吸水性 [3-6]</p>  <p>低吸水性 [3-7]</p>  <p>低吸水性 [3-8]</p>  <p>低吸水性 [3-9]</p>  <p>低吸水性 [3-10]</p> 	Shirayama glass	Crystallized glass	No. 1 No. 2 No. 3 No. 4	No. 1 No. 2 No. 3 No. 4	Specific gravity	2.79 2.77 2.76 2.75 2.75 2.75	Hardness (Vickers)	8 8 8 8 8 8	Softening point (°C)	673 668 655 670 ever ever ever ever		
Shirayama glass	Crystallized glass												
No. 1 No. 2 No. 3 No. 4	No. 1 No. 2 No. 3 No. 4												
Specific gravity	2.79 2.77 2.76 2.75 2.75 2.75												
Hardness (Vickers)	8 8 8 8 8 8												
Softening point (°C)	673 668 655 670 ever ever ever ever												

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">266 <i>Yasuo Kuroki et al.</i> [6] 1978</p> <p>どの現象も認められなかった。</p> <p>試料 No. 3 を熱処理条件 7 で熟処理した場合には、熟処理条件 1, 2, 5 および 6 の場合ほど 2 時間から 6 時間にかけての標度的な強度低下はなかった。このことは図 5 [8-7] に示すように、十で 2 時間で微細な粒子状品が生成していることと関係あろう。この場合、図 8 [8-7] の X 線回折図を見るとき α-wollastonite のビーグは時間の経過と共にやや小さくなり、逆に hydrosilicate 水和物のビーグは伸びている。これが、その後の強度低下の原因と考えられる。試料 No. 3 について、熟処理条件 7 と 7 の 24 時間ににおける強度を比較してみると、それでは約 1000 kg/cm² および約 2000 kg/cm² で後者の強度は前者のそれの 2 倍であった。この時、29.27.3° に未知結晶のビーグ高さは図 8 に示されるように前者が後者の約 2 倍である。未知結晶の強度はやはり影響は大きいと考えられる。</p> <p>試料 No. 4 では、熟処理時間ごとに強度変化はさわめて小さかった。このことは、図 3 [4-7] の鏡面鏡平面に示すように、時間経過による結晶形態の変化が少ないことと関連づけられる。</p> <p style="text-align: center;">5. ま と め</p> <p>1) 本研究に使用したガラス試料は、熟処理によって結晶化し、試料 No. 1 では diopside、試料 No. 2 では hardystonite、試料 No. 3 では β-wollastonite と hydrosilicate、試料 No. 4 では diopside、hardystonite および β-wollastonite が析出し、さらに試料 No. 2 の熟処理条件 3, 4, 7 および 8 以外の試料では、29.27.3° に未知結晶が生成した。これらの結晶は試料 No. 3 の熟処理条件 3, 4, 7 および 8 以外の試料ではいずれもガラス表面から内部へ成長する。</p> <p>2) 生成結晶は複数通り diopside を含む試料 No. 1 および No. 4 は、結晶速度は早いが結晶化による強</p> <p style="text-align: center;">S. TSUNEMATSU et al. 40</p> <p>度増大は認められなかった。試料 No. 2 と No. 3 はいずれも熟処理 2 時間で最高強度を示し、熟処理前のガラス強度の 2-3 倍となる。</p> <p>3) 試料 No. 2 および No. 3 の結晶化ガラスについて最高強度を示したときの試験作の強度は、その表面を結晶層がおおっており、高強度を示した理由として表面圧縮応力の発生、表面の割れの発生が考慮された。試料 No. 1 は結晶化直後の比重値がとても大きくなる、空洞の発生および結晶層の剥離などの現象と共に結晶界面の成長などが低強度の原因と考えられる。</p> <p>4) 試料 No. 2 の熟処理必要温度が 1100°C の時に限り、熟処理時間の経過に伴って一巨急下した強度が再び増大した。これは、針状の hydrosilicate が結晶化して行く事実と関係するものと考えられる。</p> <p>5) 試料 No. 1, No. 3 および No. 4 には 29.27.3° に未知結晶が生成し、この結晶の成長が著しい場合強度低下の現象が認められた。</p> <p>6) いずれのガラス試料も結晶化によってモード強度は5から6倍に増大し、軟化温度も約 870°C から約 1200°C に向上した。</p> <p style="text-align: center;">文 献</p> <p>1) 宮城県先端技術資源企業化評議会組合、丸川工場技術講習会「シリカ」(1970) p. 1-11. 2) 「ガラス工芸ハンドブック」(1973) p. 775-835. 3) 丸山幸男、陳永和基、吉野謙助、丸川工場技術講習会報告書 No. 2, 84-86 (1969). 4) 重田信平、中 重則、野元堅一郎、瀬戸越工業研究所報告書 p. 11-14 (1962). 5) JIS R 0164、ガラスの軟化点試験法 (1970). 6) 山本 明、山手 有、島久雄典、材料 13 [198] 88-84 (1961). 7) 「無機材料科学」p. 174-76 (1973). 8) 作成者名、利根川直也、日本 J. 株式会社 [47-32-35] (1961). (9/29/1978 受付)</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p style="text-align: center;">別添資料一3</p> <p style="text-align: center;">No. 107</p> <p style="text-align: center;">砂粒子の形状・組成が砂の土質工学的性質に及ぼす影響に関する研究</p> <p style="text-align: center;">小 田 重 見 木 本 文 雄** 鈴 木 正***</p> <p>1. まえがき</p> <p>基本的には、土の力学的性質は土粒子の 基本的要素（土粒子の粒度、土粒子の粒度組成、土粒子の形状、土粒子表面のあらさ、吸着イオンの質と量）と土粒子の集合状態（密度、含水率、空隙構造）によって決定される。土粒子の粒度組成、密度、含水率などの影響因子に関する実験的研究は古くしば々報告されてきたが、油圧技術の普及が進むて土粒子の粒度、土粒子の形状、土粒子表面の粒度、骨組構造など及び、土の土質工学的性質に及ぼす影響についての理解はさかめて進歩的である。この研究は砂粒子の基本的要素、特に砂粒子の材質、砂粒子の形状、表面のあらさなどが、他の土質工学的性質、ときにセメント強度、最大・最小限がき比などに及ぼす影響について検討したものである。この他の研究は、砂質土の合理的な分類を実施するためにも不可欠なものであろう。すなわち、砂質土の土質工学的性質を決定する前に、基本的な粒度組成は向であるかについての知識が、適度上の分類の判断条件であろう。</p> <p>先にも述べたように、土の力学的性質は砂粒子の基本的要素のみならず、砂粒子の集合状態の影響でもある。それゆえに、砂粒子の基本的要素だけでではなく、集合状態は定まらない。しかし、砂粒子の集合状態は、他とまったく独立して決定されるものではなく、粒子形状、粒度組成、粒子表面のあらさなどによって支配されている。たとえば、砂の粒度や粒度取り扱い範囲は砂の表面のあらさ、粒度組成などによって支配されており、また、砂粒子の長軸の方向性および粒子間接合での接平面の方向性は砂粒子形状、粒子形状によって支配されることが示されている。</p> <p>粒子の基本的要素が砂の強度、变形能等に直接影響を与える、かつ砂粒子の集合状態（構造）を有する粒度決定手順ということを考え合わせれば、前の基本的要素の測定方法の研究における測定値と強度、変形能等との相関</p> <p>関係について、現時点を明確しておくことは意味のあることと見ていい。</p> <p>この研究報告の前半は砂の基本的要素、特に砂粒子の形状、砂粒子表面のあらさの測定方法と測定期結果を示し、後半は直接受け試験、最大・最小限がき比試験について述べ、さらに基本的要素の測定期結果を中心とした統計法、最大・最小限がき比などの土質工学常数との相関関係を示している。</p> <p>表 1 試料の採取地、粒度・粒径、比重</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試料名</th> <th>採取地</th> <th>粒度-粒径</th> <th>比重</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>A₁～A₃ B₁～B₃ C₁～C₃</td> <td>1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25</td> <td>2.63 2.68 2.68</td> <td>kg/m³</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B₁～B₃ C₁～C₃</td> <td>1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25</td> <td>2.67 2.67 2.68</td> <td>kg/m³</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>C₁～C₃ D₁～D₃</td> <td>1.2～0.84 0.84～0.42</td> <td>2.66 2.66</td> <td>kg/m³</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>D₁～D₃ E₁～E₃</td> <td>1.2～0.84 0.84～0.42</td> <td>2.67 —</td> <td>kg/m³</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>E₁～E₃ F₁～F₃</td> <td>1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25</td> <td>2.79 2.79 2.71</td> <td>kg/m³</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>F₁～F₃ G₁～G₃</td> <td>1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25</td> <td>2.71 2.66 2.66</td> <td>kg/m³</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>H₁～H₃ I₁～I₃</td> <td>1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25</td> <td>2.66 2.66 —</td> <td>kg/m³</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>I₁～I₃</td> <td>1.2～0.84</td> <td>2.66</td> <td>kg/m³</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>J₁～J₃</td> <td>1.2～0.84</td> <td>2.66</td> <td>kg/m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 試 料</p> <p>本実験に使用した砂の試料は 10 種類 (A 砂～J 砂) で、その採取地、比重および粒径・粒度を表-1 に示し</p>	試料名	採取地	粒度-粒径	比重	単位	A	A ₁ ～A ₃ B ₁ ～B ₃ C ₁ ～C ₃	1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25	2.63 2.68 2.68	kg/m ³	B	B ₁ ～B ₃ C ₁ ～C ₃	1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25	2.67 2.67 2.68	kg/m ³	C	C ₁ ～C ₃ D ₁ ～D ₃	1.2～0.84 0.84～0.42	2.66 2.66	kg/m ³	D	D ₁ ～D ₃ E ₁ ～E ₃	1.2～0.84 0.84～0.42	2.67 —	kg/m ³	E	E ₁ ～E ₃ F ₁ ～F ₃	1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25	2.79 2.79 2.71	kg/m ³	F	F ₁ ～F ₃ G ₁ ～G ₃	1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25	2.71 2.66 2.66	kg/m ³	G	H ₁ ～H ₃ I ₁ ～I ₃	1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25	2.66 2.66 —	kg/m ³	H	I ₁ ～I ₃	1.2～0.84	2.66	kg/m ³	I	J ₁ ～J ₃	1.2～0.84	2.66	kg/m ³
試料名	採取地	粒度-粒径	比重	単位																																															
A	A ₁ ～A ₃ B ₁ ～B ₃ C ₁ ～C ₃	1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25	2.63 2.68 2.68	kg/m ³																																															
B	B ₁ ～B ₃ C ₁ ～C ₃	1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25	2.67 2.67 2.68	kg/m ³																																															
C	C ₁ ～C ₃ D ₁ ～D ₃	1.2～0.84 0.84～0.42	2.66 2.66	kg/m ³																																															
D	D ₁ ～D ₃ E ₁ ～E ₃	1.2～0.84 0.84～0.42	2.67 —	kg/m ³																																															
E	E ₁ ～E ₃ F ₁ ～F ₃	1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25	2.79 2.79 2.71	kg/m ³																																															
F	F ₁ ～F ₃ G ₁ ～G ₃	1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25	2.71 2.66 2.66	kg/m ³																																															
G	H ₁ ～H ₃ I ₁ ～I ₃	1.2～0.84 0.84～0.42 0.42～0.25	2.66 2.66 —	kg/m ³																																															
H	I ₁ ～I ₃	1.2～0.84	2.66	kg/m ³																																															
I	J ₁ ～J ₃	1.2～0.84	2.66	kg/m ³																																															

February, 1971

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<p style="text-align: center;">No. 601 表-7 砂 粒 子 の 基 本 特 性 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試 料 名</th> <th rowspan="2">供給地</th> <th rowspan="2">粒径(μ)</th> <th colspan="6">基 本 特 性</th> <th rowspan="2">測定方法の風化と被評定</th> </tr> <tr> <th>Q</th> <th>Q_{ap}</th> <th>Q_f</th> <th>F_f</th> <th>R_{sp}</th> <th>M</th> <th>F_{Al}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-1.15 A-0.45 A-0.45 A-0.35</td> <td>6.876 6.618 6.15 6.26</td> <td>0.14 0.15 0.14 0.13</td> <td>25.0 35.7 31.4 34.4</td> <td>29.5 35.8 37.1</td> <td>35.0 35.8 37.1</td> <td>4.5 4.3 6.0</td> <td>2.0 3.8 0.1</td> <td>浮遊粒子（柱状に、岩柱、巣石）が風化 して風化した粒子が被評定している。</td> </tr> <tr> <td>B-1.45 B-0.95 B-0.95 B-0.95</td> <td>6.998 6.300 6.300 6.300</td> <td>0.19 0.21 0.28 0.28</td> <td>26.5 25.5 26.0 26.5</td> <td>32.5 32.5 31.5 32.5</td> <td>31.0 31.5 31.5 31.5</td> <td>2.5 0.5 1.0</td> <td>9.5 2.5 2.0</td> <td>大きな粒度土粒子が風化の難易度の範 囲合いであり、また水と風化物の割合 が大きい程度である。</td> </tr> <tr> <td>C-1.15 C-0.45 C-0.45</td> <td>1.991 0.871 0.871</td> <td>0.37 0.30 0.30</td> <td>34.8 36.0 36.0</td> <td>17.0 19.5 19.5</td> <td>8.5 10.5 10.5</td> <td></td> <td></td> <td>大粒度の石英、長石の風化量がなり。 被評定はしていない。</td> </tr> <tr> <td>D-1.45 D-0.45</td> <td>6.000 6.000</td> <td>0.20 0.21</td> <td>6.4 11.9</td> <td>8.1 7.2</td> <td>59.2 55.2</td> <td>3.9 3.4</td> <td>19.3 23.0</td> <td></td> <td>被評定率で入水しないアーチに岩片が參 加して、砂の被評定率が大きい。</td> </tr> <tr> <td>Z-1.15 Z-0.45 Z-0.45</td> <td>6.372 6.106 6.098</td> <td>0.27 0.20 0.29</td> <td>0.5 2.3 2.0</td> <td>7.9 32.6 32.6</td> <td>21.8 33.6 33.6</td> <td>59.3 59.8 59.8</td> <td></td> <td>被評定率が小さいアーチ岩片が多量 で含まれる。ABは、事実とは異り が、Cは、ABと被評定率が同じである。</td> </tr> <tr> <td>F-1.45 G-0.45 H-0.45 I-0.45 J-0.45</td> <td>6.052 6.006 6.641 6.457 6.078</td> <td>0.28 0.28 0.20 0.19 0.22</td> <td>0.1 22.8 31.9 22.5 6.3</td> <td>16.7 1.9 2.5 1.4 8.4</td> <td>49.8 31.5 32.5 41.3 12.4</td> <td>1.0 0.8 0.5 0.4 0.4</td> <td>59.0 59.6 59.8 59.8 59.8</td> <td>成形率が大きい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>での修正円周度とした。 この方法により求めた歩道円周度は Krumbein による <i>visible chart</i> ともよく対応しております。また円周度測定によりなく個々走行を少なくてすむことができ、観察間で測定可能という優れた点を持つ方法である。各種の砂について測定して、各種を表すじゅうたん、$0.45 \sim 0.25$ mm およびそれ以下の粒度では、測定技術上若干の疑問があり、今後 0.25 mm 以下の粒子の精度のよい測定ができるようになります。</p> <h3>3.2 粒物組成の測定</h3> <p>通常ごとく、ごく一般的にあらわされる範囲は、石英、長石、輝石、角閃石、斜長石、雲母、石墨、磁鐵鉄、かん銀鉄などである。その他の、チャート、ケイ岩、火成岩、変成岩を構成する岩片がある。チャートの岩片は石英の微晶ないし非晶質の SiO_2 からなり、ケイ岩の岩片は粘土鉱物、雲母、粘土鉱物、石英などの微晶鉱物からなり、火成岩および変成岩の岩片は石英、長石、角閃石、斜長石などの鉱物の集合体である。Hornf¹¹, Rove¹² などが実験的に求めた鉱物の粒子間隙係数 (ϕ) を表を基準として、粒子を次の 6 種に識別し記載した。</p> <p>石英（記号：Q）：1つの砂粒子が 1 ~ 2 個の石英單結晶粒子からなるもの。 長石の集合体（記号：Q_{ap}）：1つの砂粒子が 3 ~ 20 個の石英粒子の集合体をなすもの；他の鉱物も若干含む。 サークルの岩片（記号：Q_f）：石英の单結晶粒子からなる MS であるもの；不純物も含む。 長石脈（記号：F_f）：加里長石と斜長石とを含む。他の鉱物と集合体をなす場合には、長石脈の占める体積が大きい時このグループに入れる。 チャート以外で、微結晶からなる岩片（記号：R_{sp}）：ケツ岩と火成岩の岩片が大部分を占める。 輪形脈（記号：M）：白雲母と黑雲母とを含む。 輪岩、角セシウム（記号：P-A） その他（記号：O）：上述以外の組成分母物と変成岩および一部の大成岩の岩片を含む。</p> <p>序文から無作為に抽出して 300 個の砂粒子を顕微鏡微鏡を用い、上述の分類にしたがって識別し、その結果を表-2 に示した。</p> <h3>3.3 放射の放射性</h3> <p>①の側方均圧正縮試験¹³ および高側山三極圧縮試験¹⁴</p> <p>下線部は本資料における抜粋又は参照箇所を示す</p>	試 料 名	供給地	粒径(μ)	基 本 特 性						測定方法の風化と被評定	Q	Q _{ap}	Q _f	F _f	R _{sp}	M	F _{Al}	A-1.15 A-0.45 A-0.45 A-0.35	6.876 6.618 6.15 6.26	0.14 0.15 0.14 0.13	25.0 35.7 31.4 34.4	29.5 35.8 37.1	35.0 35.8 37.1	4.5 4.3 6.0	2.0 3.8 0.1	浮遊粒子（柱状に、岩柱、巣石）が風化 して風化した粒子が被評定している。	B-1.45 B-0.95 B-0.95 B-0.95	6.998 6.300 6.300 6.300	0.19 0.21 0.28 0.28	26.5 25.5 26.0 26.5	32.5 32.5 31.5 32.5	31.0 31.5 31.5 31.5	2.5 0.5 1.0	9.5 2.5 2.0	大きな粒度土粒子が風化の難易度の範 囲合いであり、また水と風化物の割合 が大きい程度である。	C-1.15 C-0.45 C-0.45	1.991 0.871 0.871	0.37 0.30 0.30	34.8 36.0 36.0	17.0 19.5 19.5	8.5 10.5 10.5			大粒度の石英、長石の風化量がなり。 被評定はしていない。	D-1.45 D-0.45	6.000 6.000	0.20 0.21	6.4 11.9	8.1 7.2	59.2 55.2	3.9 3.4	19.3 23.0		被評定率で入水しないアーチに岩片が參 加して、砂の被評定率が大きい。	Z-1.15 Z-0.45 Z-0.45	6.372 6.106 6.098	0.27 0.20 0.29	0.5 2.3 2.0	7.9 32.6 32.6	21.8 33.6 33.6	59.3 59.8 59.8		被評定率が小さいアーチ岩片が多量 で含まれる。ABは、事実とは異り が、Cは、ABと被評定率が同じである。	F-1.45 G-0.45 H-0.45 I-0.45 J-0.45	6.052 6.006 6.641 6.457 6.078	0.28 0.28 0.20 0.19 0.22	0.1 22.8 31.9 22.5 6.3	16.7 1.9 2.5 1.4 8.4	49.8 31.5 32.5 41.3 12.4	1.0 0.8 0.5 0.4 0.4	59.0 59.6 59.8 59.8 59.8	成形率が大きい。		
試 料 名	供給地				粒径(μ)	基 本 特 性						測定方法の風化と被評定																																																															
		Q	Q _{ap}	Q _f		F _f	R _{sp}	M	F _{Al}																																																																		
A-1.15 A-0.45 A-0.45 A-0.35	6.876 6.618 6.15 6.26	0.14 0.15 0.14 0.13	25.0 35.7 31.4 34.4	29.5 35.8 37.1	35.0 35.8 37.1	4.5 4.3 6.0	2.0 3.8 0.1	浮遊粒子（柱状に、岩柱、巣石）が風化 して風化した粒子が被評定している。																																																																			
B-1.45 B-0.95 B-0.95 B-0.95	6.998 6.300 6.300 6.300	0.19 0.21 0.28 0.28	26.5 25.5 26.0 26.5	32.5 32.5 31.5 32.5	31.0 31.5 31.5 31.5	2.5 0.5 1.0	9.5 2.5 2.0	大きな粒度土粒子が風化の難易度の範 囲合いであり、また水と風化物の割合 が大きい程度である。																																																																			
C-1.15 C-0.45 C-0.45	1.991 0.871 0.871	0.37 0.30 0.30	34.8 36.0 36.0	17.0 19.5 19.5	8.5 10.5 10.5			大粒度の石英、長石の風化量がなり。 被評定はしていない。																																																																			
D-1.45 D-0.45	6.000 6.000	0.20 0.21	6.4 11.9	8.1 7.2	59.2 55.2	3.9 3.4	19.3 23.0		被評定率で入水しないアーチに岩片が參 加して、砂の被評定率が大きい。																																																																		
Z-1.15 Z-0.45 Z-0.45	6.372 6.106 6.098	0.27 0.20 0.29	0.5 2.3 2.0	7.9 32.6 32.6	21.8 33.6 33.6	59.3 59.8 59.8		被評定率が小さいアーチ岩片が多量 で含まれる。ABは、事実とは異り が、Cは、ABと被評定率が同じである。																																																																			
F-1.45 G-0.45 H-0.45 I-0.45 J-0.45	6.052 6.006 6.641 6.457 6.078	0.28 0.28 0.20 0.19 0.22	0.1 22.8 31.9 22.5 6.3	16.7 1.9 2.5 1.4 8.4	49.8 31.5 32.5 41.3 12.4	1.0 0.8 0.5 0.4 0.4	59.0 59.6 59.8 59.8 59.8	成形率が大きい。																																																																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

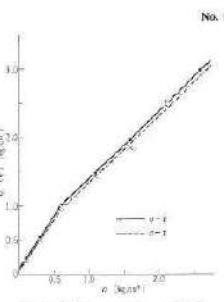
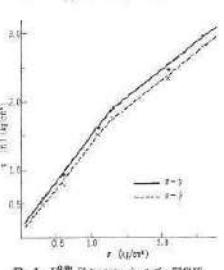
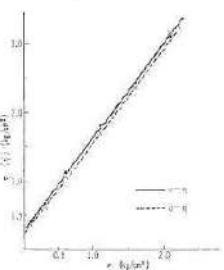
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	<p>No. 87</p> <p>結果によると、砂粒子の粒度が試験結果を大きく左右する。この事実から構成粒子の粒度を考慮した分類が望ましい。しかし、上記の分類では岩片の強度を設定する粒子の風化深度や粒子間結合力などは無視せざるを得なかつた。そこで、構成粒子の風化深度や成砕率について定性的な記述を表-2に示した。</p> <p>4. 最大・最小間隔ギヤ比試験と直接センサ試験</p> <p>4.1 最大・最小間隔ギヤ比試験</p> <p>最大・最小間隔ギヤ比試験は砂粒子の形状、表面のあらさ、粒径、粒度などの物理的・機械的性質に依存すると同時に、測定方法によっても割合大きく異なる值を出す。測定容器の大きさ、詰め込み速度、詰め込み方法、詰め込み時間、含水状態などの影響を受ける。他の α_{max}, α_{min} の重要性はすでに認識されているが、かなり少しも統一的試験方法は確立されておらず、各研究者によって算出されている標準標準値の測定結果も相当にばらついている現状である。</p> <p>最大間隔ギヤ比 (α_{max})……Kolbuszewski¹⁰⁾ は粒子の落下距離、詰め込み時間、容器の大きさ、水の影響などをについて詳しく実験し、α_{max} の算定法について次のよ</p> <p>うな提議をした。2000 cc の円柱容器に 1000 g の砂を入れ、よく振り、容器を逆さにする。その後、しばらく容器をじっとした状態に戻し、その時の砂の状態における砂の間隔ギヤ比を測定する。</p> <p>本研究では直径 5 cm、長さ 20 cm の円筒容器を用い、(注) Kolbuszewski の方法に従って求めた。</p> <p>最小間隔ギヤ比 (α_{min})……最大間隔ギヤ比の場合と同様 Kolbuszewski の実験がある。しかし、氏の提案している方法は砂粒子の形状（特に A, B の場合は）にちじらしうが認められ、今回の実験には不適当であると判断した。そこで、便宜的に砂粒子の被覆が少ない、次りよりうな測定法を採用した。</p> <p>直径 5 cm、高さ 10 cm の円筒容器に砂を 3 層に均等に詰め込み、各層ごとに上方に 0.85 kg のオモリを置き、容器の側面を 20 回叩打する。以上のようにして求めた α_{max}, α_{min} を表-1 に示した。</p> <p>4.2 直接センサ試験</p> <p>実験方法……本研究に使用した試験機は下部可動直角センサ試験機である。この刃の実験機はセンサ側面の試料の断面に沿し、試料とセンサ側面内壁との間に大きな相対摩擦が働くため、三軸圧縮試験や上部可動直角センサ試験</p> <p style="text-align: center;">表-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th><th>最小間隔ギヤ比 α_{min}</th><th>最大間隔ギヤ比 α_{max}</th><th>測定方法</th><th>α_{max}</th><th>α_{min}</th><th>α'</th><th>α''</th><th>C_1</th><th>C_1'</th><th>相違度 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td><td>A_{1,15}^{1,15}</td><td>1.15</td><td>0.676</td><td>0.676</td><td>46.5</td><td>46.5</td><td>46.0</td><td>44.1</td><td>6.10</td><td>0.05</td><td>91</td></tr> <tr> <td>A_{2,25}^{2,25}</td><td>1.25</td><td>0.726</td><td>0.460</td><td>32.5</td><td>54.3</td><td>46.0</td><td>47.0</td><td>6.30</td><td>0.14</td><td>96</td></tr> <tr> <td>A_{3,35}^{3,35}</td><td>1.31</td><td>0.816</td><td>0.493</td><td>47.5</td><td>47.5</td><td>—</td><td>—</td><td>6.25</td><td>0.21</td><td>88</td></tr> <tr> <td rowspan="3">B</td><td>B_{1,20}^{1,20}</td><td>1.19</td><td>0.706</td><td>0.706</td><td>49.0</td><td>49.0</td><td>48.5</td><td>48.5</td><td>6.39</td><td>0.1</td><td>98</td></tr> <tr> <td>B_{2,32}^{2,32}</td><td>1.28</td><td>0.636</td><td>0.439</td><td>42.0</td><td>51.1</td><td>50.6</td><td>50.6</td><td>6.16</td><td>0.12</td><td>96</td></tr> <tr> <td>B_{3,35}^{3,35}</td><td>1.32</td><td>0.714</td><td>0.703</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="3">C</td><td>C_{1,15}^{1,15}</td><td>0.939</td><td>0.302</td><td>0.329</td><td>45.0</td><td>41.5</td><td>—</td><td>—</td><td>6.15</td><td>0.10</td><td>46</td></tr> <tr> <td>C_{2,32}^{2,32}</td><td>0.95</td><td>0.30</td><td>0.141</td><td>20.0</td><td>49.0</td><td>—</td><td>—</td><td>6.16</td><td>0.12</td><td>130</td></tr> <tr> <td>C_{3,35}^{3,35}</td><td>0.93</td><td>0.30</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="3">D</td><td>D_{1,15}^{1,15}</td><td>1.05*</td><td>0.691</td><td>0.303</td><td>54.0</td><td>52.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.09</td><td>0.04</td><td>100</td></tr> <tr> <td>D_{2,32}^{2,32}</td><td>1.10*</td><td>0.740</td><td>0.301</td><td>32.5</td><td>51.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.12</td><td>0.08</td><td>109</td></tr> <tr> <td>D_{3,35}^{3,35}</td><td>1.11</td><td>0.756</td><td>0.308</td><td>48.5</td><td>46.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.17</td><td>0.15</td><td>30</td></tr> <tr> <td rowspan="3">E</td><td>E_{1,20}^{1,20}</td><td>1.11</td><td>0.756</td><td>0.308</td><td>48.5</td><td>46.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.17</td><td>0.15</td><td>30</td></tr> <tr> <td>E_{2,32}^{2,32}</td><td>1.14*</td><td>0.393</td><td>0.309</td><td>32.2</td><td>51.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.14</td><td>0.05</td><td>36</td></tr> <tr> <td>E_{3,35}^{3,35}</td><td>1.20*</td><td>0.801</td><td>0.313</td><td>(2.5)</td><td>47.5</td><td>39.6</td><td>39.6</td><td>6.15</td><td>0.10</td><td>35</td></tr> <tr> <td rowspan="3">F</td><td>F_{1,20}^{1,20}</td><td>0.988</td><td>0.725</td><td>0.369</td><td>52.2</td><td>51.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.10</td><td>0.04</td><td>100</td></tr> <tr> <td>F_{2,32}^{2,32}</td><td>0.99</td><td>0.998</td><td>0.319</td><td>47.3</td><td>47.4</td><td>—</td><td>—</td><td>6.17</td><td>0.13</td><td>106</td></tr> <tr> <td>F_{3,35}^{3,35}</td><td>1.05</td><td>0.998</td><td>0.421</td><td>45.0</td><td>50.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.17</td><td>0.20</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="3">G</td><td>G_{1,20}^{1,20}</td><td>1.11</td><td>0.765</td><td>0.327</td><td>48.5</td><td>46.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.14</td><td>0.10</td><td>98</td></tr> <tr> <td>G_{2,32}^{2,32}</td><td>1.10*</td><td>0.721</td><td>0.368</td><td>45.0</td><td>49.0</td><td>40.0</td><td>40.5</td><td>6.15</td><td>0.15</td><td>31</td></tr> <tr> <td>G_{3,35}^{3,35}</td><td>1.10*</td><td>0.721</td><td>0.368</td><td>45.0</td><td>49.0</td><td>40.0</td><td>40.5</td><td>6.15</td><td>0.10</td><td>31</td></tr> <tr> <td rowspan="3">H</td><td>H_{1,20}^{1,20}</td><td>1.11</td><td>0.765</td><td>0.327</td><td>48.5</td><td>46.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.10</td><td>0.10</td><td>98</td></tr> <tr> <td>H_{2,32}^{2,32}</td><td>1.11</td><td>0.765</td><td>0.327</td><td>48.5</td><td>46.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.10</td><td>0.10</td><td>98</td></tr> <tr> <td>H_{3,35}^{3,35}</td><td>1.10*</td><td>0.721</td><td>0.368</td><td>45.0</td><td>49.0</td><td>40.0</td><td>40.5</td><td>6.15</td><td>0.10</td><td>31</td></tr> <tr> <td rowspan="3">I</td><td>I_{1,20}^{1,20}</td><td>1.11</td><td>0.765</td><td>0.327</td><td>48.5</td><td>46.1</td><td>—</td><td>—</td><td>6.10</td><td>0.10</td><td>98</td></tr> <tr> <td>I_{2,32}^{2,32}</td><td>1.10*</td><td>0.721</td><td>0.368</td><td>45.0</td><td>49.0</td><td>40.0</td><td>40.5</td><td>6.15</td><td>0.10</td><td>31</td></tr> <tr> <td>I_{3,35}^{3,35}</td><td>1.10*</td><td>0.721</td><td>0.368</td><td>45.0</td><td>49.0</td><td>40.0</td><td>40.5</td><td>6.15</td><td>0.10</td><td>31</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表-2 土と基礎: 14-2 (150)</p>	試験名	最小間隔ギヤ比 α_{min}	最大間隔ギヤ比 α_{max}	測定方法	α_{max}	α_{min}	α'	α''	C_1	C_1'	相違度 (%)	A	A _{1,15} ^{1,15}	1.15	0.676	0.676	46.5	46.5	46.0	44.1	6.10	0.05	91	A _{2,25} ^{2,25}	1.25	0.726	0.460	32.5	54.3	46.0	47.0	6.30	0.14	96	A _{3,35} ^{3,35}	1.31	0.816	0.493	47.5	47.5	—	—	6.25	0.21	88	B	B _{1,20} ^{1,20}	1.19	0.706	0.706	49.0	49.0	48.5	48.5	6.39	0.1	98	B _{2,32} ^{2,32}	1.28	0.636	0.439	42.0	51.1	50.6	50.6	6.16	0.12	96	B _{3,35} ^{3,35}	1.32	0.714	0.703	—	—	—	—	—	—	—	C	C _{1,15} ^{1,15}	0.939	0.302	0.329	45.0	41.5	—	—	6.15	0.10	46	C _{2,32} ^{2,32}	0.95	0.30	0.141	20.0	49.0	—	—	6.16	0.12	130	C _{3,35} ^{3,35}	0.93	0.30	—	—	—	—	—	—	—	—	D	D _{1,15} ^{1,15}	1.05*	0.691	0.303	54.0	52.1	—	—	6.09	0.04	100	D _{2,32} ^{2,32}	1.10*	0.740	0.301	32.5	51.1	—	—	6.12	0.08	109	D _{3,35} ^{3,35}	1.11	0.756	0.308	48.5	46.1	—	—	6.17	0.15	30	E	E _{1,20} ^{1,20}	1.11	0.756	0.308	48.5	46.1	—	—	6.17	0.15	30	E _{2,32} ^{2,32}	1.14*	0.393	0.309	32.2	51.1	—	—	6.14	0.05	36	E _{3,35} ^{3,35}	1.20*	0.801	0.313	(2.5)	47.5	39.6	39.6	6.15	0.10	35	F	F _{1,20} ^{1,20}	0.988	0.725	0.369	52.2	51.1	—	—	6.10	0.04	100	F _{2,32} ^{2,32}	0.99	0.998	0.319	47.3	47.4	—	—	6.17	0.13	106	F _{3,35} ^{3,35}	1.05	0.998	0.421	45.0	50.1	—	—	6.17	0.20	100	G	G _{1,20} ^{1,20}	1.11	0.765	0.327	48.5	46.1	—	—	6.14	0.10	98	G _{2,32} ^{2,32}	1.10*	0.721	0.368	45.0	49.0	40.0	40.5	6.15	0.15	31	G _{3,35} ^{3,35}	1.10*	0.721	0.368	45.0	49.0	40.0	40.5	6.15	0.10	31	H	H _{1,20} ^{1,20}	1.11	0.765	0.327	48.5	46.1	—	—	6.10	0.10	98	H _{2,32} ^{2,32}	1.11	0.765	0.327	48.5	46.1	—	—	6.10	0.10	98	H _{3,35} ^{3,35}	1.10*	0.721	0.368	45.0	49.0	40.0	40.5	6.15	0.10	31	I	I _{1,20} ^{1,20}	1.11	0.765	0.327	48.5	46.1	—	—	6.10	0.10	98	I _{2,32} ^{2,32}	1.10*	0.721	0.368	45.0	49.0	40.0	40.5	6.15	0.10	31	I _{3,35} ^{3,35}	1.10*	0.721	0.368	45.0	49.0	40.0	40.5	6.15	0.10	31
試験名	最小間隔ギヤ比 α_{min}	最大間隔ギヤ比 α_{max}	測定方法	α_{max}	α_{min}	α'	α''	C_1	C_1'	相違度 (%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
A	A _{1,15} ^{1,15}	1.15	0.676	0.676	46.5	46.5	46.0	44.1	6.10	0.05	91																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	A _{2,25} ^{2,25}	1.25	0.726	0.460	32.5	54.3	46.0	47.0	6.30	0.14	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	A _{3,35} ^{3,35}	1.31	0.816	0.493	47.5	47.5	—	—	6.25	0.21	88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
B	B _{1,20} ^{1,20}	1.19	0.706	0.706	49.0	49.0	48.5	48.5	6.39	0.1	98																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	B _{2,32} ^{2,32}	1.28	0.636	0.439	42.0	51.1	50.6	50.6	6.16	0.12	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	B _{3,35} ^{3,35}	1.32	0.714	0.703	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
C	C _{1,15} ^{1,15}	0.939	0.302	0.329	45.0	41.5	—	—	6.15	0.10	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	C _{2,32} ^{2,32}	0.95	0.30	0.141	20.0	49.0	—	—	6.16	0.12	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	C _{3,35} ^{3,35}	0.93	0.30	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
D	D _{1,15} ^{1,15}	1.05*	0.691	0.303	54.0	52.1	—	—	6.09	0.04	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	D _{2,32} ^{2,32}	1.10*	0.740	0.301	32.5	51.1	—	—	6.12	0.08	109																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	D _{3,35} ^{3,35}	1.11	0.756	0.308	48.5	46.1	—	—	6.17	0.15	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
E	E _{1,20} ^{1,20}	1.11	0.756	0.308	48.5	46.1	—	—	6.17	0.15	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	E _{2,32} ^{2,32}	1.14*	0.393	0.309	32.2	51.1	—	—	6.14	0.05	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	E _{3,35} ^{3,35}	1.20*	0.801	0.313	(2.5)	47.5	39.6	39.6	6.15	0.10	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
F	F _{1,20} ^{1,20}	0.988	0.725	0.369	52.2	51.1	—	—	6.10	0.04	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	F _{2,32} ^{2,32}	0.99	0.998	0.319	47.3	47.4	—	—	6.17	0.13	106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	F _{3,35} ^{3,35}	1.05	0.998	0.421	45.0	50.1	—	—	6.17	0.20	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
G	G _{1,20} ^{1,20}	1.11	0.765	0.327	48.5	46.1	—	—	6.14	0.10	98																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	G _{2,32} ^{2,32}	1.10*	0.721	0.368	45.0	49.0	40.0	40.5	6.15	0.15	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	G _{3,35} ^{3,35}	1.10*	0.721	0.368	45.0	49.0	40.0	40.5	6.15	0.10	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
H	H _{1,20} ^{1,20}	1.11	0.765	0.327	48.5	46.1	—	—	6.10	0.10	98																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	H _{2,32} ^{2,32}	1.11	0.765	0.327	48.5	46.1	—	—	6.10	0.10	98																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	H _{3,35} ^{3,35}	1.10*	0.721	0.368	45.0	49.0	40.0	40.5	6.15	0.10	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
I	I _{1,20} ^{1,20}	1.11	0.765	0.327	48.5	46.1	—	—	6.10	0.10	98																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	I _{2,32} ^{2,32}	1.10*	0.721	0.368	45.0	49.0	40.0	40.5	6.15	0.10	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	I _{3,35} ^{3,35}	1.10*	0.721	0.368	45.0	49.0	40.0	40.5	6.15	0.10	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
	<p>衝によるものと比べ大きなセン断強度が生じる¹³⁾。しかし、下部可動直立セン断試験機の普及性、操作の簡便性などの利点とともに、得られる拘束度の絶対値ではなく、相対的な拘束の強度関係を求める目的には十分適用できるものと考え本試験機を採用した。今回の実験は砂粒子の基本的要素のセン断抵抗への影響についてだけ問題にしただけで、安全性、相対拘束度より他の多くの要因を、次に述べるように、各試験で同一になるよう工夫した。</p> <p>使用した試料は表-1に示した 1D 釜の合計 17 試料である。洗い乾燥後、自然乾燥状態で収集した試料（含水率 0.1~0.5%）をセン断箱内に注ぎ込み、上方を手で静かにおさえ、セン断箱の側面を通り打し、なるべく直線に沿った。詰め込み終了時の試料厚さとセン断強度との比が 2.3~3.5 となるように調整する。セン断前の試料の初期密度はほぼ 90~100 g/cm³ である。同一拘束強度を見たした。並びに応力は 0.1, 0.3, 0.6, 1.1, 1.4, 1.6, 2.1, 2.6 kg/cm² に変化させることができ、毎分 1~5% のセン断速度でセン断する。</p> <p>既往セン断試験結果……上記のように、常に細かく球形試料のセン断試験において、その試料の種類別における垂直応力とせん断応力とも、それそれぞれ、異なる A₁ 是 A₂, B₁ 是 B₂, C₁ 是 C₂ の各試料について、τ と τ_f の関係を 図-2~図-4 に示した。図-1~図-6 によると、測定がなされた直線上に見えることなく、測定がなされた直線上に見えないもの（A₁ 是 A₂, B₁ 是 B₂）とある。ここで、便宜上、2 本の直線、$\tau = C_1 + \alpha_1 \tau_f$ を、$\tau_f = C_2 - \alpha_2 \tau$ によって表わせるものとし、直線で表わせる場合、$C_1 = C_2$, $\alpha_1 = \alpha_2$ である。このよう α_1 より α_2 両者の直線は原点（原点）を通る。実際に図示すると式で表されているが¹⁴⁾、この直線ではこの間隔には触れない。セン断応力 τ_f を体積膨張に費されるエネルギーを考慮した算出式、$\tau_f' = \tau_f - \sigma / (dH)$（ただし、$dH$：セン断截面積の増分 dH；試料高さの増分）から求めた τ_f' と垂直応力 τ との関係を図-2~図-6 に示した。τ_f' と τ の線形関係、$\tau_f' = C_1' + \alpha_1' \tau$ と $\tau_f' = C_2' + \alpha_2' \tau$ とで図示される。各試料で求めた α_1, α_2, b_1, b_2, C_1, C_2 を表-3 に示した。C_1, C_2 は、機械的要素が大きく影響し、構成粒子の基本的要素との間にははつきりせず、分後の議論では無いかことにする。</p> <p>5. 最大・最小間隔比およびセン断抵抗角に与える砂粒子の基本的要素の影響</p> <p>5.1 粒物粗度の影響</p> <p>砂のセン断変形は、砂の粒子間摩擦、ダイレクトン February, 1971</p>  <p>Figure 2: Graph showing the relationship between shear stress τ (kg/cm²) and shear resistance τ_f (kg/cm²) for sample No. 031. The graph shows two linear relationships: $\tau = C_1 + \alpha_1 \tau_f$ and $\tau_f = C_2 - \alpha_2 \tau$. The data points follow a single straight line.</p>  <p>Figure 3: Graph showing the relationship between shear stress τ (kg/cm²) and shear resistance τ_f (kg/cm²) for sample No. 031. The graph shows two linear relationships: $\tau = C_1 + \alpha_1 \tau_f$ and $\tau_f = C_2 - \alpha_2 \tau$. The data points follow a single straight line.</p>  <p>Figure 4: Graph showing the relationship between shear stress τ (kg/cm²) and shear resistance τ_f (kg/cm²) for sample No. 031. The graph shows two linear relationships: $\tau = C_1 + \alpha_1 \tau_f$ and $\tau_f = C_2 - \alpha_2 \tau$. The data points follow a single straight line.</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図-4 粒度別の $\frac{y}{y_s}$ と x の関係図 図-5 $G_{0.15}^{0.21}$ 砂の $\frac{y}{y_s}$ と x の関係図	<p>N.s. 807</p> <p>（垂直応力範囲は、$0.1 \sim 2.5 \text{ kg/cm}^2$）に粒度範囲の影響は小さいと判断できる。</p> <p>5.2 修正円盤式（K）、粒度比（n）の影響</p> <p>● $n = 1.7 \sim 0.94$ □ $n = 0.81 \sim 0.43$ × $n = 0.41 \sim 0.25$</p> <p>○ $n = 0.6$ などとの相関関係を 図-7, 図-8 の (イ), 図-9 の (イ), 図-10 の (イ) に示す。</p> <p>図-7, 図-8 の (イ) によると、粒径 $1.2 \sim 0.84 \text{ mm}$ および $0.84 \sim 0.42 \text{ mm}$ の他の測定点はほぼ同じ屈曲曲線上にあるが、$0.42 \sim 0.25 \text{ mm}$ の点はその屈曲曲線よりわずか下方に位置している。このことは修正円盤式の頭でも述べたように、$0.42 \sim 0.25 \text{ mm}$ 以下の修正円盤式の測定にともなうあいまいさが原因なの（粒径の違いが主因のことは今後の問題である）。次で粒度 $1.2 \sim 0.84 \text{ mm}$ の直角粒度範囲 n_s の算定にとどめ、シルト→粗砂→砂→粗砂→砂の順序で、すなわち粒径が大きくなるにつれて、n_s は 3.1 から 2.9 → 2.8 へと小さくなっている。この実験事実を考慮すれば、粒径 $0.42 \sim 0.25 \text{ mm}$ の他の測定点は $1.2 \sim 0.84 \text{ mm}$, $0.84 \sim 0.42 \text{ mm}$ の測定からもとめた屈曲曲線より上方にあることを予想されるが、今後得た結果はこの予想と矛盾している。</p> <p>下部試験機検査部試験結果から得た $\frac{y}{y_s}$ および $\frac{y}{y_s}$ の関係は、かならずしも直線的でないことはすでに指摘した。$\frac{y}{y_s}$ の直角粒度範囲を 2 領域、すなわち $y_s = C_1 + C_2 n_s$ と $y_s = C_3 + C_4 n_s$ とで表わす。この 2 直線の交点は直角応力が $0.6 \sim 1.7 \text{ kg/cm}^2$ の所にある。C_1 と C_2 との関係を図-8 (Ⅲ) に示す。図-8 (Ⅲ) によると、C_1 ～ C_2 はほぼ平行な關係で並んでいている。このことは、粒子密度の近い A や B 部のような砂を注満 1.7 kg/cm^2 以上の垂直応力でモルタルする時、そのモルタル被膜にともなって粒子の微動現象が強くあらわれ、セメント粉粒にあたえる粒の影響が直線的化するによるものと著者たる。図-8 (Ⅲ) の K グループの K グループとは $\frac{y}{y_s}$ 関係において直線を示すもの、つまり $\frac{y}{y_s}$ であり、L グループは $\frac{y}{y_s}$ 関係が非直線である。L グループに属する砂は、K グループに属する砂に比べて、粒子密度が低いように思われるが、まだ</p>	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">No. 607</p> <p>図-8 ϕ と底面内傾角 R との関係図</p> <p>図-9 R と最大間ゲート比と補長比との関係図</p> <p>注：R/R-chord は、底面内傾角 R と同様に傾斜を認めることができるが、底面内傾角 R と同様に傾斜を認めることができる。</p> <p>安全性を確保するための判断基準は、安全体を今後の研究に付記しておいた。なまし、R-L. の各グループに限定すれば $R-\phi'$ にはかなりの傾斜角度を認めることができ、興味ある事実である。$R-\phi'$ にも $R-\phi'$ と同様に傾斜を認めることができることを付記しておいた。</p> <p>セン断耐震時のガイドラインシーケンス、D.I. は修理工度、絶縁などとの関数であると予想されるが試験結果による誤差が大きく、これも明らかにすることはできなかった。図-10 の D.I. は傾角に示されるように、D.I. は底面内傾角の増加で減少傾向を示し、傾角の影響はよりしない。</p> <p>R_{max}、R_{min}、R_{mean} などの関係を図-11、図-8、(k) に示す。ただし、(k) は砂粒子自身に空気の多い粒子からなり、他の砂と一緒に含めて議論するのは不適当と判断し省略した。粒径別に見れば、1.2~0.83 mm および 0.84~0.45 mm の砂は、R_{max} に</p> <p style="text-align: center;">February, 1971</p> <p style="text-align: right;">11</p>	<p>はかなりの傾斜角度を認めることができるが、0.4~0.22 mm の砂は底面の長さに対して r_{min} の値は大きく変動している。1.19~0.81 mm の砂の回帰線は 0.84~0.42 mm の砂の回帰線の下方に位置する。また、底面内傾角 R も同様な傾向を報告している。R_{max} に弱い傾斜角度を認めることができると、0.4~0.25 mm の砂は底面に對し r_{min} は大きく変動し、R_{max} と傾いた傾向を示す。また r_{max} はほぼ直線傾向である。</p> <h3>5.3 まとめ</h3> <p>D.I.、L.I. 試料の下部引張直接引張試験結果から判断すると、砂粒子のもう基本的な性質の中で修理工度や引張試験による影響は大きく、既物組成、種類比の役割は当然予想したよりは小さい。Kirkpatrick⁽¹⁾は、ほほ等しい形況は表面のあらざをもつてグラス工の二輪正面試験から、セン断成形は極端のみならず角度によって最も大きな影響を及ぼすことを実証した。セント断成形という観点から洗った砂を基本的要素で分類する場合に、粒子の表面のあらざ、傾角、粒度は無視し得ないファクターであろう。</p> <p>今回の実験では既物組成のセント断成形への影響は明りかでないが、Rowe⁽²⁾、Lee⁽³⁾による既物砂の砂井三輪正面試験によると、粒子を構成している物質の η がセント断成形に極めて大きな影響を持つことを実証している。二輪正面試験などにより既物組成の影響についてさらに詳しく実験的研究が必要である。</p> <p>図-10 表面応力とダイレイタング-インデックスとの関係図</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
	<p>図 807 最大開き比と最小粒径との関係図</p> <p>3. 結 論</p> <p>1) Weddel の開き度を修正定義した修正開き度、$R = \frac{N}{2M} \sum_{i=1}^N \left(\frac{r_i + r'_i}{d_i} - \frac{d_i^2 - d_i'^2}{d_i^2} \right)$ は粒子の面積のからさの定義的表現として活用できる。</p> <p>2) 式で $\sigma < 0.6 \text{ kg/cm}^2$ の全応力範囲において、下部可動粒径セシル試験より求めたセシル摩擦角（タラウリ）における修正開き度 R の影響はいちじるしく、強度経減、滑移比の変化は比較的小さい。高い全応力範囲（1.7～2.5 kg/cm²）範囲でのセシル摩擦角（タラウリ）の修正開き度への依存性は小さく、砂粒子の強度が強い支配因子であることが示唆できた。</p> <p>3) 改良セシルマーターに取れば、修正開き度と收人・最小開き比はある程度の相關関係を持つ。強度比とは無相関である。</p> <p>なお、この研究を実施するあたり、常に低い街路表面摩擦系数を保つ、かた山大学小林千春教授、岡崎士郎教授、吉中亮三准助教授、風間秀英氏および根岸利氏に深く感謝いたします。</p> <p style="text-align: center;">著 者 実 実</p> <p style="text-align: center;">(3)</p> <p style="text-align: center;">土と基礎, 19-2 (199)</p> <p>参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 三井と大・土と基礎, 第 12 号, 第 14 号, 1981, pp. 17-20 ② 小田正志, 風間秀英, 砂の強度比に関する基礎的研究, 土と基礎, 第 18 号, 1985, pp. 15-21 ③ 小田正志, 風間秀英, 土と基礎の強度に関する基礎的研究, 第 19 号, 土と基礎研究会論文集, 1986, pp. 45-58 ④ M. Vandell, Volume, Shape and Roughness of Quartz Particles, Jour. Geol., Vol. 48, 1940 ⑤ M. C. Krumbein, Measurement and Geological Significance of Shape and Roughness of Sedimentary Particles, Jour. Sed. Petrol., II, No. 2 ⑥ 香川 勝: 砂粒の形状と粒度のパラメーター、とくに強度を考慮した場合, 土と基礎, 1979, 1月号, ⑦ H.M. Horn and D.V. Leers: Frictional Characteristics of Minerals, Geotechnique, Vol. 19, 1969, pp. 319-325 ⑧ P.W. Roest: The Stress-Dilatancy Relation for Sand in Equilibrium of an Assembly of Particles in Contact, Proc. Roy. Soc. London, Series A, Vol. 233, 1952, pp. 209-227 ⑨ K.L. Lee and I. Farhoushian: Compressibility and Crushing of Granular Soil in Anisotropic Triaxial Compression, Canadian Geotechnical Journal, Vol. 4, 1967, No. 1 ⑩ K.L. Lee and H.B. Seed: Devoided Stripping Characteristics of Sand, Jour. Soil Mech. Found. Div. No. SM 6, 1967, pp. 117-131 ⑪ J.J. Kellaher: An Experimental Study of the Maximum and Minimum Porosities of Sands, Proc. 2nd Int. Conf. Soil Mech. Found. Eng., Vol. 1, 1948, pp. 138-155 ⑫ 土のセシル強度法に関する基礎的研究, 土質工学会, 1968 ⑬ 最上武雄: 土質力学の序章, 土質力学(改訂版), 第 3 章, 1929, pp. 420-492 ⑭ W.M. Kirchhoff: Effects of Grain Size and Grained Size on Shearing Behavior of Granular Materials, Proc. 4th Int. Conf. Soil Mech. Found. Eng., Vol. 1, 1965, pp. 253-258 ⑮ L.R. Lee: Stress-Dilatancy Performance of Feldspar, Jour. Soil Mech. Found. Div., No SM 2, 1965 (原稿受付, 1970.3.16) 			

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>火山ガラスを有します。半揮発性は一概には地下深部で固結した岩石で、火山ガラスを有しません。それに反し、噴成岩は地下深部でマグマがゆっくり冷却凝固してできた岩石で、礫物性が大きく成長し、等粒状組織を示すのが一般的です。</p> <p>マグマがゆっくり冷えれば冷えるほど礫物は大きくなり成長します。地下熱い場所では相性に因るがあるためゆっくり冷えますが、地表では周囲の大気中に熱が逃げていってしまうため急速に冷却します。これが、火山岩と侵襲岩との間に礫物の特徴を生じている理由です。また塊状組織の場合、石墨はマグマが最終的に溶融場所に到達したとき液体状態であった部分で、それに對し、礁はすでに大きな結晶として成長していたことを示しています。つまり、礁は地下深い位置でできあがっていた礁物で、それが液体とともに上昇してきたものなのです。</p> <p>このような組織（主たる冷却場所による）をもとにした3分類に、組成に基づく4分類を組み合わせると表2-2のように玄武岩から花こう岩までの合計12種類の岩石名が生まれます。表の左端に書かれている耐火性岩質の火山岩は、カナダやオーストラリアなどに産する約13億年以上昔のコマチアイトという岩石で知られています。しかし現在ではそのような組成のマグマは形成されていない、と考えられているため当面の分類からは省略します。ただし、マグマ質に遅後に開拓していく上層マントルを構成している岩石石英閃雲岩の一様であるため、非常に大切ではあります。アライサイトと命名されている火山岩は、以前、石英火山岩と呼ばれていました。しかしこの名前にはちょっと誤解を招きや</p> <p>表2-2 火山岩をつくる主要組織の代表例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>岩物質名</th> <th>組物質名</th> <th>主な組成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レリカ岩</td> <td>石英 カリストンガル</td> <td>SiO_4 SiO_4</td> </tr> <tr> <td>長石岩</td> <td>閃長岩 カリ長石</td> <td>$Ca_{0.5}Na_{0.5}Al_{2.5}Si_{2.5}O_{10}$ $Ca_{0.5}Na_{0.5}Al_{2.5}Si_{2.5}O_{10}$</td> </tr> <tr> <td>輝長岩</td> <td>キラフラン</td> <td>$Na_0.5Mg_0.5O_4$</td> </tr> <tr> <td>輝角岩</td> <td>輝透母 白母岩</td> <td>$Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$ $Ca_0.5Mg_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$</td> </tr> <tr> <td>角閃石岩</td> <td>普通角閃石</td> <td>$Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$</td> </tr> <tr> <td>輝石岩</td> <td>斜方輝石 单斜辉石</td> <td>$Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$ $Ca_0.5Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$</td> </tr> <tr> <td>ざくろ石系</td> <td>アルマンデイン</td> <td>$Fe^{2+},Mg^{2+}Si_2O_5$</td> </tr> <tr> <td>かんらん石系</td> <td>かんらん石</td> <td>$Mg_0.5Fe_0.5Si_2O_5$</td> </tr> </tbody> </table> <p>すい開拓があるため、現在ではアライサイトと呼ぶようになります。また、火成岩の中にも多くの主要な鉱物を鉱物の化学組成を表2-3に示します。実際に火成岩中に出てくる鉱物はこれよりかなり複数も多く、細度も複雑になっています。</p> <p>マグマがどこで冷え固まるかによって、火山岩。半揮発性をして揮成岩の3分類が生まれたわけですから、もとのマグマは同じものです。このため、今後の話では断りのない限りマグマの組成的分類は火山岩名を用いて行うことになります。すなわち玄武岩質、安息岩質、アライサイト質そして脱酸岩質マグマです。裏に示された分類は鉱物組成に基づくのですが、火山岩の場合、溶鉱のスピーチが早すぎたため液体が完全には結晶（結晶）になりきれず一部分が火山ガラスとして残ってしまいます。</p> <p>枠囲み部は本資料における抜粋又は参照箇所を示す</p>	岩物質名	組物質名	主な組成	レリカ岩	石英 カリストンガル	SiO_4 SiO_4	長石岩	閃長岩 カリ長石	$Ca_{0.5}Na_{0.5}Al_{2.5}Si_{2.5}O_{10}$ $Ca_{0.5}Na_{0.5}Al_{2.5}Si_{2.5}O_{10}$	輝長岩	キラフラン	$Na_0.5Mg_0.5O_4$	輝角岩	輝透母 白母岩	$Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$ $Ca_0.5Mg_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$	角閃石岩	普通角閃石	$Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$	輝石岩	斜方輝石 单斜辉石	$Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$ $Ca_0.5Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$	ざくろ石系	アルマンデイン	$Fe^{2+},Mg^{2+}Si_2O_5$	かんらん石系	かんらん石	$Mg_0.5Fe_0.5Si_2O_5$			
岩物質名	組物質名	主な組成																													
レリカ岩	石英 カリストンガル	SiO_4 SiO_4																													
長石岩	閃長岩 カリ長石	$Ca_{0.5}Na_{0.5}Al_{2.5}Si_{2.5}O_{10}$ $Ca_{0.5}Na_{0.5}Al_{2.5}Si_{2.5}O_{10}$																													
輝長岩	キラフラン	$Na_0.5Mg_0.5O_4$																													
輝角岩	輝透母 白母岩	$Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$ $Ca_0.5Mg_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$																													
角閃石岩	普通角閃石	$Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$																													
輝石岩	斜方輝石 单斜辉石	$Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$ $Ca_0.5Mg_0.5Fe_0.5(AlSi_3O_8)O(OH)_2$																													
ざくろ石系	アルマンデイン	$Fe^{2+},Mg^{2+}Si_2O_5$																													
かんらん石系	かんらん石	$Mg_0.5Fe_0.5Si_2O_5$																													

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
	<p>そのため、岩石に基づく分類は適切とは限らず、正確には化学組成に基づいた分類が使用されています。化学組成に基づく精度で分類はいろいろあるのですが、最も精度を分類は二氧化硅の含有量に基づくものです。すなわち玄武岩ではSiO₂が45~52重量%、安山岩は53~68%、デイサイトは69~78%。そして花崗岩ではSiO₂が70重量%となっています。ただし、岩石の化学組成は本来複数であります。これにより分類する目次がまた便宜的なものであるため、研究者によって多少異なることに注意してください。</p> <p>表2-4に、マグマの代表的な化学組成を示します。一般にマグマ（火成岩）の化学組成はSiO₂からK₂Oまでの12種類の酸化物で構成されています。</p> <p>表2-4 マグマ（火成岩）の代表的な化学組成^{参考文献} (単位は重量%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組成物</th> <th>玄武岩</th> <th>安山岩</th> <th>デイサイト</th> <th>花崗岩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SiO₂</td> <td>49.98</td> <td>47.11</td> <td>49.74</td> <td>79.99</td> </tr> <tr> <td>TiO₂</td> <td>0.72</td> <td>0.83</td> <td>0.45</td> <td>0.22</td> </tr> <tr> <td>Al₂O₃</td> <td>17.29</td> <td>16.94</td> <td>15.50</td> <td>10.02</td> </tr> <tr> <td>FeO</td> <td>3.85</td> <td>3.91</td> <td>1.02</td> <td>0.21</td> </tr> <tr> <td>ZnO</td> <td>1.24</td> <td>1.39</td> <td>2.39</td> <td>0.27</td> </tr> <tr> <td>MnO</td> <td>0.18</td> <td>0.15</td> <td>0.05</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>MgO</td> <td>7.08</td> <td>3.87</td> <td>0.85</td> <td>6.08</td> </tr> <tr> <td>CaO</td> <td>16.97</td> <td>6.42</td> <td>3.63</td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>Na₂O</td> <td>1.29</td> <td>2.99</td> <td>3.13</td> <td>4.15</td> </tr> <tr> <td>K₂O</td> <td>0.25</td> <td>1.37</td> <td>1.38</td> <td>2.39</td> </tr> <tr> <td>ZrO₂</td> <td>0.06</td> <td>0.15</td> <td>0.22</td> <td>0.27</td> </tr> <tr> <td>HfO₂</td> <td>1.18</td> <td>0.11</td> <td>0.07</td> <td>0.81</td> </tr> <tr> <td>La₂O₃</td> <td>0.28</td> <td>0.11</td> <td>0.23</td> <td>0.31</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100.43</td> <td>100.04</td> <td>100.36</td> <td>100.32</td> </tr> </tbody> </table> <p>の組み合わせで表現します。もちろん他の種類の酸化物も入っているのですが、量的には少ないため、ここでは無視します。表2-2の火成岩の組み合わせと表2-3の岩石の化学組成を見ればわかるようにますが、表2-4のように火成岩の組成を酸化物の形で示したかといって、岩石中において個々の酸化物が存在するのもそのままの状態で入っていることを意味しているわけではありません。また看注《マグマ》でも各々の酸化物がそのまま入り混じっていません。後に詳しく述べるようになりますが、マグマ中でこれら酸化物は結晶し、新たに組み合わさり、複雑なイオンの化合物となっています。酸化物の形で示したのは、たんなる分析結果上の強調あくまで便観的なものです。さらに各酸化物のうちH₂Oは、110°C以下で試料から抜き出る“マイナスの水”と、それ以上で蒸発される“プラスの水”との区別に区分されています。マイナスの水は分析用とき満料管子間に付着していた水で、プラスの水が本当に岩石中に入っていた水。というふうに受け取られています。また水は揮発性成分ですから、量的にはマグマ過程のままざまを隠蔽して簡単に変化してしまいます。</p> <p>結論的にそれますが、マグマの化学組成がこのように多様である原因を探ることは古いから重要な研究テーマとされていました。いくつかの機構が考えられます。最も確実なものに熔融共晶化作用があります。これはよりジルナーナマグマの中で、冷却にもとないそのマグマよりもSiO₂量の少ない岩石が生まれ、取り去られ、その後残りの液体部分にはSiO₂が含み多様性が生まれる。という考え方です。</p> <p>さて、表2-4でもう一つ注意しておきたいことがあります。それは4種、5種の酸化物（SiO₂、P₂O₅など）の総量が玄武岩から花崗岩になるにしたがって増加するのにに対し、1種および2種の金属酸化物（MgO、Na₂Oなど）の総量、および1種に3種の金属酸化物の総量はともに減少することです。このことは後にマグマの物理や構造とその化学組成との関係を考えるうえにおいてとても大切になります。</p> <p>枠囲み部、下線部は本資料における抜粋又は参照箇所を示す</p>	組成物	玄武岩	安山岩	デイサイト	花崗岩	SiO ₂	49.98	47.11	49.74	79.99	TiO ₂	0.72	0.83	0.45	0.22	Al ₂ O ₃	17.29	16.94	15.50	10.02	FeO	3.85	3.91	1.02	0.21	ZnO	1.24	1.39	2.39	0.27	MnO	0.18	0.15	0.05	0.08	MgO	7.08	3.87	0.85	6.08	CaO	16.97	6.42	3.63	0.73	Na ₂ O	1.29	2.99	3.13	4.15	K ₂ O	0.25	1.37	1.38	2.39	ZrO ₂	0.06	0.15	0.22	0.27	HfO ₂	1.18	0.11	0.07	0.81	La ₂ O ₃	0.28	0.11	0.23	0.31	合計	100.43	100.04	100.36	100.32		
組成物	玄武岩	安山岩	デイサイト	花崗岩																																																																										
SiO ₂	49.98	47.11	49.74	79.99																																																																										
TiO ₂	0.72	0.83	0.45	0.22																																																																										
Al ₂ O ₃	17.29	16.94	15.50	10.02																																																																										
FeO	3.85	3.91	1.02	0.21																																																																										
ZnO	1.24	1.39	2.39	0.27																																																																										
MnO	0.18	0.15	0.05	0.08																																																																										
MgO	7.08	3.87	0.85	6.08																																																																										
CaO	16.97	6.42	3.63	0.73																																																																										
Na ₂ O	1.29	2.99	3.13	4.15																																																																										
K ₂ O	0.25	1.37	1.38	2.39																																																																										
ZrO ₂	0.06	0.15	0.22	0.27																																																																										
HfO ₂	1.18	0.11	0.07	0.81																																																																										
La ₂ O ₃	0.28	0.11	0.23	0.31																																																																										
合計	100.43	100.04	100.36	100.32																																																																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	<p>参考文献：町田洋・新井房夫, 新編 火山灰アトラス [日本列島とその周辺], 東京大学出版会, 2011, P144-153</p> <p>会津・福島・仙台 (1 / 2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点名・マップ名</th><th>図号</th><th>年代</th><th>被災地名</th><th>被災模式と属性</th><th>分布・半径</th><th>A</th><th>V</th><th>注・[記述・他の炉]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千賀田山</td><td>T-2-a</td><td>AD520</td><td>etc</td><td></td><td>E>5km R1.5km</td><td>3</td><td>4-5</td><td>泊付近カマツラの木下 等に被害有り</td></tr> <tr> <td>神宮二ノ宮伊勢原</td><td>T-77</td><td>1952</td><td>etc</td><td></td><td>E>5km R1.5km</td><td>3</td><td>4-5</td><td>泊付近カマツラの木下 等に被害有り</td></tr> <tr> <td>岩手山⁽¹⁾</td><td>Nor-5</td><td>3</td><td>C⁽²⁾, A</td><td>etc, etc, etc</td><td>E>5km R1.5km</td><td>3</td><td>4-5</td><td>泊付近カマツラの木下 等に被害有り</td></tr> <tr> <td>浅間山⁽³⁾</td><td>As-VP</td><td></td><td></td><td>etc</td><td></td><td></td><td></td><td>泊付近カマツラの木下 等に被害有り</td></tr> <tr> <td>船岡山⁽⁴⁾</td><td>AT</td><td>20~30</td><td></td><td>etc, etc, etc</td><td></td><td></td><td></td><td>本支・第3.1の範囲</td></tr> <tr> <td>安達太良山⁽⁵⁾</td><td>Ad-31</td><td></td><td></td><td>etc</td><td>ESE>10km</td><td>3-5</td><td>4</td><td>本支・第3.1の範囲</td></tr> <tr> <td>裏王山⁽⁶⁾</td><td>Za-Kw</td><td>>20</td><td>C, ST</td><td>etc</td><td>ESE>4km R2.5km</td><td>3</td><td>4</td><td></td></tr> <tr> <td>筑波山⁽⁷⁾</td><td>At-N2</td><td></td><td></td><td>etc</td><td>ESE>10km</td><td>3-5</td><td>4</td><td>(A1)P ホーリー⁽⁸⁾ (B1)P, 泊付近⁽⁹⁾</td></tr> <tr> <td>磐梯山⁽¹⁰⁾</td><td>Hi-H</td><td>80~90</td><td>ST</td><td>etc, etc</td><td></td><td></td><td></td><td>Hi-H</td></tr> <tr> <td>大山山系⁽¹¹⁾</td><td>Da-P</td><td>>30</td><td></td><td>etc, etc, etc</td><td></td><td></td><td></td><td>Da-P</td></tr> <tr> <td>御嶽山⁽¹²⁾</td><td>Nor-Kn</td><td>>20~30</td><td>ST, PT</td><td>etc, etc, etc</td><td>ESE>5km</td><td>3</td><td>4-5</td><td>[Kumagai]P, [Kumagai]M [Ogata]P</td></tr> <tr> <td>南伊吹山⁽¹³⁾</td><td>Ad-30</td><td></td><td></td><td>etc</td><td>E>5km</td><td>3</td><td>4</td><td>(A1)P ホーリー⁽¹⁴⁾ 表記あり</td></tr> <tr> <td>赤城山⁽¹⁵⁾</td><td>Ad-Ck</td><td></td><td></td><td>etc</td><td></td><td></td><td></td><td>Ad-Ck</td></tr> <tr> <td>御嶽山⁽¹⁶⁾</td><td>Hi-H</td><td>10~30</td><td>ST</td><td>etc, etc</td><td></td><td></td><td></td><td>Hi-H</td></tr> <tr> <td>御岳山⁽¹⁷⁾</td><td>Os-Sg</td><td></td><td></td><td>etc</td><td></td><td></td><td></td><td>Os-Sg</td></tr> <tr> <td>日向山⁽¹⁸⁾</td><td>Ad-4</td><td>>20~30</td><td></td><td>etc</td><td></td><td></td><td></td><td>Ad-4</td></tr> </tbody> </table> <p>会津・福島・仙台 (2 / 2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点名・マップ名</th><th>図号</th><th>年代</th><th>被災地名</th><th>被災模式と属性</th><th>分布・半径</th><th>A</th><th>V</th><th>注・[記述・他の炉]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安達太良山⁽¹⁾</td><td>Ad-31</td><td></td><td>etc, etc, etc</td><td>etc, etc, etc</td><td>ESE>10km</td><td>3-5</td><td>4</td><td>(A2)P, (B2)P, 泊付近</td></tr> <tr> <td>安達太良山⁽²⁾</td><td>Ad-30</td><td>80~100</td><td>ST</td><td>etc, etc</td><td>E>5km R1.5km</td><td>3</td><td>4</td><td>(A2)P, (B2)P, 泊付近</td></tr> <tr> <td>西化笠原⁽³⁾</td><td>Nm-Sh</td><td>30~100</td><td>PT⁽⁴⁾</td><td>etc, etc</td><td>ESE>10km</td><td>3-5</td><td>4</td><td>(B2)P, 泊付近</td></tr> <tr> <td>安達太良山⁽⁵⁾</td><td>Ad-Ck</td><td>10~</td><td>ST</td><td>etc, etc</td><td>E>5km R1.5km</td><td>3</td><td>4</td><td>(A2)P, 泊付近</td></tr> <tr> <td>御嶽山⁽⁶⁾</td><td>Nor-Tg</td><td>10</td><td>PT⁽⁷⁾</td><td>etc, etc</td><td>E</td><td></td><td></td><td>御嶽山A1P, TE-2P</td></tr> </tbody> </table> <p>肘折・鳴子・鬼首</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(a)・マップ名</th><th>図号</th><th>年代</th><th>被災地名</th><th>被災模式と属性</th><th>分布・半径</th><th>A</th><th>V</th><th>注・[記述・他の炉]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御前山地⁽⁸⁾</td><td>Tl-O</td><td>11~12</td><td>C⁽⁹⁾</td><td>etc, etc</td><td>ESE>10km R1.5km</td><td>3</td><td>3</td><td>泊付近⁽¹⁰⁾, 泊付近⁽¹¹⁾, 泊付近⁽¹²⁾, 泊付近⁽¹³⁾, 泊付近⁽¹⁴⁾</td></tr> <tr> <td>鳴子温泉上郷⁽¹⁵⁾</td><td>Nr-KU</td><td>10~30</td><td>C, ST</td><td>etc, etc, etc</td><td>E>4km</td><td>3</td><td>4</td><td>(Nakajima)⁽¹⁶⁾</td></tr> <tr> <td>船岡山⁽¹⁷⁾</td><td>AT</td><td>30~90</td><td>C</td><td>etc</td><td></td><td></td><td></td><td>AT</td></tr> <tr> <td>鳴子温泉⁽¹⁸⁾</td><td>Os-Y</td><td>41~60</td><td>TL, PT</td><td>etc, etc, etc</td><td>ESE>10km R1.5km</td><td>3-4</td><td>4</td><td>(Os-Y)⁽¹⁹⁾, 泊付近⁽²⁰⁾, 泊付近⁽²¹⁾</td></tr> <tr> <td>阿蘇⁽²²⁾</td><td>As-4</td><td>50~90</td><td></td><td>etc</td><td></td><td></td><td></td><td>As-4</td></tr> <tr> <td>鳴子温泉⁽²³⁾</td><td>Nr-N</td><td>30</td><td>ST</td><td>etc, etc, etc</td><td>ESE>10km R1.5km</td><td>3</td><td>4</td><td>As-4, 泊付近⁽²⁴⁾, 泊付近⁽²⁵⁾</td></tr> <tr> <td>山形山⁽²⁶⁾</td><td>Km</td><td>90~100</td><td>PT</td><td>etc, etc</td><td>ESE>10km R1.5km</td><td>3-4</td><td>4</td><td>(Km)⁽²⁷⁾, 泊付近⁽²⁸⁾, 泊付近⁽²⁹⁾</td></tr> <tr> <td>御嶽山⁽³⁰⁾</td><td>Hi-PH1</td><td>80~100</td><td>PT</td><td>etc, etc</td><td>ESE>10km R1.5km</td><td>3-4</td><td>4</td><td>Hi-PH1, 泊付近⁽³¹⁾</td></tr> <tr> <td>二瓶大丸⁽³¹⁾</td><td>Sh</td><td>70</td><td></td><td>etc</td><td></td><td></td><td></td><td>Sh, Sh, Sh</td></tr> <tr> <td>湯瀬⁽³²⁾</td><td>Tosk</td><td>112~115</td><td></td><td>etc</td><td></td><td></td><td></td><td>Tosk</td></tr> <tr> <td>鳴子一山⁽³³⁾</td><td>Nr-B</td><td>(10~145), (145~195), TL, PT</td><td>etc</td><td>E>4km R1.5km</td><td>3</td><td>4</td><td>(Nakajima)⁽³⁴⁾, 泊付近⁽³⁵⁾</td><td>Nr-B</td></tr> </tbody> </table> <p>枠囲み部は本資料における抜粋又は参照箇所を示す</p>	点名・マップ名	図号	年代	被災地名	被災模式と属性	分布・半径	A	V	注・[記述・他の炉]	千賀田山	T-2-a	AD520	etc		E>5km R1.5km	3	4-5	泊付近カマツラの木下 等に被害有り	神宮二ノ宮伊勢原	T-77	1952	etc		E>5km R1.5km	3	4-5	泊付近カマツラの木下 等に被害有り	岩手山 ⁽¹⁾	Nor-5	3	C ⁽²⁾ , A	etc, etc, etc	E>5km R1.5km	3	4-5	泊付近カマツラの木下 等に被害有り	浅間山 ⁽³⁾	As-VP			etc				泊付近カマツラの木下 等に被害有り	船岡山 ⁽⁴⁾	AT	20~30		etc, etc, etc				本支・第3.1の範囲	安達太良山 ⁽⁵⁾	Ad-31			etc	ESE>10km	3-5	4	本支・第3.1の範囲	裏王山 ⁽⁶⁾	Za-Kw	>20	C, ST	etc	ESE>4km R2.5km	3	4		筑波山 ⁽⁷⁾	At-N2			etc	ESE>10km	3-5	4	(A1)P ホーリー ⁽⁸⁾ (B1)P, 泊付近 ⁽⁹⁾	磐梯山 ⁽¹⁰⁾	Hi-H	80~90	ST	etc, etc				Hi-H	大山山系 ⁽¹¹⁾	Da-P	>30		etc, etc, etc				Da-P	御嶽山 ⁽¹²⁾	Nor-Kn	>20~30	ST, PT	etc, etc, etc	ESE>5km	3	4-5	[Kumagai]P, [Kumagai]M [Ogata]P	南伊吹山 ⁽¹³⁾	Ad-30			etc	E>5km	3	4	(A1)P ホーリー ⁽¹⁴⁾ 表記あり	赤城山 ⁽¹⁵⁾	Ad-Ck			etc				Ad-Ck	御嶽山 ⁽¹⁶⁾	Hi-H	10~30	ST	etc, etc				Hi-H	御岳山 ⁽¹⁷⁾	Os-Sg			etc				Os-Sg	日向山 ⁽¹⁸⁾	Ad-4	>20~30		etc				Ad-4	点名・マップ名	図号	年代	被災地名	被災模式と属性	分布・半径	A	V	注・[記述・他の炉]	安達太良山 ⁽¹⁾	Ad-31		etc, etc, etc	etc, etc, etc	ESE>10km	3-5	4	(A2)P, (B2)P, 泊付近	安達太良山 ⁽²⁾	Ad-30	80~100	ST	etc, etc	E>5km R1.5km	3	4	(A2)P, (B2)P, 泊付近	西化笠原 ⁽³⁾	Nm-Sh	30~100	PT ⁽⁴⁾	etc, etc	ESE>10km	3-5	4	(B2)P, 泊付近	安達太良山 ⁽⁵⁾	Ad-Ck	10~	ST	etc, etc	E>5km R1.5km	3	4	(A2)P, 泊付近	御嶽山 ⁽⁶⁾	Nor-Tg	10	PT ⁽⁷⁾	etc, etc	E			御嶽山A1P, TE-2P	(a)・マップ名	図号	年代	被災地名	被災模式と属性	分布・半径	A	V	注・[記述・他の炉]	御前山地 ⁽⁸⁾	Tl-O	11~12	C ⁽⁹⁾	etc, etc	ESE>10km R1.5km	3	3	泊付近 ⁽¹⁰⁾ , 泊付近 ⁽¹¹⁾ , 泊付近 ⁽¹²⁾ , 泊付近 ⁽¹³⁾ , 泊付近 ⁽¹⁴⁾	鳴子温泉上郷 ⁽¹⁵⁾	Nr-KU	10~30	C, ST	etc, etc, etc	E>4km	3	4	(Nakajima) ⁽¹⁶⁾	船岡山 ⁽¹⁷⁾	AT	30~90	C	etc				AT	鳴子温泉 ⁽¹⁸⁾	Os-Y	41~60	TL, PT	etc, etc, etc	ESE>10km R1.5km	3-4	4	(Os-Y) ⁽¹⁹⁾ , 泊付近 ⁽²⁰⁾ , 泊付近 ⁽²¹⁾	阿蘇 ⁽²²⁾	As-4	50~90		etc				As-4	鳴子温泉 ⁽²³⁾	Nr-N	30	ST	etc, etc, etc	ESE>10km R1.5km	3	4	As-4, 泊付近 ⁽²⁴⁾ , 泊付近 ⁽²⁵⁾	山形山 ⁽²⁶⁾	Km	90~100	PT	etc, etc	ESE>10km R1.5km	3-4	4	(Km) ⁽²⁷⁾ , 泊付近 ⁽²⁸⁾ , 泊付近 ⁽²⁹⁾	御嶽山 ⁽³⁰⁾	Hi-PH1	80~100	PT	etc, etc	ESE>10km R1.5km	3-4	4	Hi-PH1, 泊付近 ⁽³¹⁾	二瓶大丸 ⁽³¹⁾	Sh	70		etc				Sh, Sh, Sh	湯瀬 ⁽³²⁾	Tosk	112~115		etc				Tosk	鳴子一山 ⁽³³⁾	Nr-B	(10~145), (145~195), TL, PT	etc	E>4km R1.5km	3	4	(Nakajima) ⁽³⁴⁾ , 泊付近 ⁽³⁵⁾	Nr-B
点名・マップ名	図号	年代	被災地名	被災模式と属性	分布・半径	A	V	注・[記述・他の炉]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
千賀田山	T-2-a	AD520	etc		E>5km R1.5km	3	4-5	泊付近カマツラの木下 等に被害有り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
神宮二ノ宮伊勢原	T-77	1952	etc		E>5km R1.5km	3	4-5	泊付近カマツラの木下 等に被害有り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
岩手山 ⁽¹⁾	Nor-5	3	C ⁽²⁾ , A	etc, etc, etc	E>5km R1.5km	3	4-5	泊付近カマツラの木下 等に被害有り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
浅間山 ⁽³⁾	As-VP			etc				泊付近カマツラの木下 等に被害有り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
船岡山 ⁽⁴⁾	AT	20~30		etc, etc, etc				本支・第3.1の範囲																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
安達太良山 ⁽⁵⁾	Ad-31			etc	ESE>10km	3-5	4	本支・第3.1の範囲																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
裏王山 ⁽⁶⁾	Za-Kw	>20	C, ST	etc	ESE>4km R2.5km	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
筑波山 ⁽⁷⁾	At-N2			etc	ESE>10km	3-5	4	(A1)P ホーリー ⁽⁸⁾ (B1)P, 泊付近 ⁽⁹⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
磐梯山 ⁽¹⁰⁾	Hi-H	80~90	ST	etc, etc				Hi-H																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大山山系 ⁽¹¹⁾	Da-P	>30		etc, etc, etc				Da-P																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
御嶽山 ⁽¹²⁾	Nor-Kn	>20~30	ST, PT	etc, etc, etc	ESE>5km	3	4-5	[Kumagai]P, [Kumagai]M [Ogata]P																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
南伊吹山 ⁽¹³⁾	Ad-30			etc	E>5km	3	4	(A1)P ホーリー ⁽¹⁴⁾ 表記あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
赤城山 ⁽¹⁵⁾	Ad-Ck			etc				Ad-Ck																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
御嶽山 ⁽¹⁶⁾	Hi-H	10~30	ST	etc, etc				Hi-H																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
御岳山 ⁽¹⁷⁾	Os-Sg			etc				Os-Sg																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
日向山 ⁽¹⁸⁾	Ad-4	>20~30		etc				Ad-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
点名・マップ名	図号	年代	被災地名	被災模式と属性	分布・半径	A	V	注・[記述・他の炉]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
安達太良山 ⁽¹⁾	Ad-31		etc, etc, etc	etc, etc, etc	ESE>10km	3-5	4	(A2)P, (B2)P, 泊付近																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
安達太良山 ⁽²⁾	Ad-30	80~100	ST	etc, etc	E>5km R1.5km	3	4	(A2)P, (B2)P, 泊付近																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
西化笠原 ⁽³⁾	Nm-Sh	30~100	PT ⁽⁴⁾	etc, etc	ESE>10km	3-5	4	(B2)P, 泊付近																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
安達太良山 ⁽⁵⁾	Ad-Ck	10~	ST	etc, etc	E>5km R1.5km	3	4	(A2)P, 泊付近																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
御嶽山 ⁽⁶⁾	Nor-Tg	10	PT ⁽⁷⁾	etc, etc	E			御嶽山A1P, TE-2P																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(a)・マップ名	図号	年代	被災地名	被災模式と属性	分布・半径	A	V	注・[記述・他の炉]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
御前山地 ⁽⁸⁾	Tl-O	11~12	C ⁽⁹⁾	etc, etc	ESE>10km R1.5km	3	3	泊付近 ⁽¹⁰⁾ , 泊付近 ⁽¹¹⁾ , 泊付近 ⁽¹²⁾ , 泊付近 ⁽¹³⁾ , 泊付近 ⁽¹⁴⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鳴子温泉上郷 ⁽¹⁵⁾	Nr-KU	10~30	C, ST	etc, etc, etc	E>4km	3	4	(Nakajima) ⁽¹⁶⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
船岡山 ⁽¹⁷⁾	AT	30~90	C	etc				AT																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鳴子温泉 ⁽¹⁸⁾	Os-Y	41~60	TL, PT	etc, etc, etc	ESE>10km R1.5km	3-4	4	(Os-Y) ⁽¹⁹⁾ , 泊付近 ⁽²⁰⁾ , 泊付近 ⁽²¹⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
阿蘇 ⁽²²⁾	As-4	50~90		etc				As-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鳴子温泉 ⁽²³⁾	Nr-N	30	ST	etc, etc, etc	ESE>10km R1.5km	3	4	As-4, 泊付近 ⁽²⁴⁾ , 泊付近 ⁽²⁵⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
山形山 ⁽²⁶⁾	Km	90~100	PT	etc, etc	ESE>10km R1.5km	3-4	4	(Km) ⁽²⁷⁾ , 泊付近 ⁽²⁸⁾ , 泊付近 ⁽²⁹⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
御嶽山 ⁽³⁰⁾	Hi-PH1	80~100	PT	etc, etc	ESE>10km R1.5km	3-4	4	Hi-PH1, 泊付近 ⁽³¹⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
二瓶大丸 ⁽³¹⁾	Sh	70		etc				Sh, Sh, Sh																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
湯瀬 ⁽³²⁾	Tosk	112~115		etc				Tosk																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鳴子一山 ⁽³³⁾	Nr-B	(10~145), (145~195), TL, PT	etc	E>4km R1.5km	3	4	(Nakajima) ⁽³⁴⁾ , 泊付近 ⁽³⁵⁾	Nr-B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	<p style="text-align: center;">青森（1／2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大山・アフターホルダ</th> <th>記 号</th> <th>半径</th> <th>倒伏方向</th> <th>初期模式と属性</th> <th>立着・倒伏</th> <th>A V</th> <th>追一（波浪・衝撃波）</th> <th>E S</th> <th>主な 記 録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泊原防波堤¹⁾</td> <td>To-Tm</td> <td>H=8.3</td> <td>C,A</td> <td>ptu</td> <td>H>180 km</td> <td>3- 4</td> <td>赤外・震波モニタ</td> <td>To-Tm</td> <td>なし, d, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山²⁾</td> <td>To-a</td> <td>AD-05</td> <td>H C,A</td> <td>ptu, cts, pft</td> <td>H>60 km</td> <td>4 -</td> <td>大連門（北高根門）</td> <td>To-a</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山³⁾</td> <td>To-b</td> <td>ts,T</td> <td>C*</td> <td>ptu</td> <td>H>60 km</td> <td>-</td> <td>高根門（北高根門）</td> <td>To-b</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山⁴⁾</td> <td>To-Cn</td> <td>S</td> <td>C**</td> <td>ptu</td> <td>H>200 km</td> <td>4 -</td> <td>高根門（北高根門）, 海</td> <td>To-Cn</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山⁵⁾</td> <td>To-Nb</td> <td>SL</td> <td>C*</td> <td>ptu</td> <td>H>200 km</td> <td>3 -</td> <td>高根門（北高根門）, 海</td> <td>To-Nb</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山の森⁶⁾</td> <td>To-Nk</td> <td>H-B</td> <td>C*</td> <td>ptu</td> <td>H>200 km</td> <td>3 -</td> <td>[NAD]⁷⁾</td> <td>To-Nk</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山⁸⁾</td> <td>To-H</td> <td>ts</td> <td>C*</td> <td>ptu, pft</td> <td>ol:can, D:100</td> <td>2-4</td> <td>赤外・震波モニタ</td> <td>To-H</td> <td>なし, (p), (p)</td> </tr> <tr> <td>To-H</td> <td>ts</td> <td>C*</td> <td>ptu, pft</td> <td>H>60 km</td> <td>-</td> <td>[NAD]⁹⁾</td> <td>To-H</td> <td>なし, (p), (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山アリヤト¹⁰⁾</td> <td>To-PPt</td> <td>ts, D</td> <td>SL</td> <td>ptu</td> <td>H>200 km</td> <td>3 -</td> <td>イシガリユーティング装置</td> <td>To-PPt</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>尾波 T3</td> <td>AT</td> <td>2H-18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>赤外・震波モニタ</td> <td>AT</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>十和田大震動¹¹⁾</td> <td>To-Cf</td> <td>SAS</td> <td>C, ST</td> <td>ptu, pft</td> <td>H>200 km</td> <td>3 -</td> <td>赤外・震波モニタ</td> <td>To-Cf</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>To-LBt</td> <td>SLB</td> <td>C, ST</td> <td>ptu</td> <td>H>200 km</td> <td>4 -</td> <td>[NAD]¹⁰⁾, [NAD]¹¹⁾</td> <td>To-LBt</td> <td>なし, (p)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">青森（2／2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大山・アフターホルダ</th> <th>記 号</th> <th>半径</th> <th>倒伏方向</th> <th>初期模式と属性</th> <th>立着・倒伏</th> <th>A V</th> <th>追一（波浪・衝撃波）</th> <th>E S</th> <th>主な 記 録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十和田山¹²⁾</td> <td>To-G</td> <td>MIS G¹³⁾</td> <td>ts, ts, ts</td> <td>ptu</td> <td>H>60 km</td> <td>3 -</td> <td>シネモニタ・レーダ装置</td> <td>To-G</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田サシダンゴ</td> <td>To-GS</td> <td>ts</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>To-GS</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田東海岸¹⁴⁾</td> <td>To-Ga</td> <td>ts</td> <td>倒伏方向不明</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>To-Ga</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山¹⁵⁾</td> <td>To-Hd</td> <td>MIS G¹⁶⁾ G¹⁷⁾</td> <td>ptu</td> <td>H>60 km</td> <td>3 -</td> <td>赤外・震波モニタ装置</td> <td>To-Hd</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山¹⁸⁾</td> <td>To-EP</td> <td>MIS G¹⁹⁾ G²⁰⁾</td> <td>ptu, pft</td> <td>H>200 km</td> <td>3 -</td> <td>-</td> <td>To-EP</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山²¹⁾</td> <td>To-Og</td> <td>H-L</td> <td>ptu</td> <td>L>20 km</td> <td>2-4 4-6</td> <td>KW²²⁾ KW²³⁾ KW²⁴⁾ KW²⁵⁾</td> <td>To-Og</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山²⁶⁾</td> <td>To-GP</td> <td>H-L</td> <td>ptu</td> <td>L>20 km</td> <td>3 -</td> <td>-</td> <td>To-GP</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>高根</td> <td>To</td> <td>-</td> <td>ptu</td> <td>-</td> <td>3 -</td> <td>赤外・震波モニタ装置</td> <td>To</td> <td>なし, (p), (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田山²⁷⁾</td> <td>To-TU</td> <td>-</td> <td>ptu</td> <td>H>20 km</td> <td>3 -</td> <td>-</td> <td>To-TU</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>石炭²⁸⁾</td> <td>Asv-t</td> <td>SL-DB</td> <td>ptu</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>赤外・震波モニタ</td> <td>Asv-t</td> <td>(p)</td> </tr> <tr> <td>十和田ガス²⁹⁾</td> <td>To-AP</td> <td>MIS G</td> <td>SL</td> <td>ptu</td> <td>H>20 km</td> <td>3 -</td> <td>赤外・震波モニタ装置 (MIS G) 直上</td> <td>To-AP</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>十和田エキス³⁰⁾</td> <td>To-CP</td> <td>-</td> <td>ptu</td> <td>H>20 km</td> <td>3-4 3-</td> <td>-</td> <td>To-CP</td> <td>なし, (p)</td> </tr> <tr> <td>石炭³¹⁾</td> <td>To-p</td> <td>ts, ts</td> <td>ptu</td> <td>H>20 km</td> <td>3 -</td> <td>高根山（高根山門）, 木下門, 木下門を含む, 木下門を含む</td> <td>To-p</td> <td>(p)</td> </tr> <tr> <td>ガラス³²⁾</td> <td>To-p</td> <td>ts, ts</td> <td>ptu</td> <td>H>20 km</td> <td>3 -</td> <td>赤坂十和田門</td> <td>To-p</td> <td>なし, (p), (p)</td> </tr> <tr> <td>ガラス³³⁾</td> <td>To-p</td> <td>ts, ts</td> <td>ptu</td> <td>H>20 km</td> <td>3 -</td> <td>赤坂防波堤（赤坂門）, 上越門, 上越門を含む, 上越門を含む, 赤坂十和田門</td> <td>To-p</td> <td>なし, (p), (p)</td> </tr> </tbody> </table> <p>枠囲み部は本資料における抜粋又は参照箇所を示す</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>鉱物組成の凡例[*]</p> <ul style="list-style-type: none"> • opx : 斜方輝石 • qt : 石英 • cpx : 单斜輝石 • ho : 角閃石 • cum : カミントン閃石 • ep : 緑簾石 • ol : カンラン石 • bi : 黒雲母 • ob : 黑曜石 • af : アルカリ長石 </div> <p>※ : 青枠囲みは追記</p>	大山・アフターホルダ	記 号	半径	倒伏方向	初期模式と属性	立着・倒伏	A V	追一（波浪・衝撃波）	E S	主な 記 録	泊原防波堤 ¹⁾	To-Tm	H=8.3	C,A	ptu	H>180 km	3- 4	赤外・震波モニタ	To-Tm	なし, d, (p)	十和田山 ²⁾	To-a	AD-05	H C,A	ptu, cts, pft	H>60 km	4 -	大連門（北高根門）	To-a	なし, (p)	十和田山 ³⁾	To-b	ts,T	C*	ptu	H>60 km	-	高根門（北高根門）	To-b	なし, (p)	十和田山 ⁴⁾	To-Cn	S	C**	ptu	H>200 km	4 -	高根門（北高根門）, 海	To-Cn	なし, (p)	十和田山 ⁵⁾	To-Nb	SL	C*	ptu	H>200 km	3 -	高根門（北高根門）, 海	To-Nb	なし, (p)	十和田山の森 ⁶⁾	To-Nk	H-B	C*	ptu	H>200 km	3 -	[NAD] ⁷⁾	To-Nk	なし, (p)	十和田山 ⁸⁾	To-H	ts	C*	ptu, pft	ol:can, D:100	2-4	赤外・震波モニタ	To-H	なし, (p), (p)	To-H	ts	C*	ptu, pft	H>60 km	-	[NAD] ⁹⁾	To-H	なし, (p), (p)	十和田山アリヤト ¹⁰⁾	To-PPt	ts, D	SL	ptu	H>200 km	3 -	イシガリユーティング装置	To-PPt	なし, (p)	尾波 T3	AT	2H-18	-	-	-	-	赤外・震波モニタ	AT	-	十和田大震動 ¹¹⁾	To-Cf	SAS	C, ST	ptu, pft	H>200 km	3 -	赤外・震波モニタ	To-Cf	なし, (p)	To-LBt	SLB	C, ST	ptu	H>200 km	4 -	[NAD] ¹⁰⁾ , [NAD] ¹¹⁾	To-LBt	なし, (p)	大山・アフターホルダ	記 号	半径	倒伏方向	初期模式と属性	立着・倒伏	A V	追一（波浪・衝撃波）	E S	主な 記 録	十和田山 ¹²⁾	To-G	MIS G ¹³⁾	ts, ts, ts	ptu	H>60 km	3 -	シネモニタ・レーダ装置	To-G	なし, (p)	十和田サシダンゴ	To-GS	ts	-	-	-	-	-	To-GS	なし, (p)	十和田東海岸 ¹⁴⁾	To-Ga	ts	倒伏方向不明	-	-	-	-	To-Ga	なし, (p)	十和田山 ¹⁵⁾	To-Hd	MIS G ¹⁶⁾ G ¹⁷⁾	ptu	H>60 km	3 -	赤外・震波モニタ装置	To-Hd	なし, (p)	十和田山 ¹⁸⁾	To-EP	MIS G ¹⁹⁾ G ²⁰⁾	ptu, pft	H>200 km	3 -	-	To-EP	なし, (p)	十和田山 ²¹⁾	To-Og	H-L	ptu	L>20 km	2-4 4-6	KW ²²⁾ KW ²³⁾ KW ²⁴⁾ KW ²⁵⁾	To-Og	なし, (p)	十和田山 ²⁶⁾	To-GP	H-L	ptu	L>20 km	3 -	-	To-GP	なし, (p)	高根	To	-	ptu	-	3 -	赤外・震波モニタ装置	To	なし, (p), (p)	十和田山 ²⁷⁾	To-TU	-	ptu	H>20 km	3 -	-	To-TU	なし, (p)	石炭 ²⁸⁾	Asv-t	SL-DB	ptu	-	-	赤外・震波モニタ	Asv-t	(p)	十和田ガス ²⁹⁾	To-AP	MIS G	SL	ptu	H>20 km	3 -	赤外・震波モニタ装置 (MIS G) 直上	To-AP	なし, (p)	十和田エキス ³⁰⁾	To-CP	-	ptu	H>20 km	3-4 3-	-	To-CP	なし, (p)	石炭 ³¹⁾	To-p	ts, ts	ptu	H>20 km	3 -	高根山（高根山門）, 木下門, 木下門を含む, 木下門を含む	To-p	(p)	ガラス ³²⁾	To-p	ts, ts	ptu	H>20 km	3 -	赤坂十和田門	To-p	なし, (p), (p)	ガラス ³³⁾	To-p	ts, ts	ptu	H>20 km	3 -	赤坂防波堤（赤坂門）, 上越門, 上越門を含む, 上越門を含む, 赤坂十和田門	To-p	なし, (p), (p)
大山・アフターホルダ	記 号	半径	倒伏方向	初期模式と属性	立着・倒伏	A V	追一（波浪・衝撃波）	E S	主な 記 録																																																																																																																																																																																																																																																																													
泊原防波堤 ¹⁾	To-Tm	H=8.3	C,A	ptu	H>180 km	3- 4	赤外・震波モニタ	To-Tm	なし, d, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田山 ²⁾	To-a	AD-05	H C,A	ptu, cts, pft	H>60 km	4 -	大連門（北高根門）	To-a	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田山 ³⁾	To-b	ts,T	C*	ptu	H>60 km	-	高根門（北高根門）	To-b	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田山 ⁴⁾	To-Cn	S	C**	ptu	H>200 km	4 -	高根門（北高根門）, 海	To-Cn	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田山 ⁵⁾	To-Nb	SL	C*	ptu	H>200 km	3 -	高根門（北高根門）, 海	To-Nb	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田山の森 ⁶⁾	To-Nk	H-B	C*	ptu	H>200 km	3 -	[NAD] ⁷⁾	To-Nk	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田山 ⁸⁾	To-H	ts	C*	ptu, pft	ol:can, D:100	2-4	赤外・震波モニタ	To-H	なし, (p), (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
To-H	ts	C*	ptu, pft	H>60 km	-	[NAD] ⁹⁾	To-H	なし, (p), (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
十和田山アリヤト ¹⁰⁾	To-PPt	ts, D	SL	ptu	H>200 km	3 -	イシガリユーティング装置	To-PPt	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
尾波 T3	AT	2H-18	-	-	-	-	赤外・震波モニタ	AT	-																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田大震動 ¹¹⁾	To-Cf	SAS	C, ST	ptu, pft	H>200 km	3 -	赤外・震波モニタ	To-Cf	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
To-LBt	SLB	C, ST	ptu	H>200 km	4 -	[NAD] ¹⁰⁾ , [NAD] ¹¹⁾	To-LBt	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
大山・アフターホルダ	記 号	半径	倒伏方向	初期模式と属性	立着・倒伏	A V	追一（波浪・衝撃波）	E S	主な 記 録																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田山 ¹²⁾	To-G	MIS G ¹³⁾	ts, ts, ts	ptu	H>60 km	3 -	シネモニタ・レーダ装置	To-G	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田サシダンゴ	To-GS	ts	-	-	-	-	-	To-GS	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田東海岸 ¹⁴⁾	To-Ga	ts	倒伏方向不明	-	-	-	-	To-Ga	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田山 ¹⁵⁾	To-Hd	MIS G ¹⁶⁾ G ¹⁷⁾	ptu	H>60 km	3 -	赤外・震波モニタ装置	To-Hd	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
十和田山 ¹⁸⁾	To-EP	MIS G ¹⁹⁾ G ²⁰⁾	ptu, pft	H>200 km	3 -	-	To-EP	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
十和田山 ²¹⁾	To-Og	H-L	ptu	L>20 km	2-4 4-6	KW ²²⁾ KW ²³⁾ KW ²⁴⁾ KW ²⁵⁾	To-Og	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
十和田山 ²⁶⁾	To-GP	H-L	ptu	L>20 km	3 -	-	To-GP	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
高根	To	-	ptu	-	3 -	赤外・震波モニタ装置	To	なし, (p), (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
十和田山 ²⁷⁾	To-TU	-	ptu	H>20 km	3 -	-	To-TU	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
石炭 ²⁸⁾	Asv-t	SL-DB	ptu	-	-	赤外・震波モニタ	Asv-t	(p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
十和田ガス ²⁹⁾	To-AP	MIS G	SL	ptu	H>20 km	3 -	赤外・震波モニタ装置 (MIS G) 直上	To-AP	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																													
十和田エキス ³⁰⁾	To-CP	-	ptu	H>20 km	3-4 3-	-	To-CP	なし, (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
石炭 ³¹⁾	To-p	ts, ts	ptu	H>20 km	3 -	高根山（高根山門）, 木下門, 木下門を含む, 木下門を含む	To-p	(p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
ガラス ³²⁾	To-p	ts, ts	ptu	H>20 km	3 -	赤坂十和田門	To-p	なし, (p), (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														
ガラス ³³⁾	To-p	ts, ts	ptu	H>20 km	3 -	赤坂防波堤（赤坂門）, 上越門, 上越門を含む, 上越門を含む, 赤坂十和田門	To-p	なし, (p), (p)																																																																																																																																																																																																																																																																														

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足資料-20 外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の防護方針について</p> <p>1. 概要 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備（以下「津波防護施設等」という。）の外部事象に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>2. 防護に関する考え方 以下の考え方に基づき、女川原子力発電所において設計上考慮すべき外部事象に対する津波防護施設等の機能維持のための対応の要否について整理した。 外部事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フローを図1に示す。</p> <p>(1) 設計上考慮すべき事象が、津波もしくは津波の随伴、重畠が否定できない事象に該当するかを確認する。定量的な重畠確率が求められない事象については、保守的にその影響を考慮する。</p> <p>(2) 津波の随伴、重畠が否定できない場合は、当該事象による津波防護施設の機能喪失モードの有無を確認する。機能喪失モードが認められる場合は、設計により健全性を確保する。</p> <p>(3) 津波の随伴、重畠が有意でないと評価される事象についても、女川原子力発電所の津波防護施設については、基準津波の高さや防護範囲の広さ等その重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。</p> <pre> graph TD A["女川原子力発電所において 設計上考慮すべき外部事象"] --> B{随伴事象として 津波が考えられる} B -- No --> C{独立事象として 津波が確率的に 重畠し得る} C -- Yes --> D{当該事象による津波防護施設等の機能喪失モードがある} D -- Yes --> E["設計で健全性を確保 (○□)"] D -- No --> F["対応不要 (—△)"] C -- No --> G["機能維持について 配慮 (△△)"] </pre> <p>*1: 定量的に評価できないものを含む *2: 「○」、「△」、「—」は、後掲の表1における整理に対応している。</p> <p>図1 外部事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フロー</p>	<p>補足資料-20 外部事象に対する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の防護方針について</p> <p>1. 概要 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備（以下「津波防護施設等」という。）の外部事象に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>2. 防護に関する考え方 以下の考え方に基づき、泊発電所において設計上考慮すべき外部事象に対する津波防護施設等の機能維持のための対応の要否について整理した。 外部事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フローを図1に示す。</p> <p>(1) 設計上考慮すべき事象が、津波もしくは津波の随伴、重畠が否定できない事象に該当するかを確認する。定量的な重畠確率が求められない事象については、保守的にその影響を考慮する。</p> <p>(2) 津波の随伴、重畠が否定できない場合は、当該事象による津波防護施設の機能喪失モードの有無を確認する。機能喪失モードが認められる場合は、設計により健全性を確保する。</p> <p>(3) 津波の随伴、重畠が有意でないと評価される事象についても、泊発電所の津波防護施設については、基準津波の高さや防護範囲の広さ等その重要性に鑑み、自主的に機能維持のための配慮を行う。</p> <pre> graph TD A["泊発電所において 設計上考慮すべき外部事象"] --> B{随伴事象として 津波が考えられる} B -- No --> C{独立事象として 津波が確率的に 重畠し得る} C -- Yes --> D{当該事象による津波防護施設等の機能喪失モードがある} D -- Yes --> E["設計で健全性を確保 (○□)"] D -- No --> F["対応不要 (—△)"] C -- No --> G["機能維持について 配慮 (△△)"] </pre> <p>*1: 定量的に評価できないものを含む *2: 「○」、「△」、「—」は、後掲の表1における整理に対応している。</p> <p>図1 外部事象に対する津波防護施設等の機能維持対応要否判断フロー</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 検討結果 上記フローに基づく各事象に対する防護方針の検討結果を以下に示す。 (詳細は表1のとおり)</p> <p>(1) 津波の随伴、重畳が否定できない事象^{※1}に対する防護方針 これらの外部事象に対しては、津波との随伴もしくは重畳の可能性を否定できないため、荷重の重ね合わせのタイミングも考慮した上で設計への反映の要否を検討し、津波防護施設等への影響が考えられる事象に対しては、津波防護施設等の機能を維持する設計とする。 ※1: 地震、風(台風)、凍結、降水、積雪、落雷、森林火災</p> <p>(2) 津波の随伴、重畳が有意ではない事象(竜巻、火山の影響)に対する防護方針 「竜巻」、「火山の影響」の2つの外部事象に津波は随伴せず、また、基準津波との重畳の確率も有意ではないため、津波防護施設等を防護対象施設とはしないものの、津波防護施設等の機能が要求される時にはその機能を期待できるように以下の対応を自主的に実施する。</p> <p>a. 「竜巻」 設計竜巻と基準津波が重畳する年超過確率は約 $1.9 \times 10^{-12} \sim 1.9 \times 10^{-13}$ (/年) であり、竜巻と津波の重畳は有意ではないと評価されるが、竜巻が襲来した場合には必ず作用する風荷重に対しては、津波防護施設等の健全性を維持する設計とする。また、竜巻が襲来した場合でも、必ずしも津波防護施設に作用するとは限らない竜巻飛来物の衝撃荷重に対しては、大規模な損傷に至り難い構造とする。</p> <p>b. 「火山の影響」 設計で想定する降下火碎物の噴火と基準津波が重畳する年超過確率は約 $1.2 \times 10^{-10} \sim 1.2 \times 10^{-11}$ (/年) ^{※2}であり、火山の影響と基準津波の重畳は有意ではないと評価されるが、降下火碎物の堆積荷重について長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに、降灰後に適宜除去が可能な設計とする。 ※2: 約1万2千年前の肘折尾花沢噴火を考慮</p>	<p>3. 検討結果 上記フローに基づく各事象に対する防護方針の検討結果を以下に示す。 (詳細は表1のとおり)</p> <p>(1) 津波の随伴、重畳が否定できない事象^{※1}に対する防護方針 これらの外部事象に対しては、津波との随伴もしくは重畳の可能性を否定できないため、荷重の重ね合わせのタイミングも考慮した上で設計への反映の要否を検討し、津波防護施設等への影響が考えられる事象に対しては、津波防護施設等の機能を維持する設計とする。 ※1: 地震、風(台風)、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、森林火災</p> <p>(2) 津波の随伴、重畳が有意ではない事象(竜巻、火山の影響)に対する防護方針 「竜巻」、「火山の影響」の2つの外部事象に津波は随伴せず、また、基準津波との重畳の確率も有意ではないため、津波防護施設等を防護対象施設とはしないものの、津波防護施設等の機能が要求される時にはその機能を期待できるように以下の対応を自主的に実施する。</p> <p>a. 「竜巻」 設計竜巻と基準津波が重畳する年超過確率は約●(/年)であり、竜巻と津波の重畳は有意ではないと評価されるが、竜巻が襲来した場合には必ず作用する風荷重に対しては、津波防護施設等の健全性を維持する設計とする。また、竜巻が襲来した場合でも、必ずしも津波防護施設に作用するとは限らない竜巻飛来物の衝撃荷重に対しては、大規模な損傷に至り難い構造とする。</p> <p>b. 「火山の影響」 設計で想定する降下火碎物の噴火と基準津波が重畳する年超過確率は、約●(/年) ^{※2}であり、火山の影響と基準津波の重畳は有意ではないと評価されるが、降下火碎物の堆積荷重について長期荷重に対する構造健全性を確保するとともに、降灰後に適宜除去が可能な設計とする。 ※2: 敷地で確認された降下火碎物の層厚は●cmと評価しており、この降下火碎物噴出年代は約●万年前であることを考慮</p>	<p>【女川】設計方針の相違 •泊は立地地域の相違により地滑りを考慮する</p> <p>【女川】設計方針の相違 •評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 •評価結果の相違</p> <p>【女川】設計表現の相違</p>

追面【地震津波倒審査の反映】
 (上記●については、地震津波倒審査結果を受けて反映のため)

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

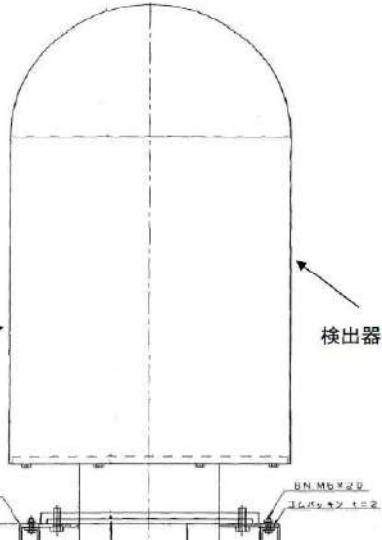
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>■：津波の過半、重慶は不足ではないため、設計上遮断する事象(△) □：津波の過半、重慶は不足ではないが、機能維持を行って設計上遮断する事象(△) ■□：対応が不要な事象(—)</p> <p>表1 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表 (2／2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計上考慮すべき 外部事象</th> <th>① 陸上事象として 津波を考慮する 事象</th> <th>② 海上事象として 津波が重慶し得る 事象</th> <th>津波防護施設の機能喪失による 安全施設等の機能喪失の可能性 ○ △ □</th> <th>設計への 反映要否 ○ △ □</th> <th>機能維持のための対応方針 積雪重と津波衝撃を考慮した設計と する。 津波防護施設についても、既設施設 の遮断範囲への配置を行う。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積雪</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積雪重と津波衝撃を考慮した設計と する。</td></tr> <tr> <td>落雷</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>落雷による津波監視設備の機能喪失が想定 される。</td></tr> <tr> <td>火山</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△ □ △</td><td>以下のとおり、重慶の傾度は現し得る。 ・想定する火山の傾度：約1.2×10°/年* ・基準降雨量：約1.2×10m³-1.2×10⁴/年 *初期雨量：約1.2×10m³-1.2×10³/年 年超過確率：約1.5×10⁻³/年（本調査であり、有意 ではない）。</td></tr> <tr> <td>生物学的事象</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△ □ △</td><td>生物による影響（鳥類、侵入）による機能喪 失モードを有しない。</td></tr> <tr> <td>森林火災</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>防火帯により津波との直面面積が確保され たため、熱影響を受けることはない。</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 約1万2千年前の財布尾花沢噴火を考慮</p>	設計上考慮すべき 外部事象	① 陸上事象として 津波を考慮する 事象	② 海上事象として 津波が重慶し得る 事象	津波防護施設の機能喪失による 安全施設等の機能喪失の可能性 ○ △ □	設計への 反映要否 ○ △ □	機能維持のための対応方針 積雪重と津波衝撃を考慮した設計と する。 津波防護施設についても、既設施設 の遮断範囲への配置を行う。	積雪	—	○	○	○	積雪重と津波衝撃を考慮した設計と する。	落雷	—	○	○	○	落雷による津波監視設備の機能喪失が想定 される。	火山	—	—	—	△ □ △	以下のとおり、重慶の傾度は現し得る。 ・想定する火山の傾度：約1.2×10°/年* ・基準降雨量：約1.2×10m ³ -1.2×10 ⁴ /年 *初期雨量：約1.2×10m ³ -1.2×10 ³ /年 年超過確率：約1.5×10 ⁻³ /年（本調査であり、有意 ではない）。	生物学的事象	—	—	—	△ □ △	生物による影響（鳥類、侵入）による機能喪 失モードを有しない。	森林火災	—	○	○	—	防火帯により津波との直面面積が確保され たため、熱影響を受けることはない。
設計上考慮すべき 外部事象	① 陸上事象として 津波を考慮する 事象	② 海上事象として 津波が重慶し得る 事象	津波防護施設の機能喪失による 安全施設等の機能喪失の可能性 ○ △ □	設計への 反映要否 ○ △ □	機能維持のための対応方針 積雪重と津波衝撃を考慮した設計と する。 津波防護施設についても、既設施設 の遮断範囲への配置を行う。																															
積雪	—	○	○	○	積雪重と津波衝撃を考慮した設計と する。																															
落雷	—	○	○	○	落雷による津波監視設備の機能喪失が想定 される。																															
火山	—	—	—	△ □ △	以下のとおり、重慶の傾度は現し得る。 ・想定する火山の傾度：約1.2×10°/年* ・基準降雨量：約1.2×10m ³ -1.2×10 ⁴ /年 *初期雨量：約1.2×10m ³ -1.2×10 ³ /年 年超過確率：約1.5×10 ⁻³ /年（本調査であり、有意 ではない）。																															
生物学的事象	—	—	—	△ □ △	生物による影響（鳥類、侵入）による機能喪 失モードを有しない。																															
森林火災	—	○	○	—	防火帯により津波との直面面積が確保され たため、熱影響を受けることはない。																															
<p>■：津波の過半、重慶は不足ではないため、設計上遮断する事象(○) □：津波の過半、重慶は不足ではないが、機能維持については設計上遮断する事象(△) ■□：対応が不要な事象(—)</p> <p>表1 外部事象に対する津波防護施設等の対応方針整理表 (2／2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計上考慮 すべき外部 事象</th> <th>① 陸上事象として 津波を考慮する 事象</th> <th>② 海上事象として 津波が重慶し得 る事象</th> <th>津波防護施設による 安全施設等の機能喪失の可能性 ○ △ □</th> <th>設計への 反映要否 ○ △ □</th> <th>機能維持のための 対応方針 積雪重と津波衝 撃を考慮した設計と する。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落雷</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>落雷による津波監視設備の機能喪失が想定 される。</td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>△ △</td><td>以下のとおり、重慶の傾度は現し得る。 ・想定する火山の傾度：●*1° ・基準降雨量：●/年 *初期雨量：●/年 年超過確率が1×10⁻³/年（本調査では無意味 な）。</td></tr> <tr> <td>地すべり</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>地すべりにより津波防護施設が機能喪失に至 ることはない。</td></tr> <tr> <td>生物学的事象</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>生物による影響（鳥類、侵入）による機能喪 失モードを有しない。</td></tr> <tr> <td>森林火災</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>防火帯により津波との直面面積が確保され たため、熱影響を受けることはない。</td></tr> </tbody> </table> <p>* 2. 敷地で確認された陸下火跡物の厚さは●cmと評価しており、この後下火跡物噴出年代は約●万年前であることを考慮</p> <p>* 3. 位置変更件申請書添付書類六 ●● 超強強度の參照】を考慮</p> <p>(上記●については、地盤条件の直面の反映) [地盤条件の直面の反映]</p>	設計上考慮 すべき外部 事象	① 陸上事象として 津波を考慮する 事象	② 海上事象として 津波が重慶し得 る事象	津波防護施設による 安全施設等の機能喪失の可能性 ○ △ □	設計への 反映要否 ○ △ □	機能維持のための 対応方針 積雪重と津波衝 撃を考慮した設計と する。	落雷	—	○	○	○	落雷による津波監視設備の機能喪失が想定 される。	火山の影響	—	—	—	△ △	以下のとおり、重慶の傾度は現し得る。 ・想定する火山の傾度：●*1° ・基準降雨量：●/年 *初期雨量：●/年 年超過確率が1×10 ⁻³ /年（本調査では無意味 な）。	地すべり	—	○	○	—	地すべりにより津波防護施設が機能喪失に至 ることはない。	生物学的事象	—	○	○	—	生物による影響（鳥類、侵入）による機能喪 失モードを有しない。	森林火災	—	○	○	—	防火帯により津波との直面面積が確保され たため、熱影響を受けることはない。
設計上考慮 すべき外部 事象	① 陸上事象として 津波を考慮する 事象	② 海上事象として 津波が重慶し得 る事象	津波防護施設による 安全施設等の機能喪失の可能性 ○ △ □	設計への 反映要否 ○ △ □	機能維持のための 対応方針 積雪重と津波衝 撃を考慮した設計と する。																															
落雷	—	○	○	○	落雷による津波監視設備の機能喪失が想定 される。																															
火山の影響	—	—	—	△ △	以下のとおり、重慶の傾度は現し得る。 ・想定する火山の傾度：●*1° ・基準降雨量：●/年 *初期雨量：●/年 年超過確率が1×10 ⁻³ /年（本調査では無意味 な）。																															
地すべり	—	○	○	—	地すべりにより津波防護施設が機能喪失に至 ることはない。																															
生物学的事象	—	○	○	—	生物による影響（鳥類、侵入）による機能喪 失モードを有しない。																															
森林火災	—	○	○	—	防火帯により津波との直面面積が確保され たため、熱影響を受けることはない。																															

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>補足資料-12 1.2. 火山灰によるその他設備への影響について</p> <p>火山灰によるその他設備（モニタリング設備、消火設備、緊急時対策所、通信設備）に対する影響評価について以下に示す。</p> <p>1. モニタリング設備</p> <p>下図のとおり、モニタリングポストの検出器は、上部が半球型であり、火山灰が堆積しにくい構造となっていることから、火山灰の荷重により機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>また、モニタリングカーによる測定も可能である。</p>  <p>図 モニタリングポストの外観図</p> <p>2. 消火設備</p> <p>(1) ディーゼル消火ポンプ</p> <p>建屋内設備であり、給気設備もなく、火山灰の影響を受けない。</p> <p>(2) 電動消火ポンプ</p> <p>建屋内設備であり、給気設備もなく、火山灰の影響を受けない。</p> <p>仮に、上記消火設備に影響が生じた場合でも、消防自動車を用いた自衛消防隊による消火が可能。</p>	<p>補足資料-21 火山影響評価における監視カメラ及びモニタリングポストの扱いについて</p> <p>監視カメラは設置許可基準規則第26条（原子炉制御室）、モニタリングポストは同規則第31条（監視設備）の要求を満足する必要があることから、本設備については、降下火砕物の影響に対して機能維持、又は降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、必要に応じてプラントを停止し、安全上支障のない期間での除灰、修復等の対応、又はそれらを適切に組み合わせることで安全機能を損なわない設計としている。</p> <p>なお、監視カメラ及びモニタリングポストは、外部事象防護対象施設ではないが、損傷した場合でも外部事象防護対象施設に対して波及的影響を及ぼすことはないことから、火山影響評価における評価対象施設等として抽出していない。</p> <p>表1に監視カメラ及びモニタリングポストの概要を示す。</p> <p>表1 監視カメラ及びモニタリングポストの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>監視カメラ</th> <th>モニタリングポスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イメージ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>計8台(津波用×2, 自然現象用×6)</td> <td>計6箇所</td> </tr> <tr> <td>火山影響への考慮</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物の影響を受けにくい設置場所の考慮 ・降下火砕物が堆積しにくい形状 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物が堆積しにくい形状 </td> </tr> <tr> <td>構造物への化学的影響(腐食)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外装は鋼製(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外装はアルミニウム合金(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない </td> </tr> <tr> <td>絶縁低下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自然現象の検知は水位計、気象観測設備、目視確認で可能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト[※]及び放射能測定車[※]でも同様な測定が可能 ※重大事故等対応専用として配備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>以上</p>		監視カメラ	モニタリングポスト	イメージ			数量	計8台(津波用×2, 自然現象用×6)	計6箇所	火山影響への考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物の影響を受けにくい設置場所の考慮 ・降下火砕物が堆積しにくい形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物が堆積しにくい形状 	構造物への化学的影響(腐食)	<ul style="list-style-type: none"> ・外装は鋼製(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外装はアルミニウム合金(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 	絶縁低下	<ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である 	<ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象の検知は水位計、気象観測設備、目視確認で可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト[※]及び放射能測定車[※]でも同様な測定が可能 ※重大事故等対応専用として配備 	<p>補足資料-21 火山影響評価における監視カメラ及びモニタリングポストの扱いについて</p> <p>監視カメラは設置許可基準規則第26条（原子炉制御室）、モニタリングポストは同規則第31条（監視設備）の要求を満足する必要があることから、本設備については、降下火砕物の影響に対して機能維持、又は降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、必要に応じてプラントを停止し、安全上支障のない期間での除灰、修復等の対応、又はそれらを適切に組み合わせることで安全機能を損なわない設計としている。</p> <p>なお、監視カメラ及びモニタリングポストは、外部事象防護対象施設ではないが、損傷した場合でも外部事象防護対象施設に対して波及的影響を及ぼすことはないことから、火山影響評価における評価対象施設等として抽出していない。</p> <p>表1に監視カメラ及びモニタリングポストの概要を示す。</p> <p>表1 監視カメラ及びモニタリングポストの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>監視カメラ</th> <th>モニタリングポスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イメージ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>津波監視カメラ：計4台 構内監視カメラ：計5台</td> <td>計7箇所</td> </tr> <tr> <td>火山影響への考慮</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物の影響を受けにくい設置場所の考慮 ・降下火砕物が堆積しにくい形状 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物が堆積しにくい形状 </td> </tr> <tr> <td>構造物への静的負担</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外装は鋼製(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外装は鋼製(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない </td> </tr> <tr> <td>構造物への化学的影響(腐食)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外装はアルミニウム合金(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外装はアルミニウム合金(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない </td> </tr> <tr> <td>絶縁低下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自然現象の検知は水位計、気象観測設備、目視確認で可能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト及び放射能測定装置でも同様な測定が可能 ※重大事故等対応専用として配備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>以上</p>		監視カメラ	モニタリングポスト	イメージ			数量	津波監視カメラ：計4台 構内監視カメラ：計5台	計7箇所	火山影響への考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物の影響を受けにくい設置場所の考慮 ・降下火砕物が堆積しにくい形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物が堆積しにくい形状 	構造物への静的負担	<ul style="list-style-type: none"> ・外装は鋼製(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外装は鋼製(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 	構造物への化学的影響(腐食)	<ul style="list-style-type: none"> ・外装はアルミニウム合金(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外装はアルミニウム合金(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 	絶縁低下	<ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である 	<ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象の検知は水位計、気象観測設備、目視確認で可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト及び放射能測定装置でも同様な測定が可能 ※重大事故等対応専用として配備
	監視カメラ	モニタリングポスト																																													
イメージ																																															
数量	計8台(津波用×2, 自然現象用×6)	計6箇所																																													
火山影響への考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物の影響を受けにくい設置場所の考慮 ・降下火砕物が堆積しにくい形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物が堆積しにくい形状 																																													
構造物への化学的影響(腐食)	<ul style="list-style-type: none"> ・外装は鋼製(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外装はアルミニウム合金(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 																																													
絶縁低下	<ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である 	<ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である 																																													
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象の検知は水位計、気象観測設備、目視確認で可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト[※]及び放射能測定車[※]でも同様な測定が可能 ※重大事故等対応専用として配備 																																													
	監視カメラ	モニタリングポスト																																													
イメージ																																															
数量	津波監視カメラ：計4台 構内監視カメラ：計5台	計7箇所																																													
火山影響への考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物の影響を受けにくい設置場所の考慮 ・降下火砕物が堆積しにくい形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物が堆積しにくい形状 																																													
構造物への静的負担	<ul style="list-style-type: none"> ・外装は鋼製(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外装は鋼製(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 																																													
構造物への化学的影響(腐食)	<ul style="list-style-type: none"> ・外装はアルミニウム合金(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外装はアルミニウム合金(塗装あり)であり、短期での腐食は生じない 																																													
絶縁低下	<ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である 	<ul style="list-style-type: none"> ・外気を取込む機構がなく、防腐構造である 																																													
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象の検知は水位計、気象観測設備、目視確認で可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト及び放射能測定装置でも同様な測定が可能 ※重大事故等対応専用として配備 																																													

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
<p>3. 緊急時対策所 緊急時対策所（大飯1、2号機 原子炉補助建屋）について、火山灰と積雪を組み合わせた想定堆積荷重（4,500N/m²）と許容堆積荷重を比較することにより、健全性を確認する。 許容堆積荷重は、使用している材料の許容応力度の比1.5（短期／長期）に基づき、設計時に考慮されている常時荷重（自重、積載荷重、積雪荷重）から算出する。 裕度が最も小さい部位（EL33.6m 屋根スラブ）における評価結果は以下のとおりであり、評価の結果、堆積荷重は許容堆積荷重を下回っており、対象建屋の安全性に影響はない。</p> <p>【評価結果】 堆積荷重（火山灰+積雪） 4,500 N/m² < 8,750 N/m² （裕度：1.9）</p> <p>4. 通信設備 通信設備は、発電所内・発電所外用として有線、無線の多種多様な連絡手段を有しております。火山灰の影響により、通信機能を喪失することは考えにくい。なお、衛星電話については、天候（雲、霧、雨、雪、風、煙など）による影響を受けにくい周波数帯を利用していることから、降灰時においても通信機能を維持することが可能と考えられる。</p> <p>表 発電所内外の各種通信設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所内の通信設備</th><th>発電所外の通信設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転指令設備 ・トランシーバー ・携行型通話装置 ・衛星電話（固定、携帯） ・保安電話 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・加入電話、携帯電話 ・保安電話 ・衛星電話（固定、携帯） ・統合原子力防災ネットワーク専用回線に接続する通信連絡設備（IP電話） </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">以 上</p>	発電所内の通信設備	発電所外の通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・運転指令設備 ・トランシーバー ・携行型通話装置 ・衛星電話（固定、携帯） ・保安電話 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入電話、携帯電話 ・保安電話 ・衛星電話（固定、携帯） ・統合原子力防災ネットワーク専用回線に接続する通信連絡設備（IP電話） 			【大飯】記載方針の相違 女川審査実績の反映
発電所内の通信設備	発電所外の通信設備						
<ul style="list-style-type: none"> ・運転指令設備 ・トランシーバー ・携行型通話装置 ・衛星電話（固定、携帯） ・保安電話 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入電話、携帯電話 ・保安電話 ・衛星電話（固定、携帯） ・統合原子力防災ネットワーク専用回線に接続する通信連絡設備（IP電話） 						

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料-3 3. 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する火山灰の影響評価について</p> <p>火山灰に起因する外部電源喪失事象により、原子炉の停止が想定されることから、原子炉の高温停止及び低温停止に必要な機能を以下のとおり抽出した。</p> <p>(1) 原子炉停止: 原子炉停止系 (2) ほう酸添加: 原子炉停止系 (化学体積制御系のほう酸注入機能) (3) 崩壊熱除去: 補助給水系、主蒸気系、余熱除去系 (4) 上記系統の関連系 (安全保護系、中央制御室換気空調系、制御用圧縮空気系、非常用所内電源系、原子炉補機冷却水系、直流電源系、原子炉補機冷却海水系等)</p> <p>以上の機能を達成するために必要な設備は、次頁以降の防護対象に含まれていることを確認した。</p>		<p>補足資料-22 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する降下火砕物の影響評価について</p> <p>降下火砕物に起因する外部電源喪失事象により、原子炉の停止が想定されることから、原子炉の高温停止及び低温停止に必要な機能を以下のとおり抽出した。</p> <p>(1) 原子炉停止: 原子炉停止系 (2) ほう酸添加: 原子炉停止系 (化学体積制御設備のほう酸注入機能) (3) 崩壊熱除去: 補助給水系、主蒸気系、余熱除去系 (4) 上記系統の関連系 (安全保護系、中央制御室空調装置、制御用空気圧縮設備、非常用所内電源設備、原子炉補機冷却水設備、直流電源設備、原子炉補機冷却海水設備 等)</p> <p>以上の機能を達成するために必要な設備は、次頁以降の防護対象に含まれていることを確認した。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違</p>

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

分類	社名	設備の構成要素一覧		設備の構成要素	設備の運営
		機器	機能		
分3-1	その機器又は装置により生ずる事象によつて、 (a) 安全の喪失、損傷、又は (b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	1) 原子炉冷却水ポンプ(カウントダウントラップ) 2) 電源回路の遮断装置	原子炉冷却水ポンプ(カウントダウントラップ)、電源回路の遮断装置	○	-
	(b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	3) 保全作業用電動工具	保全作業用電動工具	○	-
M3-1	1) その機器又は装置により生ずる事象によつて、 安全の喪失、損傷を引き起さない場合 (a) 安全の喪失、損傷、又は (b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	4) 保全用工具(カウントダウントラップ) 5) 保全の際の機器	保全用工具(カウントダウントラップ)、保全の際の機器	○	-
	(b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	6) 保全用工具(カウントダウントラップ)の取扱い規則 7) 保全の際の機器	保全用工具(カウントダウントラップ)の取扱い規則、保全の際の機器	○	-

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

分類	社名	設備の構成要素一覧		設備の構成要素	設備の運営
		機器	機能		
分3-1	その機器又は装置により生ずる事象によつて、 (a) 安全の喪失、損傷、又は (b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	1) 保全用工具(カウントダウントラップ) 2) 他の機器(山形)による遮断装置	保全用工具(カウントダウントラップ)を構成する端子板(1次の冷却材系統) 保全用工具(カウントダウントラップ)	○	-
	(b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	3) 保全用工具(保全用端子盤)	保全用工具(保全用端子盤)	○	-
M3-1	1) その機器又は装置により生ずる事象によつて、 安全の喪失、損傷を引き起さない場合 (a) 安全の喪失、損傷、又は (b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	4) 保全用工具(保全用端子盤) 5) 保全の際の機器	保全用工具(保全用端子盤)による遮断装置、保全の際の機器	○	-
	(b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	6) 保全用工具(保全用端子盤) 7) 保全の際の機器	保全用工具(保全用端子盤)による遮断装置、保全の際の機器	○	-

表1 原子炉の高溫停止及び低温停止に必要な設備に関する防護対象(1/2)

分類	社名	設備の構成要素一覧		設備の構成要素	設備の運営
		機器	機能		
分3-1	その機器又は装置により生ずる事象によつて、 (a) 安全の喪失、損傷、又は (b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	1) 保全用工具(カウントダウントラップ) 2) 他の機器(山形)による遮断装置	保全用工具(カウントダウントラップ)を構成する端子板(1次の冷却材系統) 保全用工具(カウントダウントラップ)	○	-
	(b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	3) 保全用工具(保全用端子盤)	保全用工具(保全用端子盤)	○	-
M3-1	1) その機器又は装置により生ずる事象によつて、 安全の喪失、損傷を引き起さない場合 (a) 安全の喪失、損傷、又は (b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	4) 保全用工具(保全用端子盤) 5) 保全の際の機器	保全用工具(保全用端子盤)による遮断装置、保全の際の機器	○	-
	(b) 停止の喪失、損傷を引き起さない場合	6) 保全用工具(保全用端子盤) 7) 保全の際の機器	保全用工具(保全用端子盤)による遮断装置、保全の際の機器	○	-

【女川】記載方針の相違
大飯審査実績の反映
なお、左図の赤線囲み
は差異を表すものでは
なく、抽出結果を表し
ているものである。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

分類	計画	災害想定の書類別分類		設備名、系統又は機器	設備名、系統又は機器	設備名、系統又は機器	設備名、系統又は機器
		備考	記載箇所				
		1) 工事安全監査及び原子炉運転停止時等の作動条件による機器	安全保全系				
		M1-1 1種類のもの 多種及びその他のものに係る定期点検 中小水素漏洩監査用機器による定期点検	定期点検所	○	-	定期点検所	定期点検所
		M1-1 1種類のもの 原子炉運転停止時	定期点検所	○	-	定期点検所	定期点検所
		M1-1 1種類のもの 原子炉運転停止時	定期点検所	○	○	定期点検所	定期点検所
		M1-1 1種類のもの 原子炉運転停止時 原子炉運転停止時等	定期点検所	○	-	定期点検所	定期点検所
		M1-1 1種類のもの 原子炉運転停止時 原子炉運転停止時等	定期点検所	○	-	定期点検所	定期点検所
		M1-1 1種類のもの 原子炉運転停止時等	定期点検所	○	-	定期点検所	定期点検所
M1-1	2) 安全上特に重要な機器、システム等						

表 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する防護対象 (2/3)

分類	計画	原子炉の高温停止及び低温停止に必要な設備に関する防護対象(2/2)		設備名、系統又は機器	設備名、系統又は機器	設備名、系統又は機器	設備名、系統又は機器
		記載箇所	記載内容				
		1) 安全的防護装置の停止時等の作動信号等の発生場所	安全保護系				
		M1-1	1) 安全的防護装置の停止時等の作動信号等の発生場所	安全保護系	○	○	定期点検所
			2) 安全上特に重要な機器 (いわゆる、M1-1 防護のもの)	原子炉運転停止時水栓管	○	○	定期点検所
				原子炉運転停止時水栓管	○	○	定期点検所
				直列配管装置	○	○	定期点検所
				計測装置出装置	○	○	定期点検所
				制御装置及び監視装置	○	○	定期点検所
M1-1	2) 安全上必要な他の機器等						

【女川】記載方針の相違
大飯審査実績の反映
なお、左図の赤線囲み
は差異を表すもので
なく、抽出結果を表し
ているものである。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
セクション	詳細	備考	セクション	詳細	備考	セクション	詳細	備考	
3-6	主冷却系の構造と、及び遮断停止に必要な設備に関する説明文書(3／3)								【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映 なお、左図の赤線囲み は差異を表すものでは なく、抽出結果を表し ているものである。
2-2	<p>1) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置について、 水位監視装置の構成と、その動作原理について、並びに、水位監視装置の 操作手順について述べる。 2) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置の構成と、 その動作原理について述べる。</p> <p>3) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置の構成と、 その動作原理について述べる。</p>		<p>1) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置について、 水位監視装置の構成と、その動作原理について、並びに、水位監視装置の 操作手順について述べる。</p> <p>2) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置の構成と、 その動作原理について述べる。</p>			<p>1) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置について、 水位監視装置の構成と、その動作原理について述べる。</p> <p>2) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置の構成と、 その動作原理について述べる。</p>			【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映 なお、左図の赤線囲み は差異を表すものでは なく、抽出結果を表し ているものである。
3-8-2	<p>1) ドアカードの構成、操作方法及び操作手順について述べる。</p> <p>2) 運用時におけるドアカードの操作手順について述べる。</p> <p>3) 安全注入水槽の構成と、その動作原理について述べる。</p>		<p>1) ドアカードの構成、操作方法及び操作手順について述べる。</p> <p>2) 運用時におけるドアカードの操作手順について述べる。</p> <p>3) 安全注入水槽の構成と、その動作原理について述べる。</p>			<p>1) ドアカードの構成、操作方法及び操作手順について述べる。</p> <p>2) 運用時におけるドアカードの操作手順について述べる。</p> <p>3) 安全注入水槽の構成と、その動作原理について述べる。</p>			【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映 なお、左図の赤線囲み は差異を表すものでは なく、抽出結果を表し ているものである。
PS-2	<p>1) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置の構成と、 その動作原理について述べる。</p> <p>2) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置の構成と、 その動作原理について述べる。</p>		<p>1) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置の構成と、 その動作原理について述べる。</p> <p>2) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置の構成と、 その動作原理について述べる。</p>			<p>1) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置の構成と、 その動作原理について述べる。</p> <p>2) 原子炉内に設けられた安全注入水槽に於ける水位監視装置の構成と、 その動作原理について述べる。</p>			【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映 なお、左図の赤線囲み は差異を表すものでは なく、抽出結果を表し ているものである。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足資料-23 粒径の大きな降下火砕物の原子炉補機冷却海水ポンプへの影響について</p> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (影響評価(層厚、密度及び粒径)に関する事項については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p>	<p>【大飯、女川】 記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料-8 8. ディーゼル機関の故障要因について</p> <p>ディーゼル機関の故障要因、火山灰の機関内への侵入による影響について以下に示す。</p> <p>予防保全の観点から、ディーゼル機関に限らず機械全般において、故障・不具合の防止を目的として一般的に用いられる要因の考え方に基づき、潜在的な故障・不具合要因としてメーカーが推奨しているディーゼル機関の故障要因は以下の3種類が該当するとされている。なお、設計に起因するもの、管理ミス等の要因によって発生するものは除いている。</p> <p>以下の故障要因に対して、火山灰の機関内への侵入による影響の観点から検討した。</p> <p>1. 機器の経年劣化によって発生する故障 使用頻度とは直接関連なく、その材質変化（化学変化等）によって生ずる「経年劣化」に該当する代表的な故障としては「腐食」「錆」「材質の変化によるひび割れ」等が考えられるが、いずれも火山灰よって、ディーゼル機間に有意に発生する故障ではない。</p> <p>2. 機器の疲労によって発生する故障 材料が磨耗等の変化を引き起こす「機器疲労」に該当する代表的な故障としては「磨耗」「減肉」等があり、このうち「磨耗」については火山灰によってディーゼル機間に発生する故障要因に該当する。</p> <p>3. 偶発的に発生する故障 万全な環境に置かれ、かつ使用頻度が制限されていても機器が個別に有する故障発生確率で発生する「偶発故障」に該当する代表的な故障としては「ミクロ的に発生するクラック」等が考えられるが、火山灰によってディーゼル機間に有意に発生する故障ではない。</p> <p>以上のことから、ディーゼル機間に火山灰侵入により発生する故障要因として、機関内摺動面への火山灰侵入による「磨耗」が考えられ、これ以外の故障要因は有意に発生しないと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>		<p>補足資料-24 ディーゼル機関の故障要因について</p> <p>ディーゼル機関の故障要因、降下火碎物の機関内への侵入による影響について以下に示す。</p> <p>予防保全の観点から、ディーゼル機間に限らず機械全般において、故障・不具合の防止を目的として一般的に用いられる要因の考え方に基づき、潜在的な故障・不具合要因としてメーカーが推奨しているディーゼル機間の故障要因は以下の3種類が該当するとされている。なお、設計に起因するもの、管理ミス等の要因によって発生するものは除いている。</p> <p>以下の故障要因に対して、降下火碎物の機関内への侵入による影響の観点から検討した。</p> <p>1. 機器の経年劣化によって発生する故障 使用頻度とは直接関係なく、その材質変化（化学変化等）によって生ずる「経年劣化」に該当する代表的な故障としては「腐食」「錆」「材質の変化によるひび割れ」等が考えられるが、いずれも降下火碎物によって、ディーゼル機間に有意に発生する故障ではない。</p> <p>2. 機器の疲労によって発生する故障 材料が磨耗等の変化を引き起こす「機器疲労」に該当する代表的な故障としては「磨耗」「減肉」等があり、このうち「磨耗」については降下火碎物によってディーゼル機間に発生する故障要因に該当する。</p> <p>3. 偶発的に発生する故障 万全な環境に置かれ、かつ使用頻度が制限されていても機器が個別に有する故障発生確率で発生する故障が「偶発故障」に該当する。該当する代表的な故障としては「ミクロ的に発生するクラック」等が考えられるが、降下火碎物によってディーゼル機間に有意に発生する故障ではない。</p> <p>以上のことから、ディーゼル機間に降下火碎物の侵入により発生する故障要因として、機関内摺動面への降下火碎物の侵入による「磨耗」が考えられ、これ以外の故障要因は有意に発生しないと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

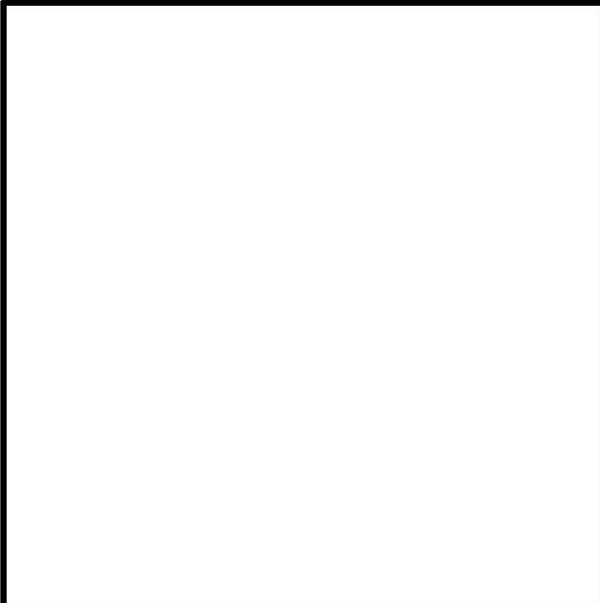
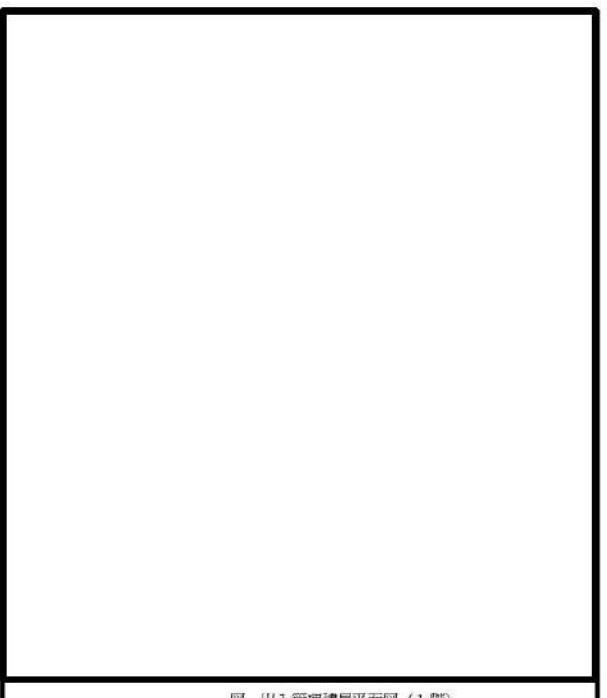
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料－13 13. 火山灰が降下した際の対応手順について</p> <p>火山灰が降下した際の対応については、「非常災害対策」「事故時操作」等に係る社内ルールを見直し、発電所を降灰予報範囲に含む「降灰予報」が発表された場合に、「警戒本部」を設置し、予防対策として、海水ポンプ、ディーゼル発電機等の安全施設に対する機能維持確認、その他屋外設備に対する状況確認、加えて中央制御室換気空調系の閉回路循環運転等の対応を行い、必要に応じて除灰を実施することとしている。</p> <p>火山灰の降灰が想定される場合の対応について、上述した対応手順の基本的な流れを以下に示す。</p> <pre> graph TD A[降灰予報 発表 (降灰確認時)] --> B[○警戒本部を設置 ○非常災害時の対策ルールにしたがい予防対策として特別点検実施 評価対象施設に対する降灰時の機能維持確認を実施(発電室当直) ・海水ポンプ ・主蒸気逃げ弁、主蒸気安全弁 ・ディーゼル発電機 ・排気筒 ・換気空調系の給気フィルタなど ・その他屋外設備の降灰時の状況確認、目視点検 必要に応じて除灰を実施(関係各課室) ・アクセスルートの除灰 ・重大事故等対処設備の除灰] B --> C[○機能異常が確認された場合には、原子炉施設保安規定の定めに したがい、必要な処置・対応を実施] C --> D[○発電室による日常巡回点検(既存ルール) ・降灰後の異常等の中長期影響については、直ちに出現しない ため、日々行われる日常巡回点検(外観点検・パラメータ確認) において異常が確認されれば、関係課室にて適宜処置がなされる] D --> E[中長期的対応] E --> F[図 火山灰が降下した際の基本的な手順の流れ] </pre> <p>図 火山灰が降下した際の基本的な手順の流れ</p> <p>以上</p>		<p>補足資料－25 降下火砕物が降灰した際の対応手順について</p> <p>降下火砕物が降灰した際の対応については、「災害対策」「運転操作」等に係る社内ルールを見直し、発電所を降灰予報範囲に含む「降灰予報」が発令された場合に、「降灰対応体制」を発令し、予防対策として、原子炉補機冷却海水ポンプ、ディーゼル発電機等の安全施設に対する特別点検の実施、その他屋外設備、重大事故対処設備並びにアクセスルート等に対する状況確認、加えて中央制御室空調装置の閉回路循環運転等の対応を行い、必要に応じて除灰を実施することとしている。</p> <p>降下火砕物の降灰が想定される場合の対応について、上述した対応手順の基本的な流れを以下に示す。</p> <pre> graph TD A[降灰予報 発表 (降灰確認時)] --> B[○発電所対策本部を設置 ○降灰時の対応手順に従い予防対策として特別点検実施 評価対象施設に対する降灰時の機能維持確認を実施 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・主蒸気逃げ弁消音器、主蒸気安全弁排気管 ・ディーゼル発電機、制御用空気圧縮機 ・排気筒 ・換気空調設備のフィルタなど ・その他屋外設備の降灰時の状況確認、目視点検 必要に応じて除灰を実施 ・アクセスルートの除灰 ・重大事故等対処設備の除灰] B --> C[○機能異常が確認された場合には、原子炉施設保安規定の定めに したがい、必要な処置・対応を実施] C --> D[○発電室による日常巡回点検(既存ルール) ・降灰後の異常等の中長期影響については、直ちに出現しない ため、日々行われる日常巡回点検(外観点検・パラメータ確認) において異常が確認されれば、関係各課(室)にて適宜処置がなされる] D --> E[中長期的対応] E --> F[図 降下火砕物が降灰した際の基本的な手順の流れ] </pre> <p>図 降下火砕物が降灰した際の基本的な手順の流れ</p> <p>以上</p>	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料-15 15. 負圧管理箇所への火山灰の侵入影響について</p> <p>発電所における負圧管理箇所への火山灰の侵入の可能性について、以下のとおり検討した。</p> <p>負圧管理を行っている施設は1次系建屋であり、1次系建屋へは出入管理室を経由して入域することになる。</p> <p>下図のとおり、出入管理室から1次系建屋内への入域には、多重の扉を経由する構成となっており、負圧の影響により、火山灰が外気から直接侵入するおそれはない。</p>  <p>図 出入管理室平面図</p> <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>以上</p>		<p>補足資料-26 負圧管理箇所への降下火砕物の侵入影響について</p> <p>発電所における負圧管理箇所への降下火砕物の侵入の可能性について、以下のとおり検討した。</p> <p>負圧管理を行っている施設は放射線管理区域であり、放射線管理区域へは出入管理建屋を経由して入域することになる。</p> <p>下図のとおり、出入管理建屋から放射線管理区域への入域には、多重の扉を経由する構成となっており、負圧の影響により、降下火砕物が外気から直接侵入するおそれはない。</p>  <p>図 出入管理建屋平面図（1階）</p> <p>枠組みの内容は商業機密の観点から公開できません</p> <p>以上</p>	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】 泊は建屋毎での負圧管理ではないので、より適切な表現とした 【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料-1 6 1.6. 腐食による機能影響について</p> <p>「火山灰が影響を与える防護対象施設と影響因子の組合せ」において「腐食があっても、機能に有意な影響を受けにくい」とした設備については評価対象としていないが、その除外理由を以下に示す。</p> <p>1. 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気逃がし弁消音器は主蒸気逃がし弁動作時の排出蒸気を建屋外に排出する際に消音するために設置されており、屋外に露出した外装板等に堆積した火山灰により腐食した場合でも、消音機能は低下するものの主蒸気逃がし弁の噴出し機能としては影響がないため、評価対象より除外した。</p> <p>2. 主蒸気安全弁排気管 主蒸気安全弁排気管は主蒸気安全弁動作時の排出蒸気を建屋外に排出するための排気管であり、屋外に露出した部分が腐食した場合でも主蒸気安全弁の噴出し機能としては影響がないため、評価対象より除外した。 なお、排気管内に侵入した火山灰については排気管下部のドレン受け部での堆積が考えられるが、ドレン受け部は二重管構造となっており、排気管自体への影響は考えにくい。</p> <p>3. タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管 タービン動補助給水ポンプ蒸気大気放出管には、タービン動補助給水ポンプ起動時の排気蒸気を屋外に排出するための排気管であり、屋外に露出した部分が腐食した場合でもタービン動補助給水ポンプの運転状態には影響はないため、評価対象より除外した。</p> <p>4. ディーゼル発電機の消音器 ディーゼル発電機の吸気及び排気消音器がタービン建屋屋外に設置されており、ディーゼル機関起動時の吸気音及び排気音を消音しているが、屋外に露出した部分が腐食した場合でも、消音機能は低下するもののディーゼル機関自体の機能には影響がないため、評価対象より除外した。</p> <p>5. 換気空調設備の給気系外気取入口 換気空調設備の外気取入口は、開口部の近い位置に金網を設置しており、その背後に平型フィルタを配置している。外気取入口は火山灰が侵入しにくい構造であること、また火山灰による腐食の影響を受けたとしても金網部の構造物であり、その腐食により脱落が発生したとしても平型フィルタの機能へ影響を与えるものではないことから、評価対象より除外した。</p>		<p>補足資料-2 7 腐食による機能影響について</p> <p>「降下火砕物が影響を与える防護対象施設と影響因子の組合せ」において「腐食があっても、機能に有意な影響を受けにくい」とした設備については評価対象としていないが、その除外理由を以下に示す。</p> <p>1. 主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気逃がし弁消音器は主蒸気逃がし弁動作時の排出蒸気を建屋外に排出する際に消音するために設置されており、屋外に露出した外装板等に堆積した降下火砕物により腐食した場合でも、消音機能は低下するものの主蒸気逃がし弁の噴出し機能としては影響がないため、評価対象より除外した。</p> <p>2. 主蒸気安全弁排気管 主蒸気安全弁排気管は主蒸気安全弁動作時の排出蒸気を建屋外に排出するための排気管であり、屋外に露出した部分が腐食した場合でも主蒸気安全弁の噴出し機能としては影響がないため、評価対象より除外した。 なお、排気管内に侵入した降下火砕物については排気管下部のドレン受け部での堆積が考えられるが、ドレン受け部は二重管構造となっており、排気管自体への影響は考えにくい。</p> <p>3. タービン動補助給水ポンプ排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管には、タービン動補助給水ポンプ起動時の排気蒸気を屋外に排出するための排気管であり、屋外に露出した部分が腐食した場合でもタービン動補助給水ポンプの運転状態には影響はないため、評価対象より除外した。</p> <p>4. ディーゼル発電機の消音器 ディーゼル発電機の排気消音器がディーゼル発電機建屋屋外に設置されており、ディーゼル機関起動時の排気音を消音しているが、屋外に露出した部分が腐食した場合でも、消音機能は低下するもののディーゼル機関自体の機能には影響がないため、評価対象より除外した。 また、ディーゼル発電機の吸気消音器は屋内に設置されており、腐食によるディーゼル発電機の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>5. 換気空調設備外気取入口 換気空調設備の外気取入口は、開口部の近い位置に金網を設置しており、その背後に平型フィルタを配置している。外気取入口は降下火砕物が侵入しにくい構造であること、また降下火砕物による腐食の影響を受けたとしても金網部の構造物であり、その腐食により脱落が発生したとしても平型フィルタの機能へ影響を与えるものではないことから、評価対象より除外した。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・泊の吸気消音器は屋内に設置している</p>

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
以 上		なお、平型フィルタのフレームや支持枠等の構造物はSUS材等の耐食性のある材料を使用しており、腐食の影響を受けることは考えにくい。 以 上	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>補足資料－17 1.7. 腐食の長期的影響に対する保守管理について</p> <p>屋外設備については、巡視点検による外観の点検を実施するとともに、定期的な塗替塗装を実施しており、腐食の長期的影響について適切に対応している。なお、塗替塗装周期については必要に応じて適切に見直しを行っている。以下に、巡視点検の頻度及び塗替塗装の周期を示す。</p> <table border="1"> <caption>表 巡視点検</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>実施内容</th><th>頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡視点検</td><td>外観点検</td><td>1回／1日</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>表 塗替塗装</caption> <thead> <tr> <th>機器</th><th>塗替塗装周期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプ</td><td>1回／4定検</td></tr> <tr> <td>循環水ポンプ</td><td>1回／1定検</td></tr> <tr> <td>海水管</td><td>1回／1定検</td></tr> </tbody> </table>	項目	実施内容	頻度	巡視点検	外観点検	1回／1日	機器	塗替塗装周期	海水ポンプ	1回／4定検	循環水ポンプ	1回／1定検	海水管	1回／1定検		<p>補足資料－28 腐食の長期的影響に対する保守管理について</p> <p>屋外設備については、巡視点検による外観の点検を実施しており、腐食の長期的影響について適切に対応している。なお、以下に、巡視点検の周期を示す。</p> <table border="1"> <caption>表 巡視点検</caption> <thead> <tr> <th>項目</th><th>実施内容</th><th>頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡視点検</td><td>外観点検</td><td>1回／1日</td></tr> </tbody> </table>	項目	実施内容	頻度	巡視点検	外観点検	1回／1日	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】運用の相違 ・泊では原子炉補機冷却海水ポンプなどの重要安全施設が屋外にないため、必要に応じて都度塗替塗装等を実施することで対応している。</p>
項目	実施内容	頻度																					
巡視点検	外観点検	1回／1日																					
機器	塗替塗装周期																						
海水ポンプ	1回／4定検																						
循環水ポンプ	1回／1定検																						
海水管	1回／1定検																						
項目	実施内容	頻度																					
巡視点検	外観点検	1回／1日																					
<p>火山灰による腐食が現れるまでの時間は、周囲の環境の影響等により一概には言えないが、「補足資料－5 火山灰の金属腐食研究について」に示すように、火山灰による腐食は自然環境に存在する火山灰よりも厳しい腐食条件においても表面厚さにして十数μmのオーダーの腐食であり、さらに実機においては塗装等により腐食を防止していることから、現状の巡視点検の頻度で発見し、必要に応じて塗替塗装等の対応が可能である。</p> <p>以上</p>		<p>降下火砕物による腐食が現れるまでの時間は、周囲の環境の影響等により一概には言えないが、「補足資料－8 降下火砕物の金属腐食研究について」に示すように、降下火砕物による腐食は自然環境に存在する降下火砕物よりも厳しい腐食条件においても表面厚さにして十数μmのオーダーの腐食であり、さらに実機においては塗装等により腐食を防止していることから、現状の巡視点検の頻度で発見し、必要に応じて塗替塗装等の対応が可能である。</p> <p>以上</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】運用の相違</p>																				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>補足資料-18 18. 灰置場について</p> <p>灰置場として、積み上げた火山灰が崩れるなど、発電所の重要安全施設やSA時に必要となるアクセスルートに影響を及ぼすことがないように、それらから離れ、かつ、低い場所にある放水口近傍のエリアを選定しており、除去した火山灰が灰置場に現実的に集積可能かどうか概略試算を行った。</p> <p>図に示す範囲に仮に高さ約0.9mで集積した場合でも、その容量は約1,800m³となる。ここで、層厚10cmの火山灰を想定した場合、表のとおり火山灰の除去が必要となる施設の屋根部に堆積する火山灰の量は約1,700m³であり、灰置場として十分スペースが確保できるものと考えられる。</p> <p>表 火山灰の除去が必要な施設の屋根部に堆積する火山灰の量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>建屋</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉周辺建屋（3号機） ・原子炉周辺建屋（4号機） ・制御建屋 ・廃棄物処理建屋 </td></tr> <tr> <td>面積合計</td><td>約17,000m²</td></tr> <tr> <td>降灰量（層厚10cm）</td><td>約1,700m³</td></tr> </tbody> </table> <p>図 大飯発電所の平面図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>以上</p>	項目	建屋	対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉周辺建屋（3号機） ・原子炉周辺建屋（4号機） ・制御建屋 ・廃棄物処理建屋 	面積合計	約17,000m ²	降灰量（層厚10cm）	約1,700m ³		<p>補足資料-29 灰置場について</p> <p>灰置場として、積み上げた降下火災物が崩れる等、発電所の重要安全施設やSA時に必要となるアクセスルートに影響を及ぼすことがないように、それらから離れ、かつ、低い場所にある放水口近傍のエリアを選定しており、除去した降下火災物が灰置場に現実的に集積可能かどうか概略試算を行った。</p> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (層厚、密度及び粒径)に関する事項については、地震津波側審査結果を受けて反映のため)</p>	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p>
項目	建屋										
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉周辺建屋（3号機） ・原子炉周辺建屋（4号機） ・制御建屋 ・廃棄物処理建屋 										
面積合計	約17,000m ²										
降灰量（層厚10cm）	約1,700m ³										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

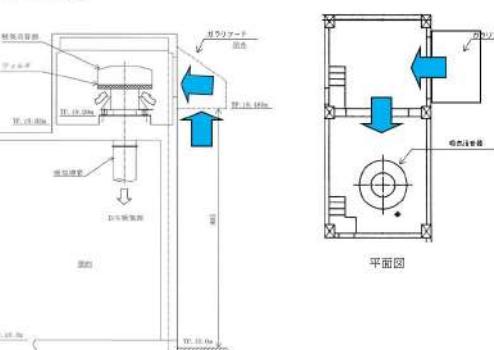
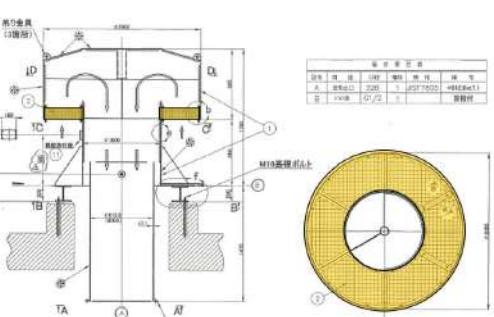
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料-23 2.3. アイスランド火山を用いる基本的考え方とセントヘレンズ火山による影響評価</p> <p>大飯3,4号機において、フィルタ閉塞の評価対象となる施設は、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタ、換気空調設備のフィルタ（外気取入口）が該当するが、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタについては屋外からの給気口が下向きに設置されており、降下火砕物が内部に侵入しにくい構造となっている。また、換気空調設備については降灰が確認された場合には外気取入口のダンバを閉止する運用としており、フィルタへの降下火砕物の付着を抑制できる設計となっている。</p> <p>この前提のもと、降下火砕物によるフィルタ閉塞に対する評価に当たっては、参考としてアイスランド南部エイヤヒャトラ氷河で発生（H22年4月）した火山噴火地点から約40km離れたヘイマランド地区において観測された大気中の降下火砕物濃度のピーク値、$3,241\mu\text{g}/\text{m}^3$を用いている。</p> <p>これは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①比較的規模が大きい噴火であること（VEI4以上） ②原子力施設が設置されている地表レベルで観測された降下火砕物の大気中濃度がデータとして存在すること <p>という条件に照らして、学会誌等の関係図書を確認したところ、上記のアイスランド南部のエイヤヒャトラ氷河で発生した大規模噴火における噴火口より約40km程度離れた地域での地表における大気中濃度を参照したものである。</p> <p>また、大飯発電所で想定する降下火砕物の給源となる火山については、大山等いずれも発電所から40km以遠にある（第四紀火山のうち発電所から最も近い火山は約67km離れた宝山である）ことから、参照したアイスランド火山の観測データは噴火口からより近距離の観測データである。</p> <p>なお、噴火口からの観測地点の距離が135kmであるセントヘレンズ火山噴火の観測データ（観測濃度$33,400\mu\text{g}/\text{m}^3$）について、当該濃度による影響評価を以下のとおり行った。各施設のフィルタが閉塞するまでの時間は、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタで約1.7時間（約100分）、換気空調設備のフィルタで約3.3時間（約200分）となる。フィルタ交換に要する時間は最も時間を要するディーゼル発電機吸気消音器のフィルタでも、大飯発電所で実施した「ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタ交換に係る実証試験結果」を踏まえると約0.4時間（約20分）以内で交換が可能である。換気空調設備のフィルタについても、より短時間で交換することが可能であり、セントヘ</p>	<p>補足資料-30 アイスランド火山を用いる基本的考え方とセントヘレンズ火山による影響評価について</p> <p>泊3号炉において、フィルタ閉塞の評価対象となる施設は、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタ、換気空調設備のフィルタ（外気取入口）が該当するが、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタについては、図1に示すとおり下からガラリ内に吸い上げ、さらにそのガラリ内に設置された吸入口から吸い込むため、降下火砕物が内部に侵入しにくい構造となっている。また、換気空調設備については降灰が確認された場合には外気取入口のダンバを閉止する運用としており、フィルタへの降下火砕物の付着を抑制できる設計となっている。</p> <p>この前提のもと、降下火砕物によるフィルタ閉塞に対する評価に当たっては、参考としてアイスランド南部エイヤヒャトラ氷河で発生（H22年4月）した火山噴火地点から約40km離れたヘイマランド地区において観測された大気中の降下火砕物濃度のピーク値、$3,241\mu\text{g}/\text{m}^3$を用いている。</p> <p>これは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①比較的規模が大きい噴火であること（VEI4以上） ②原子力施設が設置されている地表レベルで観測された降下火砕物の大気中濃度がデータとして存在すること <p>という条件に照らして、学会誌等の関係図書を確認したところ、上記のアイスランド南部のエイヤヒャトラ氷河で発生した大規模噴火における噴火口より約40km程度離れた地域での地表における大気中濃度を参照したものである。</p> <p>なお、噴火口からの観測地点の距離が135kmであるセントヘレンズ火山噴火の観測データ（観測濃度$33,400\mu\text{g}/\text{m}^3$）について、当該濃度による影響評価を以下のとおり行った。各施設のフィルタが閉塞するまでの時間は、ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタで約1.8時間、換気空調設備のフィルタで約3.4時間となる。フィルタ交換に要する時間については、ディーゼル発電機の吸気フィルタは6つに分割されており、フィルタ交換には複雑な作業が必要ないことから、要員3名で40分程度を見込んでいる。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯】 設備仕様の相違</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>レンズ火山の濃度を用いて評価を行った場合でも影響が生じることはない。詳細については、別添「ディーゼル発電機吸気消音器フィルタの交換作業について」に示す。</p> <p>なお、ディーゼル発電機吸気消音器は、屋外からの給気口が下向きに設置されており降下火砕物を吸い込みにくい構造としているが、上記試算では、こうした点を考慮せず、しかも大気中を降下・浮遊する火砕物の粒子が、粒径にかかわらず、大気中濃度のまますべて吸い込まれてフィルタに捕集されることを前提とした計算となっているため、実際には吸気フィルタが閉塞するまでの時間にはさらに余裕があると考えられること、さらに、換気空調設備のフィルタに関しては、フィルタを通過する降下火砕物は細かな微細粒子ではあるが、降下火砕物が建屋内へ侵入することを抑制するため、降灰が確認された時点で空調停止やダンパ閉止の運用により影響防止を図ることとしており、機能に影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p style="text-align: center;">別添</p>		<p>なお、ディーゼル発電機吸気消音器は、下からガラリ内に吸い上げ、さらにそのガラリ内に設置された吸入口から吸い込むため、降下火砕物を吸い込みにくい構造としているが、上記試算では、こうした点を考慮せず、しかも大気中を降下・浮遊する火砕物の粒子が、粒径にかかわらず、大気中濃度のまますべて吸い込まれてフィルタに捕集されることを前提とした計算となっているため、実際には吸気フィルタが閉塞するまでの時間にはさらに余裕があると考えられること、さらに、換気空調設備のフィルタに関しては、フィルタを通過する降下火砕物は細かな微細粒子ではあるが、降下火砕物が建屋内へ侵入することを抑制するため、降灰が確認された時点で空調停止やダンパ閉止の運用により影響防止を図ることとしており、機能に影響を及ぼすことはないと考える。</p>  <p style="text-align: center;">図1 泊発電所のディーゼル発電機吸気ガラリ</p>  <p style="text-align: center;">図2 泊発電所のディーゼル発電機の吸気消音器と吸気フィルタ</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>実証試験は実施していない</p> <p>【大飯】 設備仕様の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ディーゼル発電機吸気消音器フィルタの交換作業について</p> <p>セントヘレンズ火山噴火の観測データ（観測濃度 $33,400 \mu\text{g}/\text{m}^3$）による大飯3、4号機のディーゼル発電機の吸気消音器フィルタへの影響について、ディーゼル発電機の運転機能に影響を与えることなく、準備作業も含めたフィルタの交換に係る全体の作業時間の成立性について以下に示す。</p> <p>1. 評価に当たっての前提条件</p> <p>(1) ディーゼル発電機の運転状態を考慮した評価ケース</p> <p>①ディーゼル発電機は2台設置されており、通常の場合には機器を切り替えてフィルタの交換作業を行うため、ディーゼル発電機を切り替えてフィルタの交換を行うケースについて作業時間の影響を評価する。なお、外部電源喪失時には2台自動起動するが、必要な負荷は1台で確保できることから降灰時には1台を停止する。</p> <p>②機器の切り替えができない非常時の場合に、運転中のディーゼル発電機でフィルタを交換するケースについて作業時間の影響を評価する。</p> <p>(2) 給源火山の噴火から降灰の到達時間</p> <p>大飯発電所において給源火山の対象としている大山火山（大飯発電所から約190km）が噴火した後、保守的に当該地域の最大風速約60m/sでそのまま火山灰が飛散すると仮定して試算した場合、約1時間程度で発電所に到達する可能性があることから、火山の噴火から大飯発電所で降灰が開始する最短時間を約1時間とする。</p> <p>(3) ディーゼル発電機吸気消音器フィルタの交換に係る準備作業</p> <p>大山火山で発電所に降灰が生じるような大規模噴火が発生した場合、降灰予報（5～10分程度）が発信されるため、速やかに発電所内に対応本部を設置し、直ちに以下の作業準備に着手することとしており、上記（2）で示した保守的に設定した最短時間1時間以内での事前準備は可能である。</p> <p>①交換用のフィルタ、マスク、脚立、工具等の事前準備（20～30分程度）</p> <p>構内の保管庫からディーゼル発電機吸気消音器室への搬入</p> <p>なお、万全を期して、フィルタの交換作業に直ちに着手できるよう、脚立や工具は現地に常備することとする。</p> <p>(4) フィルタ交換作業に係る所要時間</p> <p>①発電所におけるフィルタ交換実証試験</p> <p>（参考資料「ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタ交換に係る実証試験結果」参照）</p> <p>大飯発電所のディーゼル発電機吸気消音器室は屋内であるが、降灰中のより厳しい作業環境を模擬して、酸素吸入器（ボンベ・全面マスク）、ヘッドライト等を装備した状態でフィルタ交換に係る実証試験を実施し、5分割されたフィルタを順次取り替え、全て取り替えを終えるまでに13分で完了することが確認できた。</p> <p>ディーゼル発電機の吸気消音器は、建屋内の吸気消音器室内に設置されており、また屋外から空気を取り込む給気口は吸気消音器のある</p>			<p>【大飯】 評価方針の相違 泊は実作業による作業時間で評価しており、大飯のような実証試験は実施していない</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>場所から上方 20m 程度離れた位置にあり、屋外を降灰する火山灰がそのまま室内に侵入することは考えにくいが、ここでは実際に火山灰が存在する状態ではさらに作業効率が低下するものと仮定し、安全側にトータルの交換時間を 20 分以内と想定する。</p> <p>なお、ディーゼル発電機1台のフィルタ交換に必要な作業員4人、別途並行して実施するフィルタ清掃^(※)を行う作業員2人の計6名の人員が必要となるが、要員の確保が厳しい夜間・休日の場合においても、発電所に常駐している緊急安全対策要員によって対応が可能であり、作業員の確保に影響が生じることはない。</p> <p>(※) フィルタは金属性であり破損することがないため、付着した火山灰を清掃することが可能である。なお、火山灰がフィルタに付着しても重量はそれほど増えない（最大 3kg 程度）ため取り扱いに影響することもない。</p> <p>（5）ディーゼル発電機の運転機能に対する裕度</p> <p>①ディーゼル発電機は、エンジンの燃焼に必要な空気量の2倍以上の空気を吸きし、エンジンの燃焼に必要以上の空気は機関の冷却に利用している。このため、吸気が減少してくると、機関の冷却に使われる空気が減少し排気温度が上昇することとなる。さらに吸気量が減少し、仮に通常時の半分程度まで吸気量が減少したとすると出力に影響が生じ始める可能性がある。</p> <p>②外部電源喪失時に自動的に起動する負荷は、ディーゼル発電機の定格容量である 7100kW に対し 4900kW であり、外部電源喪失時にディーゼル発電機に求められる負荷容量は定格容量に対し 7 割程度であり、燃焼に必要な空気量は出力に比例すると考えられることからディーゼル発電機に必要な空気量は負荷容量に応じて減少し、仮に吸気量が半分程度に減少しても燃焼に必要な空気量にはまだ余裕がある。</p> <p>③ディーゼル発電機は、燃焼に必要な空気量の2倍以上の空気を吸氣していること、また必要な出力に対してもさらに 3 割程度の裕度があることから、保守的な想定における閉塞時間 100 分に対して、単純に吸気量が半分程度に減少すると想定される 50 分程度までは、少なくともディーゼル発電機の運転機能に影響が生じることはないことから、当該時間 50 分をディーゼル発電機の機能維持の観点から評価する目安時間として想定する。</p>			
<p>2. フィルタの交換に係る影響評価</p> <p>（1）ディーゼル発電機を切り替えて停止中にフィルタの交換を行うケース</p> <p>降灰時には、ディーゼル発電機の吸気消音器室内での降灰の監視、並びに運転員による排気温度の監視を強化し、吸気消音器室内での降灰の確認、もしくは排気温度の上昇傾向等の兆候が確認された時点で、直ちにもう1台のディーゼル発電機を起動し、フィルタを交換する起動中のディーゼル発電機を停止（切り替えに要する時間は 10 分程度）次第、フィルタ交換作業に着手し 5 分割のフィルタを1枚ずつ順次交換する。</p> <p>この場合、評価の目安時間となる 50 分に対して、ディーゼル発電機の切り替え時間 10 分に加え、交換時間 20 分のトータル 30 分でフィ</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ルタを交換することができ、ディーゼル発電機の運転機能に影響を与えることなくフィルタの交換作業を実施することが可能である。火山灰の降灰中は、排気温度の上昇傾向等を確認しながら上記の交換作業を繰り返すことになる。なお、フィルタ閉塞評価については保守的大気中の火山灰ピーク濃度が継続する前提で評価して安全性を確認している。</p> <p>(2) 運転中のディーゼル発電機でフィルタの交換を行うケース</p> <p>① (1)と同様に、ディーゼル発電機の吸気消音器室内での降灰の監視、並びに運転員による排気温度の監視を強化し、フィルタへの火山灰の付着または排気温度の上昇傾向等の兆候が確認された時点で、直ちにディーゼル発電機を切り替えフィルタ交換作業に着手するが、運転中のディーゼル発電機のフィルタ交換作業についても、5分割のフィルタを1枚ずつ交換しディーゼル発電機の運転を継続しながら順次交換作業を繰り返し実施することになる。なお、必要な吸気はフィルタを外した部位から優先的に吸気されるため、エンジンの燃焼に必要な空気量を確保しながら交換することができる。</p> <p>したがって、兆候が確認され次第、直ちに交換作業に着手し、評価の目安時間となる50分に対して20分で全てのフィルタを交換することができ、かつフィルタを交換しながら吸気も確保できることから、ディーゼル発電機の運転機能に影響を与えることなくフィルタの交換作業を実施することができる。火山灰の降灰中は、排気温度の上昇傾向等を確認しながら上記の交換作業を繰り返すことになる。なお、フィルタ閉塞評価については保守的大気中の火山灰ピーク濃度が継続する前提で評価して安全性を確認している。</p> <p>②ディーゼル発電機のフィルタ交換に係る実証試験では、5分割されたフィルタ1枚の交換時間は数分程度で実施できることが確認されており、一時的ではあるが一部フィルタのない状態で運転することでディーゼル発電機の機関内にフィルタのメッシュより大きな1mm以下の火山灰が混入した場合を想定する必要があるが、以下に示すとおり、フィルタより小さな火山灰が機関内に混入した場合と同様に影響が生じることはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機吸気消音器を通過した火山灰は過給機及び機間に到達するが、いずれも磨耗に強い鉄であること、また火山灰は比較的脆く破碎しやすいことから、過給機及び機間において摺動運動が繰り返されるごとに細かな粒子に粉碎され、排気ガスとして排出されるため、混入した火山灰粒子によるディーゼル発電機の機能に影響を与えることはない。 <p>3.まとめ</p> <p>(1) 準備作業の成立性</p> <p>想定する大山火山の噴火発生から最短1時間程度で降灰が発電所に到達する可能性があるが、降灰予報の発表後、直ちに対応体制が構築され、必要な資機材の準備も含めて30～40分程度で対応準備が可能であり、準備作業が与える時間的影響はない。</p> <p>(2) フィルタ交換作業の時間的成立性</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ディーゼル発電機を切り替えて停止中にフィルタ交換を行うケース、また運転中のディーゼル発電機でフィルタの交換を行うケースいずれの場合でも、ディーゼル発電機の機能維持の観点から想定される目安時間 50 分（閉塞時間の半分）に対して、兆候の確認から 20 分以内で交換することが可能であり、ディーゼル発電機の運転機能に影響を与えることなく対応することが可能である。</p> <p>【参考資料】 ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタ交換に係る実証試験結果</p> <p style="text-align: center;">参考資料 ディーゼル発電機吸気消音器のフィルタ交換に係る実証試験結果</p> <p>1. 実証試験日時 平成28年12月12日（月） 14時00分～15時00分</p> <p>2. 実証試験場所 大飯発電所4号機 Bディーゼル発電機 吸気消音器室</p> <p>3. 作業人員 4名</p> <p>4. 実証試験結果 トータル時間13分で全てのフィルタ交換作業を完了することができた。</p> <p>5. その他 試験に当たっては、外部電源喪失時の照明状況（照明消灯）、並びに降灰時の作業環境も考慮して、ヘッドライト、酸素ボンベ、全面マスク、ヘルメットを装着して交換作業を実施した。 なお、吸気消音器室への現場召集時間、作業工具や脚立等の準備時間は、上記時間には含まれていない。</p> <p>【添付資料】ディーゼル発電機吸気消音器フィルタ交換に係る実証試験の状況</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付</p> <p>ディーゼル発電機吸気消音器フィルタ交換に係る実証試験の状況①</p> <p>【検証試験の実施条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> △ 消音器フィルタ室の照明は常用電源から受電していることから、全交流電源喪失時を想定し、照明を消しLTL状態で実施 △ ベルメットのヘリコイトのみで交換作業を実施 △ 防護器具については、酸素ボンベ、全面マスク、ヘルメットを装着して交換作業を実施 △ 交換要員は4名で実施 			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

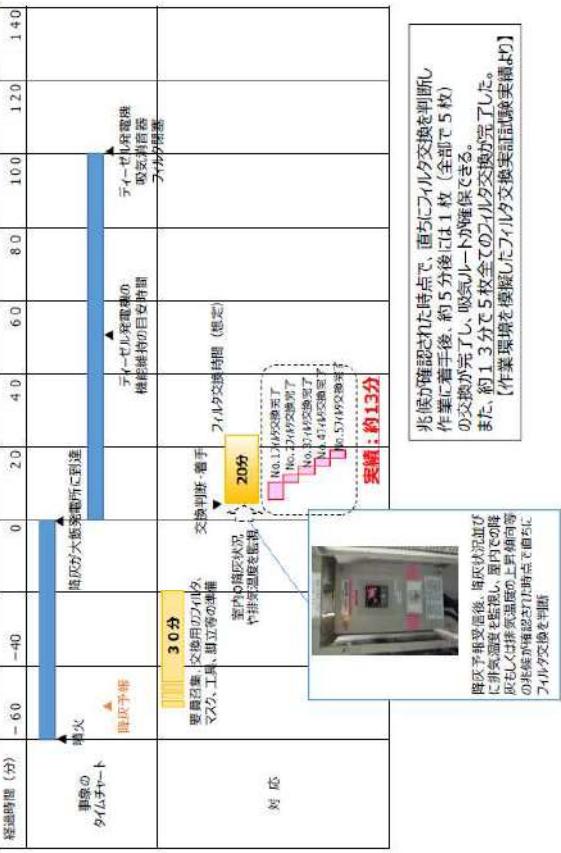
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ディーゼル発電機吸気・消音器フィルタ交換に係る実証試験の状況②</p> <p>【フィルタ交換開始】</p>  <p>【No.1 旧フィルタ取外、新フィルタ取付】</p>  <p>経過時間：0分</p> <p>【No. 3 旧フィルタ取外、新フィルタ取付】</p>  <p>経過時間：4分 (No.1/42歩歩完了)</p> <p>【No. 4 旧フィルタ取外、新フィルタ取付】</p>  <p>経過時間：6分 (No.2/42歩歩完了)</p> <p>【No. 5 旧フィルタ取外、新フィルタ取付】</p> <p>経過時間：9分 (No.3/47歩歩完了)</p> <p>経過時間：11分 (No.37歩歩完了)</p> <p>※部屋の照明が暗いため黒い写真。なお、歩行撮影に走行ではフットマスクを使用。</p> <p>【No.2 旧フィルタ取外、新フィルタ取付】</p>  <p>経過時間：4分 (No.1/42歩歩完了)</p> <p>【No. 2 旧フィルタ取外、新フィルタ取付】</p>  <p>経過時間：6分 (No.2/42歩歩完了)</p> <p>【No. 3 旧フィルタ取外、新フィルタ取付】</p>  <p>経過時間：13分 (全7/47歩歩完了)</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">ディーゼル発電機吸気消音器フィルタ交換に係る対応イメージ</p>  <p>経過時間 (分)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 60 - 40 0 20 40 60 80 100 120 140 <p>事件の タイムチャート</p> <p>消火</p> <p>消防手帳</p> <p>障害が大致発生時に到達</p> <p>30分</p> <p>要員召集、交換用フィルタ 室内の状況観察 や排気温度を監視</p> <p>対応</p> <p>ディーゼル発電機 機組維持の目安時間</p> <p>ディーゼル発電機 吸気消音器 フィルタ交換</p> <p>20分</p> <p>フィルタ交換時間 (標準) 実績: 約13分</p> <p>北側が確認された時点で、直ちにフィルタ交換を判断し 作業に着手後、約5分後には1枚（全部で5枚） の2枚が完了し、吸気リレーが確実化した。 また、約1.3分で5枚全てのフィルタ交換が完了した。 [作業環境を考慮してフィルタ交換実績実績より]</p> <p>障子予算受付後、断火が況並び に排気温度を監視し、屋内での障 害は主に排気温度の上昇傾向等 の兆候が確認され1番地点で直ちに フィルタ交換を判断</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

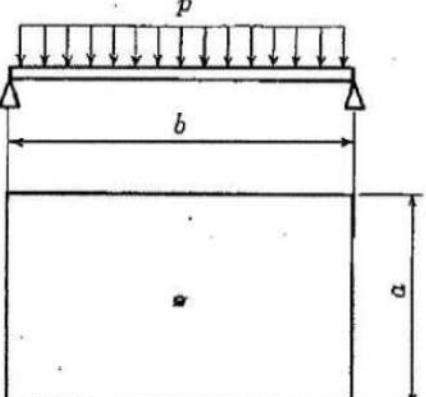
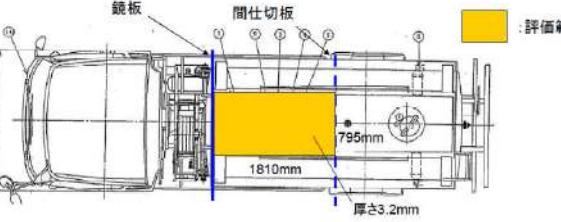
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p style="color: red;">補足資料-21 2.1. タンクローリーへの荷重による影響について</p> <p>火山灰によるタンクローリーへの荷重影響について以下に示す。</p> <p>タンクローリーについては、屋根部に堆積した火山灰と積雪を除去することも可能であるが、上部に火山灰と積雪が堆積した状態で、タンク室の支持されている最も面積が大きい防護枠に囲まれた範囲に対する荷重の影響を確認する。</p> <p>ここではタンク室を平板と仮定し、等分布荷重が作用する4辺支持平板とする。また、モデル化範囲は中間部に間仕切板があるため、間仕切板を支持点と考え、ストレート部から間仕切板までとする。（下図の色塗り範囲）</p> <p>(1) 荷重条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山灰と積雪の想定堆積荷重：$4500(\text{N}/\text{cm}^2) = 4.50 \times 10^{-3} (\text{N}/\text{mm}^2)$ ・平板の自重：$7.85 \times 10^{-6}(\text{kg}/\text{mm}^3)^* \times 3.2(\text{mm}) = 2.46 \times 10^{-4} (\text{N}/\text{mm}^2)$ ・評価荷重：$4.50 \times 10^{-3} (\text{N}/\text{mm}^2) + 2.46 \times 10^{-4} (\text{N}/\text{mm}^2) = 4.75 \times 10^{-3} (\text{N}/\text{mm}^2)$ <p>(※) JIS G 3113 「自動車構造用熱間圧延鋼板及び鋼帯」に基づく</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>等分布荷重の4辺支持条件の最大曲げ応力は以下の式となる。</p> $\sigma_{\max} = \beta_1 \frac{pa^2}{h^3}$ <p>β_1：長方形板の最大応力の係数（機械工学便覧より=0.67） p：等分布荷重（=$4.36 \times 10^{-3} \text{ N}/\text{mm}^2$） a：短辺の長さ（防護枠の幅=795mm） h：板厚（=3.2mm）</p> $\sigma_{\max} = 0.67 \times \frac{4.75 \times 10^{-3} \times 795^2}{3.2^3} = 197(\text{MPa})$ <p>評価部位における算出応力と許容応力を下表に示す。</p> <p>表 代表部位に対する評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価部位</th><th>材料</th><th>応力の種類</th><th>算出応力 (MPa)</th><th>許容応力[†] (MPa)</th><th>裕度</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンク室</td><td>SAPH400</td><td>曲げ応力</td><td>197</td><td>255</td><td>1.2</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 弾性範囲内を許容限度とし、当該材質のJIS記載の降伏点又は耐力(JISMEのSyに相当)を用いた。</p>	評価部位	材料	応力の種類	算出応力 (MPa)	許容応力 [†] (MPa)	裕度	結果	タンク室	SAPH400	曲げ応力	197	255	1.2	○
評価部位	材料	応力の種類	算出応力 (MPa)	許容応力 [†] (MPa)	裕度	結果								
タンク室	SAPH400	曲げ応力	197	255	1.2	○								

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図 4辺支持平板の評価モデル  図 評価対象範囲 以上			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料2）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添2</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉 技術的能力説明資料 (火山に対する防護)</p>	<p>別添資料2</p> <p>女川原子力発電所 2号炉 運用、手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)</p>	<p>泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)</p>	<p>別添2</p> <p>【大飯、女川】 プラント名称の相違 【大飯】 資料名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定された自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定された自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定された自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
<p>安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定された自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定された自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定された自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定された自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>

自発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

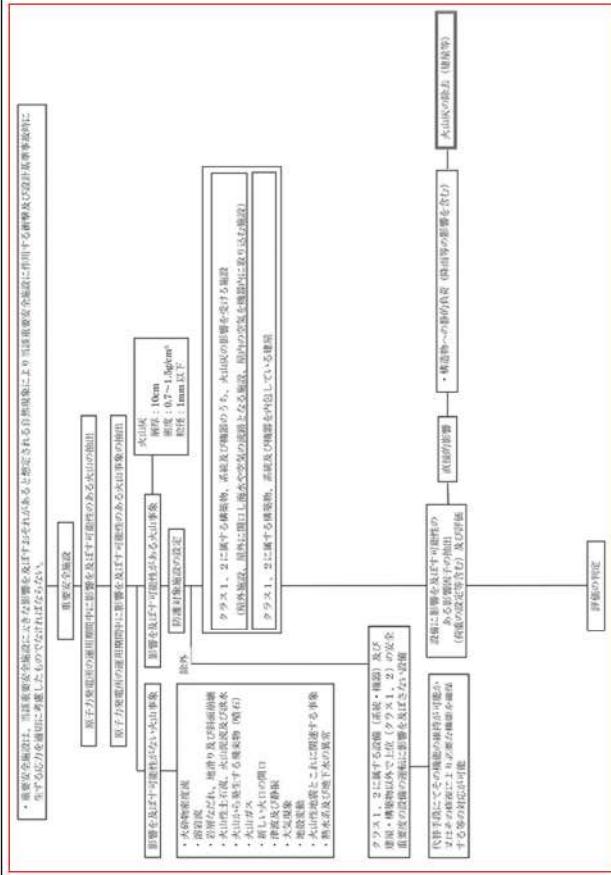
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料2)

自発電所 3号炉 技術的能力 比較表

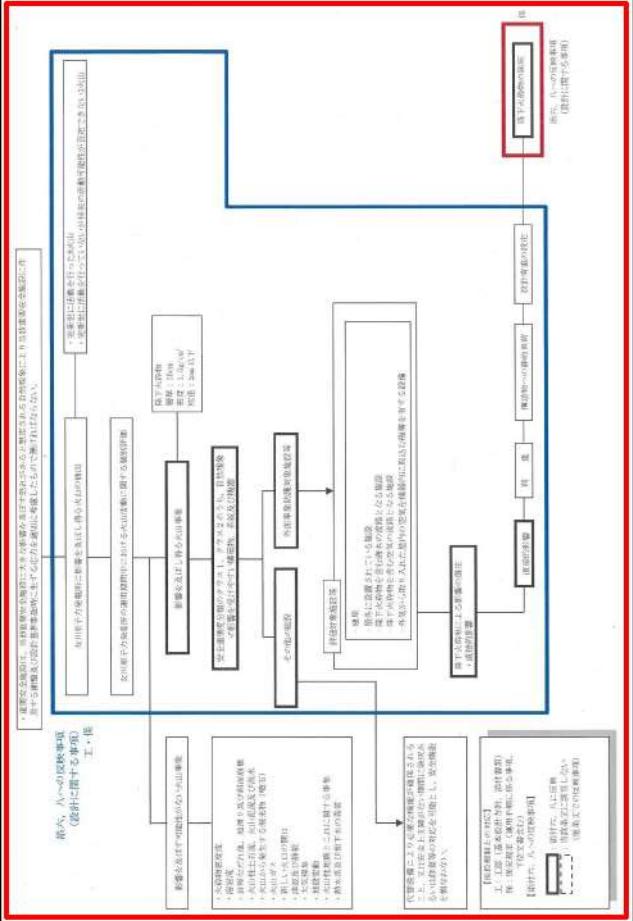
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料2）

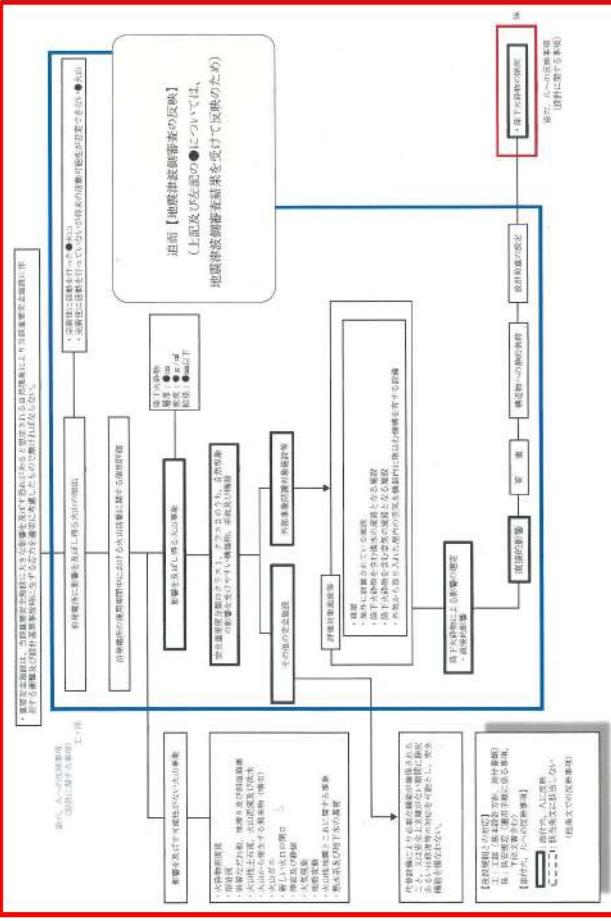
大飯発電所3／4号炉



女川原子力発電所2号炉



泊発電所 3号炉



【大飯、女川】

自發電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料2）

自発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山：別添資料2）

設置許可基準対象条文		対象項目	区分	運用対策等	
設置許可基準規則 対象条文		対象項目	区分	運用対策等	
<p>原子炉洗浄</p> <p>降灰時の特別点検</p> <p>降灰後の点検、補修</p>	<p>体制</p> <p>保守管理</p> <p>教育・訓練</p> <p>運用・手順</p> <p>体制</p> <p>保守管理</p> <p>教育・訓練</p> <p>運用・手順</p> <p>体制</p> <p>保守管理</p> <p>教育・訓練</p> <p>運用・手順</p> <p>体制</p> <p>保守管理</p> <p>教育・訓練</p> <p>運用・手順</p>	<p>運転員の当直体制</p> <p>・運転員の災害対応体制</p> <p>・運用・手順、保守管理に関する教育</p> <p>・降灰時には、碍子洗浄を実施する</p> <p>・運転員の当直体制</p> <p>・運転員の災害対応体制</p> <p>・降灰時の災害対応体制</p> <p>・運用・手順、保守管理に関する教育</p> <p>・降灰が確認された場合には、防護対象施設に対して特に点検を実施する</p> <p>により差異を受ける可能性がある施設について特別点検を実施する</p> <p>・運転員の当直体制</p> <p>・降灰時の巡視点検・状況確認</p> <p>・運用・手順、保守管理に関する教育</p> <p>・降灰後、火山灰の堆積や侵入等により影響を受ける可能性能がある設備について点検を実施し、必要に応じて保守管理を行う</p> <p>・飢食等の中長期的な影響については、日常点検・定期点検により確認</p> <p>・運転員の当直体制</p> <p>・日常点検の体制（保修課・土木建築課による保守管理の体制）</p> <p>・日常点検、定期点検</p> <p>・運用・手順、保守管理に関する教育</p>	<p>運転員の当直体制</p> <p>・運転員の災害対応体制</p> <p>・運用・手順、保守管理に関する教育</p> <p>・降灰時に障害を受ける可能性がある設備に対する点検を実施し、必要に応じて保守管理を行う</p> <p>・降灰時の巡視点検を行っては、日常点検・定期点検により確認</p> <p>・日常点検の体制（保修課・土木建築課による保守管理の体制）</p> <p>・日常点検、定期点検</p> <p>・運用・手順、保守管理に関する教育</p>	<p>運用対策等</p> <p>バグフィルタ</p>	
<p>第 6 条 外部からの衝撃による 損傷の防止</p>	<p>バグフィルタ取替・清掃 作業等</p>	<p>通用・手順</p> <p>体制</p> <p>保守・点検</p> <p>教育・訓練</p>	<p>降灰が確認された場合には、非常用換気空調系の外気吸入口のバグフィルタ</p> <p>【タ】について、バグフィルタ着圧を確認するとともに、状況に応じて措置や取扱を実施する。</p> <p>ディーゼル発電機運転時は、バグフィルタの巡回点検を行い、必要に応じ取扱・清掃を行いう。</p> <p>(降灰時の体制)</p> <p>・降灰時の巡回点検</p> <p>・運用・手順に関する教育</p>	<p>運用対策等</p>	
<p>第 6 条 外部からの衝撃による 損傷の防止</p>	<p>原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナー清掃</p>	<p>バグフィルタ・清掃作業</p> <p>体制</p> <p>保守・点検</p> <p>教育・訓練</p> <p>運用・手順</p> <p>体制</p> <p>保守・点検</p> <p>教育・訓練</p> <p>運用・手順</p> <p>体制</p> <p>保守・点検</p> <p>教育・訓練</p>	<p>・降灰が確認された場合には、換気空調装置の外気取入口のフィルタについて、フィルタ着圧を確認することもしくは、状況に応じて清掃や取扱を実施する。</p> <p>ディーゼル発電機運転時は、フィルタの巡回点検を行い、必要に応じ取扱・清掃を行いう。</p> <p>(降灰時の体制)</p> <p>・降灰時の巡回点検</p> <p>・ストレーナの巡回点検</p> <p>・降灰時に海水を吐水する原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナー清掃</p> <p>・運用・手順に関する教育</p> <p>・降灰時に海水を吐水する原子炉補機冷却海水ポンプの振動を監視し、判定基準を目安に点検を行う。</p> <p>(降灰時の体制)</p> <p>・振動監査装置の点検・校正</p> <p>・運用・手順、保守・点検に関する教育</p> <p>・降灰時の原子炉補機冷却海水ポンプの振動を監視し、判定基準を目安に点検を行う。</p> <p>・原子炉補機冷却海水ポンプの振動監査装置の点検・校正</p> <p>・運用・手順、保守・点検に関する教育</p>	<p>運用対策等</p>	
				<p>【大飯、女川】</p> <p>運用の相違</p> <p>・泊は降下火碎物の除灰（建屋等）、フィルタの清掃・取替及び中央制御室空調設備閉回路循環運転に加え、原子炉補機冷却海水ポンプの清掃、原子炉補機冷却海水ポンプの振動計測及び開閉所碎石清掃等の手順を定めている。</p> <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山:別添資料2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 対象条文</th><th>対象項目</th><th>区分</th><th>運用実策等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉構造</td><td>運用・手順</td><td>・ 離子表面に降下火砕物の付着が見られた場合、離子の清掃を行う。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>体制</td><td>(降灰時の体制)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>保守・点検</td><td>・ 日常保守点検 ・ 降灰時の巡回点検</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>教育・訓練</td><td>・ 運用・手順、保守・点検に関する教育</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>運用・手順</td><td>・ 運用が確立された場合に、設計基準対象施設に対する影響や侵入等により影響を受けた可能性がある設備について、降下火砕物の堆積や侵入等により影響を受けた可能性について、特別点検を実施する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>体制</td><td>(降灰時の体制)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>保守・点検</td><td>・ 降灰時の巡回点検、状況確認</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>教育・訓練</td><td>・ 運用・手順、保守・点検に関する教育</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>運用・手順</td><td>・ 降灰後、降下火砕物の堆積や侵入等により影響を受けた可能性がある設備について巡回点検を実施し、降下火砕物による影響を確認した場合は、必要な応じて点検等を行う。 ・ 届食等の中長期的な影響については、日常点検・定期点検により確認する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>体制</td><td>(降灰後の体制)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>保守・点検</td><td>・ 巡回点検</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>教育・訓練</td><td>・ 定期点検</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第6条 外部からの衝撃による損傷の防止</p>	設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用実策等	原子炉構造	運用・手順	・ 離子表面に降下火砕物の付着が見られた場合、離子の清掃を行う。			体制	(降灰時の体制)			保守・点検	・ 日常保守点検 ・ 降灰時の巡回点検			教育・訓練	・ 運用・手順、保守・点検に関する教育			運用・手順	・ 運用が確立された場合に、設計基準対象施設に対する影響や侵入等により影響を受けた可能性がある設備について、降下火砕物の堆積や侵入等により影響を受けた可能性について、特別点検を実施する。			体制	(降灰時の体制)			保守・点検	・ 降灰時の巡回点検、状況確認			教育・訓練	・ 運用・手順、保守・点検に関する教育			運用・手順	・ 降灰後、降下火砕物の堆積や侵入等により影響を受けた可能性がある設備について巡回点検を実施し、降下火砕物による影響を確認した場合は、必要な応じて点検等を行う。 ・ 届食等の中長期的な影響については、日常点検・定期点検により確認する。			体制	(降灰後の体制)			保守・点検	・ 巡回点検			教育・訓練	・ 定期点検		<p>【大飯、女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は降下火砕物の除灰（建屋等）、フィルタの清掃・取替及び中央制御室空調設備閉回路循環運転に加え、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ清掃、原子炉補機冷却海水ポンプ振動計測及び開閉所碍子清掃等の手順を定めている。
設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用実策等																																																				
原子炉構造	運用・手順	・ 離子表面に降下火砕物の付着が見られた場合、離子の清掃を行う。																																																					
	体制	(降灰時の体制)																																																					
	保守・点検	・ 日常保守点検 ・ 降灰時の巡回点検																																																					
	教育・訓練	・ 運用・手順、保守・点検に関する教育																																																					
	運用・手順	・ 運用が確立された場合に、設計基準対象施設に対する影響や侵入等により影響を受けた可能性がある設備について、降下火砕物の堆積や侵入等により影響を受けた可能性について、特別点検を実施する。																																																					
	体制	(降灰時の体制)																																																					
	保守・点検	・ 降灰時の巡回点検、状況確認																																																					
	教育・訓練	・ 運用・手順、保守・点検に関する教育																																																					
	運用・手順	・ 降灰後、降下火砕物の堆積や侵入等により影響を受けた可能性がある設備について巡回点検を実施し、降下火砕物による影響を確認した場合は、必要な応じて点検等を行う。 ・ 届食等の中長期的な影響については、日常点検・定期点検により確認する。																																																					
	体制	(降灰後の体制)																																																					
	保守・点検	・ 巡回点検																																																					
	教育・訓練	・ 定期点検																																																					

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB07-9 r. 7.0
提出年月日	令和5年3月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

令和5年3月
北海道電力株式会社

[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
<h3>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</h3> <p>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし <p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし <ul style="list-style-type: none"> ・実質的な内容に相違が無いことから、資料構成を反映し変更。 c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし <h3>2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要</h3> <p>2-1) 体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護に関する緊急時の体制図について、組織、構成が異なる。【比較表 P.7-7】 <p>組織に相違があるものの、緊急時に体制を構築し対応を行う点は同等である。</p> <p>2-2) 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視装置のうち泊発電所にない設備の記載なし。【比較表 P.7-12】 <p>設備構成に相違があるものの、見張人の詰所にて監視装置による監視を行う点は同等である。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第7条：発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む） <ul style="list-style-type: none"> (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等 <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.1 概要 2.2 区域の設定、持込み物品の点検及び出入管理等 <ul style="list-style-type: none"> 2.3 区域の境界について 2.4 郵便物等の点検 <p>2.5 不正アクセス行為の防止対策</p> <p>3. 技術的能力説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (別添資料) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 	<p>第7条：発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 <ul style="list-style-type: none"> (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針（手順書等含む。） (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等 <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.1 概要 2.2 区域管理 <ul style="list-style-type: none"> 2.2.1 物理的障壁による区画 2.2.2 出入管理 2.3 探知施設 2.4 通信連絡設備 2.5 持込み確認 2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応 <p>3. 別添</p> <p>別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>第7条：発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 <ul style="list-style-type: none"> (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針（手順書等含む。） (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等 <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.1 概要 2.2 区域管理 <ul style="list-style-type: none"> 2.2.1 物理的障壁による区画 2.2.2 出入管理 2.3 探知施設 2.4 通信連絡設備 2.5 持込み確認 2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応 <p>3. 運用、手順説明資料</p> <p>別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>■記載表現の相違 他条文との記載の横並び ■設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p><概要></p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p><概要></p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p><概要></p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■用語定義に基づく記載適正化 ■設備名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> ■用語定義に基づく記載適正化 <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 他条文との記載の横並び

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																					
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について、設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p> <p>【表1】 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項</p> <table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）</td> <td>技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </table> <p>表1-1表 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項</p> <table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）</td> <td>技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>【追加要求事項】</td> </tr> </table> <p>表1-2表 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項</p> <table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）</td> <td>技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </table> <p>表1-3表 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項</p> <table border="1"> <tr> <td>設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）</td> <td>技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </table>	設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	備考	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項	設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	備考	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】	設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	備考	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項	設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	備考	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項
設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	備考																						
工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項																						
設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	備考																						
工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	【追加要求事項】																						
設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	備考																						
工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項																						
設置許可基準規則 第7条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	技術基準規則 第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）	備考																						
工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を相手とするおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項																						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とする。 また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。 発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.5:P2-7-11～16）】</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備 ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。 発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.6:P7条-9～11）】</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行なうことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p>	<p>【大飯】 ■記載表現の相違 （女川に記載統一）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
(2) 安全設計方針 1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止 (1) 設計方針 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とする。 また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行なう設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。 【説明資料 (2.1 : P2-7-11) (2.2 : P2-7-11, 12) (2.3 : P2-7-13, 14)】	(2) 安全設計方針（手順書等含む。） 1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止 (1) 設計方針 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。 【説明資料 (2.1～2.3 : P7条-9, 10)】	(2) 安全設計方針（手順書等含む。） 1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止 (1) 設計方針 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。 【説明資料 (2.1～2.3 : P7条-9, 10)】	【大飯】 ■記載表現の相違 (女川に記載統一)
発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。 【説明資料 (2.1 : P2-7-11) (2.2 : P2-7-11, 12) (2.4 : P2-7-15)】	発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。	発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。 【説明資料 (2.1 : P7条-9) (2.5 : P7条-11)】	
不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。 【説明資料 (2.1 : P2-7-11) (2.5 : P2-7-16)】	不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。	不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。 【説明資料 (2.1 : P7条-9) (2.6 : P7条-11)】	
(2) 体制 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、法律に基づき核物質防護管理者を選任し、所長のもと、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。 人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。	(2) 体制 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。 人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。	(2) 体制 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。 人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>核物質防護に関する緊急時の組織体制を、第1.1.1.1図に示す。</p> <p>(3) 手順等</p> <p>a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からのアクセス遮断措置については、手順を整備し、的確に実施する。 ・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 ・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施する。 <p>b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、接近管理及び出入管理を実施する。接近管理及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接近管理及び出入管理については、手順を整備し、的確に実施する。 ・接近管理及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 ・接近管理及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。 	<p>核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.1.1図に示す。</p> <p>(3) 手順等</p> <p>a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備し、的確に実施する。 ・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 ・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施する。 <p>b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、侵入防止及び出入管理を実施する。侵入防止及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止及び出入管理については、予め手順を整備し、的確に実施する。 ・侵入防止及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 ・侵入防止及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。 	<p>核物質防護に関する緊急時の組織体制を、第1.1.1図に示す。</p> <p>(3) 手順等</p> <p>a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備し、的確に実施する。 ・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 ・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施する。 <p>b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、侵入防止及び出入管理を実施する。侵入防止及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止及び出入管理については、予め手順を整備し、的確に実施する。 ・侵入防止及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 ・侵入防止及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。 	<p>■記載表現の相違（付番の相違）</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違（女川に記載統一）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(3) 適合性説明 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第七条 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。</p> <p>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1 : P2-7-11) (2.2 : P2-7-11, 12) (2.3 : P2-7-13, 14)】</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1 : P2-7-11) (2.2 : P2-7-11, 12) (2.4 : P2-7-15)】</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計</p>	<p>(3) 適合性説明 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第七条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発電所外からの爆発物や有害物質の持込み及び不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対し、これを防護するため、核物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>(1) 人の不法な侵入の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 b. 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。 c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。 d. 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。 <p>(2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持込みの防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 b. 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように物品の持込み点検を行うことができる設計とする。 <p>(3) 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通信回路を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。 	<p>(3) 適合性説明 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第七条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発電所外からの爆発物や有害物質の持込み及び不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対し、これを防護するため、核物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>(1) 人の不法な侵入の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 b. 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。 c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。 d. 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。 <p>【説明資料(2.1～2.4 : P7条-9, 10) (2.6 : P7条-11)】</p> <p>(2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持込みの防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 b. 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように物品の持込み点検を行える設計とする。 <p>【説明資料(2.1～2.2 : P7条-9, 10) (2.5 : P7条-11)】</p> <p>(3) 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通信回路を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。 	<p>【大飯】 ■記載表現の相違 (女川に記載統一)</p> <p>■記載表現の相違 (表現の統一)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>とする。 【説明資料(2.1 : P2-7-11) (2.5 : P2-7-16)】</p> <p><u>1.3 気象等</u> 該当なし</p> <p><u>1.4 設備等</u></p> <p>10.10 構内出入監視装置 不法な侵入等を防止するため、照明灯、有線通信装置、テレビカメラ、磁気施錠装置等を設ける。</p> <p>【説明資料(2.1 : P2-7-11) (2.2 : P2-7-11, 12)】</p>	<p>1.3 気象等 該当なし</p> <p>1.4 設備等 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 構内出入監視装置 発電用原子炉施設に対する人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、通信連絡設備、監視装置、検知装置、施錠装置等を設ける。</p>	<p>【説明資料(2.1 : P7条-9) (2.6 : P7条-11)】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p> <p>1.4 設備等 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 構内出入監視装置 発電用原子炉施設に対する人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、通信連絡設備、監視装置、検知装置、施錠装置等を設ける。</p> <p>【説明資料(2.1～2.4 : P7 条-9, 10)】</p>	<p>【大飯】 ■記載表現の相違 (女川に記載統一)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

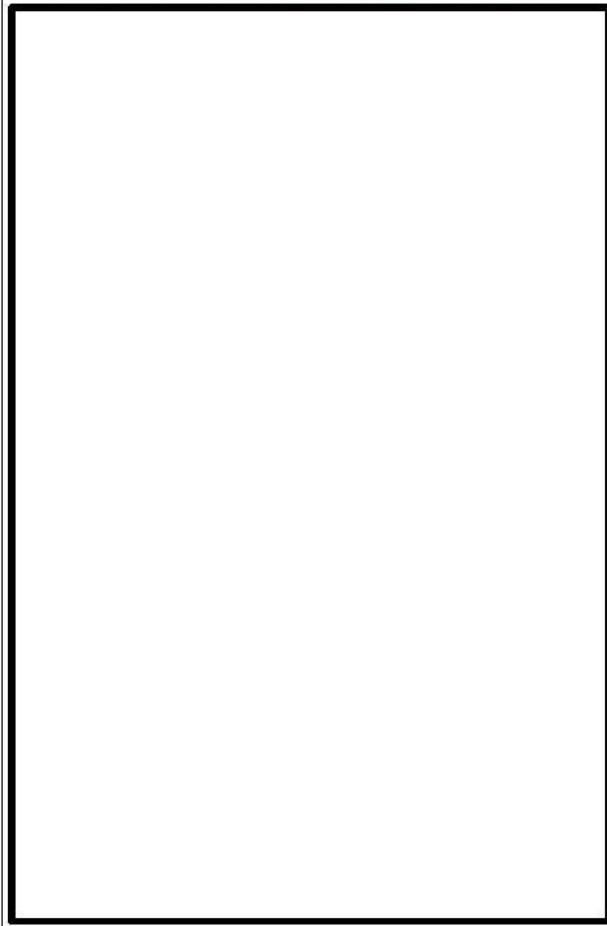
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>人の不法な侵入等を防止するための区域を設定するとともに、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護し、点検や確認等を行うことにより、接近管理や出入管理を行える設計とする。</p> <p>さらに、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷する恐れがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物や有害物質の持込みを含む。）については、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>また、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対しては、それを未然に防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムとして、核物質防護に関する文書に規定する情報システムは、電気通信回線を通じて妨害破壊行為等を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>核物質防護対策としてこれらの対策を行う。</p>	<p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入（核物質の不法な移動、妨害破壊行為を含む。）を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.1-1図に示す。</p> <p>【説明資料（2.2～2.6：7条-10～12）】</p>	<p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入（核物質の不法な移動、妨害破壊行為を含む。）を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行えることができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.1-1図に示す。</p>	<p>■記載表現の相違（括弧内に単語ではなく文章を記載した際は綴じ括弧前に「。」を付ける形に表現を統一）</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違（女川に記載統一）</p> <p>■記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

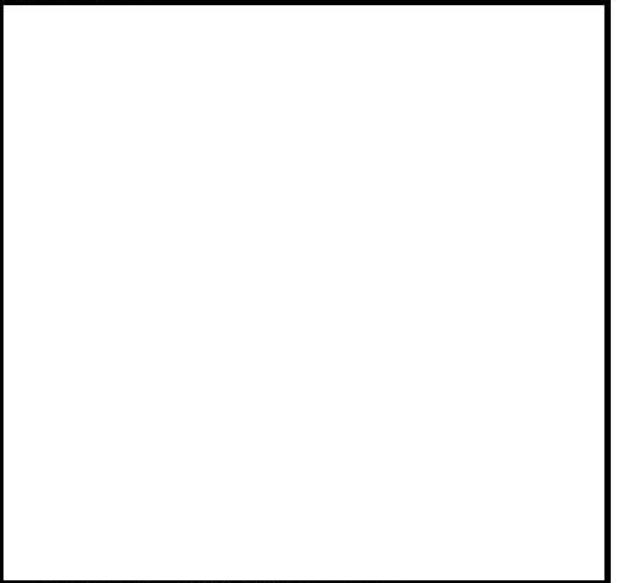
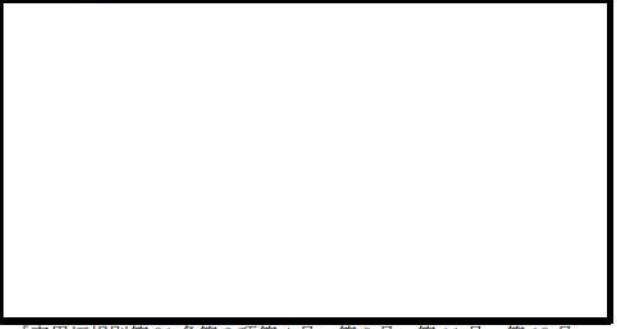
第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.2 区域の設定、持込み物品の点検及び出入管理等</p> <p>人の不法な侵入等を防止するため、発電所内に区域を設け、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画し、その境界等において、警備員や設備により、点検や確認等を実施している。また、探知施設、通信連絡設備を設置している。</p> <p>具体的には、以下のとおり。(次頁へ)</p> <p>2.3 区域の境界について</p> <p>人の不法な侵入等を防止するため、発電所内に区域を設け、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画し、その境界（車両ゲート、出入口）等において、警備員、設備により、点検や確認等を実施している。</p> 	<p>2.2 区域管理</p> <p>2.2.1 物理的障壁による区画</p> <p>特定核燃料物質の防護のための区域（以下、「防護区域」という。）、その外周に周辺防護区域、さらにその外周に立入制限区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画しており、人が侵入することを防止している。</p> <p>防護区域の障壁は、鉄筋コンクリート造りその他の堅固な障壁としている。また、周辺防護区域及び立入制限区域の境界には人が容易に侵入できないよう柵等を設置している。</p> <p>[実用炉規則第91条第2項第1号、第2号、第3号]</p>	<p>2.2 区域管理</p> <p>2.2.1 物理的障壁による区画</p> <p>特定核燃料物質の防護のための区域（以下、「防護区域」という。）、その外周に周辺防護区域、さらにその外周に立入制限区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画しており、人が侵入することを防止している。</p> <p>防護区域の障壁は、鉄筋コンクリート造りその他の堅固な障壁としている。また、周辺防護区域及び立入制限区域の境界には人が容易に侵入できないよう柵等を設置している。</p> <p>[実用炉規則第91条第2項第1号、第2号、第3号]</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違 （女川に記載統一）</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違 （文章は設計方針と同等であり、具体的な核物質防護情報は不要と判断した）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>2.2.2 出入管理</p>  <p>[実用炉規則第91条第2項第5号, 第6号]</p> <p>2.3 探知施設</p>  <p>[実用炉規則第91条第2項第4号, 第8号, 第11号, 第12号, 第22号]</p>	<p>2.2.2 出入管理</p>  <p>[実用炉規則第91条第2項第5号, 第6号]</p> <p>2.3 探知施設</p>  <p>[実用炉規則第91条第2項第4号, 第8号, 第11号, 第12号, 第22号]</p>	<p>【大飯】 ■記載表現の相違 (女川に記載統一)</p> <p>■設備の相違 泊発電所に無い設備のため記載なし。 設備構成に相違があるものの、見張人の詰所にて監視装置による監視を行う点は同等である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>2.4 通信連絡設備</p> <p>[実用炉規則第91条第2項第22号]</p> <p>2.5 持込み確認</p> <p>防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように持込み点検を行っている。</p> <p>[実用炉規則第91条第2項第8号]</p>	<p>2.4 通信連絡設備</p> <p>[実用炉規則第91条第2項第22号]</p> <p>2.5 持込み確認</p> <p>防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように持込み点検を行っている。</p> <p>[実用炉規則第91条第2項第8号]</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違 (女川に記載統一)</p> <p>■記載表現の相違 (表現の統一)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違 (2.5 持込み確認に 郵便物等の点検に について記載してお り、具体的な核物 質防護情報は不要 と判断した)</p>
2.4 郵便物等の点検	<p>郵便物等による爆発物又は有害物質の持込みを防止するために、不審な点等について確認の上、専任の担当者が発電所構内へ配達している。</p> <p>具体的には、以下のとおり確認している。</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.5 不正アクセス行為の防止対策 サイバーテロを含む不正アクセス行為を防止するため、人の不法な侵入等の防止に必要な設備又は操作に係るシステムは、電気通信回線を通じて妨害破壊行為等を受けることがないようにしている。</p> <p>具体的には、以下の対策等を実施している。</p>  <p>なお、発電用原子炉施設に係る情報システムについては、設置許可基準規則第24条参照。</p> 	<p>2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対しては、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講じている。</p>  <p>[実用炉規則第91条第2項第18号、第19号]</p>	<p>2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対しては、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講じている。</p>  <p>[実用炉規則第91条第2項第18号、第19号]</p>	<p>【大飯】 ■記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

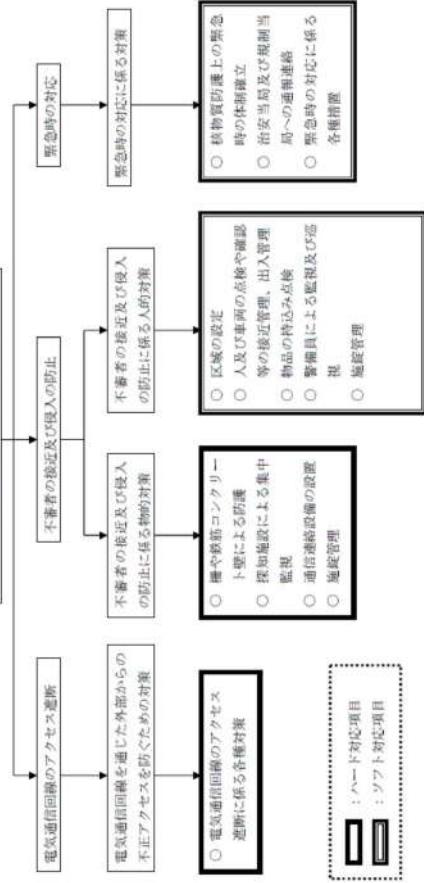
第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（別添）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>別添</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p>技術的能力説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>別添</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>運用、手順説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>別添</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>運用、手順説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>■設備名称の相違</p> <p>■記載表現の相違 他条文との記載の横並び</p>

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（別添）



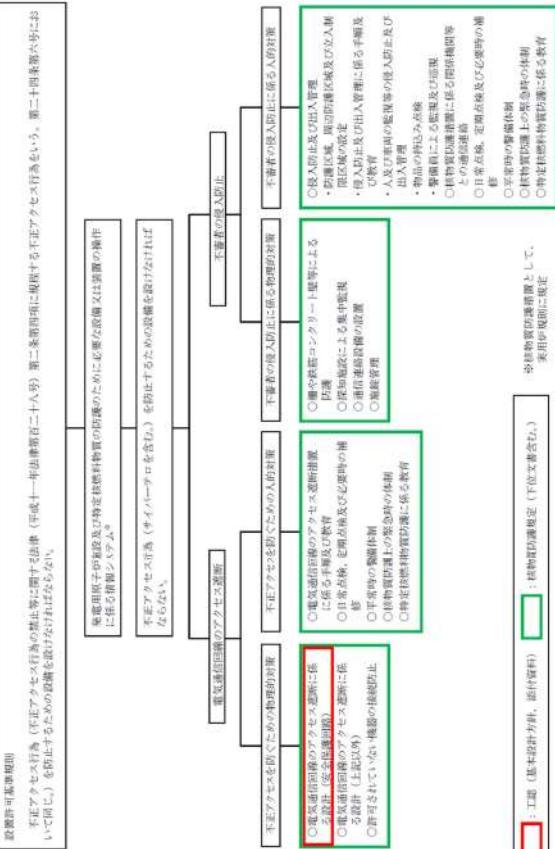
第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

卷之三

不正アカウントセイス行為に係る法規(平成十一年法律第百二十九号)、第二条第四項に規定する不正アカウント行為をいふ。第二十位新規六項において同



第7条 種電用回子極極端への人の不法な侵入等の防止



：工具（基本設計資料、添付資料） ：植物防護規定（下位文書含む）

(記載統一)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（別添）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		差異理由
技術的能力に係る運用対策等（設計基準）						
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	運用対策等	運用対策等	■記載表現の相違 (大飯) (女川に記載統一)
第7条 人の不法な侵入等の防止	運用・手順	運用・手順	・アクセス遮断に係る各種対策を実施するための手順	・アクセス遮断に係る手順	・アクセス遮断に係る手順	
・電気通信回線のアクセス遮断に係る各種対策	体制	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	
・保守管理	教育・訓練	教育・訓練	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修	
・機や鉄筋コンクリート壁等による防護	運用・手順	運用・手順	・能動管理、出入管理及び施設管理のための手順 ・警報、映像監視等の稼働確認による集中監視のための手順 ・外部との通信遮断の手順	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	
・探知施設による集中監視	体制	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	・特定核燃料物質防護対策教育	・特定核燃料物質防護対策教育	
・通信遮断装置の設置	保守管理	運用	・侵入防止及び出入管理	・侵入防止及び出入管理	・侵入防止及び出入管理	
・施設管理	教育・訓練	教育・訓練	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修	・特定核燃料物質防護対策教育	・侵入防止及び出入管理	
技術的能力に係る運用対策等（設計基準）						
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	運用対策等	運用対策等	■記載表現の相違 (女川及び泊の他条文と記載を統一)
第7条 人の不法な侵入等の防止	運用・手順	運用・手順	・区域の設定に関する手順 ・人及び車両の点検や確認等の接近管理、出入管理	・アセスメントに係る手順	・アセスメントに係る手順	
・物品の持込み点検	体制	体制	・警備員による監視及び巡回の手順	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	
・警備員による監視及び巡回	保守管理	運用	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修	・侵入防止及び出入管理	・侵入防止及び出入管理	
・施設管理	教育・訓練	教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育	・特定核燃料物質防護対策教育	・侵入防止及び出入管理	
・核物質防護上の緊急時の体制確立	運用・手順	運用・手順	・核物質防護上の緊急時の体制確立に関する手順 ・沿岸当局及び施設担当への連絡確認に関する手順 ・緊急時の対応に係る各種措置を実施するための手順	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	
・沿岸当局及び施設担当への連絡確認	体制	体制	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	・特定核燃料物質防護対策教育	・特定核燃料物質防護対策教育	
・緊急時の対応に係る各種措置	保守管理	運用	・日常点検 ・定期点検 ・故障時の補修	・侵入防止及び出入管理	・侵入防止及び出入管理	
・教育・訓練	教育・訓練	教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育 ・特定核燃料物質防護対策訓練 ・アクセス遮断措置に関する教育	・侵入防止及び出入管理	・侵入防止及び出入管理	
運用、手順に係る運用対策等（設計基準）	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	運用対策等	■記載表現の相違 (女川及び泊の他条文と記載を統一)
第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	電気通信回線のアクセス遮断	運用・手順	・アセスメントに係る手順	・アセスメントに係る手順	・アセスメントに係る手順	
※核物質防護対策として実施	不審者の侵入防止	運用	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	
運用、手順に係る運用対策等（設計基準）	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	運用対策等	■記載表現の相違 (女川及び泊の他条文と記載を統一)
第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	電気通信回線のアクセス遮断	運用・手順	・アセスメントに係る手順	・アセスメントに係る手順	・アセスメントに係る手順	
※核物質防護対策として実施	不審者の侵入防止	運用	・平常時の警備体制 ・核物質防護上の緊急時の体制	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	・日常点検、定期点検及び必要時の補修	

表1 「運用、手順に係る対策等（設計基準）」

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB09-9 r. 5.0
提出年月日	令和5年3月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

令和5年3月
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：下記3件。
 - ・屋外における溢水評価見直し
 - ・循環水ポンプ建屋の溢水評価見直し
 - ・タービン建屋からの溢水影響評価見直し

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：まとめ資料全般に対して、女川2号炉審査実績の反映を行った。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：下記1件。
 - ・溢水評価条件の最新化（区画面積、溢水量等）

1-3) バックフィット関連事項

あり。

- ・内部溢水による管理区域外への漏えいの防止（別添1本文）

1-4) その他

女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表にはその該当箇所の識別はしていない。

2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要

- ・女川2号炉と泊3号炉の設計方針の相違点について、次頁以降に取り纏めた。
- ・評価方針等の相違点はあるが、原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（以下、「評価ガイド」という。）に従い評価を実施し、基準適合性を確認していることに相違は無く、内部溢水に対する基本設計方針は女川2号炉と泊3号炉で相違は無い。

女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(1/7)

- No. 1~14の本文記載に係る項目については、「女川」及び「泊」の欄にはまとめ資料（比較表）の記載を転記し、相違箇所を赤字で示している。

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
1	溢水源の想定	考慮すべき溢水事象 (号炉間で共用する建屋)	【本文】 1.7.2 考慮すべき溢水事象 (9-12)	号炉間で共用する建屋及び一体構造の建屋に設置される機器にあっては、共用、非共用機器に係わらず、その建屋内で単一の溢水源を想定し、建屋全体の溢水経路を考慮する。	(該当記載なし)	・泊3には泊1/2号と共に用する建屋は存在しない。 ・泊3では、想定破損又は消火水放水による溢水評価における溢水源の想定に当たっては、連結する建屋内で単一の溢水源を想定するが、溢水防護区画内の水位が最も高くなるよう、連結された建屋全体の溢水経路だけでなく、単独建屋内の溢水経路も考慮している。
2	溢水量の算出	消火放水の溢水量	【本文】 1.7.3.2 消火水の放水による溢水 (9-15) 1.7.9 手順等 (9-43) 【別添1本文】 6.2 消火水の放水による没水影響評価	消火設備等のうち、消火栓からの放水量について、3時間の放水により想定される溢水量を基本とするが、火災源が小さい場合においては、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の火災防護指針(JEAG1607-2010)」解説-4-5(1)の規定による「火災荷重」及び「等価時間」を用いて放水量を算定し、溢水量を設定する。	消火栓からの放水量について、女川は一律3時間の放水を想定し、溢水量を定めている。 ・泊は3時間の放水により想定される溢水量を基本とするが、火災源が小さいエリアについては、「原子力発電所の火災防護指針」の規定による「火災荷重」及び「等価時間」を用いて放水量を算定し、溢水量を設定しており、放水量の算定に用いた各区域の火災荷重を上回る量の可燃物が持ち込まれないよう現場管理している。 (先行PWR及び島根2号炉と同様)	
3	溢水量の算出	地震時の隔離操作	【本文】 1.7.3.3 地震起因による溢水 (9-17) 【別添1本文】 7.2.2 地震起因による没水影響評価	漏えい検知による漏えい停止を期待する場合は、漏えい停止までの隔離時間を考慮し、配管の破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。 ここで、漏水量は、配管の破損箇所からの流出流量に隔離時間を乗じて設定する。なお、地震による機器の破損が複数箇所で同時に発生する可能性を考慮し、漏えい検知による自動隔離機能を有する場合を除き、隔離による漏えい停止は期待しない。	運転員による手動操作により漏えい停止を行う溢水源に対して、異常の検知、事象の判断、漏えい箇所の特定、漏えい箇所の隔離等により漏えい停止するまでの時間（運転員の状況確認及び隔離操作を含む）に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出するとともに、隔離範囲内の系統の保有水量を溢水量に考慮する。	・女川は地震起因による溢水の漏えい停止において、自動隔離機能にのみ期待し、手動操作による隔離には期待していない。 ・一方泊では、地震発生後に運転員によるパトロールを実施し、溢水源となり得る機器からの漏えいが確認された場合には手動操作による漏えい停止を実施することから、漏えい検知から隔離操作完了までの時間を保守的に設定し、溢水量を算出している。【伊方3号炉と同様】 ・青字の記載方針の相違については、泊と同様に運転員の手動操作による漏えい停止に期待している大飯の記載を踏襲したことから記載方針が異なるが、漏えい停止に期待した場合の溢水量算出の考え方は同じである。
4	溢水量の算出	想定破損の溢水量	【本文】 1.7.5.1 没水の影響に対する設計方針 (9-24) 【別添1本文】 3.4.1 没水の影響に対する設計方針 5.1 想定破損による溢水源	想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施により発生応力を低減し、溢水源から除外することにより溢水量を低減する。	想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施により発生応力を低減し、溢水源から除外又は想定溢水量を低減することにより溢水による影響が発生しない設計とする。	泊では評価ガイドに従い、高エネルギー配管（補助蒸気系統、蒸気発生器プローデューン系統（主蒸気管室以外）及び主蒸気系統（主蒸気管室以外）の応力評価を実施し、応力評価の結果により、発生応力Snが許容応力Saの0.4倍を超える0.8倍以下であれば破損形態を低エネルギー配管相当である貫通クラックとして想定し、発生応力Snが許容応力Saの0.4倍以下であれば、破損は想定していない。

女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(2/7)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
5	溢水量の算出	使用済燃料ピットのスロッシング（初期水位）	【本文】 1.7.5.5 使用済燃料ピットのスロッシング後の機能維持に関する設計方針（9-36）	使用済燃料プールの初期水位は、スキマサージタンクへのオーバーフロー水位として評価する。	使用済燃料ピットの初期水位は、使用済燃料ピットの高水位レベルとして評価する。	プラント設計の相違により、三次元流動解析に用いる初期水位が異なる。なお、泊では初期条件として、使用済燃料ピットと接続されている燃料検査ピット、燃料取替キャナル及びキャスクピットの全てが水張りされた状態として評価する。
6	溢水経路の設定	溢水評価で考慮する設備（床ドレンライン）	【本文】 1. 基本方針（9-5） 【別添1本文】 1.1 溢水防護に関する基本方針（9-9） 【別添1本文】 4.3 溢水経路の設定	溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、扉、堰等の浸水防護設備、床ドレンライン、防護カバー、プローアウトパネル等の設備については、必要により保守点検や水密扉閉止等の運用を適切に実施することにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、扉、堰等の浸水防護設備、保護カバー等の設備については、必要により保守点検や水密扉閉止等の運用を適切に実施することにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	・女川は、溢水評価で考慮する設備として床ドレンラインに期待している。 ・泊は、同一区画内に床ドレンラインが複数ある場合でも、評価の保守性を大きくとる観点から目皿による溢水の流出は考慮していない。また、放射性物質を含む液体の漏えいの拡大を防止するために、床勾配及び側溝、床ドレンからの排水に期待していない。 ・「プローアウトパネル」に係る差異説明については3/5（No.追加）に記載する。
7	溢水経路の設定	溢水経路の考え方（機器ハッチ）	【本文】 1.7.4 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針（9-21） 1.7.9 手順等（9-43） 【別添1本文】 4.3 溢水経路の設定 【添付・補足】 補足説明資料32（女川）ハッチ開放時における溢水影響について	プラント停止中のスロッシングの発生やハッチ開放時における溢水影響について評価を行い、ハッチ開放時の堰の設置により、溢水影響が他に及ぼない運用を行う。	プラント停止中のスロッシングの発生やハッチ開放時における溢水影響について評価を行い、溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを確認する。	・女川は溢水影響評価で溢水経路として想定していないハッチについて、定期検査時等にハッチが開放されることを考慮し、ハッチ開放時には堰を設置する等の運用を定めている。 ・泊の溢水評価では、床面に設置されたハッチによる止水には期待しておらず、ハッチから下階に溢水が伝播する条件として没水評価を実施している。そのため、施設定期検査作業時であってもハッチの開閉状態が評価に影響することは無く、女川とは異なり施設定期検査作業時にハッチを溢水経路としないための運用は定める必要がない。（先行PWRと同様）
8	影響評価	没水評価方針（区画面積、床勾配）	【本文】 1.7.5.1 没水の影響に対する設計方針（9-23）	区画の床勾配については、設計上の最大水上高さ55mmを機能喪失高さに考慮して裕度を確保する設計とする。区画面積については、軸体寸法から算出した床面積に対して、機器占有率に応じた係数を乗じることで裕度を確保する。	区画の床勾配については、設計上の最大水上高さ50mmを機能喪失高さに考慮して裕度を確保する設計とする。区画面積については、軸体寸法から算出した床面積に対して、現場測定により算出した欠損面積を差引くことで算定し、欠損面積に対して一律に係数を乗じることで裕度を確保する。	・プラント設計の相違により最大水上高さが異なる。床勾配を考慮して裕度を確保する設計等していることに相違は無い。 ・泊では、区画面積及び区画内にある基礎等のコンクリート構造物は建築図面より算出し、評価に用いる滞留面積が現場の実態に即した精緻なものとなるよう、常設機器等の欠損面積は現場実測により算出している。 ・また、女川は床面積に対する機器占有率に応じた係数を乗じることで裕度を確保しているのに対し、泊は全区画の欠損面積を一律に割り増しすることで保守性を確保している。（大飯3/4号炉、美浜3号炉、高浜1/2/3/4号炉と同様）

女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(3/7)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
9	影響評価	没水評価方針 (機能喪失高さ)	【本文】 1.7.5.1 没水の影響に対する設計方針 (9-23) 第1.7.2表 溢水防護対象設備の機能喪失高さ設定における考え方(例示) (9-49) 【添付・補足】 添付資料5 機能喪失高さの考え方	(該当記載なし)	機能喪失高さは実力高さ（各溢水防護対象機器等の機能喪失部位の高さ）に余裕を考慮した評価高さを基本とするが、評価高さで没水する場合には、機能喪失高さの実力値である個別測定した高さを用いて評価する。	・泊では評価ガイドの要求に則り、機能喪失高さは、保守的に機能喪失すると仮定した高さである「実力高さ（基本設定箇所）」を標準としているが、実力高さで没水してしまう機器については「評価高さ（個別測定箇所）」を適用している。 ・上記の機能喪失高さの設定方針は、先行審査プラントである柏崎6、7号炉及び島根2号炉で実績があり、女川2号炉においても、溢水水位に対して防護対象設備の機能喪失高さの裕度が小さい場合には、実際の機能喪失高さを実測することで実際には十分な裕度が確保されていることを確認している。
10	影響評価	蒸気影響評価	【別添1本文】 5.4 想定破損による蒸気影響評価	本項目は、本文記載を先行実績のある東海第二の記載に倣い適正化したことにより、女川との差異が無くなつたため、削除する。	熱流体解析コード(GOTHICコード)を用い、実機解説を実施し、安全機能を損なうおそれがないことを評価する。	泊では蒸気伝播を解析し、全ての防護対象設備が機能喪失しないよう対策を施している。
10	影響評価	蒸気影響評価	【本文】 1.7.5.3 蒸気放出の影響に対する評価及び防護設計方針 (9-29) 【別添1本文】 3.4.3 蒸気の影響に対する設計方針	また、自動検知・遠隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には、破損想定箇所に防護カバーを設置することで漏えい蒸気量を抑制して、溢水防護区画内露閉気温度への影響を軽減する設計とする。 さらに、信頼性向上の観点から、防護カバー近傍には小規模漏えい検知を目的とした特定配置温度検出器を設置し、蒸気の漏えいを早期検知する設計とする。	(該当記載なし)	泊3号炉では、評価ガイドの要求に従って高エネルギー配管の全周破断を想定した蒸気影響評価を実施し、影響がないことを確認していることから、蒸気影響緩和を目的とした「防護カバー」は設置不要である。
11	影響評価	蒸気影響評価	【本文】 1. 基本方針 (9-5) 1.7.5.3 蒸気放出の影響に対する評価及び防護設計方針 (9-29) 【別添1本文】 3.4.3 蒸気の影響に対する設計方針	(1. 基本方針) 溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、扉、堰等の浸水防護設備、床ドレンライン、防護カバー、プローアウトバネル等の設備については、必要により保守点検や水密扉閉止等の運用を適切に実施することにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 (1.7.5.3 蒸気放出の影響に対する評価及び防護設計方針) e. 主蒸気管破断事故時等には、建屋内外の差圧による原子炉建屋プローアウトバネルの開放により、溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する設計とする。	(1. 基本方針) 溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、扉、堰等の浸水防護設備、保護カバー等の設備については、必要により保守点検や水密扉閉止等の運用を適切に実施することにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 (1.7.5.3 蒸気放出の影響に対する評価及び防護設計方針) (該当記載なし)	・女川は原子炉建屋原子炉棟の蒸気影響評価において、プローアウトバネルが速やかに開放し、建屋内圧が著しく上昇することはないことを前提条件としている。 ・一方、泊の主蒸気管室における蒸気影響評価では、プローアウトバネルの速やかな開放には期待せず、主蒸気管室が設計耐圧まで上昇する前提としている。よって、泊のプローアウトバネルは溢水影響を軽減するための設備には該当しないことから、プローアウトバネルの記載は削除了。 ・なお、女川のプローアウトバネルは影響緩和系の機能(MS-2)を有しているが、泊のプローアウトバネルは本機能は有していない点でも女川と泊で差異がある。

女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(4/7)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
12	影響評価	使用済燃料ピットのスロッシング	【本文】 1.7.9 手順等 (9-44) 【別添1本文】 8 使用済燃料ピット等のスロッシング後の機能維持評価 【添付・補足】 補足説明資料10（女川）スロッシング後の使用済燃料プール冷却機能維持のための現場操作	(12) 燃料プール冷却浄化系、燃料プール補給水系が機能喪失した場合における、残留熱除去系による使用済燃料プールの冷却及び給水手順を定める。	(該当記載なし)	・女川は使用済燃料プールのスロッシング後、燃料プールの水位が一時的にオーバーフロー水位を下回るため、燃料プール冷却ポンプが停止し、使用済燃料プール冷却機能が喪失する。そのため、系統切替操作によるプールへの給水が必要であることから、スロッシング後の使用済燃料プール冷却・給水に係る手順を定めている。 ・泊では、使用済燃料ピットのスロッシング後においても使用済燃料ピットの冷却機能が喪失することはないため、女川のようなピットの冷却・給水機能を維持するための運用手順は不要である。
13	建屋外からの流入防止評価	海水ポンプエリアの溢水評価	【本文】（女川） 1.7.5.6 海水ポンプ室補機ポンプエリアの溢水評価に関する設計方針 (9-36)	海水ポンプ室補機ポンプエリアの溢水評価に関する設計方針	(該当記載なし)	女川の海水ポンプ室は屋外にあるため海水ポンプ室の設計方針について記載しているが、泊の海水ポンプ室は建屋内であるため、これまでの設計方針の中に包絡される。
16	建屋外からの流入防止評価	タービン建屋	【別添1本文】 9. タービン建屋からの溢水影響評価	地震により循環水管伸縮継手が破損し、タービン建屋内で溢水が発生した後、循環水泵停止から津波来るごとに、 別添1で説明する項目については次頁以降に再整理するため、 本項目はNo. 20に記載する。	地震により循環水管伸縮継手が破損し、タービン建屋内で溢水が発生した後、循環水泵停止から津波来るごとに、 別添1で説明する項目については次頁以降に再整理するため、 本項目はNo. 20に記載する。	タービン建屋内における溢水事象の考え方異なるが、 タービン建屋からの溢水について、防護対象設備が設置されている建屋に対する溢水経路を特定し、壁、扉、壁等又はそれらの組合せにより溢水が流入しない設計とする方針は女川と泊で同じである。 ※まとめ資料の記載見直し中
17	建屋外からの流入防止評価	屋外タンク	【別添1本文】 12. 屋外タンクからの溢水影響評価	屋外タンクの設置による、 別添1で説明する項目については次頁以降に再整理するため、 本項目はNo. 21に記載する。	屋外タンクの破損により生じる溢水が、防護対象設備の流入しない設計とする方針は女川と泊で同じである。 泊の原子炉補機冷却海水系統からの排水を溢水源として想定するか否かについては、現在検討中である。 ※まとめ資料の記載見直し中	
14	その他	手順等	【本文】 11.7.8 手順等 (9-41~9-44)	(記載省略)	(記載省略)	女川とのプラント設計の相違点及び最新PWRプラントである大飯の審査実績を踏まえて運用手順を定めていることから、女川の手順と内容が異なる。

女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(5/7)【新規追加】

- No. 15～24 の別添1以降の記載に係る説明項目については、「女川」及び「泊」の欄には相違箇所に該当する記載の概要を示している。

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
15	溢水経路の設定	溢水伝播経路図	<p>【別添1本文】</p> <p>4.3 溢水経路の設定 (9-別添1-41)</p> <p>【添付・補足】</p> <p>補足説明資料45 溢水伝播経路図及び没水影響評価結果整理表について</p> <p>補足説明資料11(女川) 溢水伝播フロー図</p>	<p>溢水経路の設定において、各区画の接続状況や滞留面積等をブロック図上に整理した溢水伝播フロー図を作成し、溢水経路を特定している。</p>	<p>溢水経路の設定において、地震・想定破損・消火水の評価ケースごとに溢水伝播経路図を作成することで溢水経路を特定し、没水影響評価結果整理表にて没水評価を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> BWRは単一機器の破損による溢水源から最終貯留区画に到達するまでを一つの評価ケースとして溢水伝播フロー図により溢水経路を特定しているが、PWRでは地震・想定破損・消火水の評価ケースごとに溢水伝播経路図を作成することで溢水経路を特定している。 BWRの溢水伝播フロー図で整理される溢水評価に必要な情報（滞留面積、滞留エリア、溢水量、隣接区画での伝播有無等）は、PWRは溢水伝播経路図と没水影響評価結果整理表にてすべて整理できていることから、溢水伝播フロー図は作成しない。(PWR共通) なお、BWRは想定破損による評価ケースがPWRと比べて多く、積極的な流下経路（開口部、機器ハッチ等）に期待した溢水の主経路を設定することで評価を行っていることから、溢水伝播フロー図による整理が有効である。 一方PWRは、想定破損評価においても応力評価による破損想定除外の適用により評価ケースが少なく（泊の評価対象は6ケース）、破損を想定する系統ごとに溢水伝播経路図を作成することで伝播経路を特定可能である。
16	影響評価	被水影響評価	<p>【別添1本文】</p> <p>5.3 想定破損による被水影響評価 (9-別添1-53)</p> <p>【添付・補足】</p> <p>添付資料18 被水影響評価結果</p>	<p>被水影響評価では、評価対象区画内に被水源を有している場合、多重性又は多様性を有する系統が同時にその機能を失うか、防護対象設備が防滴仕様を有しているかを確認する評価フローとしている。（図5-2）</p>	<p>被水影響評価では、被水源の有無の確認、防護対象設備に対する被水防護措置の有無の確認、防護対象設備が防滴仕様を有していることの確認を行い、最後に多重性又は多様性を有する系統が同時にその機能を失うかの判定を行う評価フローとしている。（図5-2）</p>	<p>泊では、溢水評価ガイドに記載されている被水影響評価の確認項目の順番に従い、被水源（開口部を含）の有無の確認（ガイド：①～③）防護対象設備に対する被水防護措置の有無の確認（ガイド：④）、防護対象設備が防滴仕様であることの確認（ガイド：⑤）を実施し、最後に多重性又は多様性による判定を行う評価フローとしている。（大飯と同様）</p>
17	影響評価	蒸気影響評価	<p>5.4 想定破損による蒸気影響評価 (9-別添1-56)</p>	<p>蒸気の発生源の有無、伝播、防護対象設備の耐環境仕様等の観点から、防護対象設備の機能維持の可否を評価している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 熱流体解析コードを用い、実機を模擬した空調条件や解析区画を設定して解析を実施し、防護対象設備が蒸気放出の影響により安全機能を損なうおそれがないことを評価している。 破損想定箇所の近傍に防護対象設備が設置されている場合は、漏えい蒸気の直接噴出による防護対象設備への影響も考慮するとともに、溢水を起因とする運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するために必要な機器の单一故障も考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 泊では熱流体解析コードを用いた蒸気伝播解析を実施し、溢水防護対象設備に対する蒸気影響を評価している。また、直接噴出による防護対象設備への影響も考慮している。（先行PWRと同様、記載は東海第二と同様）

女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(6/7)【新規追加】

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
18	影響評価	使用済燃料ピットのスロッシング（評価用地震動）	【別添1本文】 8. 使用済燃料ピット等のスロッシング後の機能維持評価（9-別添1-76）	・基準地震動のうち、使用済燃料プール及び原子炉ウェル DS ピットの固有周期での応答が最も大きいSs-D1 を用いて評価を実施している。	・現時点で確定している基準地震動については、代表ケースを選定せずにすべての地震動について解析を実施し、スロッシング量が最大となる基準地震動 Ss3-2 を用いた評価結果を示している。 ・今後追加となる基準地震動については、使用済燃料ピットの固有周期における応答加速度が小さく、Ss3-2 による現行の評価結果を超えない見込みであるが、基準地震動確定後に評価を実施し、Ss3-2 によるスロッシング量を上回る場合には、まとめ資料の記載の見直しを行う。	・泊の使用済燃料ピットの固有周期において応答が大きいと考えられる地震動が複数あることから、現時点で確定している基準地震動については、代表ケースを選定せずにすべての地震動について解析を実施しており、使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量が最大となる Ss3-2（金ヶ崎地震動）を用いた評価結果を示している。 ・今後追加となる基準地震動については、使用済燃料ピットの固有周期における応答加速度が小さく、Ss3-2 による現行の評価結果を超えない見込みであるが、基準地震動確定後に評価を実施し、Ss3-2 によるスロッシング量を上回る場合には、まとめ資料の記載の見直しを行う。
19	影響評価	使用済燃料ピットのスロッシング（解析条件）	【別添1本文】 8. 使用済燃料ピット等のスロッシング後の機能維持評価（9-別添1-78） 【添付・補足】 補足説明資料 32 使用済燃料ピット等のスロッシング評価における保守性について	・モデル化範囲は使用済燃料プール、原子炉ウェル及び DS ピットとしている。	・モデル化範囲は使用済燃料ピットがあるフロアレベル全体とし、モデル化範囲外周は壁境界を設定することで溢水の跳ね返りを考慮している。	女川は使用済燃料プールを単独でモデル化しているのに対し、泊は使用済燃料ピットのあるフロア全体をモデル化範囲とし、エリア外壁からの溢水の跳ね返りを考慮しているが、泊では初期条件として使用済燃料ピットに接続されるすべてのピットに水張りされた条件としており、さらに、溢水量はピットからの溢水量が最大となるピーク値を用いることにより保守的な評価としている。 (大飯と同様)
20	建屋外からの流入防止評価	タービン建屋	【別添1本文】 9. タービン建屋からの溢水影響評価（9-別添1-84） 【添付・補足】 補足説明資料 35 タービン建屋からの溢水影響評価に用いる溢水量について	・津波が来襲する前に復水器水室出入口弁を全閉することにより、津波はタービン建屋内に侵入しない。 ・タービン建屋の没水水位を算出することにより評価を実施している。	・津波来襲により、循環水管伸縮継手の破損部からの津波流入を考慮している。 ・タービン建屋内で発生する溢水量とタービン建屋内の溢水を保有可能な空間容積とを比較することで評価を実施している。	・泊のタービン建屋の溢水評価では、耐震 C クラス機器の破損に加えて循環水管伸縮継手破損部からの溢水、サイフォン効果による海水流入、津波来襲により津波の流入を考慮している。(大飯と同様) ・また、タービン建屋で発生する溢水量の合計とタービン建屋内の T.P. 10.3m 以下の空間容積とを比較することで評価を行い、T.P. 10.3m 以下原子炉建屋との境界には浸水防護措置を講じている。(大飯と同様) ・津波の流入量については追而としているが、暫定の入力津波によるサーボング解析結果をもとに保守性を考慮して算定し、タービン建屋で発生する溢水量の合計がタービン建屋内に貯留可能であることを確認する。最終的な津波流入量は、基準津波確定後に評価を実施する。

女川2号炉まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(7/7)【新規追加】

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
21	建屋外からの流入防止評価	屋外タンクからの溢水評価	【添付・補足】 補足説明資料 36 屋外タンクからの溢水影響評価について 別紙2 原子炉補機冷却海水系統戻り配管からの溢水影響評価	屋外タンクの破損により生じる溢水が、防護対象設備の設置されている建屋に及ぼす影響を確認している。	屋外タンクの破損により生じる溢水が、防護対象設備の設置されている建屋に及ぼす影響を確認していることに加えて、原子炉補機冷却海水系統戻り配管からの排水が敷地に溢水した場合の影響についても評価を実施している。	・泊では、原子炉補機冷却海水放水路が地震により完全閉塞した場合を想定し、原子炉補機冷却海水系統戻り配管からの排水が敷地に溢水した場合の影響について評価を実施している。 ・評価では、泊と同様に1次系海水戻り配管からの溢水を考慮し、排水設備の機能に期待した評価を実施している。美浜3号炉の海水ポンプエリアにおける評価を参照した。
22	影響評価	想定破損による溢水影響評価（溢水量）	【添付・補足】 補足説明資料 2 保有水量・系統別溢水量算出要領	想定破損による溢水評価において、高エネルギー配管からの流出流量はトリシェリの式を用いて算出している。	想定破損による溢水評価において、高エネルギー配管からの流出流量は臨界流量の式を用いて算出している。	泊では、高エネルギー配管のうち特に高圧の配管においては、「JSME S ND1-2002 発電用原子力設備規格 配管破損防護設計規格」に基づき、臨界流量を算出している。算出にあたっては、保守的に流量が大きくなるよう、流出流量を制限する圧力損失（加速損失及び摩擦損失）を考慮しない条件としている。（先行PWRと同様）
23	影響評価	想定破損による溢水影響評価（隔離操作）	【添付・補足】 補足説明資料 12 想定破損における隔離時間の妥当性	・高エネルギー配管からの溢水に対する隔離操作は、「自動隔離」又は「現場での手動隔離」としている。 ・低エネルギー配管からの溢水に対する隔離操作では、床ドレンサンプ警報又は漏えい検知器により漏えいを検知し、現場での手動隔離を実施している。	・高エネルギー配管からの溢水に対する隔離操作は、「自動隔離」又は「中央制御室での手動隔離」としている。 ・低エネルギー配管からの溢水に対する隔離操作では、ドレンサンプ警報、漏えい検知器、圧力計・水位計等による警報により漏えいを検知し、現場での手動隔離を実施している。 ・上記の検知手段が無い出入管理建屋においては、巡回点検により漏えいを検知することとし、隔離時間は保守的に24時間として設定している。	・泊では、高エネルギー配管の隔離操作において中央制御室における手動隔離に期待している。また、低エネルギー配管からの溢水に対する検知手段として、圧力計等のシステム検知に期待している。（先行PWRと同様） ・泊の出入管理建屋には、ドレンサンプ及び漏えい検知器による検知手段は無いが、出入管理建屋は頻繁に発電所員が通行する経路であり、警備員による巡回も行っていることから、漏えいが発生した場合に早期に発見が可能である。よって、巡回点検により漏えい検知することとし、隔離時間は、保守的に24時間として設定する。
24	影響評価	配管の応力評価及び耐震評価	【添付・補足】 ・添付資料 13 高エネルギー配管の想定破損除外又は貫通クラックについて ・添付資料 14 低エネルギー配管の想定破損除外について ・添付資料 25 耐震B, Cクラス機器の耐震評価	・想定破損除外を適用する配管に対しては、3次元はりモデル解析による応力評価を実施している。 ・地震時溢水源から除外している耐震B, Cクラスの配管に対しては、3次元はりモデルによるスペクトルモーダル解析法を基本とし、低温配管かつ建屋間相対変位の影響がない場合は定ビッチスパン法（標準支持間隔法と同様）を用いた評価を実施している。	・想定破損除外を適用する配管に対しては、標準支持間隔法を用いた応力評価を実施している。標準支持間隔法による応力評価の結果、発生応力が最も高くなる系統配管を抽出し、代表ブロックとして3次元はりモデル解析を実施している。 ・地震時溢水源から除外している耐震B, Cクラスの配管に対しては、標準支持間隔法を基本とし、発生応力が標準基準値以内とならない配管については、3次元はりモデル解析を用いた評価を実施している。 ・電気建屋には防護対象設備は設置されていないが、電気建屋内に敷設されている原子炉補機冷却海水系統の配管については、地震時及び地震後においても通水機能が維持され、溢水源とならないことを確認する。	・女川は配管の応力評価及び耐震評価において、3次元はりモデル解析による評価を基本としているのに対し、泊は標準支持間隔法による評価を基本とし、必要に応じて3次元はりモデル解析による評価を実施している。（大飯と同様） ・また、防護対象設備が設置される建屋外にある電気建屋内の原子炉補機冷却海水系統配管についても、地震時の通水機能維持のため耐震評価を実施する方針としている。

3. 差異の識別の省略

以下の相違箇所については、差異理由として抽出しないこととする。

- ・プラント名称の相違（記載の有無を含む）
- ・設備名称の相違（使用済燃料プールと使用済燃料ピット 等）
- ・章項番号及び資料番号の相違
- ・テニオハの相違
- ・意味を持たない相違（番号の前に「第」、送り仮名の相違、漢字ひらがなの相違）
- ・基準地震動「Ss」の記載の有無（記載表現の相違）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第9条：溢水による損傷の防止等 　　<目次></p> <p>1. 基本方針 　　1.1 要求事項の整理 　　1.2 追加要求事項に対する適合性 　　　(1) 位置、構造及び設備 　　　(2) 安全設計方針 　　　(3) 適合性説明 　　1.3 気象等 　　1.4 設備等</p> <p>2. 溢水による損傷の防止等 　　(別添資料1) 内部溢水の影響評価について</p>	<p>第9条：溢水による損傷の防止等 　　<目次></p> <p>1. 基本方針 　　1.1 要求事項の整理 　　1.2 追加要求事項に対する適合性 　　　(1) 位置、構造及び設備 　　　(2) 安全設計方針 　　　(3) 適合性の説明 　　1.3 気象等 　　1.4 設備等</p> <p>2. 溢水による損傷の防止等 　　別添資料 　　　別添資料1 女川原子力発電所2号炉 内部溢水の影響評価について 　　　別添資料2 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 溢水による損傷の防止等 　　　別添資料3 女川原子力発電所2号炉 内部溢水影響評価における確認プロセスについて</p>	<p>第9条：溢水による損傷の防止等 　　<目次></p> <p>1. 基本方針 　　1.1 要求事項の整理 　　1.2 追加要求事項に対する適合性 　　　(1) 位置、構造及び設備 　　　(2) 安全設計方針 　　　(3) 適合性説明 　　1.3 気象等 　　1.4 設備等</p> <p>2. 溢水による損傷の防止等 　　別添資料 　　　別添資料1 泊発電所3号炉 内部溢水の影響評価について 　　　別添資料2 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 溢水による損傷の防止等 　　　別添資料3 泊発電所3号炉 内部溢水影響評価における確認プロセスについて</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯原子力発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p>	<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求事項に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p>	<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求事項に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>溢水による損傷の防止等について、設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p> <table border="1" data-bbox="220 357 595 1373"> <caption>表1 設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12条 要求事項</caption> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第9条（溢水による損傷の防止等）</th> <th>技術基準規則 第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全施設は、発電用原子炉施設においても安全機能を損なわなければならない。</td> <td>設置基準対象施設が発電用原子炉施設内ににおける溢水等による損傷の防止</td> <td>追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。</td> <td>2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第9条（溢水による損傷の防止等）	技術基準規則 第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）	備考	安全施設は、発電用原子炉施設においても安全機能を損なわなければならない。	設置基準対象施設が発電用原子炉施設内ににおける溢水等による損傷の防止	追加要求事項	2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	変更なし	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12条を表1.1-1に示す。また、表1.1-1において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する。</p> <table border="1" data-bbox="691 357 1224 786"> <caption>表1.1-1 設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12条 要求事項</caption> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）</th> <th>技術基準規則第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわなければならないものでなければならぬ。</td> <td>設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。</td> <td>2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）	技術基準規則第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）	備考	安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわなければならないものでなければならぬ。	設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項	2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	追加要求事項	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12条を表1.1-1に示す。また、表1.1-1において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する。</p> <table border="1" data-bbox="1268 357 1778 801"> <caption>表1.1-1 設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12条 要求事項</caption> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）</th> <th>技術基準規則第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> <tr> <td>二 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいするおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。</td> <td>二 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）	技術基準規則第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）	備考	安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項	二 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいするおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	二 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	追加要求事項
設置許可基準規則 第9条（溢水による損傷の防止等）	技術基準規則 第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）	備考																											
安全施設は、発電用原子炉施設においても安全機能を損なわなければならない。	設置基準対象施設が発電用原子炉施設内ににおける溢水等による損傷の防止	追加要求事項																											
2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	変更なし																											
設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）	技術基準規則第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）	備考																											
安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわなければならないものでなければならぬ。	設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項																											
2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	追加要求事項																											
設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）	技術基準規則第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）	備考																											
安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項																											
二 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいするおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	二 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器器又は配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。	追加要求事項																											

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>□、原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(d) 溢水による損傷の防止</p> <p>安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>そのために、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。溢水の影響を受けて運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。さらに、使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。ここで、これらの機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）について、これら設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</p> <p>なお、原子炉施設内における溢水として、原子炉施設内に設置された機器、配管の破損（地震起因を含む。）、消火水系（スプリンクラーを含む。）等の動作又は使用済燃料ピットのスロッシングにより発生した溢水を考慮する。</p> <p>溢水の影響では、溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を想定する。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(d) 溢水による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃料プールにおいては、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。ここで、これらの機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）について、これら設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</p> <p>また、溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき必要な機器の単一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行い、炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる設計とする。</p> <p>溢水評価では、溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を主として想定する。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>□、発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(d) 溢水による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。ここで、これらの機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）について、これら設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</p> <p>また、溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき必要な機器の単一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行い、炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる設計とする。</p> <p>溢水評価では、溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を主として想定する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、溢水評価に当たっては、溢水防護区画を設定し、溢水評価が保守的になるように溢水経路を設定する。</p> <p>現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて環境の温度、放射線量、薬品等による影響を考慮しても、運転員による操作場所までのアクセスが可能な設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水 ・発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水 ・地震に起因する機器の破損等により生じる溢水 <p>発生を想定するこれらの溢水に対し、防護対象設備が没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、溢水評価に当たっては、防護対象設備の機能喪失高さ（溢水の影響を受けて、防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ）、溢水防護区画を構成する壁、扉、堰等については、現場の設備等の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>溢水評価において、溢水影響を軽減することを期待する壁、扉、堰等の浸水防護設備、保護カバー、防護カバー、立坑、排水トンネル等の設備については、保守管理、水密扉閉止等の運用を適切に実施することにより、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、設計基準対象施設は、原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2-9-別1-4)】</p>	<p>また、溢水評価に当たっては、溢水防護区画を設定し、溢水評価が保守的になるように溢水経路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水 ・発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水 ・地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（使用済燃料プール等のスロッシングにより発生する溢水を含む。） <p>溢水評価に当たっては、溢水防護対象設備の機能喪失高さ（溢水の影響を受けて、溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ）及び溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、設備等の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、扉、堰等の浸水防護設備、床ドレンライン、防護カバー、プローアウトバネル等の設備については、必要により保守点検や水密扉閉止等の運用を適切に実施することにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。</p>	<p>また、溢水評価に当たっては、溢水防護区画を設定し、溢水評価が保守的になるように溢水経路を設定する。</p> <p>現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて環境の温度、放射線量、薬品等による影響を考慮しても、運転員による操作場所までのアクセスが可能な設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水 ・発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水 ・地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（使用済燃料ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。） <p>溢水評価に当たっては、溢水防護対象設備の機能喪失高さ（溢水の影響を受けて、溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ）及び溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、設備等の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、扉、堰等の浸水防護設備、保護カバー等の設備については、必要により保守点検や水密扉閉止等の運用を適切に実施することにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、現場操作が必要な設備に対するアクセス性についても記載する方針としている。（大飯の審査実績を反映） <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水評価で考慮する設備として女川は床ドレンラインに期待しているが、泊では床ドレンラインが複数ある場合でも排水に期待せず評価を実施している。 ・女川は原子炉建屋原子炉棟の蒸気影響評価において、プローアウトバネルが速やかに開放し、建屋内圧が著しく上昇することはないことを前提条件としている。 ・一方、泊の主蒸気管室における蒸気影響評価では、プローアウトバネルの速やかな開放には期待せず、主蒸気管室が設計耐圧まで上昇する前提としている。よって、泊のプローアウトバネルは溢水影響を軽減するための設備には該当しないことから、プローアウトバネルの記載は削除した。 ・なお、女川のプローアウトバネルは影響緩和系の機能(MS-2)を有しているが、泊のプローアウトバネルは本機能は有していない点でも女川と泊で差異がある。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ヌ. その他原子炉の付属施設の構造及び設備 (3)その他の主要な事項</p> <p>(ii)浸水防護設備 b. 内部溢水に対する防護設備</p> <p>安全施設は、<u>原子炉施設</u>内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのない設計とする。そのために、<u>原子炉施設</u>内に設置された機器、配管の破損（地震起因を含む。）、<u>消防水系</u>（<u>スプリンクラー</u>を含む。）等の動作又は使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水が発生した場合においても、原子炉施設内における壁、扉、堰等により、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。また、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>【別添資料1(2-9-別1-4)】</p> <p>原子炉周辺建屋塀 個数 7</p> <p>原子炉周辺建屋水密扉 個数 17</p> <p>制御建屋水密扉 個数 4</p>	<p>(3)その他の主要な事項 「(ii)浸水防護設備」を以下のとおり追加する。</p> <p>(ii)浸水防護設備 b. 内部溢水に対する防護設備</p> <p>安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。そのために、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、<u>消防系統</u>等の作動、<u>使用済燃料プール</u>等のスロッシングその他の事象による溢水が発生した場合においても、発電用原子炉施設内における壁、扉、堰等により、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。また、<u>使用済燃料プール</u>の冷却機能及び<u>使用済燃料プール</u>への給水機能を維持できる設計とする。</p>	<p>ヌ. その他発電用原子炉の付属施設の構造及び設備 (3)その他の主要な事項</p> <p>(ii)浸水防護設備 b. 内部溢水に対する防護設備</p> <p>安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。そのために、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、<u>消防水系統</u>等の作動、<u>使用済燃料ピット</u>等のスロッシングその他の事象による溢水が発生した場合においても、発電用原子炉施設内における壁、扉、堰等により、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。また、<u>使用済燃料ピット</u>の冷却機能及び<u>使用済燃料ピット</u>への給水機能を維持できる設計とする。</p>	<p><u>記載表現の相違</u></p> <p>【大飯】 <u>設計方針の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は防護対象設備が設置される建屋内にスプリンクラーが設置されているが、女川及び泊には設置されていない。 ・以下、スプリンクラーに関する記載については同様であるため、差異の説明は省略する。 <p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.8 溢水防護に関する基本方針</p> <p>1.8.1 溢水防護に関する基本方針</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）第九条（溢水による損傷の防止等）」の要求事項を踏まえ、安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>そのために、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。溢水の影響を受けて運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>さらに、使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>ここで、これらの機能を維持するために必要な設備を、以下「防護対象設備」という。設置許可基準規則第九条及び第十二条並びに「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（平成26年8月6日原規技発第1408064号原子力規制委員会決定）」（以下「溢水ガイド」という。）の要求事項を踏まえ、以下の設備を防護対象設備とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備 ・プール冷却及びプールへの給水の機能を適切に維持するために必要な設備 <p>原子炉施設内における溢水として、原子炉施設内に設置された機器、配管の破損（地震起因を含む。）、消火水系（スプリンクラーを含む。）等の動作又は使用済燃料ピットのスロッシングにより発生した溢水を考慮し、防護対象設備が没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なうことのない設計（多重性又は多様性を有する</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.7 溢水防護に関する基本方針</p> <p>設置許可基準規則の要求事項を踏まえ、安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。</p> <p>さらに、使用済燃料プールにおいては、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>これらの機能を維持するために必要な設備（以下1.7では「溢水防護対象設備」という。）について、設置許可基準規則第9条及び第12条の要求事項を踏まえ「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（平成26年8月6日原規技発第1408064号原子力規制委員会決定）」（以下「溢水評価ガイド」という。）も参照し、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備 ・プール冷却及びプールへの給水の機能を適切に維持するために必要な設備 <p>発電用原子炉施設内における溢水として、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火水系等の作動及び使用済燃料プール等のスロッシングその他の事象により発生した溢水を考慮し、溢水防護対象設備が没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。さらに、</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.7 溢水防護に関する基本方針</p> <p>設置許可基準規則の要求事項を踏まえ、安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。</p> <p>さらに、使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>これらの機能を維持するために必要な設備（以下1.7では「溢水防護対象設備」という。）について、設置許可基準規則第9条及び第12条の要求事項を踏まえ「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（平成26年8月6日原規技発第1408064号原子力規制委員会決定）」（以下「溢水評価ガイド」という。）も参照し、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備 ・ピット冷却及びピットへの給水の機能を適切に維持するために必要な設備 <p>発電用原子炉施設内における溢水として、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火水系等の作動及び使用済燃料ピット等のスロッシングその他の事象により発生した溢水を考慮し、溢水防護対象設備が没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なうことのない設計）とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>する設備が同時にその安全機能を損なうことのない設計)とする。</p> <p>評価に当たっては、安全評価に関する審査指針に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合、それらに対処するために必要な機器の单一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>地震、津波、竜巻、地滑り等の自然現象による波及的影響により発生する溢水に関しては、防護対象設備、溢水源となる屋外タンク等の配置も踏まえて、最も厳しい条件となる自然現象による溢水の影響を考慮し、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。具体的には、屋外にあるすべてのタンクについて地震起因によるタンクに付属する配管の破損、竜巻による飛来物の衝突及び地滑りによる屋外タンクの破損を考慮しても、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>地下水による溢水に関しては、建屋基礎下に設置している集水管により、建屋最下層にある湧水サンプに集水する設計とする。また、周囲の地下水水位を考慮しても、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管が破損することにより、当該容器又は配管から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、溢水が管理区域外へ漏えいしないよう、建屋内の壁、扉、堰等により伝播経路を制限する設計とする。</p> <p>具体的な溢水評価に関する設計方針を、「1.8.2 原子炉施設の溢水評価に関する設計方針」及び「1.8.3 使用済燃料ピットの溢水評価に関する設計方針」にて説明する。</p> <p>【別添資料1(2-9-別1-4)(2-9-別1補-4、520～541、573～587)】</p> <p>また、溢水防護のために実施する対策について「1.8.4 溢水防護に関する設計方針」にて説明する。</p>	<p>溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(以下「安全評価指針」という。)に基づき必要な機器の単一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行い、炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる設計とする。</p> <p>地震、津波、竜巻、降水等の自然現象による波及的影響により発生する溢水に関しては、溢水防護対象設備、溢水源となる屋外タンク等の配置も踏まえて、最も厳しい条件となる自然現象による溢水の影響を考慮し、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、溢水が管理区域外へ漏えいしないよう、建屋内の壁、扉、堰等により伝播経路を制限する設計とする。</p>	<p>る。さらに、溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(以下「安全評価指針」という。)に基づき必要な機器の単一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行い、炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる設計とする。</p> <p>地震、津波、竜巻、降水等の自然現象による波及的影響により発生する溢水に関しては、溢水防護対象設備、溢水源となる屋外タンク等の配置も踏まえて、最も厳しい条件となる自然現象による溢水の影響を考慮し、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、溢水が管理区域外へ漏えいしないよう、建屋内の壁、扉、堰等により伝播経路を制限する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.8.2.2 防護対象設備の設定</p> <p>防護対象設備は、原子炉施設内で発生した溢水に対して、重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を損なうことのない設計（原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計。）するために必要な設備とする。</p> <p>具体的には、原子炉の停止、高温停止、低温停止及びその維持に必要な系統設備として、以下を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉停止：原子炉停止系 ②ほう酸添加：原子炉停止系（化学体積制御系のほう酸注入機能等） ③崩壊熱除去：補助給水系、主蒸気系、余熱除去系 ④1次系減圧：1次冷却系統の減圧機能 ⑤上記系統の関連系（原子炉補機冷却系、制御用空気系、換気空調系、非常用電源系、冷水系、電気盤） ⑥その他 <p>以上の系統設備に加え、原子炉施設の安全評価に関する審査指針に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を対象として、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱に対応する設備を抽出する。抽出に当たっては溢水事象となり得る運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故も評価対象とする。</p> <p>原子炉外乱としては、以下の溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を考慮する。地震に対しては溢水だけでなく、地震に起因</p>	<p>1.7.1 設計上対処すべき施設を抽出するための方針</p> <p>溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類審査指針」という。）における分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。具体的には、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持するために必要な設備、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するため並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要となる、重要度分類審査指針における分類のクラス1、2に属する構築物、系統及び機器に加え、安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を抽出する。</p> <p>以上を踏まえ、溢水防護対象設備として、重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を抽出する。</p> <p>なお、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、溢水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>以上の考えに基づき選定された溢水から防護すべき系統設備を第1.7-1表に示す。</p>	<p>1.7.1 設計上対処すべき施設を抽出するための方針</p> <p>溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類審査指針」という。）における分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。具体的には、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持するために必要な設備、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するため並びに使用済燃料ビットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要となる、重要度分類審査指針における分類のクラス1、2に属する構築物、系統及び機器に加え、安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を抽出する。</p> <p>以上を踏まえ、溢水防護対象設備として、重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料ビットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を抽出する。</p> <p>なお、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、溢水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。</p> <p>以上の考えに基づき選定された溢水から防護すべき系統設備を第1.7-1表に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p><u>記載方針の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>する原子炉外乱（主給水流量喪失、外部電源喪失等）も考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定破損による溢水（单一機器の破損を想定） ・消火水の放水による溢水（单一の溢水源を想定） ・地震起因による溢水（耐震B、Cクラスの機器の破損を想定） <p>溢水評価上想定する起因事象として抽出する運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を第1.8.2表及び第1.8.3表に示す。また、溢水評価上想定する事象とその対処系統を第1.8.4表に示す。</p> <p>【別添資料1（2-9-別1-8、9、97～125）（2-9-別1補-4～31、508～519）】</p> <p>なお、抽出された防護対象設備のうち、以下の設備は溢水影響を受けても、必要とされる安全機能を損なうことはない。</p> <p>(1) フェイルポジションで安全機能に影響しない設備 「フェイル アズ イズ」でも安全機能に影響しない電動弁、「フェイル ポジション」でも安全機能に影響しない空気作動弁等、動作機能喪失によっても安全機能へ影響しない設備。</p> <p>(2) 原子炉格納容器内の設備 原子炉冷却材喪失（LOCA）時の原子炉格納容器内の状態（圧力、温度及び溢水影響）を考慮した耐環境仕様を有する設備又は溢水事象が発生した場合のプラント停止操作において必ずしも必要でない設備。</p> <p>(3) 溢水の影響を受けない設備 溢水の影響により外部からの電源供給や電気信号を喪失しても機能喪失しない容器、熱交換器、フィルタ、逆止弁、手動弁、配管等の静的機器。</p>	<p>なお、抽出された溢水防護対象設備のうち、以下の設備は溢水影響を受けても、必要とされる安全機能を損なわないことから、溢水による影響評価の対象として抽出しない。</p> <p>(1) 溢水の影響を受けない静的機器 構造が単純で外部から動力の供給を必要としないことから、溢水の影響を受けて安全機能を損なわない容器、熱交換器、フィルタ、安全弁、逆止弁、手動弁、配管及び没水に対する耐性を有するケーブル。</p> <p>(2) 原子炉格納容器内に設置されている機器 原子炉格納容器内で想定される溢水である原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器内の状態を考慮しても、没水、被水及び蒸気の影響を受けないことを試験も含めて確認している機器。</p> <p>(3) 動作機能の喪失により安全機能に影響しない機器 機能要求のない電動弁及び状態が変わらず安全機能に影響しない電動弁。 フェイル-セイフ設計となっている機器であり、溢水の影響により動作機能を損なった場合においても、安全機能に影響がない機器。</p>	<p>なお、抽出された溢水防護対象設備のうち、以下の設備は溢水影響を受けても、必要とされる安全機能を損なわないことから、溢水による影響評価の対象として抽出しない。</p> <p>(1) 溢水の影響を受けない静的機器 構造が単純で外部から動力の供給を必要としないことから、溢水の影響を受けて安全機能を損なわない容器、熱交換器、フィルタ、安全弁、逆止弁、手動弁、配管及び没水に対する耐性を有するケーブル。</p> <p>(2) 原子炉格納容器内に設置されている機器 原子炉格納容器内で想定される溢水である原子炉冷却材喪失時の原子炉格納容器内の状態を考慮しても、没水、被水及び蒸気の影響を受けないことを試験も含めて確認している機器。</p> <p>(3) 動作機能の喪失により安全機能に影響しない機器 機能要求のない電動弁及び状態が変わらず安全機能に影響しない電動弁。 フェイル-セイフ設計となっている機器であり、溢水の影響により動作機能を損なった場合においても、安全機能に影響がない機器。</p>	<p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) その他設備で代替できる設備 補助給水隔離弁の隔離機能は、補助給水流量調節弁の隔離機能により代替。</p> <p>以上の考えに基づき選定された溢水から防護すべき系統設備を第1.8.5表に示す。 【別添資料1 (2-9-別1-9~12) (2-9-別1補-11~13、32~53)】</p> <p>1.8.2 原子炉施設の溢水評価に関する設計方針</p> <p>1.8.2.1 溢水源及び溢水量の想定</p> <p>溢水源及び溢水量としては、発生要因別に分類した以下の溢水を想定して評価する。</p> <p>①溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。） ②発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水の放水による溢水」という。） ③地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（以下「地震起因による溢水」という。） 防護対象設備が設置されている建屋内において、流体を内包する容器及び配管を溢水源となり得る機器として抽出する。ここで抽出された機器のうち、上記①又は③の評価において破損を想定するものは、それぞれの評価での溢水源として考慮する。</p>	<p>(4) 他の機器で代替できる機器 他の機器により要求機能が代替できる機器。ただし、代替する他の機器が同時に機能喪失しない場合に限る。</p> <p>（第1.7-1表 溢水から防護すべき系統）</p> <p>1.7.2 考慮すべき溢水事象</p> <p>溢水源及び溢水量としては、発生要因別に分類した以下の溢水を想定して評価することとし、評価条件については溢水評価ガイドを参照する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。） b. 発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水の放水による溢水」という。） c. 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（使用済燃料プール等のスロッシングにより発生する溢水を含む。）（以下「地震起因による溢水」という。） d. その他の要因（地下水の流入、地震以外の自然現象、機器の誤作動等）により生じる溢水（以下「その他の溢水」という。） <p>溢水源となり得る機器は、流体を内包する容器及び配管とし、a. 又は c. の評価において破損を想定するものは、それぞれの評価での溢水源として設定する。</p> <p>a. 又は b. の溢水源の想定に当たっては、一系統における単一の機器の破損又は単一箇所での異常状態の発生とし、他の系統及び機器は健全なものと仮定する。また、一系統にて多重性又は多様性を有する機器がある場合においても、そのうち単一の機器が破損すると仮定する。</p>	<p>(4) 他の機器で代替できる機器 他の機器により要求機能が代替できる機器。ただし、代替する他の機器が同時に機能喪失しない場合に限る。</p> <p>1.7.2 考慮すべき溢水事象</p> <p>溢水源及び溢水量としては、発生要因別に分類した以下の溢水を想定して評価することとし、評価条件については溢水評価ガイドを参照する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。） b. 発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水の放水による溢水」という。） c. 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（使用済燃料ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。）（以下「地震起因による溢水」という。） d. その他の要因（地下水の流入、地震以外の自然現象、機器の誤作動等）により生じる溢水（以下「その他の溢水」という。） <p>溢水源となり得る機器は、流体を内包する容器及び配管とし、a. 又は c. の評価において破損を想定するものは、それぞれの評価での溢水源として設定する。</p> <p>a. 又は b. の溢水源の想定に当たっては、一系統における単一の機器の破損又は単一箇所での異常状態の発生とし、他の系統及び機器は健全なものと仮定する。また、一系統にて多重性又は多様性を有する機器がある場合においても、そのうち単一の機器が破損すると仮定する。</p>	<p>記載箇所の相違 女川は1.7.1項の最後に第1.7-1表があるが、泊は資料の最終段に掲載しているため、比較表後段の9-47頁に記載している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、海水ポンプエリア及び防護対象設備が設置されている建屋外の溢水源については、地震、津波、竜巻、地滑り等を考慮する。具体的には、「1.8.2.5 海水ポンプエリアにおける溢水評価に関する設計方針」及び「1.8.2.6 防護対象設備設置建屋外からの溢水評価に関する設計方針」にて説明する。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-6~7)】</p> <p>(1) 想定破損による溢水</p> <p>以下で定義する高エネルギー配管及び低エネルギー配管に分類して破損を想定し没水、被水及び蒸気による影響を評価する。</p> <p>※1 「高エネルギー配管」は、呼び径25A(1B)を超える配管でプラントの通常運転時に運転温度が95°Cを超えるか又は運転圧力が1.9MPa[gage]を超える配管。ただし、被水、蒸気については配管径に関係なく影響を評価する。</p> <p>※2 「低エネルギー配管」は、呼び径25A(1B)を超える配管でプラントの通常運転時に運転温度が95°C以下で、かつ、運転圧力が1.9MPa[gage]以下の配管。(ただし、静水頭圧の配管は除く。)</p> <p>※3 高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さければ、低エネルギー配管として扱う。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-16~18) (2-9-別1 補-170~171)】</p>	<p>号炉間で共用する建屋及び一体構造の建屋に設置される機器にあっては、共用、非共用機器に係わらず、その建屋内で单一の溢水源を想定し、建屋全体の溢水経路を考慮する。</p> <p>1.7.3 溢水源及び溢水量の想定 1.7.3.1 想定破損による溢水 (1) 想定破損における溢水源の想定 想定破損による溢水については、単一の配管の破損による溢水を想定して、配管の破損箇所を溢水源として設定する。 また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギーに応じて、以下で定義する高エネルギー配管又は低エネルギー配管に分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高エネルギー配管」とは、呼び径25A(1B)を超える配管であって、プラントの通常運転時に運転温度が95°Cを超えるか又は運転圧力が1.9MPa[gage]を超える配管。ただし、被水及び蒸気の影響については配管径に関係なく評価する。 ・ 「低エネルギー配管」とは、呼び径25A(1B)を超える配管であって、プラントの通常運転時に運転温度が95°C以下で、かつ運転圧力が1.9MPa[gage]以下の配管。ただし、被水の影響については配管径に関係なく評価する。なお、運転圧力が静水頭圧の配管は除く。 ・ 高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さければ、低エネルギー配管として扱う。 	<p>1.7.3 溢水源及び溢水量の想定 1.7.3.1 想定破損による溢水 (1) 想定破損における溢水源の想定 想定破損による溢水については、単一の配管の破損による溢水を想定して、配管の破損箇所を溢水源として設定する。 また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギーに応じて、以下で定義する高エネルギー配管又は低エネルギー配管に分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高エネルギー配管」とは、呼び径25A(1B)を超える配管であって、プラントの通常運転時に運転温度が95°Cを超えるか又は運転圧力が1.9MPa[gage]を超える配管。ただし、被水及び蒸気の影響については配管径に関係なく評価する。 ・ 「低エネルギー配管」とは、呼び径25A(1B)を超える配管であって、プラントの通常運転時に運転温度が95°C以下で、かつ運転圧力が1.9MPa[gage]以下の配管。ただし、被水の影響については配管径に関係なく評価する。なお、運転圧力が静水頭圧の配管は除く。 ・ 高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さければ、低エネルギー配管として扱う。 	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊3には泊1/2号と共用する建屋は存在しない。 ・ 泊3では、原子炉建屋と原子炉補助建屋のように連結する建屋における溢水経路について、連結する建屋全体の溢水経路だけでなく、建屋境界にある段差も考慮して単独建屋内に限った溢水経路も設定し、溢水防護区画内の水位が最も高くなるケースで防護対象設備の評価判定を行っている。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女川審査実績の反映 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>破損を想定する位置は、安全機能への影響が最も大きくなる位置とする。</p> <p>配管の破損形状の想定に当たっては、「溢水ガイド附属書A」にしたがい、高エネルギー配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギー配管は、原則「貫通クラック」を想定する。ただし、溢水ガイドでは、以下のとおり、応力評価の結果により、破損形状を想定できることが定められている。</p> <p>溢水ガイドでは、配管の一次十二次応力 S_n が許容応力 S_a に対し以下の条件を満足すれば、それに応じた破損形状の想定が可能であることを規定している。</p> <p>【高エネルギー配管（ターミナルエンドを除く。）】</p> <p>$S_n \leq 0.4S_a$ 破損想定不要 $0.4S_a < S_n \leq 0.8S_a$ 貫通クラック</p> <p>なお、高エネルギー配管のターミナルエンドは、応力評価の結果にかかわらず「完全全周破断」を想定する。</p>	<p>配管の破損形状の想定に当たっては、高エネルギー配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギー配管は、原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック」（以下「貫通クラック」という。）を想定する。ただし、応力評価を実施する配管については、発生応力 S_n と許容応力 S_a の比により、以下で示した応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。また、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施する。</p> <p>【高エネルギー配管（ターミナルエンド部を除く。）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管 <ul style="list-style-type: none"> (a) クラス1配管 $S_n \leq 0.8 \times \text{許容応力}^{*1}$, 疲れ累積係数 ≤ 0.1 \Rightarrow 破損想定不要 (b) クラス2配管 $S_n \leq 0.8 \times \text{許容応力}^{*1} \Rightarrow$ 破損想定不要 ※1 クラス1配管は $2.4S_m$ 以下、クラス2配管は $0.8S_a$ 以下 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管 <ul style="list-style-type: none"> (a) クラス1配管 $S_n \leq 0.4 \times \text{許容応力}^{*2}$, 疲れ累積係数 ≤ 0.1 \Rightarrow 破損想定不要 $0.4 \times \text{許容応力}^{*2} < S_n \leq 0.8 \times \text{許容応力}^{*3}$, 疲れ累積係数 $\leq 0.1 \Rightarrow$ 貫通クラック (b) クラス2, 3又は非安全系配管 $S_n \leq 0.4 \times \text{許容応力}^{*2} \Rightarrow$ 破損想定不要 $0.4 \times \text{許容応力}^{*2} < S_n \leq 0.8 \times \text{許容応力}^{*3} \Rightarrow$ 貫通クラック ※2 クラス1配管は $1.2S_m$ 以下、クラス2, 3又は非安全系配管は $0.4S_a$ 以下 ※3 クラス1配管は $2.4S_m$ 以下、クラス2, 3又は非安全系配管は $0.8S_a$ 以下 	<p>配管の破損形状の想定に当たっては、高エネルギー配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギー配管は、原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック」（以下「貫通クラック」という。）を想定する。ただし、応力評価を実施する配管については、発生応力 S_n と許容応力 S_a の比により、以下で示した応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。また、応力評価の結果により破損形状の想定を行なう場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施する。</p> <p>【高エネルギー配管（ターミナルエンド部を除く。）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管 <ul style="list-style-type: none"> (a) クラス1配管 $S_n \leq 0.8 \times \text{許容応力}^{*1}$, 疲れ累積係数 ≤ 0.1 \Rightarrow 破損想定不要 (b) クラス2配管 $S_n \leq 0.8 \times \text{許容応力}^{*1} \Rightarrow$ 破損想定不要 ※1 クラス1配管は $2.4S_m$ 以下、クラス2配管は $0.8S_a$ 以下 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管 <ul style="list-style-type: none"> (a) クラス1配管 $S_n \leq 0.4 \times \text{許容応力}^{*2}$, 疲れ累積係数 ≤ 0.1 \Rightarrow 破損想定不要 $0.4 \times \text{許容応力}^{*2} < S_n \leq 0.8 \times \text{許容応力}^{*3}$, 疲れ累積係数 $\leq 0.1 \Rightarrow$ 貫通クラック (b) クラス2, 3又は非安全系配管 $S_n \leq 0.4 \times \text{許容応力}^{*2} \Rightarrow$ 破損想定不要 $0.4 \times \text{許容応力}^{*2} < S_n \leq 0.8 \times \text{許容応力}^{*3} \Rightarrow$ 貫通クラック ※2 クラス1配管は $1.2S_m$ 以下、クラス2, 3又は非安全系配管は $0.4S_a$ 以下 ※3 クラス1配管は $2.4S_m$ 以下、クラス2, 3又は非安全系配管は $0.8S_a$ 以下 	<p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【低エネルギー配管】 $Sn \leq 0.4Sa$ 破損想定不要 【別添資料 1 (2-9-別1-19、20、21) (2-9-別1 補-172~194)】</p> <p>高エネルギー配管の溢水評価では、応力評価の結果により想定した破損形状による溢水を想定し、異常の検知、事象の判断、漏えい箇所の特定、漏えい箇所の隔離等により漏えい停止するまでの時間（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出する。</p> <p>また、隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を考慮する。想定する破損箇所は防護対象設備への溢水影響が最も大きくなる位置とする。</p> <p>低エネルギー配管の溢水評価では、貫通クラックによる溢水を想定し、隔離による漏えい停止に必要な時間から溢水量を算出する。また、隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を考慮する。想定する破損箇所は防護対象設備への溢水影響が最も大きくなる位置とする。ただし、応力評価結果により、一次+二次応力 Sn が許容応力 Sa に対して、判定条件 ($Sn \leq 0.4Sa$) を満足する配管については破損を想定しない。</p> <p>応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施する。</p> <p>【別添資料 1 (2-9-別1 補-76~169、195、498~507)】</p>	<p>【低エネルギー配管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管 $Sn \leq 0.4Sa \Rightarrow$ 破損想定不要 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管 $Sn \leq 0.4 \times \text{許容応力}^{**} \Rightarrow$ 破損想定不要 ※4 クラス1配管は $1.2Sm$ 以下、クラス2、3又は非安全系配管は $0.4Sa$ 以下 <p>ここで Sn、Sm 及び Sa は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005)」による。</p> <p>(2) 想定破損における溢水量の設定</p> <p>想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水影響が最も大きくなる位置とし、溢水量は、異常の検知、事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室からの隔離により漏えい停止するまでの時間（運転員の状況確認及び隔離操作含む。）を適切に考慮し、想定する破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。なお、手動による漏えい停止の手順は、保安規定又はその下位規定に定める。</p> <p>ここで、漏水量は、配管の破損形状を考慮した流出流量に漏水箇所の隔離までに必要な時間（以下「隔離時間」という。）を乗じて設定する。</p>	<p>【低エネルギー配管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管 $Sn \leq 0.4Sa \Rightarrow$ 破損想定不要 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管 $Sn \leq 0.4 \times \text{許容応力}^{**} \Rightarrow$ 破損想定不要 ※4 クラス1配管は $1.2Sm$ 以下、クラス2、3又は非安全系配管は $0.4Sa$ 以下 <p>ここで Sn、Sm 及び Sa は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005)」による。</p> <p>(2) 想定破損における溢水量の設定</p> <p>想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水影響が最も大きくなる位置とし、溢水量は、異常の検知、事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室からの隔離により漏えい停止するまでの時間（運転員の状況確認及び隔離操作含む。）を適切に考慮し、想定する破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。なお、手動による漏えい停止の手順は、保安規定又はその下位規定に定める。</p> <p>ここで、漏水量は、配管の破損形状を考慮した流出流量に漏水箇所の隔離までに必要な時間（以下「隔離時間」という。）を乗じて設定する。</p>	<p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 消火水の放水による溢水	<p>1.7.3.2 消火水の放水による溢水</p> <p>(1) 消火水の放水による溢水源の想定</p> <p>消火水の放水による溢水については、発電用原子炉施設内に設置される消火設備等からの放水を溢水源として設定する。</p> <p>消火栓以外の設備としては、スプリンクラや格納容器スプレイ冷却系があるが、溢水防護対象設備が設置されている建屋には、スプリンクラは設置しない設計とし、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とすることから溢水源として想定しない。</p> <p>また、原子炉格納容器内の溢水防護対象設備については、格納容器スプレイ冷却系の作動によって発生する溢水により安全機能を損なわない設計とする。なお、格納容器スプレイ冷却系は、単一故障による誤作動が発生しないように設計上考慮されていることから誤作動による溢水は想定しない。</p> <p>(2) 消火水の放水による溢水量の想定</p> <p>消防設備等からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。</p> <p>消防設備等のうち、消火栓からの放水については、3時間の放水により想定される溢水量を基本とする。</p> <p>【島根2号炉】2.3.2 消火水の放水による溢水 (抜粋) p9条-10</p> <p>消防設備等のうち、消火栓からの放水量については、3時間の放水により想定される溢水量を基本とするが、火災源が小さい場合においては、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-2010)」解説-4-5(1)の規定による「火災荷重」及び「等価時間」を用いて放水量を算定し、溢水量を設定する。</p>	<p>1.7.3.2 消火水の放水による溢水</p> <p>(1) 消火水の放水による溢水源の想定</p> <p>消火水の放水による溢水については、発電用原子炉施設内に設置される消火設備等からの放水を溢水源として設定する。</p> <p>消火栓以外の設備としては、スプリンクラや格納容器スプレイ冷却系があるが、溢水防護対象設備が設置されている建屋には、スプリンクラは設置しない設計とし、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とすることから溢水源として想定しない。</p> <p>また、原子炉格納容器内の溢水防護対象設備については、格納容器スプレイ冷却系の作動により発生する溢水により安全機能を損なわない設計とする。なお、格納容器スプレイ冷却系の作動回路は、単一故障による誤作動が発生しないように設計上考慮されていることから誤作動による溢水は想定しない。</p> <p>(2) 消火水の放水による溢水量の想定</p> <p>消防設備等からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。</p> <p>消防設備等のうち、消火栓からの放水については、3時間の放水により想定される溢水量を基本とする。</p> <p>【島根2号炉】2.3.2 消火水の放水による溢水 (抜粋) p9条-10</p> <p>消防設備等のうち、消火栓からの放水量については、3時間の放水により想定される溢水量を基本とするが、火災源が小さい場合においては、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-2010)」解説-4-5(1)の規定による「火災荷重」及び「等価時間」を用いて放水量を算定し、溢水量を設定する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は3時間の放水により想定される溢水量を基本とするが、火災源が小さいエリアについては、「原子力発電所の火災防護指針」の規定による「火災荷重」及び「等価時間」を用いて放水量を算定し、溢水量を設定しており、放水量の算定に用いた各区画の火災荷重を上回る量の可燃物が持ち込まれないよう現場管理している。 <p>(先行PWR 及び島根2号炉と同様、記載は島根2号炉の審査実績を反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は防護対象設備が設置される建屋内にスプリンクラーが設置されているため、スプリンクラーからの溢水量の算定方針について記載している。女川及び泊にはスプリンクラーは設置されていない。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>び維持に関する技術上の基準を満足した設計とする。</p> <p>したがって、スプリンクラーヘッド、感知器、予作動弁は消防認定品とする。さらに、感知器から予作動弁に信号を送るケーブルは消防法施行規則第12条及び消防庁告示第11号により認められた耐熱電線を使用することで、耐熱仕様による保護がされているため、予作動弁の開動作に影響を及ぼさず、火災によりケーブルが損傷し、直ちに信号が遮断されることはない設計とする。</p> <p>スプリンクラーからの放水によって、同時に2系統の防護対象設備が機能喪失するおそれがあるエリアにはハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置することで、防護対象設備の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>ハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置したエリアでは溢水量を考慮しないが、隣接するエリアでの消火栓からの放水及びスプリンクラーからの放水による溢水の伝播を考慮する。</p> <p>なお、高エネルギー配管の破損によるスプリンクラーの誤動作については防止対策を図る設計とする。</p> <p>発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水のうち、消火栓からの放水、スプリンクラーからの放水及び格納容器スプレイ系からの放水があるが、格納容器スプレイ系については原子炉格納容器内でのみ生じ、防護対象設備は耐環境性があることから格納容器スプレイ系の動作により発生する溢水により原子炉格納容器内の防護対象設備が安全機能を損なうことはない。なお、格納容器スプレイ系の作動回路は、チャンネルの単一故障を想定してもその機能を失うことがなく、かつ、誤信号発生による誤作動を防止する設計とする。</p> <p>具体的には、原子炉格納容器圧力異常に高い「2 out of 4」信号による自動動作又は中央制御盤上の操作スイッチ2個を同時に操作することによる手動作としていることを確認する方針とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-43~46、289~310) (2-9-別1 補-316~348)】</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(3) 地震起因による溢水 溢水源となり得る機器（流体を内包する機器）のうち、基準地震動による地震力により破損が生じる機器を溢水源として想定する。 耐震Sクラスの機器については、基準地震動による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震B、Cクラスの機器のうち、耐震Sクラスの機器と同様に基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるもの（水位制限によるものを含む。）又は耐震対策工事により、耐震性を確保するものについては溢水源として想定しない。 耐震B、Cクラスの機器が、耐震性を確保する耐震B、Cクラスの機器に対して、波及的影響を及ぼさないことを確認する方針とする。耐震強度評価又は耐震対策工事により耐震性が確保される機器を第1.8.1表に示す。 溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。溢水源となる容器については全保有水量を考慮し、溢水源となる配管については完全全周破断による溢水量を考慮する。また、運転員による手動操作により漏えい停止を行なう溢水源に対して、異常の検知、事象の判断、漏えい箇所の特定、漏えい箇所の隔離等により漏えい停止するまでの時間（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出するとともに、隔離後の隔離範囲内の系統の保有水量を溢水量に考慮する。	1.7.3.3 地震起因による溢水 (1) 発電所内に設置された機器の破損による漏水 ① 地震起因による溢水源の想定 地震起因による溢水については、溢水源となり得る機器（流体を内包する機器）のうち、基準地震動 S_s による地震力により破損が生じる機器を溢水源として設定する。 耐震Sクラス機器については、基準地震動 S_s による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震B及びCクラス機器のうち耐震対策工事の実施又は設計上の裕度の考慮により、基準地震動 S_s による地震力に対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しない。 ② 地震起因による溢水量の設定 溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。溢水源となる配管については破断形状を完全全周破断とし、溢水源となる容器については全保有水量を考慮した上で、溢水量を算出する。 また、漏えい検知による漏えい停止を期待する場合は、漏えい停止までの隔離時間を考慮し、配管の破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。 ここで、漏水量は、配管の破損箇所からの流出流量に隔離時間を乗じて設定する。なお、地震による機器の破損が複数箇所で同時に発生する可能性を考慮し、漏えい検知による自動隔離機能を有する場合を除き、隔離による漏えい停止は期待しない。	1.7.3.3 地震起因による溢水 (1) 発電所内に設置された機器の破損による漏水 ① 地震起因による溢水源の想定 地震起因による溢水については、溢水源となり得る機器（流体を内包する機器）のうち、基準地震動による地震力により破損が生じる機器を溢水源として設定する。 耐震Sクラス機器については、基準地震動による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震B、Cクラスの機器のうち耐震対策工事の実施又は設計上の裕度の考慮により、基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しない。 ② 地震起因による溢水量の設定 溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。溢水源となる配管については破断形状を完全全周破断とし、溢水源となる容器については全保有水量を考慮した上で、溢水量を算出する。 また、運転員による手動操作により漏えい停止を行う溢水源に対して、異常の検知、事象の判断、漏えい箇所の特定、漏えい箇所の隔離等により漏えい停止するまでの時間（運転員の状況確認及び隔離操作を含む。）に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出するとともに、隔離後の隔離範囲内の系統の保有水量を溢水量に考慮する。	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は地震起因による漏水の漏えい停止において、自動隔離機能にのみに期待し、手動操作による隔離には期待していない。 ・一方泊では、地震発生後に運転員によるパトロールを実施し、溢水源となる機器からの漏えいが確認された場合には手動操作による漏えい停止を実施することから、漏えい検知から隔離操作完了までの時間を保守的に設定し、溢水量を算出している。【伊方3号炉と同様】 <p>記載方針の相違</p> <p>【大飯審査実績の反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊と同様に運転員の手動操作による漏えい停止に期待している大飯の記載を踏襲したことから記載方針が異なるが、漏えい停止に期待した場合の溢水量算出の考え方は同じである。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動による地震力によって生じるスロッシング現象を3次元流動解析により評価し、使用済燃料ピット外へ漏えいする水量を考慮する。</p> <p>また、使用済燃料ピットの初期水位等の評価条件は保守的となるように設定する。</p> <p>水密化区画内には防護対象設備が設置されておらず、かつ、地震起因により水密化区画内で発生が想定される溢水は、区画外へ漏えいしない設計とすることから、防護対象設備への溢水の影響はなく、水密化区画内で発生する溢水は溢水源として想定しない。</p>	<p>基準地震動 S_s による地震力に対して、耐震性が確保されない循環水配管については、伸縮継手の全円周状の破損を想定し、循環水ポンプを停止するまでの間に生じる溢水量を設定する。</p> <p>(2) 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水 ① 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水源の想定 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水については、基準地震動 S_s による地震力により生じる使用済燃料プールのスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。</p> <p>② 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の設定 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動 S_s による地震力により生じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価し、使用済燃料プール外へ漏えいする水量を考慮する。</p> <p>また、施設定期検査中の使用済燃料プール、原子炉ウェル及び蒸気乾燥機・気水分離器ピットのスロッシングについても評価を実施する。</p>	<p>基準地震動による地震力に対して、耐震性が確保されない循環水管については、伸縮継手の全円周状の破損を想定し、循環水ポンプを停止するまでの間に生じる溢水量を設定する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水 ① 使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水源の想定 使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水については、基準地震動による地震力により生じる使用済燃料ピットのスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。</p> <p>② 使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量の設定 使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動による地震力により生じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価し、使用済燃料ピット外へ漏えいする水量を考慮する。</p> <p>また、スロッシングによる溢水量の算出では、施設定期検査中の使用済燃料ピット、燃料検査ピット、燃料取替キャナル及びキャスクピットの水張り状態も考慮する。</p>	<p><u>記載方針の相違</u> PWR は原子炉ウェル及び蒸気乾燥機・気水分離器ピットが無いため、使用済燃料ピットに接続される燃料検査ピット等も含めた施設検査中の水張り状態を考慮して溢水量を算出していることを記載している。</p> <p><u>【大飯】</u> <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p> <p><u>記載方針の相違</u> 泊は閉鎖区画内に設置されたタンク類が多数あり、これらの区画境界の止水性を確保することで水密化区画としている。水密化区画内のタンク類から生じた溢水は区画内に留まるため、溢水源として想定しないことを明記している。（大飯と同じ） 溢水経路の設定の考え方については女川と泊で相違はない。 （記載は大飯の審査実績を反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>耐震強度評価の具体的な考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震強度評価に係る応答解析は、基準地震動を用いた動的解析によることとし、機器の応答性状を適切に表現できるモデルを設定する。 その上で、当該機器の据付床の水平方向及び鉛直方向それぞれの床応答を用いて応答解析を行い、それぞれの応答解析結果を適切に組み合わせる。 ・応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格、基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。 ・応力評価に当たり、簡易的な手法を用いる場合は評価結果が厳しい箇所については詳細評価を実施することで健全性を確保する。 ・基準地震動による発生応力に対する評価基準値は、安全上適切と認められる規格及び基準で規定されている値又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。 ・バウンダリ機能確保の観点から、設備の実力を反映する場合には規格基準以外の評価基準値の適用も検討する。 <p>【別添資料1 (2-9-別1-47~49、335~367、71~72、396~414) (2-9-別1補-349~407)】</p> <p>(4) 他の溢水 その他の溢水については、地下水の流入、竜巻による飛来物の衝突による屋外タンクの破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤動作、弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-4、54、383~395)】</p>	<p>耐震評価の具体的な考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造強度評価に係る応答解析は、基準地震動 Ss を用いた動的解析によることとし、機器の応答性状を適切に表現できるモデルを設定する。 その上で、当該機器の据付床の水平方向及び鉛直方向それぞれの床応答を用いて応答解析を行い、それぞれの応答解析結果を適切に組み合わせる。 ・応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。 ・応力評価に当たり、簡易的な手法を用いる場合は詳細な評価手法に対して保守性を有するよう留意し、簡易的な手法での評価結果が厳しい箇所については詳細評価を実施することで健全性を確保する。 ・基準地震動 Ss による地震力に対する発生応力の評価基準値は、安全上適切と認められる規格及び基準で規定されている値又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。 ・バウンダリ機能確保の観点から、設備の実力を反映する場合には規格基準以外の評価基準値の適用も検討する。 <p>1.7.3.4 その他の溢水 その他の溢水については、地下水の流入、降水、屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グランド部及び配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。</p>	<p>耐震評価の具体的な考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造強度評価に係る応答解析は、基準地震動を用いた動的解析によることとし、機器の応答性状を適切に表現できるモデルを設定する。 その上で、当該機器の据付床の水平方向及び鉛直方向それぞれの床応答を用いて応答解析を行い、それぞれの応答解析結果を適切に組み合わせる。 ・応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。 ・応力評価に当たり、簡易的な手法を用いる場合は詳細な評価手法に対して保守性を有するよう留意し、簡易的な手法での評価結果が厳しい箇所については詳細評価を実施することで健全性を確保する。 ・基準地震動による地震力に対する発生応力の評価基準値は、安全上適切と認められる規格及び基準で規定されている値又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。 ・バウンダリ機能確保の観点から、設備の実力を反映する場合には規格基準以外の評価基準値の適用も検討する。 <p>1.7.3.4 その他の溢水 その他の溢水については、地下水の流入、降水、屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グランド部及び配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.8.2.3 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p>溢水防護に対する溢水防護区画は、防護対象設備が設置されているすべての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。溢水防護区画は壁、扉、堰等又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画の水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設定する。</p> <p>現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて環境の温度、放射線量、薬品等による影響を考慮しても、運転員による操作場所までのアクセスが可能な設計とする。</p> <p>具体的には、溢水防護区画内で発生する溢水に対しては、床ドレン、床面開口部及び床貫通部、壁貫通部、扉から他区画への流出は想定しない条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を算出する。ただし、床ドレン、床面開口部及び床貫通部、壁貫通部、扉から流出することを定量的に確認できる場合は他区画への流出を期待する。</p> <p>溢水防護区画外で発生する溢水に対しては、床ドレン、天井面開口部及び貫通部、壁貫通部、扉から溢水防護区画内への流入を想定した条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を設定する。ただし、床ドレン、天井面開口部及び貫通部、壁貫通部、扉に流入防止対策が施されている場合は溢水防護区画外からの流入を考慮しない。</p> <p>上層階の溢水は階段あるいは機器ハッチを経由して下層階へ伝播する。</p>	<p>1.7.4 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針</p> <p>(1) 溢水防護区画の設定</p> <p>溢水防護に対する評価対象区画を溢水防護区画とし、溢水防護対象設備が設置されている全ての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。溢水防護区画は壁、扉、堰、床段差等、又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等については、現場の設備等の設置状況を踏まえ、溢水の伝播に対する評価条件を設定する。</p> <p>(2) 溢水経路の設定</p> <p>溢水影響評価において考慮する溢水経路は、溢水防護区画とその他の区画との間における伝播経路となる扉、壁貫通部、天井貫通部、床面貫通部、床ドレン等の連接状況及びこれらに対する溢水防護措置を踏まえ、溢水防護区画内の水位が最も高くなるよう保守的に設定する。</p> <p>具体的には、溢水防護区画内で発生する溢水に対しては、床ドレン、貫通部及び扉から他区画への流出は想定しない（床ファンネル、機器ハッチ、開口扉等、定量的に他区画への流出を確認できる場合は除く。）保守的な条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を算出する。</p> <p>溢水防護区画外で発生する溢水に対しては、床ドレン、開口部、貫通部及び扉を通じた溢水防護区画内への流入が最も多くなるよう（流入防止対策が施されている場合は除く。）保守的な条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を算出する。</p> <p>なお、上層階から下層階への伝播に関しては、全量が伝播するものとする。</p>	<p>1.7.4 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針</p> <p>(1) 溢水防護区画の設定</p> <p>溢水防護に対する評価対象区画を溢水防護区画とし、溢水防護対象設備が設置されている全ての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。溢水防護区画は壁、扉、堰、床段差等、又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等については、現場の設備等の設置状況を踏まえ、溢水の伝播に対する評価条件を設定する。</p> <p>(2) 溢水経路の設定</p> <p>溢水影響評価において考慮する溢水経路は、溢水防護区画とその他の区画との間における伝播経路となる扉、壁貫通部、天井貫通部、床面貫通部、床ドレン等の連接状況及びこれらに対する溢水防護措置を踏まえ、溢水防護区画内の水位が最も高くなるよう保守的に設定する。</p> <p>具体的には、溢水防護区画内で発生する溢水に対しては、床ドレン、開口部、貫通部及び扉から他区画への流出は想定しない（床ファンネル、機器ハッチ、開口扉等、定量的に他区画への流出を確認できる場合は除く。）保守的な条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を算出する。</p> <p>溢水防護区画外で発生する溢水に対しては、床ドレン、開口部、貫通部及び扉を通じた溢水防護区画内への流入が最も多くなるよう（流入防止対策が施されている場合は除く。）保守的な条件で溢水経路を設定し、溢水防護区画内の溢水水位を算出する。</p> <p>上層階の溢水は階段あるいは機器ハッチを経由して下層階へ伝播するものとし、上層階から下層階への伝播に関しては、全量が伝播するものとする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び女川は、「1.7.5 溢水防護対象設備を防護するための設計方針」に当該内容を記載している。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は床ドレン、床開口部及び機器ハッチから他区画への流出は考慮しない条件で溢水経路を設定しているが、床開口部については定量的に他区画への流出を確認できる場合も流出を考慮していることから、記載内容が異なる。 ・女川も泊も、定量的に他区画への流出を確認出来る場合のみ、溢水防護区画内で生じる溢水が、他区画に流出する評価条件を記載していることに相違は無い。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（大飯審査実績の反映） ・泊は床面に設置された機器ハッチによる止水には期待しておらず、ハッチから下階に溢水が伝播する条件としていることから、当該記載をしている。（先行PBRと同様）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>溢水経路を構成する壁、扉、堰等は、基準地震動による地震力に対し健全性を確認できる場合は溢水の伝播防止を期待する。溢水が長期間滞留する水密区画境界の壁にひび割れが生じる場合は、ひび割れからの浸水量を算出し溢水評価に影響を与えないことを確認する方針とする。</p> <p>貫通部に実施した流出及び流入防止対策は、基準地震動による地震力に対し健全性を確認できる場合は溢水の伝播防止を期待する。</p> <p>消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮する。</p> <p>なお、溢水の影響を受けて防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）、溢水防護区画を構成する壁、扉、堰等については、現場の設備等の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>防護対象設備の機能喪失高さの考え方を第1.8.6表に示す。</p> <p>【別添資料1（2-9-別1-13～15、126～155）】</p>	<p>溢水経路を構成する壁、扉、堰、床段差等は、基準地震動 Ss による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し、必要な健全性を維持できるとともに、保守管理及び水密扉閉止等の運用を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。なお、溢水が長期間滞留する区画境界の壁にひび割れが生じる場合は、ひび割れからの浸水量を算出し、溢水評価に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また、貫通部に実施した流出及び流入防止対策も同様に、基準地震動 Ss による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し、必要な健全性を維持できるとともに、保守管理を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。</p> <p>なお、火災により貫通部の止水機能が損なわれる場合には、当該貫通部からの消防水の流入を考慮する。</p> <p>消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消防水の伝播を考慮する。</p> <p>また、施設定期検査作業に伴う溢水防護対象設備の待機除外や扉の開放等、プラントの保守管理上やむを得ぬ措置の実施により、影響評価上設定したプラント状態と一時的に異なる状態となった場合も想定する。</p> <p>具体的には、プラント停止中のスロッシングの発生やハッチ開放時における溢水影響について評価を行い、ハッチ開放時の堰の設置により、溢水影響が他に及ばない運用を行う。</p>	<p>溢水経路を構成する壁、扉、堰、床段差等は、基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し、必要な健全性を維持できるとともに、保守管理及び水密扉閉止等の運用を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。なお、溢水が長期間滞留する区画境界の壁にひび割れが生じる場合は、ひび割れからの浸水量を算出し、溢水評価に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また、貫通部に実施した流出及び流入防止対策も同様に、基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し、必要な健全性を維持できるとともに、保守管理を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。</p> <p>なお、火災により貫通部の止水機能が損なわれる場合には、当該貫通部からの消防水の流入を考慮する。</p> <p>消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消防水の伝播を考慮する。</p> <p>また、定期事業者検査作業に伴う溢水防護対象設備の待機除外や扉の開放等、プラントの保守管理上やむを得ぬ措置の実施により、影響評価上設定したプラント状態と一時的に異なる状態となった場合も想定する。</p> <p>具体的には、プラント停止中のスロッシングの発生やハッチ開放時における溢水影響について評価を行い、溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを確認する。</p>	<p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p> <p><u>記載表現の相違</u> <u>設計方針の相違</u> ・女川は溢水影響評価で溢水経路として想定していないハッチについて、定期検査時等にハッチが開放されることを考慮し、ハッチ開放時には堰を設置する等の運用を定めている。 ・泊の溢水評価では、床面に設置されたハッチによる止水には期待しておらず、ハッチから下階に溢水が伝播する条件として没水評価を実施している。そのため、施設定期検査作業時であってもハッチの開閉状態が評価に影響することは無く、女川とは異なり施設定期検査作業時にハッチを溢水経路としないための運用は定める必要がない。 (先行 PWR と同様)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.8.2.4 防護対象設備設置建屋内における溢水評価に関する設計方針</p> <p>想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水に対して、防護対象設備が以下に示す没水、被水及び蒸気の影響を受けて、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、発生した溢水については、溢水の流入状態、溢水源からの距離、運転員のアクセス等により一時的な水位変動が生じることが考えられることから、防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、防護対象設備に対して溢水防護区画ごとに算出される溢水水位にゆらぎの影響を踏まえた裕度 100mm を確保する。</p> <p>【別添資料 1 (2-9-別 1-4) (2-9-別 1 棚-4、547～554)】</p> <p>1.8.2.4.1 想定破損による溢水影響に対する設計方針</p> <p>想定される配管の破損形状に基づいた没水、被水及び蒸気の影響により防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(1) 没水による影響に対する設計方針</p> <p>高エネルギー配管の没水評価では、完全全周破断による溢水を想定し溢水量を算出する。</p> <p>低エネルギー配管の没水評価では、貫通クラックによる溢水を想定し溢水量を算出する。ただし、応力評価結果より一次十二次応力 S_n が許容応力 S_a に対して判定条件 ($S_n \leq 0.4S_a$) を満足する配管については破損を想定しない。</p>	<p>1.7.5 溢水防護対象設備を防護するための設計方針</p> <p>想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水及びその他の溢水に対して、溢水防護対象設備が以下に示す没水、被水及び蒸気の影響を受けても、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とともに、使用済燃料プールのスロッシングにおける水位低下を考慮しても、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能等が維持できる設計とする。</p> <p>また、溢水評価において、現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて区画の溢水水位、環境の温度及び放射線量を考慮しても、運転員による操作場所までのアクセスが可能な設計とする。</p> <p>1.7.5.1 没水の影響に対する設計方針</p> <p>(1) 没水の影響に対する評価方針</p> <p>「1.7.2 考慮すべき溢水事象」にて設定した溢水源から発生する溢水量と「1.7.4 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針」にて設定した溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれがないことを評価する。</p> <p>具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。</p>	<p>1.7.5 溢水防護対象設備を防護するための設計方針</p> <p>想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水及びその他の溢水に対して、溢水防護対象設備が以下に示す没水、被水及び蒸気の影響を受けても、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とともに、使用済燃料ピットのスロッシングにおける水位低下を考慮しても、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能等が維持できる設計とする。</p> <p>また、溢水評価において、現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて区画の溢水水位、環境の温度及び放射線量を考慮しても、運転員による操作場所までのアクセスが可能な設計とする。</p> <p>1.7.5.1 没水の影響に対する設計方針</p> <p>(1) 没水の影響に対する評価方針</p> <p>「1.7.2 考慮すべき溢水事象」にて設定した溢水源から発生する溢水量と「1.7.4 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針」にて設定した溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれがないことを評価する。</p> <p>具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・泊及び女川は、「1.7.5.1 没水の影響に対する設計方針」に当該内容を記載している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>算出された溢水量、設定した溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>具体的には、以下に示す設計方針のいずれかを満足することで、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。また、いずれの設計方針も満足しない場合は、壁、扉、堰等による没水対策を実施する。</p> <p>a. 溢水水位が防護対象設備の機能喪失高さを上回らないこと。</p> <p>b. 防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が別区画に設置され、同時に安全機能を損なうことのないこと。</p> <p>c. 溢水が到達する前に、各々の系統で閉止を期待する弁が自動閉止するために、当該系統の隔離状態が維持されること。</p> <p>d. 当該系統の想定破損発生時に没水する防護対象設備に機能要求がないこと。</p> <p>なお、防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-22～32、158～210) (2-9-別1 補-76～169)】</p> <p>【島根2号炉】2.5.1 没水の影響に対する設計方針（抜粋）</p> <p>p9条・14 機能喪失高さは実力高さ（各溢水防護対象機器等の機能喪失部位の高さ）に余裕を考慮した評価高さを基本とするが、評価高さで没水する場合には、機能喪失高さの実力値である個別測定した高さを用いて評価する。</p>	<p>a. 発生した溢水による水位が、溢水の影響を受けて溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を上回らないこと。このとき、溢水による水位の算出に当たっては、区画の床勾配、区画面積、系統保有水量、流入状態、溢水源からの距離、人員のアクセス等による一時的な水位変動を考慮し、保有水量や伝播経路の設定において十分な保守性を確保するとともに、人員のアクセスルートにおいて発生した溢水による水位に対して100mm以上の裕度が確保されていることとする。なお、区画の床勾配については、設計上の最大水上高さ 55mm を機能喪失高さに考慮して裕度を確保する設計とする。区画面積については、軸体寸法から算出した床面積に対して、機器占有率に応じた係数を乗じることで裕度を確保する。系統保有水量については、公称値による算出結果に10%を加味することで裕度を確保する。さらに、溢水防護区画への資機材の持ち込み等による床面積への影響を考慮することとする。</p> <p>機能喪失高さについては、溢水防護対象設備の各付属品の設置状況も踏まえ、没水によって安全機能を損なうおそれのある最低の高さを設定する。</p> <p>溢水防護対象設備の機能喪失高さ設定における考え方の例を第1.7-2表に示す。</p> <p>b. 溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が同時に溢水の影響を受けないような別区画に設置され、同時に安全機能を損なうことのないこと。</p> <p>その際、溢水の影響により発電用原子炉に外乱があり、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要</p>	<p>a. 発生した溢水による水位が、溢水の影響を受けて溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を上回らないこと。このとき、溢水による水位の算出に当たっては、区画の床勾配、区画面積、系統保有水量、流入状態、溢水源からの距離、人員のアクセス等による一時的な水位変動を考慮し、保有水量や伝播経路の設定において十分な保守性を確保するとともに、人員のアクセスルートにおいて発生した溢水による水位に対して100mm以上の裕度が確保されていることとする。なお、区画の床勾配については、設計上の最大水上高さ 50mm を機能喪失高さに考慮して裕度を確保する設計とする。区画面積については、軸体寸法から算出した床面積に対して、現場測定により確認した欠損面積を差引くことで算定し、欠損面積に対して一律に係数を乗じることで裕度を確保する。系統保有水量については、公称値による算出結果に10%を加味することで裕度を確保する。さらに、溢水防護区画への資機材の持ち込み等による床面積への影響を考慮することとする。</p> <p>機能喪失高さについては、溢水防護対象設備の各付属品の設置状況も踏まえ、没水によって安全機能を損なうおそれのある最低の高さを設定する。</p> <p>機能喪失高さは実力高さ（各溢水防護対象機器等の機能喪失部位の高さ）に余裕を考慮した評価高さを基本とするが、評価高さで没水する場合には、機能喪失高さの実力値である個別測定した高さを用いて評価する。</p> <p>溢水防護対象設備の機能喪失高さ設定における考え方の例を第1.7-2表に示す。</p> <p>b. 溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が同時に溢水の影響を受けないような別区画に設置され、同時に安全機能を損なうことのないこと。</p> <p>その際、溢水の影響により発電用原子炉に外乱があり、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>設計方針の相違 • プラント設計の相違により最大水上高さが異なる。床勾配を考慮して裕度を確保する設計としていることに相違はない。</p> <p>設計方針の相違 • 泊では、区画面積及び区画内にある基礎等のコンクリート構造物は建築図面より算出し、評価に用いる潜留面積が現場の実態に即した精緻なものとなるよう、常設機器等の欠損面積は現場実測により算出している。 • また、女川は床面積に対する機器占有率に応じた係数を乗じることで裕度を確保しているのに対し、泊は全区画の欠損面積を一律に割り増しすることで保守性を確保している。（大飯3/4号炉、美浜3号炉、高浜1/2/3/4号炉と同様）</p> <p>設計方針の相違 • 泊では評価ガイドの要求に則り、機能喪失高さは、保守的に機能喪失すると仮定した高さである「実力高さ（基本設定箇所）」を標準としているが、実力高さで没水してしまう機器については「評価高さ（個別測定箇所）」を適用している。 • 上記の機能喪失高さの設定方針は、先行審査プラントである柏崎6、7号炉及び島根2号炉で実績があり、女川2号炉においても、溢水水位に対して防護対象設備の機能喪失高さの裕度が小さい場合には、実際の機能喪失高さを実測することで実際には十分な裕度が確保されていることを確認している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき必要な機器の单一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行うこと。</p> <p>(第1.7-2表 溢水防護対象設備の機能喪失高さ設定の考え方(例示))</p> <p>(2) 没水の影響に対する防護設計方針</p> <p>溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なうおそれがある場合には、以下に示すいずれか又は組み合わせの対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 溢水源又は溢水経路に対する対策 a. 漏えい検知システム等により溢水の発生を早期に検知し、中央制御室からの遠隔操作（自動又は手動）又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。 b. 溢水防護区画外の溢水に対して、壁、扉、堰等による流入防止対策を図り溢水の流入を防止する設計とする。 <p>流入防止対策として設置する壁、扉、堰等は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 S_{e} による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> c. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施により発生応力を低減し、溢水源から除外することにより溢水量を低減する。 d. 地震起因による溢水に対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動 S_{e} による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、溢水源から除外することにより溢水量を低減する。 	<p>求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき必要な機器の单一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行うこと。</p> <p>(2) 没水の影響に対する防護設計方針</p> <p>溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なうおそれがある場合には、以下に示すいずれか又は組み合わせの対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 溢水源又は溢水経路に対する対策 a. 漏えい検知システム等により溢水の発生を早期に検知し、中央制御室からの遠隔操作（自動又は手動）又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。 b. 溢水防護区画外の溢水に対して、壁、扉、堰等による流入防止対策を図り溢水の流入を防止する設計とする。 <p>流入防止対策として設置する壁、扉、堰等は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> c. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施により発生応力を低減し、溢水源から除外又は想定溢水量を低減することにより溢水による影響が発生しない設計とする。 d. 地震起因による溢水に対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、溢水源から除外することにより溢水量を低減する。 	<p>記載箇所の相違</p> <p>女川の第1.7-2表は、泊は資料の最終段に掲載しているため、比較表後段の9-19頁に記載している。</p> <p>設計方針の相違</p> <p>泊では評価ガイドに従い、高エネルギー配管（補助蒸気系統、蒸気発生器プローダウン系統（主蒸気管室以外）及び主蒸気系統（主蒸気管室以外））の応力評価を実施し、応力評価の結果により、発生応力 S_n が許容応力 S_a の 0.4 倍を超える場合以下であれば破損形態を低エネルギー配管相当である貫通クラックとして想定し、発生応力 S_n が許容応力 S_a の 0.4 倍以下であれば、破損は想定していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【島根2号炉】2.3.1 没水の影響に対する防護設計方針 (抜粋) p9 条・別添 1-2-3</p> <p>e. その他の溢水のうち機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システムや床ドレンファンネルからの排水等により早期に検知し、溢水防護対象設備の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(2) 被水による影響に対する設計方針 溢水源となる機器からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水又は天井面開口部若しくは貫通部からの被水による影響を受けて、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。ここで、溢水防護区内において、被水による影響を評価するための区画を評価対象区画という。</p> <p>a. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されている場合は、防護対象設備に対し被水防護措置がなされていること。 b. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されていない場合は、天井面に開口部又は貫通部が存在しないこと。 c. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されておらず、かつ、天井面に開口部又は貫通部</p>	<p>e. その他の溢水のうち機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システムや床ドレンファンネルからの排水等により早期に検知し、溢水防護対象設備の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>② 溢水防護対象設備に対する対策 a. 溢水防護対象設備の設置高さを嵩上げし、評価の各段階における保守性と併せて考慮した上で、溢水防護対象設備の機能喪失高さが、発生した溢水による水位を十分な裕度を持って上回る設計とする。 b. 溢水防護対象設備周囲に浸水防止堰を設置し、溢水防護対象設備が没水しない設計とする。設置する浸水防止堰については、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とともに、溢水の要因となる地震や火災等により生じる環境や荷重条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>1.7.5.2 被水影響に対する設計方針 (1) 被水の影響に対する評価方針 「1.7.2 考慮すべき溢水事象」にて設定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なうおそれがないことを評価する。 具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。</p> <p>a. 溢水防護対象設備があらゆる方向からの水の飛まつによっても有害な影響を生じないよう、以下に示すいずれかの保護構造を有していること。 (a) 「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」における第二特性数字4以上相当の保護等級を有すること。 (b) 実機での被水条件を考慮しても安全機能を損なわないことを被水試験等により確認した保護力</p>	<p>e. その他の溢水のうち機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知器による早期検知や床ドレンからの排水等により、溢水防護対象設備の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>② 溢水防護対象設備に対する対策 a. 溢水防護対象設備の設置高さを嵩上げし、評価の各段階における保守性と併せて考慮した上で、溢水防護対象設備の機能喪失高さが、発生した溢水による水位を十分な裕度を持って上回る設計とする。 b. 溢水防護対象設備周囲に浸水防止堰を設置し、溢水防護対象設備が没水しない設計とする。設置する浸水防止堰については、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とともに、溢水の要因となる地震や火災等により生じる環境や荷重条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>1.7.5.2 被水影響に対する設計方針 (1) 被水の影響に対する評価方針 「1.7.2 考慮すべき溢水事象」にて設定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なうおそれがないことを評価する。 具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。</p> <p>a. 溢水防護対象設備があらゆる方向からの水の飛まつによっても有害な影響を生じないよう、以下に示すいずれかの保護構造を有していること。 (a) 「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」における第二特性数字4以上相当の保護等級を有すること。 (b) 実機での被水条件を考慮しても安全機能を損なわないことを被水試験等により確認した保護力</p>	<p>記載方針の相違 島根2号炉審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>が存在する場合は、当該開口部及び貫通部に密封処理等の流出防止対策がなされていること。</p> <p>d. 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されておらず、天井面に開口部又は貫通部が存在し、かつ、当該開口部及び貫通部に密封処理等の流出防止対策がなされていない場合にあっては、防護対象設備に対し被水防護措置がなされていること。</p> <p>e. 上記a.～d.を満足しない場合は、防護対象設備が防滴仕様であること。</p> <p>f. 上記a.～e.を満足しない場合は、被水防護対策を実施する。</p> <p>ただし、多重性又は多様性を有し各々を別区画に設置している防護対象設備で、同時にその機能を失わない場合は、機能が維持されるものとする。</p> <p>なお、被水評価において、保護カバーやパッキンにより安全機能を損なうことのない設計としている設備については、実機での被水条件を考慮しても安全機能を損なうことのないことを被水試験により確認する方針とする。</p> <p>保護カバー等の概要を第1.8.1 図に示す。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-33～38、211～232) (2-9-別1 補-459～481)】</p>	<p>バーやパッキン等による被水防護措置がなされていること。</p> <p>b. 溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が同時に溢水の影響を受けないような別区画に設置され、同時に安全機能を損なうことのないこと。</p> <p>その際、溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき必要な機器の单一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行うこと。</p> <p>(2) 被水の影響に対する防護設計方針</p> <p>溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なうおそれがある場合には、以下に示すいずれか又は組み合せの対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>①溢水源又は溢水経路に対する対策</p> <p>a. 溢水防護区画外の溢水に対して、壁、扉、堰等による流入防止対策を図り溢水の流入を防止することにより被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁、扉、堰等は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 Ss による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施により発生応力を低減し、溢水源から除外することにより被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>c. 地震起因による溢水に対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動 Ss による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、溢水源から除外することにより被水の影響が発生しない設計とする。</p>	<p>バーやパッキン等による被水防護措置がなされていること。</p> <p>b. 溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が同時に溢水の影響を受けないような別区画に設置され、同時に安全機能を損なうことのないこと。</p> <p>その際、溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき必要な機器の单一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行うこと。</p> <p>(2) 被水の影響に対する防護設計方針</p> <p>溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なうおそれがある場合には、以下に示すいずれか又は組み合せの対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>①溢水源又は溢水経路に対する対策</p> <p>a. 溢水防護区画外の溢水に対して、壁、扉、堰等による流入防止対策を図り溢水の流入を防止することにより被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁、扉、堰等は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施により発生応力を低減し、溢水源から除外することにより被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>c. 地震起因による溢水に対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、溢水源から除外することにより被水の影響が発生しない設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 消火水の放水による溢水に対しては、溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において固定式消火設備等の水消火を行わない消火手段を採用することにより、被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>また、水消火を行う場合には、水消火による被水の影響を最小限にとどめるため、溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消防活動における運用及び留意事項として「火災防護計画」に定める。</p> <p>②溢水防護対象設備に対する対策</p> <p>a. 「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」における第二特性数字4以上相当の保護等級を有する機器への取替を行う。</p> <p>b. 溢水防護対象設備に対し、実機での被水条件を考慮しても安全機能を損なわないことを被水試験等により確認した保護カバーやパッキン等による被水防護措置を行う。</p> <p>1.7.5.3 蒸気放出の影響に対する設計方針</p> <p>(1) 蒸気放出の影響に対する評価方針</p> <p>「1.7.2 考慮すべき溢水事象」にて設定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が蒸気放出の影響により安全機能を損なうおそれがないことを評価する。</p> <p>具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。</p>	<p>d. 消火水の放水による溢水に対しては、溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画においてガス消火設備による水消火を行わない消火手段を採用することにより、被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>また、水消火を行う場合には、水消火による被水の影響を最小限にとどめるため、溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消防活動における運用及び留意事項として「火災防護計画」に定める。</p> <p>②溢水防護対象設備に対する対策</p> <p>a. 「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」における第二特性数字4以上相当の保護等級を有する機器への取替を行う。</p> <p>b. 溢水防護対象設備に対し、実機での被水条件を考慮しても安全機能を損なわないことを被水試験等により確認した保護カバーやパッキン等による被水防護措置を行う。</p> <p>1.7.5.3 蒸気放出の影響に対する設計方針</p> <p>(1) 蒸気放出の影響に対する評価方針</p> <p>「1.7.2 考慮すべき溢水事象」にて設定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が蒸気放出の影響により安全機能を損なうおそれがないことを評価する。</p> <p>具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>想定破損発生区画内での漏えい蒸気による防護対象設備への影響及び区画間を拡散する漏えい蒸気による防護対象設備への影響が、蒸気曝露試験及び机上評価によって防護対象設備の健全性が確認されている条件(圧力、温度及び湿度)を超えることがなく、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>蒸気影響を緩和するための対策として、蒸気の漏えいを自動検知し、隔離（直ちに環境温度が上昇し健全性が確認されている条件を超えるおそれがある場合は自動隔離、それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離）を行うために蒸気漏えい検知システムを設置する。システムを構成するものとして、温度センサ、蒸気止め弁、漏えい検知監視盤及び漏えい検知制御盤を設置する。</p> <p>さらに、自動検知、遠隔隔離対策だけでは防護対象設備の健全性が確保されない破損想定箇所については、防護カバーを設置し、配管と防護カバーのすき間に流出面積と設定することで漏えい蒸気量を抑制して、環境への温度影響を軽減する設計とする。</p> <p>また、信頼性向上の観点から、防護カバー近傍には小規模漏えい検知を目的とした特定配置温度センサを設置し、蒸気の漏えいを早期自動検知する設計とする。</p> <p>防護カバーの概要を第1.8.2図に示す。</p> <p>b. 蒸気の直接噴出影響に対する設計方針</p> <p>破損想定箇所の近傍に防護対象設備が設置されている場合は、漏えい蒸気の直接噴出による防護対象設備への影響を考慮する。破損想定箇所と防護対象設備との位置関係を踏まえ、漏えい蒸気の直接噴出による影響が、蒸気曝露試験及び机上評価によって防護対象設備の健全性が確認されている条件(圧力、温度及び湿度)を超えることがなく、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>蒸気の直接噴出による影響により、防護対象設備が安全機能を損なうおそれがある場合には、蒸気の影響を緩和する対策、防護対象設備の配置を見直す</p>	<p>a. 溢水防護対象設備が溢水源からの漏えい蒸気を考慮した耐蒸気仕様を有すること。</p> <p>b. 溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が同時に溢水の影響を受けないような別区画に設置され、同時に安全機能を損なうことのないこと。</p> <p>その際、溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき必要な機器の单一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行うこと。</p> <p>(2) 蒸気放出の影響に対する防護設計方針</p> <p>溢水防護対象設備が蒸気放出の影響により安全機能を損なうおそれがある場合には、以下に示すいずれか又は組み合わせの対策を行うことにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>①溢水源又は溢水経路に対する対策</p> <p>a. 溢水防護区画外の蒸気放出に対して、壁、扉等による流入防止対策を図り蒸気の流入を防止する設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁、扉等は、溢水により発生する蒸気に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 S_{e} による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>a. 溢水防護対象設備が溢水源からの漏えい蒸気を考慮した耐蒸気仕様を有すること。</p> <p>b. 溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が同時に溢水の影響を受けないような別区画に設置され、同時に安全機能を損なうことのないこと。</p> <p>その際、溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき必要な機器の单一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行うこと。</p> <p>(2) 蒸気放出の影響に対する防護設計方針</p> <p>溢水防護対象設備が蒸気放出の影響により安全機能を損なうおそれがある場合には、以下に示すいずれか又は組み合わせの対策を行うことにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>① 溢水源又は溢水経路に対する対策</p> <p>a. 溢水防護区画外の蒸気放出に対して、壁、扉等による流入防止対策を図り蒸気の流入を防止する設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁、扉等は、溢水により発生する蒸気に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>対策等を実施することで、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、各系統の蒸気の影響評価における想定破損評価条件を第1.8.7表に示す。</p> <p>【別添資料1 (2-9別1-39～42、233～288) (2-9別1補-196～315)】</p> <p>【島根2号炉】2.5.3 蒸気放出の影響に対する設計方針 (抜粋) p9条・17</p> <p>a. 溢水防護区画外の蒸気放出に対して、壁、扉等による流入防止対策を図り蒸気の流入を防止する設計とする。流入防止対策として設置する壁、扉等は、溢水により発生する蒸気に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 Ss による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 溢水源となる系統を、溢水防護区画外の元弁で閉止することにより、溢水防護区画内において蒸気放出による影響がない設計とする。</p> <p>c. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施により発生応力を低減し、溢水源から除外することにより蒸気放出による影響がない設計とする。</p> <p>1.8.2.4.2 消火水の放水による溢水影響に対する設計方針</p> <p>火災時の消火水系（スプリンクラーを含む。）等からの放水による没水及び被水の影響を受けて、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、スプリンクラーからの放水については、「1.7 火災防護に関する基本方針」で示されている放水量を用い、放水停止に要する時間については、火災発生時の中央制御室での警報発信後から、現場到着までの時間、状況確認及びスプリンクラーの放水停止までの時間に保守性を考慮して設定し、溢水量を算出する。スプリンクラーには自動起動及び手動起動があるが、溢水評価においては両者を区別せずに溢水量を算出する。</p>	<p>b. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施により発生応力を低減し、破損形状を特定することにより蒸気放出による影響を軽減する設計とする。</p> <p>c. 地震起因による溢水に対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動 Ss による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、溢水源から除外することにより蒸気放出による影響が発生しない設計とする。</p> <p>d. 蒸気の漏えいを検知し、中央制御室からの遠隔隔離（自動又は手動）を行うための自動検知・遠隔隔離システムを設置し、漏えい蒸気を早期隔離することで蒸気影響を緩和する設計とする。</p> <p>また、自動検知・遠隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には、破損想定箇所に防護カバーを設置することで漏えい蒸気量を抑制して、溢水防護区画内雰囲気温度への影響を軽減する設計とする。</p> <p>さらに、信頼性向上の観点から、防護カバー近傍には小規模漏えい検知を目的とした特定配置温度検出器を設置し、蒸気の漏えいを早期検知する設計とする。</p> <p>e. 主蒸気管破断事故時等には、建屋内外の差圧による原子炉建屋プローアウトパネルの開放により、溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する設計とする。</p> <p>②溢水防護対象設備に対する対策</p> <p>a. 蒸気放出の影響に対して耐性を有しない溢水防護対象設備については、蒸気曝露試験又は机上評価によって蒸気放出の影響に対して耐性を有することが確認された機器への取替えを行う。</p> <p>b. 溢水防護対象設備に対し、実機での蒸気条件を考慮しても安全機能を損なわないことを蒸気曝露試験等により確認した保護カバーやパッキン等による蒸気防護措置を行う。</p>	<p>b. 溢水源となる系統を、溢水防護区画外の元弁で閉止することにより、溢水防護区画内において蒸気放出による影響が発生しない設計とする。</p> <p>c. 想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施により発生応力を低減し、破損形状を特定することにより蒸気放出による影響を軽減する設計とする。</p> <p>d. 地震起因による溢水に対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、溢水源から除外することにより蒸気放出による影響が発生しない設計とする。</p> <p>e. 蒸気の漏えいを検知し、中央制御室からの遠隔隔離（自動又は手動）を行うための配管漏えい検知システムを設置し、漏えい蒸気を早期隔離することで蒸気影響を緩和する設計とする。</p> <p>② 溢水防護対象設備に対する対策</p> <p>a. 蒸気放出の影響に対して耐性を有しない溢水防護対象設備については、蒸気曝露試験又は机上評価によって蒸気放出の影響に対して耐性を有することが確認された機器への取替えを行う。</p> <p>b. 溢水防護対象設備に対し、実機での蒸気条件を考慮しても安全機能を損なわないことを蒸気曝露試験等により確認した保護カバーやパッキン等による蒸気防護措置を行う。</p>	<p>記載方針の相違 島根2号炉審査実績の反映</p> <p>設計方針の相違 泊3号炉では、評価ガイドの要求に従って高エネルギー配管の全周破断を想定した蒸気影響評価を実施し、影響がないことを確認していることから、蒸気影響緩和を目的とした「防護カバー」は設置不要である。</p> <p>設計方針の相違 ・女川は原子炉建屋原子炉棟の蒸気影響評価において、プローアウトパネルが速やかに開放し、建屋内圧が著しく上昇することはないことを前提条件としている。 ・一方、泊の主蒸気管室における蒸気影響評価では、プローアウトパネルの速やかな開放には期待せず、主蒸気管室が設計耐圧まで上昇する前提としている。よって、泊のプローアウトパネルは溢水影響を軽減するための設備には該当しないことから、プローアウトパネルの記載は削除した。 ・なお、女川のプローアウトパネルは影響緩和系の機能（MS-2）を有しているが、泊のプローアウトパネルは本機能は有していない点でも女川と泊で差異がある。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 溢水による影響に対する設計方針</p> <p>消火活動に伴う放水により想定される溢水量を算出する。算出された溢水量、設定した溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。なお、消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮して溢水水位を算出する。</p> <p>具体的には、以下に示す設計方針のいずれかを満足することで、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。また、いずれの設計方針も満足しない場合は、壁、扉、堰等による溢水対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 溢水水位が防護対象設備の機能喪失高さを上回らないこと。 b. 防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が別区画に設置され、同時に安全機能を損なうことのないこと。 <p>なお、防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>また、消火水放水時の溢水量が評価条件を満足するように、消火活動における注意事項に関する教育及び消火活動後の設備点検を行うことにより防護対象設備が安全機能を損なうことのない運用を行う設計とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-43～46、289～334) (2-9-別1補-316～348)】</p> <p>(2) 被水による影響に対する設計方針</p> <p>消火栓による被水影響に対しては、防護対象設備が設置されている建屋内の防護対象設備に対して、消火水による不用意な放水を行わないことで防護対象設備が、被水の影響を受けて安全機能を損なうことのない運用を行う設計とする。</p> <p>スプリンクラーによる被水影響に対しては、 「1.8.2.4.1 想定破損による溢水影響に対する設計方針」のうち「(2) 被水による影響に対する設計方針」と同じ設計とする。</p> <p>なお、スプリンクラーからの放水によって、同時に2系統の防護対象設備が機能喪失するおそれがあるエリアにはハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>置することで、防護対象設備の安全機能を損なうことのない設計とする。ハロン消火設備又は二酸化炭素消火設備を設置したエリアでは溢水量を考慮しないが、隣接するエリアでの消火栓からの放水及びスプリンクラーからの放水による溢水の伝播を考慮する。</p> <p>また、火災により貫通部の流出及び流入防止対策の止水機能を損なうおそれがある場合には、当該貫通部からの消防水の伝播による溢水影響を考慮する。溢水評価の結果、防護対象設備が安全機能を損なうおそれがある場合には、壁、扉、堰等による溢水伝播を制限する対策等を実施する。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-43～46、289～334) (2-9-別1補-316～348、459～481)】</p> <p>1.8.2.4.3 地震起因による溢水影響に対する設計方針 (使用済燃料ピットのスロッシングを含む。)</p> <p>溢水源となり得る機器（流体を内包する機器）のうち、基準地震動による地震力によって破損が生じる機器を溢水源として溢水を想定し、没水、被水及び蒸気影響により防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>耐震Sクラスの機器については、基準地震動による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。</p> <p>また、耐震B、Cクラスの機器のうち、耐震Sクラスの機器と同様に基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるもの（水位制限によるものを含む。）又は耐震対策工事により耐震性を確保するものについては溢水源として想定しない。</p> <p>耐震B、Cクラスの機器が、耐震性を確保する耐震B、Cクラスの機器に対して、波及的影響を及ぼさないことを確認する方針とする。</p> <p>耐震強度評価又は耐震対策工事により耐震性が確保される機器を第1.8.1表に示す。</p> <p>(1) 没水による影響に対する設計方針</p> <p>流体を内包する耐震B、Cクラスの機器のうち、基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されないものについては、系統や容器内の保有水量に基づき溢</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水量を算出する。また、基準地震動による地震力によって生じるスロッシングにより、使用済燃料ピット外へ漏えいする水量を溢水量として算出する。</p> <p>算出された溢水量、設定した溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>具体的には、以下に示す設計方針のいずれかを満足することで、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。また、いずれの設計方針も満足しない場合は、壁、扉、堰等による没水対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 溢水水位が防護対象設備の機能喪失高さを上回らないこと。 b. 防護対象設備が多重性又は多様性を有しており、各々が別区画に設置され、同時に安全機能を損なうことのないこと。 <p>なお、防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-47～51、335～401) (2-9-別1 補-349～407)】</p> <p>(2) 被水による影響に対する設計方針</p> <p>地震による被水影響に対しては、「1.8.2.4.1 想定破損による溢水影響に対する設計方針」のうち「(2) 被水による影響に対する設計方針」と同じ設計とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-33～38、211～232) (2-9-別1 補-459～481)】</p> <p>(3) 蒸気による影響に対する設計方針</p> <p>流体を内包する耐震B、Cクラスの機器のうち、基準地震動による地震力によって耐震性が確保されないものについては、破損する機器から発生する蒸気の影響を受けて、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 蒸気拡散影響に対する設計方針 <p>防護対象設備に対する、漏えい蒸気の拡散による影響を確認するために、熱流体解析コード(GOT-HICコード)を用い、実機を模擬した空調条件や解析区画を設定して解析を実施する。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>想定破損発生区画内での漏えい蒸気による防護対象設備への影響及び区画間を拡散する漏えい蒸気による防護対象設備への影響が、蒸気曝露試験及び机上評価によって防護対象設備の健全性が確認されている条件(圧力、温度及び湿度)を超えることがなく、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>蒸気影響を緩和するための対策として、蒸気の漏えいを自動検知し、隔離（直ちに環境温度が上昇し健全性が確認されている条件を超えるおそれがある場合は自動隔離、それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離）を行うために蒸気漏えい検知システムを設置する。システムを構成するものとして、温度センサ、蒸気止め弁、漏えい検知監視盤及び漏えい検知制御盤を設置する。さらに、自動検知、遠隔隔離対策だけでは防護対象設備の健全性が確保されない破損想定箇所については、防護カバーを設置し、配管と防護カバーのすき間を流出面積と設定することで漏えい蒸気量を抑制して、環境への温度影響を軽減する設計とする。</p> <p>また、信頼性向上の観点から、防護カバー近傍には小規模漏えい検知を目的とした特定配置温度センサを設置し、蒸気の漏えいを早期自動検知する設計とする。</p> <p>防護カバーの概要を第1.8.2図に示す。</p> <p>b. 蒸気の直接噴出影響に対する設計方針</p> <p>破損想定箇所の近傍に防護対象設備が設置されている場合は、漏えい蒸気の直接噴出による防護対象設備への影響を考慮する。破損想定箇所と防護対象設備との位置関係を踏まえ、漏えい蒸気の直接噴出による影響が、蒸気曝露試験及び机上評価によって防護対象設備の健全性が確認されている条件（圧力、温度及び湿度）を超えることがなく、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>蒸気の直接噴出による影響により、防護対象設備が安全機能を損なうおそれがある場合には、蒸気影響を緩和する対策、防護対象設備の配置を見直す対策等を実施することで、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【別添資料1 (2-9-別1-39~42, 233~288) (2-9-別1 準-196~315)】</p> <p>1.8.3 使用済燃料ピットの溢水評価に関する設計方針 1.8.3.1 溢水源及び溢水量の想定 溢水源及び溢水量は、「1.8.2.1 溢水源及び溢水量の想定」の溢水源及び溢水量と同じ想定とする。 【別添資料1 (2-9-別1-55)】</p> <p>1.8.3.2 防護対象設備の設定 防護対象設備は、使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能の維持に必要な設備とする。 使用済燃料ピットを定められた水温（65°C以下）に維持する必要があるため、使用済燃料ピットの冷却機能の維持に必要な設備を抽出する。 また、使用済燃料の放射線に対する遮蔽機能（水面の設計基準線量率≤0.02mSv/h）の維持に必要な水位が確保されるように、使用済燃料ピットへの給水機能の維持に必要な設備を抽出する。 具体的には、燃料取替用水系の設備及び燃料ピット冷却浄化系の設備を抽出する。 【別添資料1 (2-9-別1-57)】</p> <p>1.8.3.3 溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水防護区画及び溢水経路は、「1.8.2.3 溢水防護区画及び溢水経路の設定」と同じ方法で設定する。【別添資料1 (2-9-別1-57~60)】</p>	<p>1.7.5.4 その他の溢水に対する設計方針 地下水の流入、屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水が、溢水防護区画に流入するおそれがある場合には、壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包するエリア内及び建屋内への流入を防止する設計とし、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えいに対して、漏えい検知システムや床ドレンファンネルからの排水等により早期に検知し、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>1.7.5.4 その他の溢水に対する設計方針 地下水の流入、屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水が、溢水防護区画に流入するおそれがある場合には、壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包するエリア内及び建屋内への流入を防止する設計とし、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えいに対して、漏えい検知器による早期検知や床ドレンからの排水等により、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>記載方針の相違 島根2号炉審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.8.3.4 使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能の維持に必要な設備の溢水影響に関する設計方針</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能の維持に必要な設備が、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水に対して、以下に示す没水、被水及び蒸気の影響を受けて、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、発生した溢水については、溢水の流入状態、溢水源からの距離、運転員のアクセス等により一時的な水位変動が生じることが考えられることから、防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、防護対象設備に対して溢水防護区画ごとに算出される溢水水位にゆらぎの影響を踏まえた裕度 100mm を確保する。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-4、55) (2-9-別1-補-547～554)】</p> <p>1.8.3.4.1 想定破損による溢水影響に対する設計方針 想定破損による防護対象設備への溢水影響は、</p> <p>1.8.2.4.1 想定破損による溢水影響に対する設計方針」と同様の設計とする。 【別添資料1 (2-9-別1-61～67)】</p> <p>1.8.3.4.2 消火水の放水による溢水影響に対する設計方針 消火水の放水による防護対象設備への溢水影響は、</p> <p>1.8.2.4.2 消火水の放水による溢水影響に対する設計方針」と同様の設計とする。 【別添資料1 (2-9-別1-67)】</p> <p>1.8.3.4.3 地震起因による溢水影響に対する設計方針 (使用済燃料ピットのスロッシングを含む。)</p> <p>a. 地震起因による防護対象設備への溢水影響 地震起因による防護対象設備への溢水影響は、 「1.8.2.4.3 地震起因による溢水影響に対する設計方針 (使用済燃料ピットのスロッシングを含む。)」と同様の設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 使用済燃料ピットのスロッシング後の機能維持に関する設計方針</p> <p>使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動による地震力によって生じるスロッシング現象を3次元流動解析により評価し、使用済燃料プール外へ漏えいする水量を考慮する。その際、使用済燃料プールの初期水位は、スキマサージタンクへのオーバーフロー水位として評価する。算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料プールの水位低下を考慮しても、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能が確保されるため、それらを用いることにより適切な水温（水温65°C以下）及び遮蔽水位を維持できる設計とする。</p> <p>算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料ピット水位を求め、使用済燃料ピットの冷却機能（水温65°C以下）及び使用済燃料の放射線に対する遮蔽機能（水面の設計基準線量率≤0.02mSv/h）の維持に必要な水位が確保される設計とする。</p> <p>【別添資料1(2-9-別1-68~75、396~414)】</p>	<p>1.7.5.5 使用済燃料プールのスロッシング後の機能維持に関する設計方針</p> <p>基準地震動 Ss による地震力によって生じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価し、使用済燃料プール外へ漏えいする水量を考慮する。その際、使用済燃料プールの初期水位は、スキマサージタンクへのオーバーフロー水位として評価する。算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料プールの水位低下を考慮しても、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能が確保されるため、それらを用いることにより適切な水温（水温65°C以下）及び遮蔽水位を維持できる設計とする。</p>	<p>1.7.5.5 使用済燃料ピットのスロッシング後の機能維持に関する設計方針</p> <p>基準地震動による地震力によって生じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価し、使用済燃料ピット外へ漏えいする水量を考慮する。その際、使用済燃料ピットの初期水位は、使用済燃料ピットの高水位レベルとして評価する。算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料ピットの水位低下を考慮しても、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能が確保されるため、それらを用いることにより適切な水温（水温65°C以下）及び遮蔽機能（水面の設計基準線量率≤0.01mSv/h）の維持に必要な水位を維持できる設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>設計方針の相違</p> <p>プラント設計の相違により、三次元流動解析に用いる初期水位が異なる。なお、泊では初期条件として、使用済燃料ピットと接続されている燃料検査ピット、燃料取替キャナル及びキャスクピットの全てが水張りされた状態として評価する。</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊では遮蔽水位について、使用済燃料の放射線に対する遮蔽機能（水面の設計基準線量率）を明記している。</p> <p>（記載は大飯の審査実績を反映）</p>
<p>1.8.2.5 海水ポンプエリアにおける溢水評価に関する設計方針</p> <p>海水ポンプエリア内にある防護対象設備が海水ポンプエリア内及びエリア外で発生する溢水の影響を受け、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>具体的には、海水ポンプエリア外で発生する溢水が、海水ポンプエリアに伝播しないことを確認する方針とする。</p> <p>海水ポンプエリア内で発生する想定破損による低エネルギー配管の貫通クラックによる溢水、消火水の放水による溢水及び降水による溢水を海水ポンプエリアから海水ポンプエリア浸水防止蓋によって排出できる設計とし、海水ポンプエリア内の防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。なお、溢水ガイドに基づき、海水ポンプエリア浸水防止蓋のうち排出量が最も大きい1箇所からの流出は期待しないものとして排出量を算出する。</p> <p>また、防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>【別添資料1(2-9-別1-80~81、450~454)】</p>	<p>1.7.5.6 海水ポンプ室補機ポンプエリアの溢水評価に関する設計方針</p> <p>海水ポンプ室補機ポンプエリア（以下1.7.5.6では「海水ポンプ室」という。）内にある溢水防護対象設備が海水ポンプ室内及び室外で発生する溢水の影響を受け、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には、波及的影響防止及び津波の浸水を防止する目的での低耐震設備の耐震補強対策に加え、海水ポンプ室外で発生する地震に起因する屋外タンク破損による溢水が、海水ポンプ室へ流入しないようにするために、壁、扉、堰等による溢水伝播防止対策を図る設計とする。</p> <p>海水ポンプ室内で発生する想定破損による溢水、消火水の放水による溢水及び降水による溢水についても、壁、扉、堰等による溢水伝播防止対策を図る設計とする。さらに、海水ポンプ室内の多重性を有する溢水防護対象設備を別区画に設置することにより、没水により同時に機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、溢水防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p>		<p>設計方針の相違</p> <p>女川及び大飯の海水ポンプ室は屋外にあるため海水ポンプ室の設計方針について記載しているが、泊の海水ポンプ室は建屋内であるため、これまでの設計方針の中に包絡される。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.8.2.6 防護対象設備設置 建屋外からの溢水評価に関する設計方針</p> <p>防護対象設備が設置されている建屋に隣接する廃棄物処理建屋及びタービン建屋からの溢水並びに屋外タンク及び地下水からの溢水について、防護対象設備が設置されている建屋に対する溢水経路を特定し、壁、扉、堰等又はそれらの組合せにより溢水が流入しない設計とする。</p> <p>(1) 廃棄物処理建屋からの溢水影響に対する設計方針</p> <p>廃棄物処理建屋で発生する溢水が、原子炉周辺建屋へ流入しない設計とするために、以下の対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理建屋から防護対象設備が設置されている原子炉周辺建屋への流入経路に原子炉周辺建屋堰及び原子炉周辺建屋水密扉を設置する。 <p>【別添資料1 (2-9-別1-76～79、415～449) (2-9-別1 補-482～496)】</p> <p>(2) タービン建屋からの溢水影響に関する設計方針</p> <p>タービン建屋で発生する溢水が、防護対象設備が設置されている制御建屋へ流入しない設計とする。</p> <p>タービン建屋における溢水評価では、想定破損及び地震起因による影響を考慮し、循環水管の伸縮継手部の全円周状の破損及び2次系機器の破損を想定した溢水量を評価する。循環水ポンプを停止するまでの間に生じる溢水量、2次系機器の保有水による溢水量及び屋外タンクからの溢水量を合算した溢水量が、タービン建屋空間部に滞留するものとして溢水水位を算出する。上記に加え、循環水管の損傷箇所からの津波による海水の流入については、別途実施する「1.6 耐津波設計」の津波浸水量を考慮する。なお、取水側又は放水側からタービン建屋への流入を想定しても、津波到達前のタービン建屋内の溢水による水頭圧により、津波の流入がないことを確認する方針とする。</p>	<p>1.7.6 溢水防護区画を内包するエリア外及び建屋外からの流入防止に関する設計方針</p> <p>溢水防護区画を内包するエリア外及び建屋外で発生を想定する溢水が、溢水防護区画に流入するおそれがある場合には、壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包するエリア内及び建屋内への流入を防止する設計とし、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、地下水に対しては、揚水ポンプの停止により建屋周囲の水位が地表面まで上昇することを想定し、建屋外周部における壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包する建屋内への流入を防止する設計とし、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。なお、地下水位低下設備については、基準地震動 S_s による地震力に対して耐震性を確保する設計とする。</p>	<p>1.7.6 溢水防護区画を内包する建屋外からの流入防止に関する設計方針</p> <p>溢水防護区画を内包する建屋外で発生を想定する溢水が、溢水防護区画に流入するおそれがある場合には、壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包する建屋内への流入を防止する設計とし、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、地下水に対しては、湧水ピットポンプの停止により建屋周囲の水位が地表面まで上昇することを想定し、建屋外周部における壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包する建屋内への流入を防止する設計とし、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。なお、地下水排水設備については、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とする。</p>	<p><u>記載方針の相違</u></p> <p>女川では海水ポンプ室が建屋外にあるのに対し、泊では海水ポンプ室は建屋内にあるため「エリア外」の記載は不要である。</p> <p>【大飯】</p> <p><u>記載方針の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タービン建屋で発生する溢水が、防護対象設備が設置されている制御建屋へ流入しないことを確認する方針とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-82～85、455～465)】</p> <p>(3) 屋外タンクからの溢水影響に対する設計方針 自然現象による屋外タンクからの溢水影響については、地震、設計竜巻、地滑り及び降水による溢水を考慮する。 地震については、基準地震動による地震力に対して耐震性を有していない屋外タンクからの溢水が、防護対象設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋へ流入しない設計とする。 地滑りについては、「1.2.7.1「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止 第1項(8) 地滑り」に示す地滑り地形に対して、地滑りにより溢水が発生しない設計とする。 設計竜巻については、「1.9 竜巻防護に関する基本方針」において設定した設計竜巻による飛来物により、屋外タンクが破損した場合に発生する溢水が、防護対象設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋に流入しない設計とする。 降水については、「1.2.7.1「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合 第六条外部からの衝撃による損傷の防止 第1項(5) 降水」において設定した降水による溢水が、防護対象設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋に流入しない設計とする。 自然現象による屋外タンクからの溢水の影響については、竜巻による飛来物、地滑り及び降水による溢水を除き、地震時の評価に含まれるが、防護対象設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋へ流入しないようにするために、以下の対策を実施する。</p>	<p>1.7.7 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏えいを防止するための設計方針 管理区域内で発生した溢水の管理区域外への伝播経路となる箇所については、壁、扉、堰等による漏えい防止対策を行うことにより、機器の破損等により生じた放射性物質を内包する液体が管理区域外に漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>1.7.8 溢水によって発生する外乱に対する評価方針 溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき必要な機器の単一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行い、炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる設計とし、これらの機能を維持するために必要な設備（溢水防護対象設備）が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</p>	<p>1.7.7 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏えいを防止するための設計方針 管理区域内で発生した溢水の管理区域外への伝播経路となる箇所については、壁、扉、堰等による漏えい防止対策を行うことにより、機器の破損等により生じた放射性物質を内包する液体が管理区域外に漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>1.7.8 溢水によって発生する外乱に対する評価方針 溢水の影響により発電用原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき必要な機器の単一故障を考慮し、発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行い、炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる設計とし、これらの機能を維持するために必要な設備（溢水防護対象設備）が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・淡水タンク、2次系純水タンク等の水位を制限する。 ・屋外タンクから防護対象設備が設置されている建屋への流入経路には、原子炉周辺建屋水密扉及び制御建屋水密扉を設置する。 ・鯨谷タンクエリアに立坑及び排水トンネルを設置し、溢水を構外へ排水する。 <p>また、地表面以下にある燃料油貯蔵タンク及び建屋との貫通部は、屋外タンクからの溢水の影響を受けても安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-86~91、466~535) (2-9-別1補-520~546)】</p> <p>(4) 地下水による溢水影響に対する設計方針 地下水は、建屋基礎下に設置している集水管により、建屋最下層にある湧水サンプに集水する設計とする。また、周囲の地下水水位を考慮しても防護対象設備が設置されている建屋へ地下水が流入しない設計とする。 湧水サンプポンプ、湧水サンプポンプ電源及び吐出ラインは、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保するとともに、湧水サンプポンプ電源は非常用母線に接続することにより、その機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-92、538~540)】</p> <p>1.8.4 溢水防護に関する設計方針 想定破損による溢水、消防水の放水による溢水及び地震起因による溢水が発生した場合においても、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とするため、壁、扉、堰等により浸水を防止するための対策を実施する。</p> <p>(1) 原子炉周辺建屋堰 廃棄物処理建屋で発生する溢水が原子炉周辺建屋へ伝播することを防止し、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とするため、原子炉周辺建屋堰を</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉周辺建屋に設置する。堰の配置図を第1.8.3図に示す。</p> <p>(2) 原子炉周辺建屋水密扉 廃棄物処理建屋、燃料取替用水ピット及び復水ピットで発生する溢水、屋外タンクからの溢水等が原子炉周辺建屋へ伝播することを防止し、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とするため、原子炉周辺建屋水密扉を原子炉周辺建屋に設置する。</p> <p>(3) 制御建屋水密扉 屋外タンクからの溢水等が制御建屋へ伝播することを防止し、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とするため、制御建屋水密扉を制御建屋に設置する。</p> <p>水密扉の配置図を第1.8.4図に示す。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.6.2.6 手順等</p> <p>溢水評価において、期待する壁、扉、堰等の浸水防護設備、保護カバー、防護カバー、立坑、排水トンネル等の設備については、継続的な保守管理、水密扉閉止等の運用を適切に実施するためにその手順を明確にする。</p> <p>また、溢水評価において、溢水量を制限するために漏えい停止操作に期待する場合は、その手順を明確にする。さらに、それらの手順を確実に実施するために、継続的な教育訓練を実施する。</p> <p>(10) 配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施する。</p> <p>(1) 配管の想定破損による溢水、スプリングラーからの放水による溢水及び地震による溢水が発生する場合においては、的確に操作を行うために手順等を整備する。</p> <p>(2) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加、資機材の持込み等により評価条件としている可燃性物質の量及び滞留面積に見直しがある場合は、溢水評価への影響確認を行う。 【別添資料1 (2-9-別1 補-588～592)】</p> <p>(3) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を的確に行うために手順を整備する。また、水密扉の閉止状態を的確に管理するために社内ルール等の運用を適切に実施する。</p>	<p>1.7.9 手順等</p> <p>溢水評価に関して、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</p> <p>(2) 配管の想定破損による溢水が発生する場合及び基準地震動 Ss による地震力により耐震B,Cクラスの機器が破損し溢水が発生する場合においては、隔離手順を定める。</p>	<p>1.7.9 手順等</p> <p>溢水評価に関して、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</p> <p>(2) 配管の想定破損による溢水が発生する場合及び基準地震動による地震力により耐震B,Cクラスの機器が破損し溢水が発生する場合においては、隔離手順を定める。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 項目の記載順序が異なるが、比較のため大飯の記載を入れ替えた。</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・女川は(6)、泊は(10)に記載している。</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・女川は(9)、泊は(12)に記載している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい。）により、低エネルギー配管としている設備の運転時間実績管理を行う。</p> <p>(5) 機能喪失高さが低い防護対象設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火水放水時の注意事項を現場に表示する。 【別添資料1 (2-9-別1 捧-328)】</p> <p>(6) 火災時に消火水を放水した場合は、消火水による防護対象設備の安全機能への影響の有無を確認するために、防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認する。</p> <p>(7) 消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の内部溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>(8) 配管の想定破損により、防護対象設備が蒸気環境に曝された場合は、防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認する。</p> <p>(9) 海水ポンプエリア内及びエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護対象設備が機能喪失しないように海水ポンプエリア浸水防止蓋の適切な保守管理を実施する。</p> <p>(11) 浸水防護設備及び「1.8 溢水防護に関する基本方針」で示す防護対象設備の機能維持に必要な設備に対して、要求される機能を維持するため、適切な保守管理を実施する。また、故障時においては補修を実施する。</p>	<p>(3) 運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により低エネルギー配管としている設備については、運転時間管理を行う。</p> <p>(4) 機能喪失高さが低い防護対象設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火水放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>(5) 火災時に消火水を放水した場合は、消火水による防護対象設備の安全機能への影響の有無を確認するために、防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認する。</p> <p>(6) 消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の内部溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>(7) 配管の想定破損により、防護対象設備が蒸気環境に曝された場合は、防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認する。</p> <p>(8) 浸水防護設備及び防護対象設備の機能維持に必要な設備に対して、要求される機能を維持するため、適切な保守管理を実施する。また、故障時においては補修を実施する。</p> <p>(9) 内部溢水評価で用いる屋外タンクの水量を管理する。</p>	<p>(3) 運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により低エネルギー配管としている設備については、運転時間管理を行う。</p> <p>(4) 機能喪失高さが低い防護対象設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火水放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>(5) 火災時に消火水を放水した場合は、消火水による防護対象設備の安全機能への影響の有無を確認するために、防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認する。</p> <p>(6) 消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の内部溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>(7) 配管の想定破損により、防護対象設備が蒸気環境に曝された場合は、防護対象設備の安全機能が損なわれていないことを保守管理で確認する。</p> <p>(8) 浸水防護設備及び防護対象設備の機能維持に必要な設備に対して、要求される機能を維持するため、適切な保守管理を実施する。また、故障時においては補修を実施する。</p> <p>(9) 内部溢水評価で用いる屋外タンクの水量を管理する。</p>	<p><u>運用の相違</u> 泊は消火水放水に係る運用手順について、(4)～(6)の通り具体的な内容を定めている。(大飯の審査実績反映)</p> <p><u>運用の相違</u> 泊は防護対象設備が蒸気環境に曝された場合に保守管理を行うことを手順として定めている。(大飯の審査実績反映)</p> <p><u>【大飯】</u> <u>運用の相違</u> 泊には該当する設備が無い。</p> <p><u>運用の相違</u> 泊は浸水防護設備及び防護対象設備の機能維持に必要な設備に対する保守管理について手順として定めている。 (大飯の審査実績反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 地震起因による溢水において、溢水源となる機器のうち運用によって溢水を考慮しない機器について、プラント運転中及び停止中において系統運用を停止し、隔離（水抜き）する。</p> <p>(6) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加、資機材の持込み等により評価条件としている床面積に見直しがある場合は、あらかじめ定めた手順により溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(7) 排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための運用を実施する。</p> <p>(8) 施設定期検査作業に伴う溢水防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれない運用とする。</p> <p>(9) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順等を定める。</p> <p>(10) 溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定める。</p> <p>(11) 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるため、消火活動における運用及び留意事項と、それらに関する教育について「火災防護計画」に定める。</p> <p>(12) 内部溢水全般（評価内容並びに溢水経路、防護対象設備、水密扉、堰等の設置の考え方等）について教育を定期的に実施する。</p> <p>(13) 火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水に関する注意事項について、教育を定期的に実施する。</p>	<p>(10) 溢水防護区画において、各種対策設備の追加、資機材の持込み等により評価条件としている可燃性物質の量及び床面積に見直しがある場合は、あらかじめ定めた手順により溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(11) 排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための運用を実施する。</p> <p>(12) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順等を定める。</p> <p>(13) 溢水発生後の滞留区画等での排水作業手順を定める。</p> <p>(14) 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるため、消火活動における運用及び留意事項と、それらに関する教育について「火災防護計画」に定める。</p> <p>(15) 内部溢水全般（評価内容並びに溢水経路、防護対象設備、水密扉、堰等の設置の考え方等）について教育を定期的に実施する。</p> <p>(16) 火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水に関する注意事項について、教育を定期的に実施する。</p>	<p><u>運用の相違</u> 泊は地震起因による溢水において、運用によって溢水源から除外している機器はない。</p> <p><u>設計方針の相違</u> 泊では、火災荷重及び等価時間に基づき消火水の放水量を算定しており、放水量の算定に用いた各区画の火災荷重を上回る量の可燃物が持ち込まれないよう現場管理している。</p> <p><u>設計方針の相違</u> ・女川は溢水影響評価で溢水経路として想定していないハッチについて、定期検査時にハッチが開放されることを考慮し、ハッチ開放時には堰を設置する等の運用を定めている。 ・泊の溢水評価では、床面に設置されたハッチによる止水には期待しておらず、ハッチから下階に溢水が伝播する条件として没水評価を実施している。そのため、施設定期検査作業時であってもハッチの開閉状態が評価に影響することは無く、女川とは異なり施設定期検査作業時にハッチを溢水経路としないための運用は定める必要がない。</p> <p><u>運用の相違</u> 泊は、(15)～(17)の通り内部溢水に係る教育及び訓練の実施について運用手順を定めている。(大飯の審査実績反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
<p>(14) 運転員が内部溢水発生時に的確な判断、操作等が実施できるよう、内部溢水発生の対処に係る訓練を定期的に実施する。</p> <p>(15) タンクにおいて、水位制限を設ける場合は手順等を整備する。</p>	<p>(12) 燃料プール冷却浄化系、燃料プール補給水系が機能喪失した場合における、残留熱除去系による使用済燃料プールの冷却及び給水手順を定める。</p>	<p>(17) 運転員が内部溢水発生時に的確な判断、操作等が実施できるよう、内部溢水発生の対処に係る訓練を定期的に実施する。</p>	<p>【大飯】 <u>記載箇所の相違</u> ・女川は(4)、泊は(9)に記載している。</p> <p>設計方針の相違 ・女川は使用済燃料プールのスロッシング後、燃料プールの水位が一時的にオーバーフロー水位を下回るため、燃料プール冷却ポンプが停止し、使用済燃料プール冷却機能が喪失する。そのため、系統切替操作によるプールへの給水が必要であることから、スロッシング後の使用済燃料プール冷却・給水に係る手順を定めている。 ・泊では、使用済燃料ビットのスロッシング後においても使用済燃料ビットの冷却機能が喪失することはないため、女川のようなビットの冷却・給水機能を維持するための運用手順は不要である。</p> <p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p>																																															
<p>第1.8.1表 耐震強度評価又は耐震対策工事により耐震性が確保される機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>耐震対策工事^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>使用済燃料ビット脱塩塔</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビットフィルタ</td><td>—</td></tr> <tr><td>プローダウンタンク</td><td>○</td></tr> <tr><td>封水冷却器</td><td>—</td></tr> <tr><td>体積制御タンク</td><td>—</td></tr> <tr><td>ほう酸補給タンク</td><td>○</td></tr> <tr><td>非再生冷却器</td><td>○</td></tr> <tr><td>試料冷却器</td><td>○</td></tr> <tr><td>プローダウン試料冷却器</td><td>○</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット冷却器</td><td>—</td></tr> <tr><td>空調用冷水膨張タンク</td><td>—</td></tr> <tr><td>出入管理室温水タンク</td><td>○</td></tr> <tr><td>空調用冷凍機</td><td>—</td></tr> <tr><td>格納容器冷却ユニット</td><td>—</td></tr> <tr><td>安全補機室冷却ユニット</td><td>—</td></tr> <tr><td>中央制御室空調ユニット</td><td>—</td></tr> <tr><td>安全補機間閉器室空調ユニット</td><td>—</td></tr> <tr><td>放射線管理室冷却ユニット</td><td>—</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビットポンプ</td><td>—</td></tr> <tr><td>空調用冷水ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr><td>出入管理室温水ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr><td>1次系純水タンク^{※2}</td><td>○</td></tr> <tr><td>廢液蒸留水タンク^{※2}</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 耐震対策工事を実施するものを「○」 実施しないものを「—」とする。 ※2 耐震性確保には水位制限を含む。</p>	設備名称	耐震対策工事 ^{※1}	使用済燃料ビット脱塩塔	○	使用済燃料ビットフィルタ	—	プローダウンタンク	○	封水冷却器	—	体積制御タンク	—	ほう酸補給タンク	○	非再生冷却器	○	試料冷却器	○	プローダウン試料冷却器	○	使用済燃料ビット冷却器	—	空調用冷水膨張タンク	—	出入管理室温水タンク	○	空調用冷凍機	—	格納容器冷却ユニット	—	安全補機室冷却ユニット	—	中央制御室空調ユニット	—	安全補機間閉器室空調ユニット	—	放射線管理室冷却ユニット	—	使用済燃料ビットポンプ	—	空調用冷水ポンプ	—	出入管理室温水ポンプ	—	1次系純水タンク ^{※2}	○	廢液蒸留水タンク ^{※2}	○		
設備名称	耐震対策工事 ^{※1}																																																	
使用済燃料ビット脱塩塔	○																																																	
使用済燃料ビットフィルタ	—																																																	
プローダウンタンク	○																																																	
封水冷却器	—																																																	
体積制御タンク	—																																																	
ほう酸補給タンク	○																																																	
非再生冷却器	○																																																	
試料冷却器	○																																																	
プローダウン試料冷却器	○																																																	
使用済燃料ビット冷却器	—																																																	
空調用冷水膨張タンク	—																																																	
出入管理室温水タンク	○																																																	
空調用冷凍機	—																																																	
格納容器冷却ユニット	—																																																	
安全補機室冷却ユニット	—																																																	
中央制御室空調ユニット	—																																																	
安全補機間閉器室空調ユニット	—																																																	
放射線管理室冷却ユニット	—																																																	
使用済燃料ビットポンプ	—																																																	
空調用冷水ポンプ	—																																																	
出入管理室温水ポンプ	—																																																	
1次系純水タンク ^{※2}	○																																																	
廢液蒸留水タンク ^{※2}	○																																																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																					
<table border="1"> <caption>第1.8.2表 溢水評価上想定する起因事象 (運転時の異常な過渡変化)</caption> <thead> <tr> <th>原子炉外乱の事象</th><th>考慮要否</th><th>スクリーニングアウトする理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>出力運転中の制御棒の異常な引き抜き</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>制御棒の落下及び不整合</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量の部分喪失</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材系の停止ループの誤起動</td><td>—</td><td>誤起動の場合、停止ループの低温の冷却材が炉心に注入され、炉心に正の反応度が添加された後の反応度フィードバック効果により原子炉出力は低下を整定する。このように、本事象では対処設備は不要であるため、溢水評価上考慮不要</td></tr> <tr> <td>外部電源喪失</td><td>○</td><td>外部電源喪失により常用電源が喪失するが、常用電源喪失は「主給水流量喪失」及び「原子炉冷却材流量の喪失」に包絡</td></tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気負荷の異常な増加</td><td>—</td><td>蒸気負荷が増加した場合、炉心に正の反応度が添加された後の反応度フィードバック効果により原子炉出力は抑制され整定する。このように、本事象では対処設備は不要であるため、溢水評価上考慮不要</td></tr> <tr> <td>2次冷却系の異常な減圧</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器への過剰給水</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>負荷の喪失</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材系の異常な減圧</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>第1.8.3表 溢水評価上想定する起因事象 (設計基準事故)</caption> <thead> <tr> <th>原子炉外乱の事象</th><th>考慮要否</th><th>スクリーニングアウトする理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材喪失 (LOCA)</td><td>○*</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量の喪失</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材ポンプの軸固着</td><td>—</td><td>溢水の発生によって原子炉冷却材ポンプの回転軸は固着しない。</td></tr> <tr> <td>主給水管破断</td><td>○*</td><td></td></tr> <tr> <td>主蒸気管破断</td><td>○*</td><td></td></tr> <tr> <td>制御棒飛び出し</td><td>○*</td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器伝熱管破損</td><td>—</td><td>溢水の発生によって蒸気発生器の伝熱管は破損しない。</td></tr> </tbody> </table> <p>*溢水事象であるため対象として考慮する。</p>	原子炉外乱の事象	考慮要否	スクリーニングアウトする理由	原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	○		出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	○		制御棒の落下及び不整合	○		原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	○		原子炉冷却材流量の部分喪失	○		原子炉冷却材系の停止ループの誤起動	—	誤起動の場合、停止ループの低温の冷却材が炉心に注入され、炉心に正の反応度が添加された後の反応度フィードバック効果により原子炉出力は低下を整定する。このように、本事象では対処設備は不要であるため、溢水評価上考慮不要	外部電源喪失	○	外部電源喪失により常用電源が喪失するが、常用電源喪失は「主給水流量喪失」及び「原子炉冷却材流量の喪失」に包絡	主給水流量喪失	○		蒸気負荷の異常な増加	—	蒸気負荷が増加した場合、炉心に正の反応度が添加された後の反応度フィードバック効果により原子炉出力は抑制され整定する。このように、本事象では対処設備は不要であるため、溢水評価上考慮不要	2次冷却系の異常な減圧	○		蒸気発生器への過剰給水	○		負荷の喪失	○		原子炉冷却材系の異常な減圧	○		出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動	○		原子炉外乱の事象	考慮要否	スクリーニングアウトする理由	原子炉冷却材喪失 (LOCA)	○*		原子炉冷却材流量の喪失	○		原子炉冷却材ポンプの軸固着	—	溢水の発生によって原子炉冷却材ポンプの回転軸は固着しない。	主給水管破断	○*		主蒸気管破断	○*		制御棒飛び出し	○*		蒸気発生器伝熱管破損	—	溢水の発生によって蒸気発生器の伝熱管は破損しない。			<p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p>
原子炉外乱の事象	考慮要否	スクリーニングアウトする理由																																																																						
原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	○																																																																							
出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	○																																																																							
制御棒の落下及び不整合	○																																																																							
原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	○																																																																							
原子炉冷却材流量の部分喪失	○																																																																							
原子炉冷却材系の停止ループの誤起動	—	誤起動の場合、停止ループの低温の冷却材が炉心に注入され、炉心に正の反応度が添加された後の反応度フィードバック効果により原子炉出力は低下を整定する。このように、本事象では対処設備は不要であるため、溢水評価上考慮不要																																																																						
外部電源喪失	○	外部電源喪失により常用電源が喪失するが、常用電源喪失は「主給水流量喪失」及び「原子炉冷却材流量の喪失」に包絡																																																																						
主給水流量喪失	○																																																																							
蒸気負荷の異常な増加	—	蒸気負荷が増加した場合、炉心に正の反応度が添加された後の反応度フィードバック効果により原子炉出力は抑制され整定する。このように、本事象では対処設備は不要であるため、溢水評価上考慮不要																																																																						
2次冷却系の異常な減圧	○																																																																							
蒸気発生器への過剰給水	○																																																																							
負荷の喪失	○																																																																							
原子炉冷却材系の異常な減圧	○																																																																							
出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動	○																																																																							
原子炉外乱の事象	考慮要否	スクリーニングアウトする理由																																																																						
原子炉冷却材喪失 (LOCA)	○*																																																																							
原子炉冷却材流量の喪失	○																																																																							
原子炉冷却材ポンプの軸固着	—	溢水の発生によって原子炉冷却材ポンプの回転軸は固着しない。																																																																						
主給水管破断	○*																																																																							
主蒸気管破断	○*																																																																							
制御棒飛び出し	○*																																																																							
蒸気発生器伝熱管破損	—	溢水の発生によって蒸気発生器の伝熱管は破損しない。																																																																						
			<p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p>																																																																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p>第1.8.4表 溢水評価上想定する事象とその対処系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>溢水評価上想定する事象</th><th>左記事象に対する対処機能</th><th>対処系統</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」「制御棒の落下及び不整合」</td><td>・原子炉トリップ ・補助給水</td><td>・安全保護系 ・原子炉停止系 ・補助給水系</td></tr> <tr> <td>②「原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈」（ほう素濃度制御系異常）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>③「原子炉冷却材流量の部分喪失」及び「原子炉冷却材流量の喪失」（1次冷却材ポンプ停止）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>④蒸気発生器への過剰給水（主給水制御弁閉止※1）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑤主給水流量喪失（主給水ポンプ停止止※2）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑥負荷の喪失（主蒸気隔離弁閉止※3）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑦出力運転中の非常用炉心冷却系の起動</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑧主給水管破断</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑨外部電源喪失</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑩2次冷却系の異常な減圧（タービンバイパス弁開止※4）</td><td>上記機能に加え、 ・高圧注入</td><td>上記系統に加え、 ・高圧注入系</td></tr> <tr> <td>⑪原子炉冷却材系の異常な減圧（加圧器遮断弁開止※5）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑫主蒸気管破断</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>⑬「原子炉冷却材喪失（LOC-A）」及び「制御棒挿引出し」</td><td>上記機能に加え、 ・低圧注入 ・格納容器スプレイ系 ・格納容器隔離</td><td>上記系統に加え、 ・低圧注入系 ・格納容器スプレイ系 ・アニュラス隔離系 ・原子炉格納容器隔離弁</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 主給水セイバーハ制御弁閉止 ※2 復水ポンプ停止、主給水制御弁・隔離弁閉止 ※3 タービントリップ ※4 主蒸気遮断弁開止、タービン蒸気加減弁開止 ※5 加圧器スプレイ弁開止、加圧器辅助スプレイ弁開止</p>	溢水評価上想定する事象	左記事象に対する対処機能	対処系統	①「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」「制御棒の落下及び不整合」	・原子炉トリップ ・補助給水	・安全保護系 ・原子炉停止系 ・補助給水系	②「原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈」（ほう素濃度制御系異常）			③「原子炉冷却材流量の部分喪失」及び「原子炉冷却材流量の喪失」（1次冷却材ポンプ停止）			④蒸気発生器への過剰給水（主給水制御弁閉止※1）			⑤主給水流量喪失（主給水ポンプ停止止※2）			⑥負荷の喪失（主蒸気隔離弁閉止※3）			⑦出力運転中の非常用炉心冷却系の起動			⑧主給水管破断			⑨外部電源喪失			⑩2次冷却系の異常な減圧（タービンバイパス弁開止※4）	上記機能に加え、 ・高圧注入	上記系統に加え、 ・高圧注入系	⑪原子炉冷却材系の異常な減圧（加圧器遮断弁開止※5）			⑫主蒸気管破断			⑬「原子炉冷却材喪失（LOC-A）」及び「制御棒挿引出し」	上記機能に加え、 ・低圧注入 ・格納容器スプレイ系 ・格納容器隔離	上記系統に加え、 ・低圧注入系 ・格納容器スプレイ系 ・アニュラス隔離系 ・原子炉格納容器隔離弁
溢水評価上想定する事象	左記事象に対する対処機能	対処系統																																								
①「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」「制御棒の落下及び不整合」	・原子炉トリップ ・補助給水	・安全保護系 ・原子炉停止系 ・補助給水系																																								
②「原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈」（ほう素濃度制御系異常）																																										
③「原子炉冷却材流量の部分喪失」及び「原子炉冷却材流量の喪失」（1次冷却材ポンプ停止）																																										
④蒸気発生器への過剰給水（主給水制御弁閉止※1）																																										
⑤主給水流量喪失（主給水ポンプ停止止※2）																																										
⑥負荷の喪失（主蒸気隔離弁閉止※3）																																										
⑦出力運転中の非常用炉心冷却系の起動																																										
⑧主給水管破断																																										
⑨外部電源喪失																																										
⑩2次冷却系の異常な減圧（タービンバイパス弁開止※4）	上記機能に加え、 ・高圧注入	上記系統に加え、 ・高圧注入系																																								
⑪原子炉冷却材系の異常な減圧（加圧器遮断弁開止※5）																																										
⑫主蒸気管破断																																										
⑬「原子炉冷却材喪失（LOC-A）」及び「制御棒挿引出し」	上記機能に加え、 ・低圧注入 ・格納容器スプレイ系 ・格納容器隔離	上記系統に加え、 ・低圧注入系 ・格納容器スプレイ系 ・アニュラス隔離系 ・原子炉格納容器隔離弁																																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																							
<p>第1.8.5 表 溢水から防護すべき系統設備</p> <table border="1"> <tr><td>補助給水系</td></tr> <tr><td>化学体積制御系</td></tr> <tr><td>安全注入系</td></tr> <tr><td>主蒸気系</td></tr> <tr><td>余熱除去系</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却系</td></tr> <tr><td>制御用空気系</td></tr> <tr><td>換気空調系</td></tr> <tr><td>非常用電源系（ディーゼル発電機を含む。）</td></tr> <tr><td>格納容器スプレイ系</td></tr> <tr><td>冷水系</td></tr> <tr><td>電気盤</td></tr> <tr><td>燃料ピット冷却浄化系</td></tr> <tr><td>燃料取替用水系</td></tr> </table>	補助給水系	化学体積制御系	安全注入系	主蒸気系	余熱除去系	原子炉補機冷却系	制御用空気系	換気空調系	非常用電源系（ディーゼル発電機を含む。）	格納容器スプレイ系	冷水系	電気盤	燃料ピット冷却浄化系	燃料取替用水系	<p>第1.7-1表 溢水から防護すべき系統</p> <table border="1"> <tr><td>機能</td><td>対象系統・機器</td><td>重要度分類</td></tr> <tr><td>原子炉の緊急停止機能</td><td>制御棒及び制御棒駆動系</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>未臨界維持機能</td><td>ほう酸注入系 制御棒及び制御棒駆動系</td><td>PS-1 MS-1</td></tr> <tr><td>原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</td><td>主蒸気逃がし安全弁 (安全弁機能)</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td></td><td>残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>高圧伊吹スプレイ系</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>主蒸気逃がし安全弁 (逃がし弁機能、自動減圧系)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>残留熱除去系 (サブレッシュンブル水冷却モード)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>原子炉隔離時冷却系 高圧伊吹スプレイ系</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td></td><td>原子炉停止後における除熱のための原子炉が隔離された場合の注水機能</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>主蒸気逃がし安全弁 (逃がし弁機能、自動減圧系)</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td></td><td>高圧伊吹スプレイ系 主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧系)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧における注水機能</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td></td><td>低圧伊吹スプレイ系 主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧系)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>残留熱除去系 (低圧注水モード)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧における注水機能</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td></td><td>低圧伊吹スプレイ系 高圧伊吹スプレイ系 残留熱除去系 (低圧注水モード)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧における減圧系を作動させる機能</td><td>MS-1</td></tr> </table>	機能	対象系統・機器	重要度分類	原子炉の緊急停止機能	制御棒及び制御棒駆動系	MS-1	未臨界維持機能	ほう酸注入系 制御棒及び制御棒駆動系	PS-1 MS-1	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	主蒸気逃がし安全弁 (安全弁機能)	MS-1		残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)			高圧伊吹スプレイ系			主蒸気逃がし安全弁 (逃がし弁機能、自動減圧系)			残留熱除去系 (サブレッシュンブル水冷却モード)			原子炉隔離時冷却系 高圧伊吹スプレイ系	MS-1		原子炉停止後における除熱のための原子炉が隔離された場合の注水機能			主蒸気逃がし安全弁 (逃がし弁機能、自動減圧系)	MS-1		高圧伊吹スプレイ系 主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧系)			事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧における注水機能	MS-1		低圧伊吹スプレイ系 主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧系)			残留熱除去系 (低圧注水モード)			事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧における注水機能	MS-1		低圧伊吹スプレイ系 高圧伊吹スプレイ系 残留熱除去系 (低圧注水モード)			事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧における減圧系を作動させる機能	MS-1	<p>第1.7.1表 溢水から防護すべき系統</p> <table border="1"> <tr><td>機能</td><td>対象系統・機器</td><td>重要度分類</td></tr> <tr><td>原子炉の緊急停止機能</td><td>原子炉停止系 (制御棒及び制御棒駆動系)</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>未臨界維持機能</td><td>原子炉停止系 (制御棒及び制御棒駆動系) (化学体積制御設備のほう酸注入機能)</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</td><td>1次冷却系統 (加圧安全弁)</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>原子炉停止後における除熱のための 残留熱除去機能</td><td>余熱除去設備</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系 高圧伊吹スプレイ系</td><td>二次系からの除熱機能</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>原子炉停止後における除熱のための 残留熱除去機能</td><td>二次系への補給水機能</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>事故時の原子炉の状態に応じた伊吹冷却のための 残留熱除去系 (サブレッシュンブル水冷却モード)</td><td>事故時の原子炉の状態に応じた伊吹冷却のための 残留熱除去系 (サブレッシュンブル水冷却モード)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉内高圧時における注水機能</td><td>非常用炉心冷却設備 (高圧注入系)</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>原子炉内低圧時における注水機能</td><td>非常用伊吹冷却設備 (蓄圧注入系・低圧注入系)</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能</td><td>格納容器隔壁 換気空調設備 (アニュラス空気浄化設備) 原子炉格納容器スプレイ設備</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>格納容器の冷却機能</td><td>原子炉格納容器スプレイ設備</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>格納容器内の可燃性ガス制御機能</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能</td><td>非常用所内電源系（交流）</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能</td><td>非常用所内電源系（直流）</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>非常用の交流電源機能</td><td>ディーゼル発電機</td><td>MS-1</td></tr> <tr><td>非常用の直流電源機能</td><td>直流電源設備</td><td>MS-1</td></tr> </table>	機能	対象系統・機器	重要度分類	原子炉の緊急停止機能	原子炉停止系 (制御棒及び制御棒駆動系)	MS-1	未臨界維持機能	原子炉停止系 (制御棒及び制御棒駆動系) (化学体積制御設備のほう酸注入機能)	MS-1	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	1次冷却系統 (加圧安全弁)	MS-1	原子炉停止後における除熱のための 残留熱除去機能	余熱除去設備	MS-1	原子炉隔離時冷却系 高圧伊吹スプレイ系	二次系からの除熱機能	MS-1	原子炉停止後における除熱のための 残留熱除去機能	二次系への補給水機能	MS-1	事故時の原子炉の状態に応じた伊吹冷却のための 残留熱除去系 (サブレッシュンブル水冷却モード)	事故時の原子炉の状態に応じた伊吹冷却のための 残留熱除去系 (サブレッシュンブル水冷却モード)		原子炉内高圧時における注水機能	非常用炉心冷却設備 (高圧注入系)	MS-1	原子炉内低圧時における注水機能	非常用伊吹冷却設備 (蓄圧注入系・低圧注入系)	MS-1	格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能	格納容器隔壁 換気空調設備 (アニュラス空気浄化設備) 原子炉格納容器スプレイ設備	MS-1	格納容器の冷却機能	原子炉格納容器スプレイ設備	MS-1	格納容器内の可燃性ガス制御機能			非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用所内電源系（交流）	MS-1	非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用所内電源系（直流）	MS-1	非常用の交流電源機能	ディーゼル発電機	MS-1	非常用の直流電源機能	直流電源設備	MS-1	<p>【大飯】 <u>記載方針の相違</u> ・女川審査実績の反映</p>
補助給水系																																																																																																																										
化学体積制御系																																																																																																																										
安全注入系																																																																																																																										
主蒸気系																																																																																																																										
余熱除去系																																																																																																																										
原子炉補機冷却系																																																																																																																										
制御用空気系																																																																																																																										
換気空調系																																																																																																																										
非常用電源系（ディーゼル発電機を含む。）																																																																																																																										
格納容器スプレイ系																																																																																																																										
冷水系																																																																																																																										
電気盤																																																																																																																										
燃料ピット冷却浄化系																																																																																																																										
燃料取替用水系																																																																																																																										
機能	対象系統・機器	重要度分類																																																																																																																								
原子炉の緊急停止機能	制御棒及び制御棒駆動系	MS-1																																																																																																																								
未臨界維持機能	ほう酸注入系 制御棒及び制御棒駆動系	PS-1 MS-1																																																																																																																								
原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	主蒸気逃がし安全弁 (安全弁機能)	MS-1																																																																																																																								
	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)																																																																																																																									
	高圧伊吹スプレイ系																																																																																																																									
	主蒸気逃がし安全弁 (逃がし弁機能、自動減圧系)																																																																																																																									
	残留熱除去系 (サブレッシュンブル水冷却モード)																																																																																																																									
	原子炉隔離時冷却系 高圧伊吹スプレイ系	MS-1																																																																																																																								
	原子炉停止後における除熱のための原子炉が隔離された場合の注水機能																																																																																																																									
	主蒸気逃がし安全弁 (逃がし弁機能、自動減圧系)	MS-1																																																																																																																								
	高圧伊吹スプレイ系 主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧系)																																																																																																																									
	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧における注水機能	MS-1																																																																																																																								
	低圧伊吹スプレイ系 主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧系)																																																																																																																									
	残留熱除去系 (低圧注水モード)																																																																																																																									
	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧における注水機能	MS-1																																																																																																																								
	低圧伊吹スプレイ系 高圧伊吹スプレイ系 残留熱除去系 (低圧注水モード)																																																																																																																									
	事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内高圧における減圧系を作動させる機能	MS-1																																																																																																																								
機能	対象系統・機器	重要度分類																																																																																																																								
原子炉の緊急停止機能	原子炉停止系 (制御棒及び制御棒駆動系)	MS-1																																																																																																																								
未臨界維持機能	原子炉停止系 (制御棒及び制御棒駆動系) (化学体積制御設備のほう酸注入機能)	MS-1																																																																																																																								
原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	1次冷却系統 (加圧安全弁)	MS-1																																																																																																																								
原子炉停止後における除熱のための 残留熱除去機能	余熱除去設備	MS-1																																																																																																																								
原子炉隔離時冷却系 高圧伊吹スプレイ系	二次系からの除熱機能	MS-1																																																																																																																								
原子炉停止後における除熱のための 残留熱除去機能	二次系への補給水機能	MS-1																																																																																																																								
事故時の原子炉の状態に応じた伊吹冷却のための 残留熱除去系 (サブレッシュンブル水冷却モード)	事故時の原子炉の状態に応じた伊吹冷却のための 残留熱除去系 (サブレッシュンブル水冷却モード)																																																																																																																									
原子炉内高圧時における注水機能	非常用炉心冷却設備 (高圧注入系)	MS-1																																																																																																																								
原子炉内低圧時における注水機能	非常用伊吹冷却設備 (蓄圧注入系・低圧注入系)	MS-1																																																																																																																								
格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能	格納容器隔壁 換気空調設備 (アニュラス空気浄化設備) 原子炉格納容器スプレイ設備	MS-1																																																																																																																								
格納容器の冷却機能	原子炉格納容器スプレイ設備	MS-1																																																																																																																								
格納容器内の可燃性ガス制御機能																																																																																																																										
非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用所内電源系（交流）	MS-1																																																																																																																								
非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能	非常用所内電源系（直流）	MS-1																																																																																																																								
非常用の交流電源機能	ディーゼル発電機	MS-1																																																																																																																								
非常用の直流電源機能	直流電源設備	MS-1																																																																																																																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																						
	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>対象系統・機器</th> <th>重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の奪回気中の放射性物質の濃度低減機能</td> <td>非常用ガス処理系</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>格納容器の冷却機能</td> <td>残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>格納容器内の可燃性ガス制御機能</td> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源から非常用の負荷に対する電力を供給する機能</td> <td>非常用交流電源設備</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源から非常用の負荷に対する電力を供給する機能</td> <td>非常用直流水源設備</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>非常用の交流電源機能</td> <td>非常用ディーゼル発電機(高圧切心スブリード系)及び原動機を含む。)</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>非常用の直流電源機能</td> <td>蓄電池(非常用)</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>非常用の計測制御用直流電源機能</td> <td>計測制御用電源設備</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>補機冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却海水系</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>冷却用海水供給機能</td> <td>高圧切心スブリード補機冷却海水系</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室非常用換気空調機能</td> <td>中央制御室換気空調系</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>主蒸気逃がし安全弁の駆動用圧縮空気系 主蒸気隔離弁の駆動用圧縮空気系</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁</td> <td>PS-1</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉格納容器隔離弁</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</td> <td>原子炉保護系の安全保護回路</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</td> <td>非常用仰心冷却系作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路 非常用ガス処理系作動の安全保護回路 起動限域センタ</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>事故時の原子炉の停止状態の把握機能</td> <td>原子炉ストラム用電磁接触器の状態及び制御部位</td> <td>MS-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>対象系統・機器</th> <th>重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故時の仰心冷却状態の把握機能</td> <td>原子炉水位(広域)* 原子炉水位(燃料域)*</td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</td> <td>原子炉圧力* ドライウェル圧力* 圧力拘束室圧力* セブレッシュショントール水温度*</td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</td> <td>格納容器内空気放射線センサ* 原子炉水位(広域)* 原子炉水位(燃料域)* 原子炉圧力* ドライウェル圧力* 圧力拘束室圧力* セブレッシュショントール水温度* 格納容器内空気水素濃度* 格納容器内空気酸素濃度* 気体廃棄物処理設備エリア排気放射線センサ*</td> <td>MS-3</td> </tr> <tr> <td>直接関連系</td> <td>計測制御電源室換気空調系 原子炉補機室換気空調系 換気空調補機非常用冷却海水系</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>ブルー冷却機能</td> <td>残留熱除去系 使用済燃料ブルー水温度*</td> <td>PS-3</td> </tr> <tr> <td>ブルーへの給水機能</td> <td>燃料ブルー補給水系 残留熱除去系 使用済燃料ブルー水位*</td> <td>MS-2 MS-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 計装設備については計装ループ全体を示すため要素名を記載</p>	機能	対象系統・機器	重要度分類	格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の奪回気中の放射性物質の濃度低減機能	非常用ガス処理系	MS-1	格納容器の冷却機能	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)	MS-1	格納容器内の可燃性ガス制御機能	可燃性ガス濃度制御系	MS-1	非常用交流電源から非常用の負荷に対する電力を供給する機能	非常用交流電源設備	MS-1	非常用直流電源から非常用の負荷に対する電力を供給する機能	非常用直流水源設備	MS-1	非常用の交流電源機能	非常用ディーゼル発電機(高圧切心スブリード系)及び原動機を含む。)	MS-1	非常用の直流電源機能	蓄電池(非常用)	MS-1	非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御用電源設備	MS-1	補機冷却機能	原子炉補機冷却海水系	MS-1	冷却用海水供給機能	高圧切心スブリード補機冷却海水系	MS-1	原子炉制御室非常用換気空調機能	中央制御室換気空調系	MS-1	圧縮空気供給機能	主蒸気逃がし安全弁の駆動用圧縮空気系 主蒸気隔離弁の駆動用圧縮空気系	MS-1	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁	PS-1	原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器隔離弁	MS-1	原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	原子炉保護系の安全保護回路	MS-1	工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	非常用仰心冷却系作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路 非常用ガス処理系作動の安全保護回路 起動限域センタ	MS-1	事故時の原子炉の停止状態の把握機能	原子炉ストラム用電磁接触器の状態及び制御部位	MS-2	機能	対象系統・機器	重要度分類	事故時の仰心冷却状態の把握機能	原子炉水位(広域)* 原子炉水位(燃料域)*	MS-2	事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	原子炉圧力* ドライウェル圧力* 圧力拘束室圧力* セブレッシュショントール水温度*	MS-2	事故時のプラント操作のための情報の把握機能	格納容器内空気放射線センサ* 原子炉水位(広域)* 原子炉水位(燃料域)* 原子炉圧力* ドライウェル圧力* 圧力拘束室圧力* セブレッシュショントール水温度* 格納容器内空気水素濃度* 格納容器内空気酸素濃度* 気体廃棄物処理設備エリア排気放射線センサ*	MS-3	直接関連系	計測制御電源室換気空調系 原子炉補機室換気空調系 換気空調補機非常用冷却海水系	MS-1	ブルー冷却機能	残留熱除去系 使用済燃料ブルー水温度*	PS-3	ブルーへの給水機能	燃料ブルー補給水系 残留熱除去系 使用済燃料ブルー水位*	MS-2 MS-3	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>対象系統・機器</th> <th>重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用の計測制御用直流水源機能</td> <td>計測制御用電源設備</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>補機冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却海水設備</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>冷却用海水供給機能</td> <td>原子炉補機冷却海水設備</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室非常用換気空調機能</td> <td>換気空調設備 (中央制御室空調装置)</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>制御用圧縮空気設備</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</td> <td>PS-1</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能</td> <td>原子炉保護設備</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能</td> <td>工学的安全施設作動設備</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>直接関連系</td> <td>空調用冷水設備 換気空調設備 電気盤等</td> <td>MS-1</td> </tr> <tr> <td>事故時の原子炉の停止状態の把握機能</td> <td>原子炉トリップ遮断器の状態 はう素濃度 (サンプリング分析)*</td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>事故時の伊心冷却状態の把握機能</td> <td>1次冷却材圧力*</td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>事故時の伊心冷却状態の把握機能</td> <td>1次冷却材高溫/低温測溫度 (広域)* 加压器水位*</td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</td> <td>格納容器圧力* 格納容器高レンジエリヤモニタ (低レンジ/高レンジ)*</td> <td>MS-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 計装設備については計装ループ全体を示すため要素名を記載</p> <p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>対象系統・機器</th> <th>重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</td> <td>はう酸タンク水位* 蒸気発生器水位(広域、狭域)* 主蒸気圧力* 補助給水ライン流量* 補助給水ピット水位* 燃料取替用水ピット水位* 格納容器再循環サンプル水位(広域、狭域)*</td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>異常状態の緩和機能</td> <td>加压器逃がし弁(手動開閉機能)</td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>制御室外からの安全停止機能</td> <td>中央制御室外原子炉停止盤</td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>ピット冷却機能</td> <td>使用済燃料ピット 使用済燃料ピット水净化冷却設備 使用済燃料ピット温度*</td> <td>PS-2 PS-3</td> </tr> <tr> <td>ピット給水機能</td> <td>燃料取替用水ピット 燃料取替用水ポンプ 使用済燃料ピット水補給ライン 使用済燃料ピット水位*</td> <td>MS-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 計装設備については計装ループ全体を示すため要素名を記載</p>	機能	対象系統・機器	重要度分類	非常用の計測制御用直流水源機能	計測制御用電源設備	MS-1	補機冷却機能	原子炉補機冷却海水設備	MS-1	冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水設備	MS-1	原子炉制御室非常用換気空調機能	換気空調設備 (中央制御室空調装置)	MS-1	圧縮空気供給機能	制御用圧縮空気設備	MS-1	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	PS-1	原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	原子炉保護設備	MS-1	工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	工学的安全施設作動設備	MS-1	直接関連系	空調用冷水設備 換気空調設備 電気盤等	MS-1	事故時の原子炉の停止状態の把握機能	原子炉トリップ遮断器の状態 はう素濃度 (サンプリング分析)*	MS-2	事故時の伊心冷却状態の把握機能	1次冷却材圧力*	MS-2	事故時の伊心冷却状態の把握機能	1次冷却材高溫/低温測溫度 (広域)* 加压器水位*	MS-2	事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	格納容器圧力* 格納容器高レンジエリヤモニタ (低レンジ/高レンジ)*	MS-2	機能	対象系統・機器	重要度分類	事故時のプラント操作のための情報の把握機能	はう酸タンク水位* 蒸気発生器水位(広域、狭域)* 主蒸気圧力* 補助給水ライン流量* 補助給水ピット水位* 燃料取替用水ピット水位* 格納容器再循環サンプル水位(広域、狭域)*	MS-2	異常状態の緩和機能	加压器逃がし弁(手動開閉機能)	MS-2	制御室外からの安全停止機能	中央制御室外原子炉停止盤	MS-2	ピット冷却機能	使用済燃料ピット 使用済燃料ピット水净化冷却設備 使用済燃料ピット温度*	PS-2 PS-3	ピット給水機能	燃料取替用水ピット 燃料取替用水ポンプ 使用済燃料ピット水補給ライン 使用済燃料ピット水位*	MS-2
機能	対象系統・機器	重要度分類																																																																																																																																							
格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の奪回気中の放射性物質の濃度低減機能	非常用ガス処理系	MS-1																																																																																																																																							
格納容器の冷却機能	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)	MS-1																																																																																																																																							
格納容器内の可燃性ガス制御機能	可燃性ガス濃度制御系	MS-1																																																																																																																																							
非常用交流電源から非常用の負荷に対する電力を供給する機能	非常用交流電源設備	MS-1																																																																																																																																							
非常用直流電源から非常用の負荷に対する電力を供給する機能	非常用直流水源設備	MS-1																																																																																																																																							
非常用の交流電源機能	非常用ディーゼル発電機(高圧切心スブリード系)及び原動機を含む。)	MS-1																																																																																																																																							
非常用の直流電源機能	蓄電池(非常用)	MS-1																																																																																																																																							
非常用の計測制御用直流電源機能	計測制御用電源設備	MS-1																																																																																																																																							
補機冷却機能	原子炉補機冷却海水系	MS-1																																																																																																																																							
冷却用海水供給機能	高圧切心スブリード補機冷却海水系	MS-1																																																																																																																																							
原子炉制御室非常用換気空調機能	中央制御室換気空調系	MS-1																																																																																																																																							
圧縮空気供給機能	主蒸気逃がし安全弁の駆動用圧縮空気系 主蒸気隔離弁の駆動用圧縮空気系	MS-1																																																																																																																																							
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁	PS-1																																																																																																																																							
原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉格納容器隔離弁	MS-1																																																																																																																																							
原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	原子炉保護系の安全保護回路	MS-1																																																																																																																																							
工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	非常用仰心冷却系作動の安全保護回路 主蒸気隔離の安全保護回路 原子炉格納容器隔離の安全保護回路 非常用ガス処理系作動の安全保護回路 起動限域センタ	MS-1																																																																																																																																							
事故時の原子炉の停止状態の把握機能	原子炉ストラム用電磁接触器の状態及び制御部位	MS-2																																																																																																																																							
機能	対象系統・機器	重要度分類																																																																																																																																							
事故時の仰心冷却状態の把握機能	原子炉水位(広域)* 原子炉水位(燃料域)*	MS-2																																																																																																																																							
事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	原子炉圧力* ドライウェル圧力* 圧力拘束室圧力* セブレッシュショントール水温度*	MS-2																																																																																																																																							
事故時のプラント操作のための情報の把握機能	格納容器内空気放射線センサ* 原子炉水位(広域)* 原子炉水位(燃料域)* 原子炉圧力* ドライウェル圧力* 圧力拘束室圧力* セブレッシュショントール水温度* 格納容器内空気水素濃度* 格納容器内空気酸素濃度* 気体廃棄物処理設備エリア排気放射線センサ*	MS-3																																																																																																																																							
直接関連系	計測制御電源室換気空調系 原子炉補機室換気空調系 換気空調補機非常用冷却海水系	MS-1																																																																																																																																							
ブルー冷却機能	残留熱除去系 使用済燃料ブルー水温度*	PS-3																																																																																																																																							
ブルーへの給水機能	燃料ブルー補給水系 残留熱除去系 使用済燃料ブルー水位*	MS-2 MS-3																																																																																																																																							
機能	対象系統・機器	重要度分類																																																																																																																																							
非常用の計測制御用直流水源機能	計測制御用電源設備	MS-1																																																																																																																																							
補機冷却機能	原子炉補機冷却海水設備	MS-1																																																																																																																																							
冷却用海水供給機能	原子炉補機冷却海水設備	MS-1																																																																																																																																							
原子炉制御室非常用換気空調機能	換気空調設備 (中央制御室空調装置)	MS-1																																																																																																																																							
圧縮空気供給機能	制御用圧縮空気設備	MS-1																																																																																																																																							
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能	PS-1																																																																																																																																							
原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能	原子炉保護設備	MS-1																																																																																																																																							
工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能	工学的安全施設作動設備	MS-1																																																																																																																																							
直接関連系	空調用冷水設備 換気空調設備 電気盤等	MS-1																																																																																																																																							
事故時の原子炉の停止状態の把握機能	原子炉トリップ遮断器の状態 はう素濃度 (サンプリング分析)*	MS-2																																																																																																																																							
事故時の伊心冷却状態の把握機能	1次冷却材圧力*	MS-2																																																																																																																																							
事故時の伊心冷却状態の把握機能	1次冷却材高溫/低温測溫度 (広域)* 加压器水位*	MS-2																																																																																																																																							
事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能	格納容器圧力* 格納容器高レンジエリヤモニタ (低レンジ/高レンジ)*	MS-2																																																																																																																																							
機能	対象系統・機器	重要度分類																																																																																																																																							
事故時のプラント操作のための情報の把握機能	はう酸タンク水位* 蒸気発生器水位(広域、狭域)* 主蒸気圧力* 補助給水ライン流量* 補助給水ピット水位* 燃料取替用水ピット水位* 格納容器再循環サンプル水位(広域、狭域)*	MS-2																																																																																																																																							
異常状態の緩和機能	加压器逃がし弁(手動開閉機能)	MS-2																																																																																																																																							
制御室外からの安全停止機能	中央制御室外原子炉停止盤	MS-2																																																																																																																																							
ピット冷却機能	使用済燃料ピット 使用済燃料ピット水净化冷却設備 使用済燃料ピット温度*	PS-2 PS-3																																																																																																																																							
ピット給水機能	燃料取替用水ピット 燃料取替用水ポンプ 使用済燃料ピット水補給ライン 使用済燃料ピット水位*	MS-2																																																																																																																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

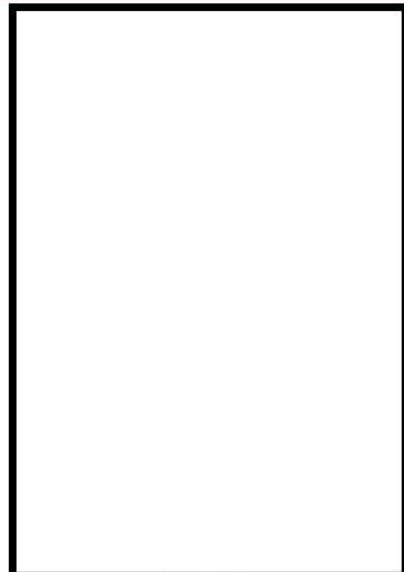
第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>第1.8.6表 機器と機能喪失高さの考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器</th><th>機能喪失高さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁</td><td>①電動弁: 電動弁駆動装置下端 ②空気作動弁: 各付属品（アクチュエータ、電磁弁、減圧弁、リミットスイッチ）のうち、最低高さの付属品の下端部</td></tr> <tr> <td>ダンパー</td><td>各付属品（アクチュエータ、電磁弁、減圧弁、リミットスイッチ）のうち、最低高さの付属品の下端部</td></tr> <tr> <td>ポンプ（操作盤含む）</td><td>①ポンプ又はモータでいずれか低い箇所 ②ポンプは軸貫通部又は油タンクのエアブリーザ部の低い方 ③モータは下端部又は端子箱下端の低い部位</td></tr> <tr> <td>ファン</td><td>モータは下端部又は端子箱下端の低い部位</td></tr> <tr> <td>盤</td><td>盤内の計器類の最下部</td></tr> <tr> <td>計器</td><td>計器本体又は伝送器の下端部</td></tr> </tbody> </table> <p>第1.8.7表 蒸気影響評価における配管の想定破損評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系 統</th><th>破損想定</th><th>隔離</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助蒸気系</td><td>一般部（25Aを超える。） ターミナルエンド部 一般部（25A以下）</td><td>貫通クラック 自動／手動 完全全周破断</td></tr> <tr> <td>化学供給制御系（抽出） 蒸気発生器プローダウンサンブル系</td><td></td><td>手動</td></tr> </tbody> </table> <p>第1.8.1図 保護カバー等の概要</p> <p>第1.8.2図 防護カバーの概要</p>	機 器	機能喪失高さ	弁	①電動弁: 電動弁駆動装置下端 ②空気作動弁: 各付属品（アクチュエータ、電磁弁、減圧弁、リミットスイッチ）のうち、最低高さの付属品の下端部	ダンパー	各付属品（アクチュエータ、電磁弁、減圧弁、リミットスイッチ）のうち、最低高さの付属品の下端部	ポンプ（操作盤含む）	①ポンプ又はモータでいずれか低い箇所 ②ポンプは軸貫通部又は油タンクのエアブリーザ部の低い方 ③モータは下端部又は端子箱下端の低い部位	ファン	モータは下端部又は端子箱下端の低い部位	盤	盤内の計器類の最下部	計器	計器本体又は伝送器の下端部	系 統	破損想定	隔離	補助蒸気系	一般部（25Aを超える。） ターミナルエンド部 一般部（25A以下）	貫通クラック 自動／手動 完全全周破断	化学供給制御系（抽出） 蒸気発生器プローダウンサンブル系		手動		
機 器	機能喪失高さ																								
弁	①電動弁: 電動弁駆動装置下端 ②空気作動弁: 各付属品（アクチュエータ、電磁弁、減圧弁、リミットスイッチ）のうち、最低高さの付属品の下端部																								
ダンパー	各付属品（アクチュエータ、電磁弁、減圧弁、リミットスイッチ）のうち、最低高さの付属品の下端部																								
ポンプ（操作盤含む）	①ポンプ又はモータでいずれか低い箇所 ②ポンプは軸貫通部又は油タンクのエアブリーザ部の低い方 ③モータは下端部又は端子箱下端の低い部位																								
ファン	モータは下端部又は端子箱下端の低い部位																								
盤	盤内の計器類の最下部																								
計器	計器本体又は伝送器の下端部																								
系 統	破損想定	隔離																							
補助蒸気系	一般部（25Aを超える。） ターミナルエンド部 一般部（25A以下）	貫通クラック 自動／手動 完全全周破断																							
化学供給制御系（抽出） 蒸気発生器プローダウンサンブル系		手動																							
<p>第1.7.2表 溢水防護対象設備の機能喪失高さ設定における考え方（例示）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器</th><th>機能喪失高さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁類</td><td>弁が設置される配管の中心レベル</td></tr> <tr> <td>ポンプ類</td><td>コンクリート基礎の高さ</td></tr> <tr> <td>ファン類</td><td>コンクリート基礎の高さ</td></tr> <tr> <td>電気盤類</td><td>対象機器の設置レベル</td></tr> <tr> <td>計器関係</td><td>計器下端レベル</td></tr> </tbody> </table> <p>第1.7.2表 溢水防護対象設備の機能喪失高さ設定における考え方（例示）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器</th><th>機能喪失高さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁類</td><td>基本設定箇所[*] 弁が設置される配管の中心レベル</td></tr> <tr> <td>ポンプ類</td><td>コンクリート基礎の高さ</td></tr> <tr> <td>ファン類</td><td>コンクリート基礎の高さ</td></tr> <tr> <td>電気盤類</td><td>対象機器の設置レベル</td></tr> <tr> <td>計器関係</td><td>計器下端レベル</td></tr> </tbody> </table> <p>* 保守的に機能喪失すると仮定した部位</p>	機 器	機能喪失高さ	弁類	弁が設置される配管の中心レベル	ポンプ類	コンクリート基礎の高さ	ファン類	コンクリート基礎の高さ	電気盤類	対象機器の設置レベル	計器関係	計器下端レベル	機 器	機能喪失高さ	弁類	基本設定箇所 [*] 弁が設置される配管の中心レベル	ポンプ類	コンクリート基礎の高さ	ファン類	コンクリート基礎の高さ	電気盤類	対象機器の設置レベル	計器関係	計器下端レベル	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では評価ガイドの要求に則り、機能喪失高さは、保守的に機能喪失すると仮定した高さである「実力高さ（基本設定箇所）」を標準としているが、実力高さで没水してしまう機器については「評価高さ（個別測定箇所）」を適用している。 ・上記の機能喪失高さの設定方針は、先行審査プラントである柏崎 6、7号炉及び島根 2号炉で実績があり、女川2号炉においても、溢水水位に対して防護対象設備の機能喪失高さの裕度が小さい場合には、実際の機能喪失高さを実測することで実際には十分な裕度が確保されていることを確認している。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映
機 器	機能喪失高さ																								
弁類	弁が設置される配管の中心レベル																								
ポンプ類	コンクリート基礎の高さ																								
ファン類	コンクリート基礎の高さ																								
電気盤類	対象機器の設置レベル																								
計器関係	計器下端レベル																								
機 器	機能喪失高さ																								
弁類	基本設定箇所 [*] 弁が設置される配管の中心レベル																								
ポンプ類	コンクリート基礎の高さ																								
ファン類	コンクリート基礎の高さ																								
電気盤類	対象機器の設置レベル																								
計器関係	計器下端レベル																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>第1.8.3図　運転図 枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>			<small>【大飯】</small> <small>記載方針の相違</small> <small>・女川審査実績の反映</small>
 <small>第1.8.4図　水密層配置図 枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3)適合性説明 第九条 溢水による損傷の防止等</p> <p>1 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。</p>	<p>(3)適合性説明 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.3 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年12月27日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合</p> <p>(溢水による損傷の防止等) 第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。</p>	<p>(3)適合性説明</p> <p>(溢水による損傷の防止等) 第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。</p>	<p>記載表現の相違</p>

適合のための設計方針

第1項について

安全施設は、**原子炉施設**内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのない設計とする。

そのために、**原子炉施設**内における溢水が発生した場合においても、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。

また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。

なお、**原子炉施設**内における溢水として、**原子炉施設**内に設置された機器、配管の破損（地震起因を含む。）、消防水系（**スプリンクラー**を含む。）等の動作又は使用済燃料ピットのスロッシングにより発生した溢水を考慮する。

【別添資料1 (2-9-別1-4)】

適合のための設計方針

第1項について

安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

そのために、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに**使用済燃料プール**においては、**使用済燃料プール**の冷却機能及び**使用済燃料プール**への給水機能を維持できる設計とする。

なお、発電用原子炉施設内における溢水として、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消防系統等の作動、**使用済燃料プール**等のスロッシングその他の事象により発生した溢水を考慮する。

適合のための設計方針

第1項について

安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

そのために、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに**使用済燃料ピット**においては、**使用済燃料ピット**の冷却機能及び**使用済燃料ピット**への給水機能を維持できる設計とする。

なお、発電用原子炉施設内における溢水として、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消防系統等の作動、**使用済燃料ピット**等のスロッシングその他の事象により発生した溢水を考慮する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2項について</p> <p>設計基準対象施設は、原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2-9-別1補-573~587)】</p>	<p>第2項について</p> <p>設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。</p>	<p>第2項について</p> <p>設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.3 気象等 該当なし。	1.3 気象等 該当なし。	1.3 気象等 該当なし。	
1.4 設備等	1.4 設備等	1.4 設備等	
10.6.2 内部溢水に対する防護設備	10. その他発電用原子炉の附属施設	10. その他発電用原子炉の附属施設	
10.6.2.1 概要	10.6.2.1 概要	10.6.2.1 概要	
原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、原子炉施設内に設ける壁、扉、堰等により、防護対象設備がその安全機能を損なうことのない設計とする。 溢水評価に当たっては、溢水防護区画を設定し溢水防護区画の水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設定する。発生を想定する溢水に対し、防護対象設備が没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なうことのない設計とする。	発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備により、溢水防護対象設備が、その安全機能を損なわない設計とする。	発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備により、溢水防護対象設備が、その安全機能を損なわない設計とする。	
【別添資料1 (2-9-別1-4)】			
10.6.2.2 設計方針	10.6.2.2 設計方針 浸水防護設備は、以下の方針で設計する。 (1) 浸水防止堰は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 S_s による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。また、浸水防止堰の高さは、溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。 (2) 水密扉は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 S_s による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 (3) 止水壁は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 S_s による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 (4) (1)～(3)以外の浸水防護設備についても、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動 S_s による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。	10.6.2.2 設計方針 浸水防護設備は、以下の方針で設計する。 (1) 浸水防止堰は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。また、浸水防止堰の高さは、溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。 (2) 水密扉は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 (3) 水密区画壁は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 (4) (1)～(3)以外の浸水防護設備についても、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。	設備名称の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉施設内で溢水が発生した場合において、原子炉施設内に設ける壁、扉、堰等の浸水防護設備により、防護対象設備がその安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットにおいては、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能を維持できる設計とする。さらに、海水ポンプエリア及び防護対象設備が設置されている建屋外の溢水源については、地震、津波、竜巻、地滑り等を考慮する。具体的には、「10.6.2.2.3 海水ポンプエリアにおける溢水評価に関する設計方針」及び「10.6.2.2.4 防護対象設備設置建屋外からの溢水評価に関する設計方針」にて説明する。</p> <p>また、放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管が破損することにより、当該容器又は配管から放射性物質を含む液体の漏えいを想定する場合には、溢水が管理区域外へ漏えいしないよう、建屋内の壁、扉、堰等により伝播経路を制限する設計とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-4) (2-9-別1 補-4、520～541、573～587)】</p> <p>10.6.2.2.1 原子炉施設の溢水評価に関する設計方針 (1) 溢水源及び溢水量の想定</p> <p>溢水源及び溢水量としては、発生要因別に分類した以下の溢水を想定して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。） b. 発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水の放水による溢水」という。） c. 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（以下「地震起因による溢水」という。） d. その他要因（地下水の流入、地震以外の自然現象、機器の誤動作等）により生じる溢水 <p>防護対象設備が設置されている建屋内において、液体を内包する容器及び配管を溢水源となり得る機器</p>	<p>要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第9条 溢水による損傷の防止等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>として抽出する。ここで抽出された機器のうち、上記a.又はc.の評価において破損を想定するものは、それぞれの評価での溢水源として考慮する。</p> <p>【別添資料1 (2-9別1-6、7)】</p> <p>(2) 防護対象設備の設定</p> <p>防護対象設備は、原子炉施設内で発生した溢水に対して、重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を損なうことのない設計（原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計。）するために必要な設備とする。</p> <p>さらに、原子炉施設の安全評価に関する審査指針に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を対象として、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱に対処する設備を抽出する。抽出に当たっては溢水事象となり得る運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故も評価対象とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9別1-8～12、97～125) (2-9別1補-4～53、508～519)】</p> <p>(3) 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p>溢水防護に対する溢水防護区画は、防護対象設備が設置されているすべての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。溢水防護区画は壁、扉、堰等又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画の水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設定する。</p> <p>【別添資料1 (2-9別1-13～15、126～155)】</p> <p>(4) 防護対象設備設置建屋内における溢水評価に関する設計方針</p> <p>想定破損による溢水、消防水の放水による溢水、地震起因による溢水に対して、防護対象設備が以下に示す浸水、被水及び蒸気の影響を受けて、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、溢水評価において、現場操作が必要な設備に対</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>しては、必要に応じて環境の温度、放射線量、薬品等による影響を考慮しても、運転員による操作場所までのアクセスが可能な設計とする。</p> <p>a. 想定破損による溢水影響に対する設計方針 想定される配管の破損形状に基づいた溢水の影響を受けて、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>b. 消火水の放水による溢水影響に対する設計方針 火災時の消火水系（スプリンクラーを含む。）等からの放水による溢水を想定し、溢水の影響を受けて、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、格納容器スプレイ系については原子炉格納容器内でのみ生じ、防護対象設備は耐環境性があることから格納容器スプレイ系の動作により発生する溢水により原子炉格納容器内の防護対象設備が安全機能を損なうことはない。</p> <p>c. 地震起因による溢水影響に対する設計方針（使用済燃料ピットのスロッシングを含む。） 溢水源となり得る機器（流体を内包する機器）のうち、基準地震動による地震力によって破損が生じる機器を溢水源として想定し、溢水の影響を受けて、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>d. その他の溢水影響に対する設計方針 その他の溢水のうち機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システム等により早期に検知し、防護対象設備の安全機能が損なわれない程度の溢水に抑える設計とする。</p> <p>【別添資料1（2-9-別1-22～54、156～414） (2-9-別1補-76～171、196～407、459～481）】</p> <p>10.6.2.2.2 使用済燃料ピットの溢水評価に関する設計方針 (1) 溢水源及び溢水量の想定 溢水源及び溢水量は、「10.6.2.2.1 原子炉施設の溢水評価に関する設計方針」と同じ想定とする。 【別添資料1（2-9-別1-55）】</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第9条 溢水による損傷の防止等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 防護対象設備の設定 防護対象設備は、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料ピットへの給水機能の維持に必要な設備とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-57)】</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
<p>(3) 溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水防護区画及び溢水経路は、「10.6.2.2.1 原子炉施設の溢水評価に関する設計方針」と同じ設定とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-57～60)】</p>			
<p>(4) 溢水評価に関する設計方針 溢水評価に対する設計方針は、「10.6.2.2.1 原子炉施設の溢水評価に関する設計方針」と同様とする。 なお、基準地震動での使用済燃料ピットのスロッシングにより、使用済燃料ピット外へ漏えいする溢水量を考慮しても、使用済燃料ピットの冷却機能及び使用済燃料の放射線に対する遮蔽機能の維持に必要な水位が確保される設計とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-4、55、60～75、396～414) (2-9-別1補-547～554)】</p>			
<p>10.6.2.2.3 海水ポンプエリアにおける溢水評価に関する設計方針 海水ポンプエリア内にある防護対象設備が、海水ポンプエリア内及びエリア外で発生する溢水の影響を受け、安全機能を損なうことのない設計とする。また、防護対象設備の機能喪失高さは、発生した溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>【別添資料1 (2-9-別1-80～81、450～454)】</p>			
<p>10.6.2.2.4 防護対象設備設置建屋外からの溢水評価に関する設計方針 防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計とするため、廃棄物処理建屋からの溢水、タービン建屋からの溢水及び屋外タンクからの溢水は、防護対象設備が設置される建屋へ流入しない設計とする。</p> <p>鯨谷タンクエリアで発生する溢水は、立坑及び排水</p>			